1974年通商法[[1]](#footnote-1)

開放的、無差別的、かつ、公正な世界経済体制の発展を促進し合衆国と諸外国との間の公正かつ自由な競争を助長し、合衆国の経済成長及び完全雇用を達成するための、又その他の目的を実現するための法律。

この法律は、合衆国議会の上院及び下院によって制定され、次の目次とともに、これを「1974年通商法」と引用することができる。

目次

第１編　交渉権限及びその他の権限

第１章　関税率及びその他の通商上の障壁

第101条　通商協定のための基本権限

第102条　貿易に対する障壁及びその他の貿易上の歪み

第103条　全般的交渉目標

第104条　セクター別交渉目標

第104A条　サービス、対外直接投資及び高度先端技術製品の貿易に関する交渉目的

第105条　二国間通商協定

第106条　開発途上国との協定

第107条　国際的セーフガード手続

第108条　供給へのアクセス

第109条　段階的引下げ要件及び端数処理権限

第2章　その他の権限

第121条　ガット分担金の承認

第122条　国際収支権限

第123条　代償権限

第124条　2年間の関税再交渉権限

第125条　終結及び撤回権限

第126条　相互的無差別待遇

第127条　国家安全保障又はその他の理由による特定産品の留保

第128条　高度先端技術製品に関する関税待遇の修正及び継続

第3章　交渉に関する公聴会及び助言

第131条　国際貿易委員会からの助言

第132条　各省及びその他の機関からの助言

第133条　公聴会

第134条　オファー提出の前提条件

第135条　民間及び公的部門からの情報及び助言

第4章　合衆国通商代表部

第141条　組織、機能、権限及び職員

第5章　大統領の措置に関する議会の手続

第151条　非関税障壁に関する通商協定の実施法案、及び共産主義国家との通商協定を承認する決議

第152条　特定の措置を否認する決議

第153条　第402条に基づく免除権限の延長に関する決議

第154条　議会の手続に関する特別規則

第６章　議会との連絡及び報告

第161条　貿易政策及び交渉に関する議会との連絡

第162条　協定の議会への送付

第163条　報告書

第7章　合衆国国際貿易委員会

第171条　関税委員会の名称変更

第172条　委員会の構成

第173条　各委員の投票記録

第174条　訴訟手続きにおける代理

第175条　独立予算及び支出権限

第８章　市場障壁及び一定の不公正通商行為の特定

第181条　市場アクセス障壁見積り

第182条　知的所有権の適正かつ有効な保護又は市場アクセスを拒否する国の特定

第2編　輸入競争に起因する損害からの救済

第１章　輸入品により損害を被った産業による積極的調整

第201条　輸入品との競争のための積極的調整を促進するための措置

第202条　委員会による調査、決定及び勧告

第203条　輸入による損害決定後、大統領によってとられる措置

第204条　措置の監視、修正及び終了

第2章　労働者に対する調整援助

第Ａ節　申請及び決定

第221条　申請

第222条　団体の資格要件

第223条　労働長官による決定

第224条　国際貿易委員会が調査を開始した時の労働長官の調査、肯定的な調査結果が出された場合の措置

第225条　労働者のための給付の情報

第Ｂ節　計画に基づく給付

第１部　産業再調整手当

第231条　労働者の資格要件

第232条　再調整手当の週間支払額

第233条　産業再調整手当の期限

第234条　州法の適用

第2部　訓練及び関連サービス

第235条　雇用サービス

第236条　訓練

第237条　求職手当

第238条　転職手当

第Ｃ節　一般規定

第239条　州との協定

第240条　州協定がない場合の運用

第241条　州に対する支払い

第242条　証明及び支払を行う官吏の責任

第243条　超過支払い分の不正及び回収

第244条　罰則

第245条　支出権限

第246条　老齢労働者に対する代替的貿易調整援助の証明計画

第247条　定義

第248条　規則

第249条　召喚の権限

第3章　企業に対する調整援助

第251条　申請及び決定

第252条　調整提案の承認

第253条　技術援助

第254条　金融援助

第255条　金融援助に関する条件

第256条　中小企業に対する職務の委任、支出権限

第257条　金融援助の運用

第258条　保護規定

第259条　罰則

第260条　訴訟

第261条　定義

第262条　規則

第264条　国際貿易委員会が調査を開始するときの商務長官の審査、肯定的調査結果が出た場合の措置

第265条　企業への援助、適正な運営

第4章　地方自治体に対する調整援助

第271条　申請及び決定

第272条　貿易打撃地域評議会

第273条　計画に基づく給付

第274条　地方自治体調整援助資金及び支出権限

第5章　その他の規定

第280条　一般会計事務の報告

第281条　調整

第282条　貿易監視制度

第283条　外国に再配置する企業

第284条　司法審査

第285条　効力消滅日

第286条　産業調整援助信託基金

第287条　追加手数料の賦課

第６章　農業に対する貿易調整援助

第291条　定義

第292条　申請、団体適格

第293条　農務長官による決定

第294条　国際貿易委員会の調査開始時点での農務長官の研究

第295条　農産品生産者に対する便益情報

第296条　農産品生産者のための資格要件

第297条　過剰支払いについての犯則及び回収

第298条　支出権限

第3編　不公正な貿易慣行からの救済

第１章　貿易協定に基づく合衆国の権利の執行及び外国の貿易慣行に対する対応

第301条　合衆国通商代表による措置

第302条　調査の開始

第303条　調査開始にあたっての協議

第304条　通商代表による決定

第305条　措置の実施

第306条　外国の遵守監視

第307条　措置の変更と停止

第308条　情報要求

第309条　管理規則

第310条　貿易拡大優先事項の特定

第2章　アンチダンピング

第321条　1921年アンチダンピング法の改正

第3章　相殺関税

第331条　1930年関税法第303条及び第516条の改正

第4章　不公正な輸入慣行

第341条　1930年関税法第337条の改正

第4編　無差別待遇を受けていない諸国との通商関係

第１章　ある国との貿易関係

第401条　一定の諸国又は地域の産品の除外

第402条　東西通商における移民の自由

第403条　南東アジアにおける戦闘で行方不明となっている合衆国の要員

第404条　無差別待遇の適用

第405条　通商協定の締結権限

第406条　市場撹乱

第407条　無差別待遇の適用についての議会の承認又は不承認の手続及び大統領の報告

第408条　合衆国市民及び国民に対して負うチェコスロバキアの負債の支払い

第409条　合衆国にいる近親者と同居するために移民する自由

第410条　東西貿易統計監視制度

第2章　産業に対する市場撹乱及び合衆国市場への貿易転換に対する救済

第421条　市場撹乱への行動

第422条　貿易転換に対する行動

第423条　規則；規定の終了

第5編　一般特恵関税制度

第501条　特恵供与権限

第502条　受益対象開発途上国の指定

第503条　対象品目の指定

第504条　見直し及び議会への報告

第505条　終了期日

第506条　受益対象開発途上国の農水産品の輸出

第506A条　一定の受益についてのサブサハラアフリカ諸国の指定

第506B条　サブサハラアフリカ諸国の便益の終了

第507条　定義

第６編　一般規定

第601条　定義

第602条　他の法律との関係

第603条　国際貿易委員会

第604条　関税率表の変更

第605条　可分条項

第606条　国際的麻薬の取締り

第607条　合衆国への鉄鋼の輸出に対する自主的制限

第608条　輸入、輸出及び生産に関する統一的統計資料

第609条　輸入及び輸出に関する統計資料の提出

第610条　属領島嶼から送付される贈与

第611条　輸入課徴金問題に対する意義申立ての審査

第612条　北アメリカ諸国との通商関係

第８編　主要薬物生産国及び薬物通過国の産品の関税措置及びその他これに対する制裁

第801条　略称

第802条　主要薬物生産国及び薬物通過国の産品の関税措置

第803条　砂糖割当

第804条　進捗報告

第805条　定義

第2条

この法律の目的は、相互に利益を付与する通商協定を通じて、次に掲げることを達成することにある。

⑴　合衆国の経済成長及び完全雇用を促進し、開放的かつ無差別的世界貿易を通じて、合衆国及び諸外国との間の経済関係を強化すること

⑵　合衆国の通商に対して実質的に同等の競争機会を確保することを基礎として、貿易障壁を調和、軽減及び撤廃すること

⑶　関税及び貿易に関する一般協定の改正を含め、国際貿易関係において公正及び衡平を確立すること

⑷　不公平で有害な輸入競争から合衆国の産業及び労働者を保護するための適切な手続を定め、かつ、産業、企業、労働者及び地方自治体に対して国際貿易の流れの変化に適用するための援助を与えること

⑸　非市場経済国において合衆国の通商に対する市場機会を開放させること

⑹　合衆国市場において、開発途上国の産品に対し、公正で妥当なアクセスを与えること

第１編　交渉権限及びその他の権限

第１章　関税率及びその他の通商上の障壁

第101条　通商協定のための基本権限

⒜　外国又は合衆国の現行の関税又はその他の輸入制限措置が、合衆国の外国貿易に対し、不当に負担を課し、又は制限しており、かつ、次の措置によってこの法律の目的が促進されると判断するときはいつでも、大統領は、

⑴　この法律の制定の日に始まる5年間の期間に外国又は外国の機関と通商協定を締結することができ、また、

⑵　当該通商協定を実施するため、大統領が必要又は適当と認める現行関税の修正若しくは存続、現行関税の無税待遇若しくは内国消費税待遇の存続、又は追加的関税を布告することができる。

⒝⑴　⑵に規定する場合を除き、⒜⑵に基づく布告は、1975年１月１日現在の関税率の40パーセントを下回る率に関税率を引き下げてはならない。

⑵　⑴の規定は、1975年現在の関税率が従価5パーセントを超えない品目については、これを適用しない。

⒞　⒜⑵に基づいて関税率の引上げ又は関税率の賦課を布告する場合、その率は、次のいずれか高い方の率を超えてはならない。

⑴　1975年１月１日現在有効な合衆国関税率表第2欄に規定する税率を、50パーセント上回る率

⑵　1975年１月１日現在の税率を、従価20パーセント上回る率

第102条　貿易に対する障壁及びその他の貿易上の歪み

⒜　議会は、国際貿易に対する障壁（及びその他の歪み）が合衆国の農業、工業、鉱業、及び商業の生産物のための外国市場の拡大をそこなわせ、互恵的な貿易譲許の意図された相互利益を減少させ、合衆国の経済に悪影響を及ぼし、公正かつ衡平な供給アクセスを妨げ、国家間の開放的かつ無差別的貿易の発展を阻害していることを認める。大統領は、国際貿易に対する種々の障壁（及びその他の歪み）を調和、軽減若しくは撤廃するため、その権限の範囲内において適切かつ実行可能なあらゆる措置（国際協定に基づく合衆国の権利の完全なる行使を含む。）をとることを要請される。大統領は、さらに国際貿易に対する種々の障壁（及びその他の歪み）の調和、軽減若しくは撤廃を目的として、相互主義に基づいて諸外国及び諸機関と、通商協定について交渉するため、⒝によって与えられる権限を行使することを要請される。このサブセクションの規定は、国際貿易の障壁（及び、その他の歪み）に関する協定を実施するために必要となる立法について、事前の承認を与えるものと解してはならない。

⒝⑴　大統領は、外国又は合衆国の国際貿易に対する障壁（又はその他の歪み）が合衆国の外国貿易に対し不当な負担を課し、また、制限しており、又は合衆国経済に悪影響を及ぼしており、若しくは当該障壁を設けることにより、制限又は悪影響をもたらす可能性があり、しかも、以下の措置をとることによって、この法律の諸目的が促進されると判断する場合には、この法律の施行日から13年以内に、そのような障壁（及びその他の歪み）の調和、軽減若しくは撤廃を規定する通商協定、又はそのような障壁（及びその他の歪み）の設定を禁止又は制限する通商協定を、外国又は外国の機関と締結することができる。

⑵(A)　合衆国が課する関税の撤廃又は軽減を規定する通商協定を、⑴に基づきイスラエルとの間においてのみ締結することができる。

(B)　⑴に基づく、合衆国の賦課した関税の撤廃又は軽減を規定するイスラエルとの通商協定の交渉は、イスラエルが第三国との間で締結した差別的特恵関税協定の恩恵を受ける産品に対する特恵関税に対し、合衆国政府が1974年通商法第301条及び関税及び貿易に関する一般協定に基づき異議を申し立てた場合は、当該産品を十分考慮に入れなければならない。

(C)　この条の他の規定にかかわらず、⒞及び⒠⑴の要件は、⑴に基づき、合衆国が賦課した関税の撤廃または軽減についてイスラエルと締結した貿易協定には適用しない。

⑶　法律のその他の規定にかかわらず、当該国以外と⑴に基づき締結した合衆国によって課される関税の撤廃又は軽減を規定する通商協定に基づく貿易上の恩典を他の国に供与するために、貿易上の恩典を他の国に供与してはならない。

⑷(A)　⑵にかかわらず、合衆国が賦課した関税の撤廃又は軽減を規定した通商協定は、次の場合には、⑴に基づき、イスラエル以外の国と締結することができる。

⒤　当該国が当該協定の交渉を要請し、及び

(ii)　大統領が、⒠⑴に基づく通告日から最低60日前に、次の事項を行う場合。

(I)　当該交渉の通知を書面で上院財政委員会及び下院歳入委員会に行う。

(II)　当該委員会と当該協定の交渉について協議する。

(B)　第151条の規定は、次のいずれにも該当する場合、実施法案(151条⒝の意味の範囲内で）に適用することができない。

⒤　当該実施法案が、貿易協定で、次に掲げる協定を承認する規定を含んでいる場合

(I)　この条に基づき、イスラエル以外の国と締結する協定

(II)　合衆国が賦課した関税の撤廃又は低減を規定する協定

(ii)　当該協定が次のいずれかに該当する場合

(I)　当該協定の交渉が(A)の要件に合致しない。

(II)　上院財政委員会又は下院歳入委員会が、(A)(ii)(I)で規定する当該協定の交渉に関する通告日から起算して60日以内に、当該協定の交渉を否認した場合

(C)　(A)(ii)及び(B)(ii)(II)に規定する60日の期間は、次を除いて算定する。

⒤　3日以上、特定の日まで休会又は無期限の休会のため議会のいずれかの院が開会されない日数

(ii)　議会のいずれかの院が開会されない日で、⒤に基づき除外されない、土曜日又は日曜日

⒞　大統領は、この条に基づく国際貿易に対する障壁（又はその他の歪み）の調和、軽減又は撤廃を目的とする通商協定を締結する場合、事前に下院歳入委員会、上院財政委員会並びに当該通商協定によって影響を受ける事項に関する立法を主管する下院及び上院委員会及び上下両院合同委員会と協議しなければならない。当該協議には、⒟及び⒠に規定する、当該通商協定の実施に関連するあらゆる事項を含まなければならない。当該通商協定の実施が、この条に基づいて締結される１又は2以上の他の通商協定とともに単一の実施法案として提案される場合には、その提案に関する実施の必要性及び可能性についても当該協議に含まなければならない。

⒟　大統領は、この条に基づき、国際貿易に対する障壁（又はその他の歪み）の調和、軽減若しくは撤廃を目的とする通商協定を締結する場合、⒠に規定するように、当該協定を、（第151条⒝に規定する）実施法案の草案及び当該協定を実施するために提案される行政措置の説明とともに、議会に提出しなければならず、当該協定は、合衆国に関しては、⒠が満たされ、かつ、大統領により提出された実施法案が法律として制定された

場合にのみ、効力を生ずる。

⒠　このサブセクションに基づいて議会に提出されるすべての通商協定は、合衆国に関するかぎり、次の条件が満たされた場合（かつ、その場合にかぎり）効力を生ずる。

⑴　大統領が、当該通商協定を締結する日の少なくとも90日以前に、下院及び上院に対し、当該協定締結の意図を通告し、その後速やかに連邦官報にその意図を公表すること、

⑵　協定締結後、大統領が下院及び上院に対し、当該協定の最終的で法的本文の写し及び次のものを含む文書を送付すること、

(A)　実施法案の草案及び当該協定を実施するために提案する行政措置案並びに当該実施法案及び行政措置案が現行法にどのような変更を与え、あるいは影響を与えるかに関する説明書

(B)　当該協定が合衆国の通商上の利益に奉仕する程度及びその協定を実施するために、当該実施法案及び行政措置案が必要とされる理由に関する大統領の意見書

⑶　実施法案が法律として制定されること。

⒡　この条に基づいて締結される通商協定の受益者である外国又は外国の機関が、当該協定により課せられる義務に従うことを確保するため、大統領は協定の条項に合致する場合、当該協定に関して提出される実施法案及び行政措置案において、協定上の利益及び義務が当該協定の当事国に限り適用されるよう、議会に勧告することができる。大統領は、当該協定の条件に合致する場合、当該通商協定に関し、協定上の利益と義務が協定の全当事国に一律に適用されないよう、議会に勧告することができる。

⒢　この条の適用において、

⑴　「障壁」とは、次の事項を含む。

(A)　1930年関税法第402条又は第402a条に規定する合衆国販売価格基準に基づく関税評価

(B)　関税又はその他の重要な輸入制限

⑵　「歪み」には、補助金を含む。

⑶　「国際貿易」とは、次の事項を含む。

(A)　商品及びサービス双方の貿易

(B)　合衆国人による対外直接投資。特に当該投資が商品及びサービスの貿易に密接な関係がある場合。

第103条　全般的交渉目標

第101条及び第102条における合衆国の全般的な交渉目標は、より開放的で、衡平な市場アクセスを可能にすること、及び貿易又は通商を歪める措置の調和、軽減若しくは撤廃をはかることである。農産品に関する貿易障壁及び歪みの調和、軽減若しくは撤廃は、最大限可能なかぎり工業品に関する貿易障壁及び歪みの調和、軽減若しくは撤廃と関連させてこれを行わなければならない。

第104条　セクター別交渉目標

⒜　第101条及び第102条における合衆国の主要な交渉目標は、適当な工業品セクター及び農産品セクターについて、これらのセクターに影響を及ぼすあらゆる国際貿易に関する障壁（関税を含む。）及びその他の歪みを考慮して、最大限可能な限り、合衆国市場において与えられている競争機会と同等の競争機会を、先進国に対し輸出される合衆国産品について確保するものでなければならない。

⒝　⒜の交渉目標を達成するために、合衆国の全体的な経済的利益を極大化する（公平で、公正な市場の発展及び開放的かつ無差別的世界貿易を通じて、合衆国の農業、工業、鉱業、及び商業の生産物に対する外国市場を維持し拡大することによる。）という目標に一致する範囲まで、交渉は可能なかぎり、適当な工業品セクターを基礎として行わなけ

ればならない。

⒞　この条及び第135条の目標を達成するため、合衆国通商代表は、場合に応じて商務長官、農務長官又は労働長官とともに、第135条において設置される通商交渉諮問委員会と協議し、かつ利害関係を有する民間組織及び連邦政府以外の政府と協議したのち、適当な工業品セクターを指定しなければならない。

⒟　大統領は、第101条又は第102条に基づいて締結される通商協定によって、１又は2以上の工業品セクターにおける競争機会に重大な影響が及ぶと考える場合、各産品セクター又は種々の産品セクターにおいて、当該協定によって⒜の交渉目標がどの程度達成されるかを分析し、その結果を協定とともに議会に提出しなければならない。

第104A条　サービス、対外直接投資及び高度先端技術製品の貿易に関する交渉目的

⒜　サービス貿易

⑴　総則

第102条に基づく合衆国の主たる交渉目的は、次のとおりとする。

(A)　内国民待遇を与えない障壁及び当該市場における設立及び営業に対する規制を含めて、サービスの国際貿易（特に外国市場における合衆国のサービス部門の貿易）に対する障壁又は歪曲の軽減若しくは除去

(B)　紛争解決の手続を含む次の国際的に合意した規則の策定。

⒤　合衆国の商業政策に合致する

(ii)　当該障壁を軽減又は除去し、かつサービス部門の開かれた国際貿易の確保を助ける。

⑵　国内目的

⑴に規定する目的の追求において、合衆国の交渉者は合理的な健康又は安全、必要な防護、環境、消費者又は雇用機会利益の保護を含めるがこれらに限定されない合理的な合衆国の国内目的を考慮しなければならない。

⒝　外国直接投資

⑴　総則

第102条に基づく主たる合衆国の交渉目的は、次のとおりとする。

(A)　外国直接投資に対する人為的又は貿易歪曲的な障壁の軽減若しくは除去、内国民待遇原則の拡大及び設立に対する不合理な障壁

(B)　紛争解決手続を含む、次の国際的に合意した規則の展開。

⒤　外国直接投資の自由な流れの確保を助け、

(ii)　各種投資関連措置の貿易歪曲的効果を軽減又は除去する。

⑵　国内目的

⑴に規定する目的の追求において、合衆国の交渉者は合理的な健康又は安全、必要な防護、環境、消費者又は雇用機会利益の保護を含めるがこれらに限定されない合理的な合衆国の国内目的を考慮しなければならない。

⒞　高度先端技術製品

合衆国の主たる交渉目的は次のとおりとする。

⑴　高度先端技術製品及び関連サービスにおける、国際貿易及び投資に関して最大限の開放性の達成及び保持

⑵　合衆国の高度先端技術製品の輸出又は高度先端技術産業投資に影響を及ぼす、次の事項を含む外国政府の介入の性格及び範囲に特別の注意を払い、第181条に明記する外国政府の措置、政策、又は慣行がもたらす著しく歪曲的な影響の除去、軽減又は当該影響に対する補償の実現

(A)　国際貿易及び投資を歪曲する外国の産業政策

(B)　内国民待遇を与えない、又は国内高度先端技術産業のためにその他の差別を行う措置

(C)　外国の国民に知的所有権（商標権、特許権及び著作権を含む）の独占権の保全、行使、及び実施のための十分かつ効果的な手段の提供を怠る措置

(D)　主要商品産品の国内市場へのアクセスを損なう措置

(E)　反競争的な市場慣行又は構造を助長又は振興する措置

⑶　外国の高度先端技術製品及び関連サービスの政府又は民間調達が外国政府の公式政策又は措置によって減退させられることがないという約束の取り付け

⑷　合衆国の高度先端技術製品及び関連サービスの輸出に対するすべての関税及びその他の障壁の軽減又は除去の実現

⑸　内国民待遇促進のための約束を取り付けること

⑹　次のことについて約束を取り付けること

(A)　資金的参加及び技術並びに人的交流などの措置を通じて、合衆国及び合衆国の貿易相手国の企業、機関又は国営企業が、双方に関心のある分野で科学協力を追求することの促進

(B)　当該協力作業の成果に対する参加者のアクセスが損なわれないという保障

⑺　知的所有権の取得及び行使並びに所有データの資産価値についての、効果的な最低限の保護手段の提供

⒟　障壁及び保護手段その他の歪曲の定義

⒜の適用において、「サービス分野の国際貿易に対する障壁又はその他の歪曲」とは

次のことを含むが、これに限らない。

⑴　外国市場における企業設立に対する障害

⑵　外国市場での企業活動に対する制限で、以下を含む。

(A)　関係国又はその機関への、又はそこからの情報の移転に対する直接又は間接的な制限

(B)　当該国又はその機関の内部又は外部におけるデータ処理の利用に対する制限。

第105条　二国間通商協定

大統領が、合衆国の経済成長及び完全雇用を促進するうえで二国間協定がより有効であると判断する場合には、第101条及び第102条に基づく交渉目標は、そのような二国間協定を締結することとする。そのような通商協定は、相互に経済的利益をもたらすものでなければならない。

第106条　開発途上国との協定

第101条及び第102条に基づく合衆国の交渉目標のひとつは、開発途上国と合衆国の双方の経済成長及び市場機会の互恵的発展を促進するような通商協定を締結することである。

第107条　国際的セーフガード手続

⒜　第102条における合衆国の主要交渉目標は、国際貿易に対する障壁及びその他の歪みの調和、軽減若しくは撤廃について、国際的に合意された規則及び手続を定めることとし、この規則及び手続は、その交渉の結果締結された協定の当事国の国内市場において、国際貿易の発展によって競争条件に変化が生じた場合に、その調整を容易にするための一時的な措置を認めるものでなければならない。

⒝　第102条に基づき締結される協定には、次の事項に関する手続を設定するための条項を含めることができる。

⑴　影響を受けた輸出国の通報

⑵　国際協議

⑶　貿易フローの変化の国際的レビュー

⑷　変化の結果に応じた貿易フローの調整

⑸　国際的仲裁

また、このような協定には、次の条項を含めることができる。

(A)　一定の条件のもとで、協定の当事国を代償義務及び報復措置から免除すること、

(B)　利害関係国が参加の権利を有する公開の国内手続を許容すること。

第108条　供給へのアクセス

⒜　第102条に基づく合衆国の主要交渉目標のひとつは、合衆国の経済的必要上重要であり、合衆国としては自国の必要量を供給するための国内生産能力を保有せず、又は、そのような生産能力を容易に育成することができない産品を、妥当な価格で公正かつ衡平に入手することを目的として、外国及び外国の機関と通商協定を締結することとする。

⒝　第102条に基づいて締結される協定には、次の条項を含めることができる。

⑴　合衆国に対し、妥当な価格での重要産品の継続的入手を保証する。

⑵　合衆国による互恵的譲許又は同等の通商上の義務若しくはその双方を定める条項

第109条　段階的引下げ要件及び端数処理権限

⒜　この条に別に規定する場合を除き、いかなる品目についても、第101条に基づく通商協定に従って効力を生じる関税の総引下げ率は、実施の日に効力を有している総引下げを超えることはできない。

⑴　当該産品に関する協定を実施するために、第101条⒜⑵に従って布告される最初の引下げが効力を生じる日に、従価の3パーセント又は総引下げ率の10分の１のうちいずれか大きいほうの引下げが発効している場合

⑵　当該最初の引下げが効力を生ずる日の後、１年間隔で、⑴で基づく引下げ率に等しい引下げが行われた場合。

このサブセクションは、関税の総引下げ率が、引下げ以前の関税率の10パーセントを超えない場合には、適用しない。

⒝　大統領は、ある産品に関して、そのような措置をとることで関税の計算が簡素化されると考える場合には、第101条⒝又はこの条の⒜で定める引下げ限度を超えることができる。ただし、その限度は、次のいずれか低い方を超えてはならない。

⑴　当該引下げ限度と、それ以上で最小の整数との差

⑵　従価2分の１パーセント

⒞⑴　第101条に基づく通商協定の場合、いかなる産品の関税率の引下げも、当該産品に関する通商協定を実施するため、最初に布告される引下げが効力を生ずる日から、10年以後は行うことはできない。

⑵　引下げの一部が発効しており、その後、合衆国の立法又はその立法に基づく措置によって、当該引下げ部分が効力を発生しない期間が生じ、その結果、当該産品に関する関税率が維持又は引き上げられた場合、その期間は、次の各期間を認定する際に除外される。

(A)　⒜⑵に規定する１年間隔

(B)　⑴に規定する10年間の満了。

第2章　その他の権限

第121条　ガット分担金の承認

関税及び貿易に関する一般協定の締結国が支払う分担金のうち、合衆国が支払う必要がある金額については、毎年、それを予算に計上することを認める。この承認は、関税及び貿易に関する一般協定の全条項を議会が承認し、又は否認することを意味するものではない。

第122条　国際収支権限

⒜　基礎的な国際収支問題が生じ、その結果、

⑴　合衆国の国際収支上の大幅かつ深刻な赤字に対処し、

⑵　外国為替市場におけるドルの急迫した大幅な下落を防止し、又は、

⑶　他の諸国と協力して、国際収支の不均衡を是正するために、

特別な輸入措置によって輸入を制限する必要が生じた場合には、大統領は、150日を超えない期間（議会の制定する法律によって当該期間が延長される場合を除く。）において、次のいずれかの措置を布告することができる。

(A)　合衆国に輸入される産品に対する関税の形態による従価15パーセントを超えない（既存の関税に加える。）暫定的な輸入課徴金

(B)　合衆国への輸入品に対する割当て制による暫定的輸入制限

(C)　(A)の暫定的輸入課徴金及び(B)の暫定的輸入制限の併用

(B)（及び(C)のうち、(B)に関する部分）に基づいて委任される権限は、⒤　合衆国が加盟している国際通商協定又は国際通貨協定が、国際収支対策として輸入割当を認めている場合で、かつ、(ii)　基礎的不均衡が、(A)又は(C)に従って布告される課徴金によっては、効果的に解消されない範囲でのみ、これを行使することができる。(A)又は(C)に従って布告される暫定的輸入課徴金は、通常の関税と同様に取扱うものとする。

⒝　大統領は、⒜に基づく輸入制限が合衆国の国益に反すると判断する場合には、当該制限措置の布告を差し控えることができる。その場合、大統領は、

⑴　その決定を直ちに議会に通知し、かつ、

⑵　直ちに、第161条⒜に基づいて指名される議会の正式顧問団を召集し、その決定の理由について協議しなければならない。

⒞　基礎的な国際収支問題が生じ、その結果、

⑴　合衆国の国際収支における大幅かつ、恒常的な黒字（統計局によって報告される輸入品のCIF価額に基づいて認定されたもの。）に対処し、

⑵　外国為替市場におけるドルの高騰を防止するため、

輸入を増加させるための特別の輸入措置が必要であると判断する場合には、大統領は、150日を超えない期間（議会の制定する法律によって当該期間が延長される場合を除く。）において次のいずれかの措置を布告することができる。

(A)　任意の産品に対して関税率を（従価5パーセントの範囲内で）暫定的に引き下げること

(B)　輸入制限のもとで輸入可能な産品の金額又は数量を暫定的に増加させること、又は輸入制限を暫定的に停止すること。

このサブセクションに基づいて布告される輸入の自由化措置は、対象産品に関して、広範かつ画一的に適用されなければならない。ただし、大統領は判断により、そのような自由化措置が、農業、鉱業、漁業、若しくは商業を含む国内産業の企業又は労働者に対して実質的な被害をもたらし、又は国家の安全保障を損ない、若しくはその他の点で国益に反すると考える場合には、大統領はそれらの産品に関しこのサブセクションに基づく輸入の自由化措置の布告を行ってはならない。

⒟⑴　⒜に従って布告される輸入制限措置は、無差別待遇の原則に反しないようにこれを適用しなければならない。さらに、⒜(B)に基づいて布告される輸入割当は、その制限がない場合に諸外国と合衆国との間で行われていたと考えられる通商上の配分に、できるだけ近づくように、これを適用しなければならない。

⑵　大統領は、⑴の規定にかかわらず、この条の目的が、大幅又は恒常的な国際収支の黒字を持つ１又は2以上の国に対して措置をとることによって、最もよく実現されると判断する場合、それ以外のすべての国を、当該措置の対象から除外することができる。

⑶　国際的に合意された国際収支調整手続の改善が行われその改善の一部として課徴金の適用に関する新しい規則が合衆国にとって発効した場合、それ以後においては、⑵に規定する除外の権限は、その新しい国際規則に合致する方法で適用されなければならない。

⑷　国際収支調整の責任は、赤字国及び黒字国が等しく分担するという意味で、国際収支調整の手段としての数量制限に代えて課徴金を利用する（及び課徴金の利用に関する規則を定める）ことを目的として、国際協定に必要な修正を加えるよう大統領が求めるというのが、議会の意向である。

⒠　⒜に基づいて布告される輸入規制措置は、対象となる産品に関して広範囲かつ画一的にこれを適用しなければならない。ただし、大統領は、この条の目的に沿って、合衆国経済の必要上、特定の産品については輸入規制措置の対象としないことを認定することができる。当該例外は、妥当な価格で国内で十分な供給が得られない場合、必要不可欠な原材料を輸入する場合、輸入物質の供給における深刻な混乱を避ける場合、及びその他の類似の場合に限るものとする。さらに、すでに輸入規制の対象となっている産品、輸送中の物資又は拘束力のある契約の対象となっている物資など、この条の目的を達成する上で輸入規制措置が不要又は非効果的であるような産品については、それを輸入規制の対象から一律に除外することができる。対象産品に関する輸入規制措置の権限及び対象産品に関する例外措置の認定は、いずれも、個々の国内産業を輸入競争から保護することを目的とするものであってはならない。

⒡　⒜(A)又は⒜(B)に基づく、ある産品の数量若しくは金額又はその双方に関する、数量制限は、

⑴　大統領が当該産品の輸入に関して代表的であると考える最近の期間において、合衆国が、当該規制の適用を受ける外国から輸入した当該産品の数量又は金額を下回らない数量又は金額の輸入を認めるものでなければならず、また、

⑵　当該代表的期間の終了以後、当該輸入産品及び国内で製造又は生産される同種若しくは類似の産品の国内消費量の増加を考慮したものでなければならない。

⒢　大統領は、最初の150日の有効期間中又は議会が制定する法律によって延長された期間中、この条に基づく布告の一部又は全部をこの条の規定と合致する方法で停止、変更又は終結させることができる。

⒣　合衆国への輸入品に課徴金を賦課するために、関税譲許の終結を認める法律のいかなる規定も、これを援用することはできない。

第123条　代償権限

⒜⑴　第2編第1章、第3編第1章又は第4編第1章に基づきとられた措置により､又は

⑵　1988年包括通商競争力法制定の日以後に行われた司法上又は行政上の関税再分類により、

関税又はその他の輸入規制を引き上げ又は新設するための処置がとられた場合、

大統領は、

(A)　互恵的で相互に利益のある譲許の一般的水準を維持するために、代償として新たな譲許を与える目的で、外国又は外国の機関と通商協定を締結し、

(B)　当該協定を実施するために必要又は適当と考える場合、現行関税の修正若しくは継続又は現行無税若しくは内国消費税待遇の継続を布告することができる。

⒝⑴　⒜に従って行われる布告において、関税率は、現行関税率の70パーセントより低い率まで引き下げることができない。

⑵　ある時点において実施されている関税率が1988年包括通商競争力法第1102条⒜に基づく中間段階にある場合、⒜に従って行われる布告は、同法第1102条⒜に基づいて布告される各段階における各関税率の引下げを、その関税率の30パーセントを超えない範囲で規定することができ、また、同法第1102条⒜に基づいて最終段階として布告される関税率70パーセントを下回らない範囲で最終関税率を規定することができる。

⑶　ある産品に課される関税額の計算が、この条の措置をとることによって、簡素化されると考える場合、大統領は、⑴及び⑵に規定する制限を超えて措置をとることができる。ただし、その限度は、次のいずれか低い方を超えてはならない。

(A)　当該引下げ限度と、それ以上で最小の整数との差

(B)　従価2分の１パーセント

⑷　⒜⑴に基づいて与えられる譲許は、第203条⒠及び第204条の関連輸入救済に適用される引き下げのタイム・スケジュールと実質的に同様のスケジュールに従い、これを引下げ、終結しなければならない。

⒞　この条に基づいて、外国又は外国の機関と通商協定を締結する場合、それに先立ち大統領はその外国又は外国の機関が、外国又は外国の機関に利益をもたらすべき貿易譲許に違反している事実があるかどうか、またその違反が、合衆国の措置によって、又はその外国又は外国の機関によって十分に相殺されているかどうかを考慮しなければならない。

⒟　⒜の規定にかかわらず、1988年包括通商競争力法第1102条に基づいて授権される権限は、その権限は、その権限が終了するまで、この条に規定する代償としての新譲許を与える目的に使用されなければならない。

⒠　この条の規定は、大統領がこの条に基づく権限を行うことが合衆国の国際的義務に適合させるために必要又は適当であると決定する場合に限り、第3編第１章の規定により取られた措置を理由として適用するものとする。

第124条　2年間の関税再交渉権限

⒜　外国又は合衆国の現行関税又は輸入制限が、合衆国の外国貿易を不当に制限しており、かつ、次の措置を取ることによって、この法律の目的が促進されると考える場合、大統領は、

⑴　外国又は外国の機関と通商協定を締結することができ、

⑵　当該通商協定を実施するために、必要又は適当と考える場合、現行関税の修正若しくは存続、現行の無税若しくは内国消費税待遇の存続又は追加的な関税を布告することができる。

⒝　この条に基づいて任意の1年間に締結される協定には、輸入統計が利用しうる最近の12ヵ月間において合衆国の輸入総額の2パーセントを越える産品についての関税の引下げ、又は無税若しくは内国消費税待遇の存続を規定してはならない。

⒞⑴　⒜に従って発せられるいかなる布告も、それにより関税率を、現行関税率の80パーセントより低い率まで引下げることはできない。

⑵　⒜に従って発せられる布告は、それにより関税率を、当該産品に関し第101条で与えられている権限を最大限に行使した場合に得られる関税率を下回る率若しくは上回る率に引下げ又は引上げてはならない。

⑶　ある時点で実施されている関税率が、第109条に基づく中間段階にある場合、⒜に基づく布告では、第101条に基づいて布告された各段階における各関税率を、当該関税率の20パーセントを越えない範囲での引下げを定めることができ、また、⑵の範囲内で、第101条に基づく最終段階として布告された関税率の80パーセントを下回らない最終関税率を定めることができる。

⑷　ある産品に課せられる関税額の計算がこの条の措置によって簡素化されると考える場合、大統領は、⑴及び⑵に規定する制限を越えて行うことができる。ただし、その限度は、次のいずれか低い方を超えてはならない。

(A)　当該制限値と、それより低い次の整数との差

(B)　従価の2分の1パーセント

⒟　この条に基づく協定の締結は、第101条にもとづいて協定締結期間の終了直後の2年間に限り行うことができる。

第125条　終結及び撤回権限

⒜　この法律に基づいて締結されるすべての通商協定は、その協定中に示される期間の終了時に、妥当な予告をもってその全部又は一部が停止又は撤回の対象となる。当該期間は、協定が発効した日から3年を越えることができない。指定された期間の終了時にその協定が終結又は撤回されない場合、その協定は、以後、6ヵ月を越えない予告期間を置くことによって終結又は撤回の対象となる。

⒝　大統領はこの法律に基づいて発する布告の全部又は一部をいつでも終結させることができる。

⒞　合衆国が、この法律、1962年通商拡大法第201条又は1930年関税法第350条に基づいて締結した通商協定に基づき、その権利又は義務に従って行動し、外国又は外国の機関の通商に関して義務を撤回、停止又は変更する場合、大統領は、必要又は適当と考える時期及び期間において、合衆国の権利を行使し、又はその義務を遂行するために必要な範囲で関税引上げ又はその他の輸入制限を布告する権限を有する。このサブセクションに基づいて発せられる布告は、現行関税を、1975年１月１日現在有効な合衆国関税率表第2欄に規定された率を50パーセント上回る率又は1975年１月１日現在の関税率を従価20パーセント上回る率のうち、いずれか高い方を上回って引上げることはできない。

⒟　外国又は外国の機関が、十分な代償を提出することなく、合衆国に利益をもたらす通商協定上の義務の履行を撤回、停止又は変更した場合、大統領は、当該通商協定で合衆国に与えられている権利に基づき、合衆国の経済的利益（合衆国の国際収支を含む。）を保護するために必要な範囲内で、

⑴　当該外国又は外国の機関に利益をもたらす実質的に同等な通商協定上の義務を撤回、停止又は変更することができ、

⑵　当該外国又は外国の機関から十分な代償を得るために適当と考えられる関税引上げ又はその他の輸入制限を、⒞に基づいて布告することができる。

⒠　この法律、1962年通商拡大法第201条又は1930年関税法第350条に基づいて締結された通商協定を実施するために必要又は適当と考えられる関税又はその他の輸入制限は、合衆国が当該協定の全部又は一部を終結した場合でも、また当該協定を撤回した場合でも、当該終結若しくは撤回の日より１年間は効力を有するものとする。ただし、大統領が布告によって、関税率をその協定が存在しなかった時の率に戻すことを定めた場合は、この限りではない。大統領は、協定の終結又は撤回の日から60日以内に議会に対し、その終結又は撤回によって影響を受けるすべての産品、又は前段の規定がなければ影響を受けていたと考えられるすべての産品について、適当と思われる関税率の勧告書を提出することができる。

⒡　大統領は、⒝、⒞又は⒟に従っていずれかの措置をとる場合、事前に公聴会を開催し、利害関係者が出席し、証拠を提示し、また意見を述べるための妥当な機会を与えなければならない。ただし、迅速な措置が必要とされるため、そのような事前の公聴会を開催することが国益に反すると考える場合には、大統領は当該措置をとったのち、速やかに公聴会を開催するものとする。

第126条　相互的無差別待遇

⒜　この法律又は他の法律において別段の規定がある場合を除き、この編に基づく通商協定を実施するために布告される関税若しくは、その他の輸入制限、又は無税待遇は、合衆国へ直接輸入されるか、間接に輸入されるかを問わず、すべての外国産品に適用されるものとする。

⒝　大統領は、この法律に基づいて開始されるすべての交渉の終了時若しくはこの法律の制定の日から起算して5年間の終了時のうちいずれか早いほうの時点において、主要先進国が、この法律に基づき締結された通商協定に基づき、合衆国が合衆国内での当該国の通商に対して供与した譲許による競争機会と実質的に等しい競争機会を当該国内での合衆国の通商に対して通商協定に基づき譲許しているかいないかを認定しなければならない。

⒞　この条の適用において、「主要先進国」とは、カナダ、欧州経済共同体、同共同体を構成する個々の加盟国、日本、及び大統領がこのサブセクションの適用において指定するその他の外国をいう。

第127条　国家安全保障又はその他の理由による特定産品の留保

⒜　大統領が特定の産品について、関税若しくはその他の輸入制限の軽減又は撤廃が国家の安全保障を損なうおそれがあると判断する場合には、この法律の規定に基づいて発せられる公布において、その軽減又は撤廃を行うことは出来ない。

⒝　この法律の第203条又は1962年通商拡大法第203条若しくは第351条（19 U.S.C. 1862 or 1981）に基づいて、特定の産品についてとられた措置がいまだ有効である場合、大統領は、次に掲げる関税又は輸入制限の軽減若しくは撤廃を目的として、この編に基づいて行われる交渉（及び第122条⒞に基づく措置）から、当該産品を留保しなければならない。

(A)　当該産品に関する関税

(B)　当該条項に基づき課されている輸入制限措置

(C)　その他の輸入制限措置で、それを撤廃すれば、(B)に規定する輸入制限措置の効果を弱めると考えられるような措置。

さらに、大統領は、第131条、第132条及び第133条のうち、該当する条項の対象となっている事項に基づいて、又はその事項に関連して入手できる情報及び助言を考慮して適当と考えるその他の産品についても、これを留保しなければならない。

⒞　削除

⒟　「1962年通商拡大法第232条の改正規定」

第128条　高度先端技術製品に関する関税待遇の修正及び継続

⒜　大統領は、第104A条⒞に基づく交渉目的の結果として実施される協定を執行するために、第3章の規定に従い、次の事項を布告するこができる。

⑴　既存の関税、関税無税又は消費税待遇の当該修正、廃止又は継続、又は

⑵　大統領が適当と認める当該追加関税。

⒝　大統領は、合衆国関税率表に記載される次の品目にのみ⒜に基づく権限を行使しなければならない。

⑴　トランジスター（8541.21.00号、8541.29.00号及び8541.40.70号）

⑵　ダイオード及び整流器（8541.10.00号、8541.30.00号及び8541.40.60号）

⑶　モノリシック集積回路（8542.11.00号及び8542.19.00号）

⑷　その他の集積回路（8542.20.00号）

⑸　その他のコンポーネント（8541.50.00号）

⑹　半導体部品（品目8541.90.00及び8542.90.00）

⑺　自動データ処理機械（8471.92.20号、8471.92.30号、8471.92.70号、8471.92.80号、8471.93.10号、8471.93.15号、8471.93.30号、8471.93.50号、8471.99.15号及び8471. 99.60号）及び部品（8473.30.40号） (陰極線管を組み入れてないものに限る。）

⑻　8471.20号の自動データ処理機械以外での使用目的の装置として証明され、直接に取り付けられた１以上の電子集積回路又は他の半導体の（１つ又は複数の）プリント配線回路から成る、ハウジングに収納していない自動データ処理機械のデジタル処理装置（8471.91号）

⒞　大統領は、国際貿易及び投資法の発効日から5年間のみ、この条に基づく権限を行うことができる。

第3章　交渉に関する公聴会及び助言

第131条　国際貿易委員会からの助言

⒜　措置を検討する品目の表

⑴　大統領は、第123条又は2015年超党派議会貿易優先事項及び責任法第103条⒜若しくは⒞に基づいて提案された通商協定に関連して、随時、合衆国関税の修正又は継続、合衆国の無税又は内国消費税待遇の継続、若しくは追加関税について検討すべき品目表を公表し、それを国際貿易委員会（以下この条において、「委員会」という。）に付託しなければならない。関税率の引下げ又は引上げを検討すべき品目については、品目表においてこの編の規定を明記し、その規定に基づいて検討を行うものとする。

⑵　大統領は2015年超党派議会貿易優先事項及び責任法第103条⒝に基づいて提案された通商協定に関連して、改正を検討すべき非関税措置の表を公表し、委員会に付託しなければならない。

⒝　委員会による大統領への助言

委員会は、⒜に基づき認められた当該品目表を受理したのち６ヵ月以内に、又は通商協定に関連して提出される品目表については品目表を受理したのち90日以内に、各品目について、関税の修正が合衆国の製造業、農業、鉱業、漁業、サービス、知的所有権、投資、労働者及び消費者に及ぼす影響について、大統領が正しい判断をなす上で支援するため、関税の修正が、同種又は直接に競合する産品を生産している産業に及ぼす経済的影響及び消費者に及ぼす経済的影響についてのその判断を大統領に助言しなければならない。当該助言には、いずれかの品目の場合、関税率の引下げを2015年超党派議会貿易優先事項及び責任法第第103条⒜⑶(A)に規定する最短期間を超えて実施すべきかどうかに関する委員会の意見を含めることができる。

⒞　大統領又は合衆国通商代表により要求される追加調査及び報告

さらに委員会は、第123条又は2015年超党派議会貿易優先事項及び責任法第103条に基づいて協定を締結すべきかどうか、又は貿易政策、優先事項若しくは他の事項（外国市場での機会を改善する措置の優先事項等）の展開の方法に関する大統領の認定を支援するために、大統領又は合衆国通商代表が要請する調査と報告を行わなければならず、その報告には、可能な場合、国際貿易に対する障壁（又はその他の歪み）の修正が、国内労働者、産業又はセクター、購入者、並びに合衆国内の産品の価格及び数量に対して及ぼすと考えられる経済的影響についての助言を含めるものとする。

⒟　大統領への助言を作成する際の委員会の方法

委員会は、この条に基づいて大統領への助言を作成するにあたり、可能なかぎり、

⑴　問題となっている産品又はサービスを生産している外国産業と、同種又は直接に競合する産品を生産している国内産業との間の競争に関する条件、原因及び結果を調査しなければならず、

⑵　同種又は直接に競合する各産品又はサービスについて、その生産、貿易及び消費を分析しなければならず、この場合、関連国内産業に関して、その雇用状況、利益水準及び生産設備の使用状況並びに委員会が関連あると考える当該産業における価格、賃金、売上高、在庫量、需要構造、資本投資、設備の老朽化、及び生産の多様化を含むその他の経済的諸要因を考慮する必要があり、

⑶　雇用、利益水準及び生産設備の使用状況の重要な変化についてその予想される性質及び度合い、関連国内産業及びセクターの競争力の変化の可能性に関するすべての影響並びに委員会が、当該修正が生じることにより国内産業に関連あると考える状況を記述しなければならず、及び、

⑷　その必要があると考えられる場合には、合衆国政府の在外の施設及び合衆国の適当な政府職員を可能なかぎり活用することによって、合衆国の製造業、農業、鉱業、漁業、労働者、消費者、サービス、知的所有権及び投資に対して、提案されている特定の修正が及ぼす影響について特別の検討（海外の供給国において支払われている実質賃金の検討を含む。）を行わなければならない。

⒠　公聴会

委員会は、この条に基づいて大統領への助言を作成するにあたり、合理的な予告期間を置いて公聴会を開かなければならない。

第132条　各省及びその他の機関からの助言

大統領は、第123条又は2015年超党派議会貿易優先事項及び責任法第103条に基づいて通商協定を締結するに先立ち、農務、商務、国防、内務、労働、国務及び財務の各省、通商交渉特別代表及び大統領が適当と考えるその他の機関から、当該協定に関する情報と助言を求めなければならない。当該助言は、1979年再編成計画第3号、行政命令第12188号及び第141条⒞の規定により作成及び実施されるものとする。

第133条　公聴会

⒜　審査公表の機会

大統領は、第123条又は2015年超党派議会貿易優先事項及び責任法第103条に基づいて提案されている通商協定に関連して、利害関係者に対し、第131条に基づいて公表された品目表に掲げられた品目、その品目表に記載すべき品目、合衆国が要求すべき譲許、又は提案されている通商協定に関するその他の事項について意見を述べる機会を与えなければならない。この目的のため、大統領は省又は省庁間委員会を指定し、同委員会は合理的な予告期間を置いたのち公聴会を開き、その公聴会の運営に関する規則を定めるものとする。適当な際に、当該手続は、貿易政策及び優先事項の展開に適用するものとする。

⒝　公聴会の要約

当該公聴会を主催する機関は、その公聴会の要約を大統領に提出しなければならない。

第134条　オファー提出の前提条件

⒜　大統領は、第123条又は2015年超党派議会貿易優先事項及び責任法第103条に基づいて協定を締結するために交渉を行う際、ある品目に関する公聴会の機会を第133条に基づいて提供し、その公聴会の要約を受理したのち、はじめて、その品目又は事項に対するこの編に適用されるサービス貿易、海外直接投資及び知的所有権を含む合衆国の関税、輸入制限又は国際貿易に対する障壁（又はその他の歪み）の修正若しくは継続、合衆国の無税又は内国消費税待遇の継続若しくは追加的関税、輸入制限、国際貿易に対する障壁（又はその他の歪み）の設定について、正式のオファーを行うことができる。更に大統領は、第131条⒜に基づいて公表され、付託された品目表に掲載された品目について、第131条⒝に基づいて委員会からその品目に関する助言を受けたのち、又は同条に規定する６ヵ月又は90日間のうちいずれか早い方の期間が経過したのち、はじめて、合衆国の関税の修正又は継続、合衆国の無税又は内国消費税待遇の継続若しくは追加的関税の設定に関するオファーを行うことができる。

⒝　2015年超党派議会貿易優先事項及び責任法第103条に基づく通商協定を交渉の段階で⒜に規定するオファーを行うかどうか、並びに当該オファーの本質及び範囲を認定する際、大統領は、輸入に対しセンシティブな、又は潜在的にセンシティブな事項又は国内産業に関し、次により与えられた助言若しくは情報又は提出された報告書を考慮しなければならない。

⑴　委員会

⑵　第135条に基づいて設置された諮問委員会

⑶　第133条に基づいて公聴会を主催する機関

第135条　民間及び公的部門からの情報及び助言

⒜　総則

⑴　大統領は、民間部門及び連邦政府以外の政府部門の代表的な分野から次の事項についての情報及び助言を求めなければならない。

(A)　この編又は2015年超党派議会貿易優先事項及び責任法第103条に基づく通商協定を締結する場合、締結に先立ち、交渉目標及び交渉上の立場

(B)　既に発効した通商協定の運用（合衆国が関係する紛争処理小委員会手続きの対応を含む。）

(C)　合衆国の貿易政策の展開、実施及び執行に関係して発生するその他の事項（再編成計画1979年3号及び行政命令第12188号に規定する事項並びにその行動のための優先順位を含む。)

⑵　大統領は、民間部門及び連邦政府以外の政府部門の代表的な分野に対し、現在の合衆国の全般的な貿易政策について諮問しなければならない。この諮問には当該政策の次の要素を含まなければならないが、これに限らない。

(A)　主要な多国間又は二国間の貿易交渉の目標及びこれらの達成に向けた行われた進捗

(B)　最近締結された多国間又は二国間の貿易協定の実施、運営及び効果並びに貿易紛争の分析

(C)　合衆国の通商法に基づいて取られた措置及び貿易交渉目標の達成における当該措置の効果

(D)　固有の政策対応を展開しなければならない貿易のその他の分野における重要な展開

⑶　大統領は、⑵に基づく諮問により得た助言を、合衆国の全般的な貿易政策のために採用される各重要目標及び交渉上の立場の重要性を認定するにあたり考慮しなければならない。

⒝　貿易政策及び交渉に関する諮問委員会

⑴　大統領は、⒜に規定する事項について全般的な政策上の助言を得るために、貿易政策及び交渉に関する諮問委員会を設置しなければならない。委員会は、45名を越えない員数で構成され、連邦政府以外の政府、労働者、工業、農業、中小企業、サービス業、小売業、非政府環境保護団体及び消費者の代表者を含むものとする。委員会は、経済の中心的分野及び集団、特に貿易によって影響されるこれらの分野及び集団を広く代表しなければならない。委員会の委員は、合衆国通商代表の勧告により、大統領により2年の任期で指名される。委員は、何回でも再任されることができる。委員の指名は政治的関係なしに行われなければならない。

⑵　委員会は、合衆国通商代表の招集又は委員会の委員の3分の2の要求があったとき会合する。委員会の委員長は委員会が委員中から選出する。

⑶　合衆国通商代表は、委員会に対し、その任務を遂行するうえで、必要と考えられる職員、情報、行政上の便宜及び援助を提供するものとする。

⒞　一般政策、特定又は機能別諮問委員会

⑴　大統領は、産業、労働、農業、サービス、投資、防衛及びその他の利益について、それぞれ⒜に規定する事項について、一般的な政策助言を行う一般政策助言諮問委員会を設置することができる。当該委員会は、可能なかぎり、それぞれ産業、労働、農業、サービス、投資、防衛及びその他の利益のすべての利害（中小企業の利害を含　む。）を代表するものとし、合衆国通商代表及び商務、国防、労働、農務、財務その他の適当な省の長官を通じて大統領がこれを組織するものとする。委員会の委員は、合衆国通商代表が、これらの長官と協議して指名する。

⑵　大統領は、適当な場合、部門別諮問委員会を設置することができる。当該委員会　は、可能なかぎり、関係する分野的又は機能的部分のすべての産業、労働、農業、サービスの利害（中小企業の利害を含む。）を代表するものとする。委員会を組織するにあたり、合衆国通商代表及び商務、労働、農務、財務及びその他の省の長官は、適当な場合、

(A)　利害関係をもつ民間団体と協議し、

(B)　次の要素を考慮しなければならない。

⒤　合衆国の産業及び農業と外国企業との間に見られる国際貿易上の現実の競争及び潜在的な競争パターン

(ii)　当該競争に影響を及ぼしている非関税障壁及びその他の歪みの性格(iii)　当該製品部門別の諮問委員会の数に妥当な制限を設ける必要性

(iii)　各委員会の大きさに妥当な制限を設ける必要性

(iv)　分野別委員会の場合、各委員会が取り扱う製品の種類の妥当な関連性

⑶　大統領は、

(A)　必要な場合は、次の事項について政策の助言を行う、連邦政府以外の政府関係者で構成する政策諮問委員会を設置することができる。

⒤　⒜に規定する事項

(ii)　通商協定の実施に関する事項

(B)　合衆国通商代表と協議後、連邦政府以外の政府の代表者を(A)に基づき設置された委員会の委員に含めるものとする。ただし、当該委員に含めることが適当であると認める場合に限る。

⑷　⑴、⑵及び⑶に基づいて設置される委員会の委員の指名は、政治的関係なしに行われなければならない。

⒟　政策、技術その他の助言及び情報

⒞に基づいて設置される委員会は、合衆国通商代表及び商務、国防、労働、農務、その他の適当な省の長官の招集により会合し、政策上の助言、技術的な助言及び情報並びに⒜に規定する事項に関連するその他の要因について助言を提供する。

⒠　通商協定の交渉の終了時の諮問委員会の会合

⑴　通商交渉諮問委員会、各政策諮問委員会及び各部門別又は機能別諮問委員会（当該委員会が代表する部門又は分野が影響を受ける場合）は、2015年超党派議会貿易優先事項及び責任法第103条に基づく通商協定の交渉の終了時に会合を開き、大統領、議会及び合衆国通商代表に対し、その協定に関する報告書を提出しなければならない。2015年超党派議会貿易優先事項及び責任法第103条に基づく通商協定の適用の報告書は、次の規定に基づき、2015年超党派議会貿易優先事項及び責任法第106条⒜⑴(A)に基づく大統領の協定締結の意思の通知前に提出しなければならない。

⑵　通商政策及び交渉諮問委員会及び各適当な政策諮問委員会の報告書には、その協定が合衆国の経済的利益を促進するかどうか、及びその促進する程度並びに適当な場合、2015年超党派議会貿易優先事項及び責任法第102条に定める適切な全般的かつ主要な交渉目標の達成に関する諮問意見を含めるものする。

⑶　⑴に規定する適当な各部門別又は機能別諮問委員会の報告書には、その協定がその部門又は機能分野内における公平及び互恵を規定しているかどうかに関する諮問意見を含めるものとする。

⒡　連邦諮問委員会法の適用

連邦諮問委員会法の規定は次の事項に適用される。

⑴　⒝に基づいて設置された通商交渉諮問委員会

⑵　⒞に基づいて設置することができるその他のすべての諮問委員会。ただし、⒝及び⒞に基づいて設置された諮問委員会の会合は、大統領又はその指名を受けた者が、その会議の内容を公表すれば、⒜に規定する事項に関して合衆国の貿易政策、優先、交渉目標又は立場を著しく損なうと考える場合及びその範囲で、連邦諮問委員会法第10条⒜及び⒝並びに第11条の要件（会合の公開、公告、一般の参加、及び文書の公開に関するもの。）を免除される。会合は特別会合、全員総会又は⒝及び⒞に基づく委員会の委員から構成されるその他のグループとして招集することができる。

⒢　商業上の秘密情報

⑴　通商交渉に関連して民間部門又は連邦政府以外の政府部門から合衆国の政府職員に対して機密として提出される営業上の秘密、及び特権的又は機密的な性格の商業上の又は金融上の情報は、次に規定する者の要請により⒜に規定する事項の交渉に使用するためにこれを開示することができる。

(A)　合衆国通商代表によって指名された合衆国政府職員

(B)　第161条⒜⑴に基づく正式顧問又は第161条⒝⑶(A)に基づき当該いずれかの委員会の委員長に指名される下院歳入委員会及び上院財政委員会の委員並びに第161条⒝⑶(A)に基づき委員長により指名される当該いずれかの委員会の幹部職員

(C)　下院歳入委員会及び上院財政委員会の委員で、第161条⒜⑵に基づき顧問として指名された者、第161条⒝⑶(B)に基づきこれらの委員会の委員長が指名した者又はこれらの委員会の職員で第161条⒝⑶(B)に基づきこれらの委員会の委員長が指名した者。ただし、このサブパラグラフに基づく開示は、⒜に規定する事項に関連して、当該委員会が法的管轄に属する貿易政策又は交渉に関係する貿易分野、商業又は金融の情報についてに限る。

⑵　民間部門又は連邦政府以外の政府部門から合衆国政府職員、貿易政策及び交渉諮問委員会又は⒞に基づいて設置された諮問委員会に対し、⒜に規定する事項に関連して、⑴に規定する以外の情報及び助言が機密に属するものとして提出された場合、次に規定する者の要請によりこれを開示することができる。

(A)　⑴に規定する者

(B)　この条に基づいて設置された適当な諮問委員会。

⑶　合衆国政府職員によって、貿易政策及び交渉諮問委員会又は⒞に基づいて設置された諮問委員会に対し機密に属するものとして提出された情報は、合衆国通商代表及び商務、国防、労働、農務、その他の適当な省の長官が、関連する、⒞に基づいて設置された諮問委員会と協議したのち定める規則に従って開示することができる。当該規則には、公表すれば合衆国の貿易政策、優先事項、交渉目標又は立場に悪影響を及ぼすと考えられる程度を勘案して、当該委員会による限定的又は機密的取扱いを必要とする情報について、その範ちゅうを設定するものとする。当該規則は、諮問委員会の委員と、⒜に規定する事項によって影響を受ける者との有意義な協議を最大限認めるものでなければならない。

⒣　諮問委員会の支援

合衆国通商代表及び商務、国防、労働、農務、財務その他の適当な省の長官は、⒞に基づいて設置された諮問委員会に対し、その職務を遂行するうえで必要と考えられる職員、情報、管理上の便宜及び援助を適宜提供するものとする。

⒤　諮問委員会との協議；手続き；委員会の助言又は勧告の不採用

合衆国通商代表は、商務、労働、農務、財務その他の適当な省の長官と連携し、⒞に基づいて設置された諮問委員会と絶えず必要に応じ協議し、その委員会から情報と助言を受けるための手続を認定しなければならない。当該協議には、各諮問委員会に対して⒜に規定する事項に関し、次の情報を提供することを含む。

⑴　重要な問題及び進展。

⑵　合衆国及び他の全般的な交渉目標と立場。

合衆国通商代表は、諮問委員会の助言又は勧告に拘束されないが、諮問委員会の助言又は勧告との重要な相違を諮問委員会に通知しなければならない。また、この編に基づく議会との協議の中で諮問委員会から提供された助言又は勧告の情報を議会の助言とできるようにしなければならない。

⒥　民間団体

大統領は、この条に基づいて設置される諮問委員会に加えて、政府、労働、工業、農業、中小企業、サービス業、消費者、及びその他を代表する民間又は団体が、⒜に規定する事項に関する統計、資料、その他の通商上の情報、及び政策上の勧告を非公式に（⒢の規定により提出するときは秘密として）に提供できる機会を、十分にかつ必要に応じて与えるものとする。

⒦　諮問委員会の委員による協力の範囲

この条は、いかなる個人も、⒜に規定する事項に直接参加することを認めるものと解してはならない。⒝及び⒞に基づいて設置された委員会の委員及びその他の関連団体は、最大限可能なかぎりにおいて交渉前及び交渉中に情報と助言が受けられる。これらの者も、交渉派遣団の諮問者として指名され、交渉派遣団の団長が適当であると認める限りにおいて国際会議に参加することができる。ただし、合衆国のために発言又は交渉はできない。

⒧　農務省によって設置された諮問委員会。

1977年食糧農業法第18章の規定（7 U.S.C.2281 et seq.）は、⒞に基づいて設置された諮問委員会には適用しない。

⒨　連邦政府以外の政府の定義。

「連邦政府以外の政府」とは、次をいう。

⑴　合衆国の州、準州若しくは領地若しくはコロンビア特別区又はこれらの地方自治体

⑵　⑴に規定する何らかの行政単位の機関又はその機関

第4章　合衆国通商代表部

第141条　組織、機能、権限及び職員

⒜　大統領府に、合衆国通商代表部（以下この条において「代表部」という。）を置く。

⒝⑴　代表部は、上院の助言及び承認に基づいて、大統領が任命する合衆国通商代表をその長とする。上院の規則制定権の行使として、承認を得るため上院に提出され、委員会に付託される合衆国通商代表の指名は、財政委員会に付託されるものとする。合衆国通商代表は、大統領の意思に従い、その職務を行い、外交使節団の長と同じ手当を受領する権利を有し、特命全権大使の資格を有する。

⑵　代表部に、上院の助言及び承認に基づき大統領が任命する合衆国通商代表代理三名並びに主席農業交渉官一名及び主席イノベーション及び知的財産交渉官を置く。上院の規則制定権の行使として、承認を得るため上院に提出され、委員会に付託される合衆国通商代表及び主席農業交渉官又は主席イノベーション及び知的財産交渉官の指名は、財政委員会に付託されるものとする。合衆国通商代表代理、主席農業交渉官及び主席イノベーション及び知的財産交渉官は、それぞれ大統領の意思に従い、その職務を行い、大使の資格を有する。

⑶　代表部に、最高透明責任者1名を置く。 最高透明責任者は、透明性政策について議会と協議し、貿易交渉における透明性を調整し、公衆を関与させ、支援し、透明性政策について合衆国通商代表に助言する。

⑷　合衆国に対する貿易交渉又は貿易紛争において外国政府（合衆国法典第18編第207条⒡⑶に規定するものをいう) を、直接に代理し、助力し又は助言した者は、合衆国通商代表又は合衆国通商代表代理に指名することはできない。

⑸(A)　大統領が、上院に⑵に基づき、ある者について合衆国通商代表代理の任命のための助言と承認を求める場合、大統領は、その提案にその個人が責任を負うことになる国、地域事務所職員及び代表部の事務に関する情報を含めるものとする。

(B)　大統領は、(A)に基づく提案に含まれる合衆国通商代表代理の責任に変更を加える30日以上前に、下院歳入委員会及び上院財政委員会にその変更の理由を含めて通知するものとする。

⒞⑴　合衆国通商代表は、次のことを行わなければならない。

(A)　合衆国の国際貿易政策（商品の事項及び国際貿易政策に関連する限りにおいて、直接投資に関する事項を含む。）の展開及び実施の調整について主要な責任を負う、

(B)　大統領に対する国際貿易政策に関する主要な助言者となり、大統領へ他の合衆国政府の政策が国際貿易に与える影響について助言する。

(C)　国際貿易交渉（合衆国が関係する世界貿易機関の賛助のもとに考慮される事項についてのすべての交渉並びに、商品及び直接投資に関する交渉を含む。）におい　て、指導的責任を負い、合衆国の首席代表となる。

(D)　政策の基本的論点及び国際貿易政策の調整を確実にするために必要で、かつ、他の法律に反しない範囲で国際貿易機能（世界貿易機関の賛助のもとに考慮される事項を含む。）の課題についての解釈についての省庁への政策指針を発行し、調整する。

(E)　国際貿易における大統領の首席報道官として行動する。

(F)　大統領及び議会に直接報告し、大統領及び議会に対して、通商協定計画の執行に関し責任を負う。

(G)　国際貿易上の非関税障壁、国際商品協定その他の商協定計画に関連のある事項について、大統領及び議会に対して助言する。

(H)　(C)及び(F)に規定する事項に関する議会への報告に責任を負う。

(I)　1962年通商拡大法第242条⒜に基づき設置された省庁間通商委員会の委員長となり、その職務の遂行において、当該委員会と協議し、助言を受けなければならない。

(J)　1988年包括通商競争力法の発効の日において、これらの合衆国通商代表に付与された職務に加えて、大統領が指示するその他の職務について責任を負う。

⑵　合衆国通商代表が次のことを行うべきであるというのが、議会の意向である。

(A)　大統領が、国際貿易問題が主要である経済政策の策定において大統領に助言を提出するために設立される機関において首席代表となる。

(B)　国際貿易が主要な議題となる経済首脳会談及び国際会議において参加者に加わる。

⑶　合衆国通商代表は、次のことを行うことができる。

(A)　その職務、権限及び任務を、適当と認める代表部の職員に委任することができる。

(B)　職務、権限及び任務を、適当と認める代表部の職員に継続的に再委任することを認めることができる。

⑷　合衆国通商代表代理は、それぞれ、この法律に基づく通商交渉の運営をその主要な職務とし、合衆国通商代表が指示するその他の職務を行うものとする。

⑸　主席農業交渉官の主要な職務は、合衆国の農業の産品及びサービスに関係する貿易交渉を指揮し、貿易協定を執行することとする。主席農業交渉官は、合衆国農業の利益のための精力的代表者となるものとする。主席農業交渉官は、合衆国通商代表が指示するその他の職務を遂行するものとする。

⑹　主席イノベーション及び知的財産交渉官の主要な職務は、貿易交渉を実施し、合衆国の知的財産に関連する貿易協定を執行すること、及び合衆国の技術革新の価値に対する重大な悪影響を与える外国政府の外国の行為、政策又は慣行に対処するための適切な行動をとることとする。主席イノベーション及び知的財産交渉官は、米国の技術革新と知的財産権をために積極的な支援を行うものとする。主席イノベーション及び知的財産交渉官は、米国の技術革新と知的財産権をために積極的な支援を行うものとする。積極的に支持します。主席イノベーション及び知的財産交渉官は、米国通商代表が指示するその他の機能を行うものとする。

⒟⑴　不公正貿易に関して、⒞を遂行するために、合衆国通商代表は、次のことを行わなければならない。

(A)　(h)に基づいて設立された貿易実施、監視及び執行に関する省庁間センターのリソースを含む、特定の不公平な取引慣行事件への省庁間リソースの適用を調整する。

(B)　適当な連邦の省又は機関を定め、第181条⒝に基づき求められる報告に含まれ、又は合衆国通商代表がその他の可能な情報に基づき、措置、各行為、政策又は慣行が次に該当する不公正貿易慣行であるかないかに関する考察のために、照会する。

⒤　通商協定の条項に違反し、合衆国の商業に重大な悪影響を与えていると認められる。

(ii)　通商法に基づく手続きを開始するには、あまりに小さいか財政的脆弱である国内企業又は産業に重大な重大な悪影響を与えている。

(C)　合衆国の交渉目標の達成を阻害し、合衆国の商業に重大な悪影響を与える慣行を特定する。

(D)　外国政府が約束した場合、二国間ベースで、合衆国の法に基づく不公正貿易慣行を構成する合衆国の政策又は慣行を特定する。

⑵　⑴の執行において、合衆国通商代表は、通商代表を委員長とし、次の各機関の長が指名するそれらの機関の上級の代表から構成される省庁間不公正貿易慣行委員会に補佐されるものとする。

(A)　国務省経済商業局

(B)　商務省合衆国外国商業局

(C)　商務省国際貿易局

(D)　農務省外国農業局

合衆国通商代表は、合衆国国際通商委員会に対し⑴の執行について助言を求めることができる。

⑶　このサブセクションにおいて、「不公正貿易慣行」とは次のいずれかに該当する行為、政策又は事実をいう。

(A)　第7編サブタイトルＡに基づき相殺関税を課すことのできる補助金となりうるもの

(B)　第7編サブタイトルＢに基づきアンチダンピング関税を課すことができる外国産品の販売又は販売の見込みとなりうるもの

(C)　第337条に基づき不法とされる合衆国への物品の輸入における、不公正な競争方法又は不公正な行為となりうるもの

(D)　1974年通商法第3編に基づき措置をとることができる行為、政策又は事実となりうるもの

[[2]](#footnote-2)

⒠　合衆国通商代表は、この条に基づいてその職務を遂行するために、

⑴　文官職階法に従い、必要な職員を選考し、任命し、雇用し、その俸給を定め、かつ、その権限及び義務を定め、20人を超えない者を任用及び俸給に関する法律にかかわらず、合衆国法典第5編第5314条の行政職表の第4水準に支払われる額を超えない率で雇用することができる。

⑵　合衆国法典第5編第3109条に基づき、専門家及び顧問を採用し、この採用された者に対し、合衆国法典第5編第5332条に定める等級GS-18の最大俸給率を越えない範囲内で、採用日数に応じた報酬（通勤費を含む。）を支払うことができる。また、このように採用された専門家及び顧問がその居住地又は通常の事業拠点を離れて職務を遂行している場合には、俸給の代りに、合衆国法典第5編第5703条によって不定期に雇用される政府職員に対し認められている俸給率で、交通費及び日俸を支払うことができる。

⑶　その職務を遂行する上で、必要な規則を公布することができる。

⑷　連邦諸機関の便益、職員、及び施設を、その承認を得て使用することができる。

⑸　合衆国通商代表が適当と考える条件で、合衆国の諸機関若しくは公務員、民間人、企業、協会、法人又は組合との間で、代表部の職務を遂行するのに必要な請負、賃貸借、相互協力又はその他の取引について契約を結び、実行することができる。

⑹　改正法第3679条⒝（合衆国法典第31編第1342条）の規定にかかわらず、自発的かつ無償の便益を受けることができる。

⑺　官印を使用することができる。これは司法手続に従い告知するものとする。

⑻　連邦旅行規則又は合衆国法典第5編第57章サブチャプター１（生計費の代わりの日額手当ての率に関する）の規定にかかわらず、その公用の旅行についてその認める支払をする。

⑼　代表部の業務を援助し、容易にする不動産又は動産の贈与及び遺贈を受け、維持し、管理し、及び活用する。

⑽　購入又は交換により、2台を超えない乗用車を取得する。ただし、１台当たりの費用が9,5000ドルを超える乗用車を取得することはできない。

⑾　法律により認められている場合、資料の写しを実費で提供する。ただし、当該受領資金は勘定の借方に記入し、これにより関連する支出を賄わなければならない。

⒡　合衆国通商代表は、合衆国の通商協定計画を適切に管理し実施するために必要と認める範囲で、その職務の遂行に関連して連邦諸機関の施設を利用し、かつ連邦諸機関と協議するものとする。

⒢⑴(A)　その職務を遂行するために代表部に対し、次を超えない歳出を承認する。

⒤　1991会計年度　23,250,000ドル

(ii)　1992会計年度　21,077,000ドル

(B)　(A)に基づき歳出を認められた額は、各会計年度について、

⒤　代表部の接待費及び広報費に98,000ドルを超えて使用することはできない

(ii)　合衆国カナダ自由貿易協定第19章に基づき招集される二国間小委員会及び特別審査委員会の合衆国の分担に2,050,000ドルを超えて使用することはできない。

(iii)　費用を使用するまで1,000,000ドルを超えて有効なままとはできない。

⑵　1982年10月１日に始まる会計年度、及びその後の各会計年度において、代表部に対し、1970年連邦給与比較法に基づき変更された給与水準を反映する法律に規定すると同等の職員の給与及び付加的額の歳出を承認する。

⒣　貿易取引実施、監視及び執行に関わる省庁間センター

⑴ センターの設置

合衆国通商代表部に、貿易の実施、監視および執行に関する省庁間センターを置く（このセクションにおいて「センター」と呼ぶ）。

⑵　センターの機能

センターは、次の分野における米国通商代表の活動を支援するものとする「。

(A)　世界貿易機関のもとで発生する紛争を調査。

(B)　米国が締約国となっている二国間および地域間の貿易協定に基づく潜在的な紛争の調査。

(C)　米国が当事者となっている貿易協定の監視及び執行に関して、この条に基づく米国通商代表の機能の実行

(D)　米国が締約国である貿易協定の規定を実施するために締約国が講じた措置の監視

⑶　職員

(A)　所長

センター長は、米国通商代表が任命する。

(B)　その他の職員

連邦機関は、合衆国通商代表と協議し、承認を得て、センターの機能を支援するために、1人以上の職員をセンターに派遣することができる。

第5章　大統領の措置に関する議会の手続

第151条　非関税障壁に関する通商協定の実施法案、及び共産主義国家との通商協定を承認する決議

⒜　下院及び上院の規則

この条、第152条及び第153条は、議会により、

⑴　下院及び上院のそれぞれの規則制定権の行使として制定され、従って、両院それぞれの規則の一部とみなされる。ただし、⒝⑴に規定する実施法案、⒝⑵に規定する実施歳入法案、⒝⑶に規定する承認決議、並びに第152条⒜及び第153条⒝に規定する決議の場合、その院が従う手続に関してのみ適用されるものとし、それと矛盾する範囲で、他の規則を廃止する。

⑵　議院の他の規則の場合と同じ方法で、かつ同程度に、いかなるときでも規則（その院の手続に関するかぎり）を変更する各議院の憲法上の権利を完全に確認して制定される。

⒝　定義

この条の適用において、

⑴　「実施法案」とは、⒞に基づいて提出されるいずれかの議院の法案で、第102条、ウルグアイラウンド協定法第282条又は2015年超党派議会貿易優先事項及び責任法第103条⒜⑴に基づき、下院及び上院に送付され、１若しくは2以上の通商協定又はウルグアイラウンド協定法第282条⒞⑶に規定する延長に関連し、次の内容を含むもののみをいう。

(A)　当該通商協定又は延長を承認する規定、

(B)　当該通商協定を実施するために行政措置が提案される場合には、その行政措置の提案を承認する規定

(C)　当該通商協定又は延長を実施するために現行法の修正又は新たな法律による権限が必要とされる場合、当該通商協定を実施するために必要かつ適切な規定で、現行法の廃止若しくは修正又は新たな法律による権限の付与を行う規定。

⑵　「実施歳入法案又は決議」とは、１又は2以上の歳入措置を含んだ法案又は実施決議で、そのため下院が先議権を有するものをいう。

⑶　「承認決議」とは、両院の合同決議でその決議の決議条項の次に、「議会は、大統領により　　に議会へ送付された　　の産品に関する無差別待遇の適用を承認する。」（最初の空白には適当な日付、後の空白には関係国の名前を挿入してある。）とあるもののみをいう。

⒞　提案及び付託

⑴　通商協定又は延長が第102条、ウルグアイラウンド協定法第282条又は2015年超党派議会貿易優先事項及び責任法第103条⒜⑴に基づき大統領から下院及び上院に送付される日に、通商協定又は延長に関し大統領が送付する実施法案は、（要請により）下院においては、下院多数党の院内総務が自己及び下院少数党の院内総務のために提案し、又は下院多数党の院内総務及び下院少数党の院内総務によって指名された下院議員が提案し、（要請により）上院においては、上院多数党の院内総務が自己及び上院少数党の院内総務のために提案し、又は上院多数党の院内総務及び上院少数党の院内総務によって指名された上院議員が提案するものとする。いずれかの院が通商協定又は延長が送付された日に会期中でない場合、実施法案はその院が開会する最初の日に、このサブセクションの前段に従ってその院に提案されたものとする。当該法案は、各院の議長により、所管の委員会へ付託される。当該法案が2以上の委員会の所管に係る規定を含んでいる場合には、それぞれの委員会の所管条項を審議するため、各委員会に一括して付託されるものとする。

⑵　この法律の効力発生日後、この法律の第4編に基づいて二国間通商協定が締結され、当該協定が下院及び上院に送付された場合、その送付の日に、当該協定に関する承認決議は、（要請により）下院においては、下院多数党の院内総務により自己及び下院少数党の院内総務のために、又は下院多数党の院内総務及び下院少数党の院内総務によって指名された下院議員により提案され、（要請により）上院においては、上院多数党の院内総務により自己及び上院少数党の院内総務のために、又は上院多数党の院内総務及び上院少数党の院内総務によって指名された上院議員により提案される。当該通商協定が送付された日に下院又は上院が会期中でない場合、当該協定に関する承認決議はいずれかの院が開会する最初の日に、このサブセクションの前段に従って、その院に提案されたものとする。下院に提案される承認決議は歳入委員会に付託され、上院に提案される承認決議は財政委員会に付託されるものとする。

⒟　修正の禁止

下院においても上院においても、実施法案又は承認決議に対する修正は、議事規則上認められない。このサブセクションの適用を停止する動議は、いずれの院においても議事規則上認められず、また、いずれの院においても、議長が満場一致の同意により、このサブセクションの適用を停止する旨の要請を受け入れることは、議事規則上認められない。

⒠　委員会及び本会議での審議期間

⑴　⑵に規定する場合を除き、実施法案又は承認決議の付託を受けたいずれかの院の委員会が、その実施法案又は承認決議が提案されてから45日目が経過しても報告を行わない場合、当該委員会は自動的に、その法案又は決議の審議を停止され、法案又は決議は適切な審議日程に組み込まれるものとする。法案又は決議に関する最終票決は、下院及び上院のいずれにおいても、付託を受けた院の委員会が、その法案又は決議を報告してから15日目、又はそれ以前、若しくはその委員会がその法案又は決議の継続審議を停止されたのち15日目又はそれ以前の日に行われるものとする。いずれか一方の院が、その院に提案された実施法案又は承認決議を可決するに先立って、他の院から同一の実施法案又は承認決議を受理した場合、

(A)　その院における手続は、実施法案又は承認決議を他の院から受理していない場合と同一する

(B)　最終票決は、他の院から受理した実施法案又は承認決議についてこれを行う

⑵　⑴の規定は、上院における実施歳入法案又は決議には適用しない。下院から送付される実施歳入法案又は決議は、上院の所管の委員会に付託される。当該委員会が、上院にその法案又は決議が送付されてから15日目に（又は、遅くとも対応する実施歳入法案又は決議が上院に提案されてから45日目までに）その法案又は決議について報告しない場合、その委員会は、自動的に、その法案又は決議の継続審議を停止され、法案又は決議は審議日程に組み込まれるものとする。上院における当該法案又は決議の最終票決は、付託された上院の委員会がその法案又は決議について報告してから15日目以前に、若しくはその委員会が法案又は決議の審議を停止されてから15日目以前に行われるものとする。

⑶　⑴及び⑵の適用上、下院又は上院における日数を計算する場合、その院が開会していない日は日数に含めないものとする。

⒡　下院本会議での審議

⑴　下院において、実施法案又は承認決議の審議を開始する旨の動議は、高度に特典が与えられ、討議の対象とはならない。その動議に対する修正は、議事規則上認められず、その動議を承認するかしないかを決める投票について再審議をする旨の動議も、議事規則上認められない。

⑵　実施法案又は承認決議に関する下院での討議は、20時間を越えてはならず、その時間は、その法案又は決議に賛成する者と反対する者とに等しくこれを配分しなければならない。討議をさらに制限する旨の動議は、討議の対象とならない。実施法案又は承認決議を再度委員会に付託する旨の動議又は実施法案又は承認決議を承認するかしないかを決める投票を再審議する旨の動議は、いずれも議事規則上認められない。

⑶　実施法案又は承認決議の審議に関して、下院において審議延期の動議が出された場合、及び他の議案の審議に進む旨の動議が出された場合、その動議は、討議を行うことなくこれを採決しなければならない。

⑷　実施法案又は承認決議に関する手続を下院規則へ適用することに関し、議員が賛否の票決投票を要求する場合、討議を行うことなくこれを決定しなければならない。

⑸　⑴から⑷に明示的に規定する場合を除き、実施法案又は承認決議の審議は、他の法案及び決議に類似の状況のもとで適用される下院規則に従うものとする。

⒢　上院本会議における審議

⑴　上院において、実施法案又は承認決議の審議を開始する旨の動議は、特典を与えられ、討議の対象とはならない。その動議に対する修正は議事規則上認められず、また、その動議を承認するかしないかを決める投票を再審議する旨の動議も、議事規則上認められない。

⑵　実施法案又は承認決議、及びこれに関連するすべての討議の対象となる動議及び賛否票決投票の要求に関する上院における討議は、20時間を越えてはならない。討議時間は、多数党院内総務及び少数党院内総務、又は院内総務によって指名された者の間で等しく配分され、運用されるものとする。

⑶　実施法案又は承認決議に関する討議の対象となる動議又は賛否票決投票の要求についての上院における討議時間は１時間を越えないものとし、この時間は、動議の提出者と法案又は決議の提案者との間で等しく配分され、運用されるものとする。ただし、法案又は決議の提案者がその動議又は賛否票決投票の要求に賛成している場合には、それに対する反論の時間は、少数党の院内総務、又は少数党院内総務によって指名された者に配分されるものとする。多数党及び少数党の院内総務の双方又は一方は、討議の対象となる動議又は賛否票決投票の要求の審議の間、実施法案又は承認決議の提出により配分された時間をさき、それを追加時間としていずれかの上院議員に割り当てることができる。

⑷　討議をさらに制限する旨の上院における動議は、討議の対象とはならない。実施法案又は承認決議を再び委員会へ付託する旨の動議は、議事規則上認められない。

第152条　特定の措置を否認する決議

⒜　決議の内容

⑴　この条の適用において、「決議」とは次の事項のみをいう。

(A)　両院の合同決議で、その決議の決議条項の次に、「議会は、大統領により　　に議会へ送付された1974年通商法第203条に基づいて大統領がとった措置、又はその決定を承認しない。」（空白には適当な日付を記入する。）とあるもの。

(B)　両院の合同決議で、その決議の決議条項の次に、「議会は、　　　に議会に送付された　　　を承認しない。」（最初の空白には適当な日付を記入し、次の空白には⑵に基づいて記入する。）とあるもの。

⑵　⑴(B)に規定された最初の空白には、第407条⒞⑵に規定された決議の場合には、　「1974年通商法　　に基づき、　　に関して提出された大統領の報告書」（最初の空白には、「第402条⒝」又は「第409条⒝」を適宜記入し、次の空白には、関係国名を記入する。）

⒝　委員会への付託

下院において提案されたすべての決議は、歳入委員会に付託され、上院において提案されたすべての決議は、財政委員会に付託される。

⒞　委員会の免除

⑴　決議を付託されたいずれかの院の委員会が、その決議を付託されてから30日（第154条⒝に基づき除外される日は算入しない。）が経過して、いまだその決議について報告していない場合、議事規則に基づき、その委員会が、その決議に関し、審議の継続を停止し、若しくは同一事案に関して付託されているその他の決議の審議の継続を停止する動議を提出することができる。ただし、

(A)　動議の提出者が院にその旨を通知した日の2議事日内に限り、提出することができる。

(B)　その委員会が同一事案に関する決議をすでに報告したのち、停止を動議することは議事規則上認められない。

⑵　決議に賛成する者のみが⑴に基づく解任の動議を提出することができ、その動議は、下院において高度に特典を与えられ、上院において特典を与えられる。それに関する討議は１時間を越えないものとし、その時間は、下院においてはその決議に賛成する者と反対する者との間に等しく配分し、上院においては、多数党院内総務と少数党院内総務、又はその院内総務によって指名された者の間に等しくこれを配分し、運用するものとする。その動議に対する修正は、議事規則上認められず、また、その動議の可決又は否決の票決を再審議する動議も議事規則上認められない。

⒟　下院本会議における審議

⑴　下院において決議の審議を開始する旨の動議が提出された場合、その動議は高度な特典を与えられ、討議の対象とはならない。その動議に対する修正は議事規則上認められず、また、その動議の可決又は否決に用いた票決を再審議する動議も、議事規則上認められない。

⑵　決議に関する下院での討議は20時間を越えてはならず、その時間は、決議に賛成する者と反対する者との間に等しく配分するものとする。討議をさらに制限する旨の動議は討議の対象とはならない。決議に対する修正若しくは決議を委員会に再付託する旨の動議は、議事規則上認められない。決議の可決又は否決に用いた票決を再審議する旨の動議は、議事規則上認められない。

⑶　決議の審議に関連して、下院において出される延長の動議及び他の議案の審議に進む旨の動議については、討議を行わず、採決するものとする。

⑷　下院規則を決議に関する手続に適用することに関連する議長の裁定についての異議は、討議を行わずこれを採決するものとする。

⑸　この条において具体的に規定する場合を除き、下院における決議の審議は、他の決議に対して類似の状況のもとで適用される下院規則に従うものとする。

⒠　上院本会議における審議

⑴　上院において、決議の審議を開始する旨の動議が提出された場合、それは特典を与えられる。その動議に対する修正は議事規則上認められず、また、その動議の可決又は否決に用いた票決を再審議する旨の動議も議事規則上認められない。

⑵　決議並びにこれに関連するすべての討議の対象となる動議及び異議に関する上院における討議は、20時間を越えてはならないものとし、その時間は、多数党院内総務及び少数党院内総務、又はその院内総務によって指名された者の間で等しく配分され、管理されるものとする。

⑶　決議に関する討議の対象となる動議又は異議についての上院における討議時間は１時間を越えてはならず、この時間は、動議の提出者と決議の提案者との間に等しく配分され、管理されるものとする。ただし、決議の提案者が当該動議又は賛否票決要求に賛成している場合には、それに対する反論の時間は、少数党院内総務、又は少数党院内総務によって指名された者によって管理される。多数党及び少数党の院内総務の双方又は一方は、討議の対象となる動議又は賛否票決要求の審議の際、決議の審議に使用しうる時間をさき、それを追加時間としていずれかの上院議員に割当てることができる。

⑷　決議、討議の対象となる動議、又は異議に関する討議をさらに制限する旨の上院における動議は、討議の対象とはならない。決議に対する修正又は決議を再度委員会へ付託する動議は、上院の議事規則上認められない。

⒡　上院の手続

⑴　この条に別に規定するほか、この条の規定が適用される決議について、上院において次の手続きが適用される。

(A)⒤　(ii)に規定するほか、下院を通過した決議は、上院が受理したとき、この条に基づき審議のために財政委員会に付託される。

(ii)　この条が適用される決議が、下院を通過した決議を上院が受理する前に、上院に提出された場合、下院からの決議は、上院が受理したとき、審議日程に組み込まれる。この適用がある場合、下院を通過した決議と同一の事項を含む上院に提出された決議に関する上院の手続は、決議を下院から受理していない場合と同一とするが、最終採択の票決は、下院から受理した決議について行うものとする。

(B)　上院が、同一の事項を含む合同決議を下院から受理する前に決議を採択した場合、当該合同決議は、下院からの合同決議の受領まで留保される。下院からの合同決議の受領と同時に、当該合同決議は、第2読会をされ、第3読会で審議され通過したものとみなされる。

⑵　第152条又は第153条に規定する合同決議の案が、いくつかの事項について同一でない場合、

(A)　上院は、上院に提出された決議について最終採択の票決をする。

(B)　上院によって採択された合同決議の案は、採択と同時に（又は下院を通過した合同決議の受理がその後の場合は、その受理したとき）、下院を通過した合同決議に替わるものとし、かつ、当該修正された決議は、両院協議会を求めて返付される。

⑶　⒜⑵(B)又は第153条⒜に規定する合同決議に関する拒否権発動についての上院における討議（これに関連するすべての討議の対象となる動議及び異議を含む。）は、10時間に限るものとし、その時間は、多数党院内総務及び少数党院内総務、又はその院内総務によって指名された者の間で等しく配分され、管理されるものとする。

第153条　第402条に基づく免除権限の延長に関する決議

⒜　決議の内容

この条において「決議」とは、両院の合同決議で、その決議の決議条項の次に、「議会は、大統領が　　に議会に勧告した1974年通商法第402条⒞に規定する権限の延長を　　に関して、承認しない。」（最初の空白には適当な日付、あとの空白にはそのような国の名前を記入する。いずれの国についても権限の延長を承認しない場合は、　「　　に関して」の部分を削除する。）とあるもののみをいう。

⒝　第152条の規則の適用：例外

⑴　この条に規定する場合を除き、第152条の規定は⒜に規定された決議に適用する。

⑵　第152条⒞⑴を適用する場合、すべての暦日を日数に算入する。

⑶　第152条⒟⑵のうち、決議に対する修正は、議事規則上認められないとする部分は、１以上の国名の削減若しくは挿入又は「　　に関して」の部分の削除又は挿入する修正には、適用しない。決議に対する修正についての下院における討議は、１時間を越えてはならず、討議時間は、その修正に賛成する者と反対する者との間に等しく配分するものとする。決議に対する修正についての討議をさらに制限する旨の下院における動議は、討議の対象とはならない。

⑷　第152条⒠⑷のうち、決議に対する修正は、議事規則上認められないとする部分は、１以上の国名の削減若しくは挿入又は「　　に関して」の部分の削除又は挿入する修正には、適用しない。第152条⒠⑵に基づく上院における決議の討議に対する時間の制限は、決議に対するすべての修正を含む。決議に対する修正に関する上院での討議は、１時間を越えないものとし、動議の提出者と決議の提案者との間に等しく配分され、運用されるものとする。ただし、決議の提案者がその修正に賛成する場合、それに対する反論のための時間は、少数党院内総務、又は少数党院内総務によって指名された者によって管理される。多数党院内総務及び少数党院内総務は、修正案の審議の際、決議の審議に使用しうる時間をさき、それを追加時間としていずれかの上院議員に割当てることができる。修正案に関する討議をさらに制限する旨の上院での動議は、討議の対象とはならない。

⒞　議事規則上認められない第二決議の審議

下院又は上院のいずれにおいても、第402条⒟に基づく大統領の勧告に関して決議　（他の院から受領した⒜に規定する決議を除く。）を審議することは、その院が同一の勧告に関し決議をすでに採択している場合、議事規則上認められない。

⒟　両院協議会報告書に関する上院手続き

⑴　⒜に規定する合同決議の両院協議会報告書についての上院における審議　（不一致の修正（その修正を含む）、これに関連するすべての討議の対象となる動議及び異議を含む。）は、10時間に限るものとし、その時間は、多数党院内総務及び少数党院内総務、又はその院内総務によって指名された者の間で等しく配分され、管理されるものとする。両院協議会報告書についてのすべての討議の対象となる動議及び異議の討議は１時間に限るものとし、その時間は、発議者と両院協議会代表者との間で等しく配分され、管理されるものとする。

⑵　修正が不一致である場合、各修正についての時間は30分に限るものとし、その時間は、両院協議会代表者と少数党院内総務、又はその院内総務によって指名された者の間で等しく配分され、管理されるものとする。不一致の修正に関する修正は、適切な修正を除き受理されない。

第154条　議会の手続に関する特別規則

⒜　第102条⒠、第203条⒝、第302条⒜、第402条⒟又は第407条⒜若しくは⒝に基づいて、議会に文書を送付する必要がある場合、その文書の写しを議会の両院に対し同じ日に送付しなければならず、下院が開会していない場合には、下院事務総長に対し、及び上院が開会していない場合には、上院の事務総長に送付するものとする。

⒝　第203条⒞、第407条⒞⑵の適用において、当該各条で規定する90日の期間は、次の日数を除外して計算するものとする。

⑴　いずれかの院が、一定の日まで3日以上休会しているため、又は議会が無制限に休会中であるため開会していない場合、その開会していない日数

⑵　いずれかの院が閉会中であるとき、⑴に基づき除外されない土曜日及び日曜日

第６章　議会との連絡及び報告

第161条　貿易政策及び交渉に関する議会との連絡

⒜　選出

⑴　議会の各通常会期の始めに、下院議長は、歳入委員会委員長の勧告に基づき、同委員会から5人の委員（そのうち同一政党に属する委員は3名を超えてはならない。）を選出し、上院臨時議長は、財政委員会委員長の勧告に基づき、同委員会から5人の委員（そのうち同一政党に属する委員は3名を超えてはならない。）を選出し、選出された委員は、貿易政策及び交渉の議会の顧問に任命される。これらの者は、貿易政策の展開及びその実施の優先について助言を与える。これらの者は、また、合衆国通商代表により、大統領に代わり、通商協定に関する国際会議、会合及び交渉に対する合衆国代表団の正式顧問として信任される。

⑵(A)　⑴に規定する歳入委員会又は財政委員会から任命された顧問に加えて、

⒤　下院議長は、特定の貿易政策事項又は交渉に関する議会の顧問として任命するために、追加的に下院議員を、当該事項又は交渉により影響を受けると思われ法制について管轄権を有する下院の委員会又は議会の合同委員会から選出することができる。

(ii)　上院臨時議長は、特定の貿易政策事項又は交渉に関する議会の顧問として任命するために、追加的に上院議員を、当該事項又は交渉により影響を受けると思われ法制について管轄権を有する上院の委員会又は議会の合同委員会から選出することができる。

このサブパラグラフに基づき議会の顧問として選出された下院議員又は上院議員は、合衆国通商代表により、信任される。

(B)　(A)に基づく委員の任命の前に、下院議長及び上院臨時議長は、次の者と協議しなければならない。

⒤　歳入委員会又は財政委員会の委員長及び上席の委員

(ii)　選出される議員の属する委員会の委員長及び少数党の上席の委員

(C)　このパラグラフに基づき3名（そのうち、同一政党に属する委員は2名を超えてはならない。）を超えて、議会の委員会から顧問として選出することはできない。

⒝　情報提供

⑴　合衆国通商代表は、⒜⑴に基づき任命された各正式顧問に対し、合衆国の貿易目標に影響する事項、可能な協定、合衆国の交渉目標、交渉の進捗状況、及び通商協定を実施するため議会に勧告される国内法及びその運用の手直しの性格又は当該協定の必要条件、修正若しくはこれに基づく勧告について、最新の情報を提供しなければならない。

⑵　合衆国通商代表は、⒜⑵に基づき任命された各正式顧問に対し、当該顧問の任命に関係する貿易政策事項又は交渉に関する、最新の情報を提供しなければならない。

⑶(A)　歳入委員会委員長及び財政委員会委員長は、各委員会の委員（⒜⑴に基づく正式顧問に加え）及び幹部職員で、⑴に基づいて正式顧問に提供される情報を利用できる者を指名することができる。

(B)　⒜⑵に基づき選出された正式顧問の属する下院若しくは上院の委員会又は議会の合同委員会の委員会の委員長は、当該委員会の他の委員及び幹部職員で、⑵に基づいて正式顧問に提供される情報を利用できる者を指名することができる。

⒞　委員会との協議

合衆国通商代表は、下院歳入委員会及び上院財政委員会並びに下院及び上院の適当な委員会と全般的な合衆国の貿易政策の展開、実施及び運用について、継続的に協議しなければならない。当該協議には、当該政策の次の要素を含まなければならないが、これに限らない。

⑴　主要な多国間又は二国間交渉目標及び達成に向けた進捗

⑵　最近締結された多国間又は二国間貿易協定の実施、運用及び効力並びに貿易紛争の分析

⑶　合衆国の通商法に基づき、取られた措置、措置の提案並びに達成された貿易政策目標における当該目標の効力及び予想される効力

⑷　貿易のその他の分野における重要な展開及び結末

必要な場合、会合は、交渉の再検討の行政会議の中で各委員会と行わなければならない。

第162条　協定の議会への送付

⒜　第123条、第124条又は2002年超党派貿易促進法第2103条に基づいて締結された通商協定が、合衆国に関して発効したのち、大統領は、その通商協定の写しを議会の両院に送付していない場合、できるかぎり速やかにそれを送付しなければならず、その写しには、第131条⒝に基づく国際貿易委員会の助言、及びその他の関連事項があれば、それをも勘案の上、大統領がその協定を締結した理由に関する報告書を添付しなければならない。

⒝　大統領は、⒜に基づき各院に送付しなければならない情報の要約を議会の各議員に送付しなければならない。このサブセクションの適用において「議員」の中には、代表又は属領代表[[3]](#footnote-3)を含むものとする。

第163条　報告書

⒜　通商協定計画及び国家貿易政策課題に関する年次報告

⑴　大統領は、議会に対し、毎年１回（3月１日前に）次の事項の報告書を送付しなければならない。

(A)　前年におけるこの法律に基づく通商協定計画並びに輸入救済並びに労働者及び企業に対する調整援助の運用

(B)　報告書を提出する年の国家貿易政策課題

⑵　⑴(A)に規定する事項に関する報告書には、次の事項に関する情報を含めなければならない。

(A)　新貿易交渉

(B)　合衆国の関税、貿易上の非関税障壁及びその他の貿易上の歪みの変更

(C)　獲得した互恵的譲許

(D)　通商協定の変更（輸入救済及びそれに対する代償に関してとった措置を含む。）

(E)　外国の産品に対する合衆国による無差別待遇の適用又は撤回

(F)　開発途上国の輸出に対する特恵待遇の適用、修正、撤回、停止又は制限

(G)　合衆国の輸出に対する外国の貿易規制（差別的規制を含む。）の除去並びに合衆国のサービス産業（運輸及び観光を含む。）及び投資に対する外国の差別的慣行の除去を得るためにとった措置の結果

(H)　外国で行われているその他の重要な輸入規制を除去するためとっている措置

(I)　第141条⒟⑴(B)に基づく各照会及び当該照会に関して取られた措置

(J)　通商協定計画及びそれに基づいて締結された協定に関するその他の情報

(K)　労働者及び企業に対する調整援助の申請件数、承認された申請の件数及びその承認された申請について、提供された調整援助の程度

(L)　 次のものを含む第141条⒣に基づいて設立された貿易取引実施、監視及び執行に関わる省庁間センターの活動状況、。

 ⒤　同条⑶(B) に基づき連邦政府機関により本センターに派遣された職員の説明を含む、当該センターの職員に関する情報

(ii) 当該センターの機能に関する情報

(iii) 当該センターの運営費の評価。

⑶(A)　⑴(B)により求められる報告書を提出する年の国家貿易政策課題は、次の事項に対する声明の形式でなければならない。

⒤　その年の合衆国の貿易政策目標及び優先事項

(ii)　当該目標及び優先事項を達成するためにその年中に提案され、予想され、又は合意されるであろう措置。これには通商法に基づく認められた措置及び外国との交渉を含むがこれに限らない。

(iii)　当該目標及び優先事項を達成するために、必要又は適当な提案される立法

(iv)　このパラグラフに基づく声明を含め、当該目標及び優先の達成において前年において行われた進捗。

(B)　大統領は、秘密とすることが適当であると認めた場合、(A)に規定するいかなる情報も秘密として区分して送付することができる。

(C)　国家貿易政策課題の提出前に、大統領は第135条により設立された適当な諮問委員会に助言を求め、議会の適当な委員会と協議しなければならない。

(D)　合衆国通商代表（以下この条において「通商代表」という。）及びその他の適当な合衆国政府の職員は、予め、各年の次のことに関する国家貿易政策課題に示す年間の目標及び優先について議会の適当な委員会と協議しなければならない。

⒤　その目標及び優先事項の達成の為の合意された措置の地位及び結果

(ii)　当該目標及び優先事項の変更を必要とし、又はその結果となる展開

⒝　年次通商計画報告

⑴　外国の貿易障壁及び合衆国の貿易バランスにおけるマクロ経済要素の影響について議会に情報を与えるために、通商代表及び財務長官は上院財政委員会及び下院歳入委員会（以下このサブセクションにおいて「委員会」という。）に対し、毎年１回（3月１日前に）、次のことで構成する報告書を共同して作成し、提出しなければならない。

(A)　合衆国の主要な貿易相手国（適当な場合、これらの国のグループを含む。）についての次の事項

⒤　商品貿易収支

(ii)　物及びサービス貿易収支

(iii)　経常収支

(iv)　対外債務

⒱　為替相場

(vi)　経済成長率

(vii)　財政赤字又は黒字

(viii)　市場障壁及びその他の不公正貿易慣行の合衆国貿易への影響

(B)　(A)に掲げる各国又は国のグループの(A)に掲げる各経済要素（⒱及び(viii)に掲げるものを除く。）について、当該報告の年及びそれ以後の年の計画。

(C)　(B)に掲げる計画をもととした、見通しの改善を実施させる政策（貿易政策、為替政策、財政政策及びその他の政策を含む。）変更のための結論及び勧告

⑵　⑴(A)、(B)又は(C)に掲げる課題が、⒜⑴(B)によって求められる国家貿易政策課題又はこの法律若しくはその他の法律によって求められる報告に含まれる限り、通商代表及び財務長官は当該情報、分析及び結論をこのサブセクションによって要求される報告の作成のために当該報告において参照することができる。

⑶　通商代表及び財務長官は、連邦準備制度理事会議長とこのサブパラグラフによって求められる報告の作成について協議しなければならない。

⑷　通商代表及び財務長官は、秘密とすることが適当であると認めた場合、⑴に規定するいかなる情報、分析又は結論も秘密として区分して委員会に提出することができる。

⑸　⑴に規定する各報告を提出後、通商代表及び財務長官は、報告に関し、各委員会と協議しなければならない。

⒞　ＩＴＣ報告

合衆国国際貿易委員会は、少なくとも年１回、通商協定計画の運用に関する事実報告書を議会に提出しなければならない。

⒟　4年毎の計画及び報告

⑴　4年計画

合衆国法典第5編第306条に基づき要求される合衆国通商代表部の戦略計画の目標及び目的に従い、通商代表は4年毎に次の計画を立案しなければならない。

（A）内部品質管理の分析及び代表部の記録管理

（B）第141条及び第141条に規定する、貿易交渉および執行の機能及び代表部の権限（貿易政策スタッフ委員会の機能及び権限を含む。）を支援するために必要となる代表部の既存の職員及び新しい職員の特定

（C）代表部の既存の職員および他の連邦機関の職員を識別し、関連する経費を含め、通商代表が率いる機関間プログラムを支援するための詳細な説明又は任命の必要

（D）戦略計画に基づいて要求される会計年度について、給与および経費ならびに非個人的管理経費を含む予算の正当化理由の概要の説明

（E）戦略的計画の下で要求された会計年度の通商代表が率いる省庁間プログラムのための給与及び経費並びに非個人的管理費を含む予算の正当化の概要の説明

⑵　報告

(A) 一般

通商代表は、適切な議会の委員会に、⑴に基づいて要求された計画を含む報告書を提出しなければならない。（B）に規定する場合を除き、このサブパラグラフに基づいて要求される報告書は、合衆国法典第5編第306条に基づいて要求される官庁の戦略計画と併せて提出しなければならない。

(B) 例外

通商代表は、適切な議会の委員会に、その計画が含まれる最初の報告書を2016年6月1日までに提出しなければならない。

(C) 適切な議会の委員会

このサブパラグラフにおいて、「適切な議会委員会」とは、次のものをいう。

（i）上院財政委員会及び上院の適当な委員会

（II）下院歳入委員会及び下院の適当な委員会

第7章　合衆国国際貿易委員会

第171条　関税委員会の名称変更

⒜　合衆国関税委員会（1930年関税法第330条により設置されたもの）を合衆国国際貿易委員会と改称する。

⒝　合衆国の法律又は命令、規則等若しくはその他の文書において合衆国関税委員会（又は関税委員会）を引用している場合、それは合衆国国際貿易委員会を引用しているものとみなす。

第172条　委員会の構成

⒜　「1930年関税法第330条⒜及び⒝の改正規定」

⒝　「1930年関税法第330条⒞の改正規定」

⒞⑴　「合衆国法典第5編第5314条の改正規定」

⑵　「合衆国法典第5編第5315条の改正規定」

⑶　「合衆国法典第5編第5316条の改正規定」

第173条　各委員の投票記録

「1930年関税法第332条⒢の改正規定」

第174条　訴訟手続きにおける代理

「1930年関税法第332条⒢の改正規定」

第175条　独立予算及び支出権限

⒜⑴　1976年10月１日から始まる会計年度においては、1921年予算会計法（31 U.S.C. 1 et seq. ）の適用において、合衆国国際貿易委員会の支出の概算及び支出提案は、各会計年度に先立つ年度の10月15日又はそれ以前に、大統領に送付され、大統領はそれを修正することなく予算に組入れなければならない。委員会は、同法に規定する省又は機関とはみなさない。

⑵　「改正法第3679条の改正規定」

⒝　「1930年関税法第330条の改正規定」

⒞⑴　「上院の憲法上の権利の確認」

⑵　「上院議事規則ルール16の６⒜の改正規定」

第８章　市場障壁及び一定の不公正通商行為の特定

第181条　市場アクセス障壁見積り

⒜　国家通商見積り

⑴　総則

1988年及びそれ以後の各暦年において、合衆国通商代表は、1962年通商拡大法第242条⒜によって設立された省庁間通商組織を通して、かつ、第141条⒟⑵で設立された省庁間諮問委員会の支援を得て、次のことを行わなければならない。

(A)　次に関して重要な障壁又は歪曲をもたらす各外国の行為、政策又は慣行を特定、分析する。

⒤　合衆国の産品又はサービスの輸出（農産品並びに商標、特許及び著作権によって保護される財産であって、合衆国人によって輸出又はライセンスされるものを含む）

(ii)　合衆国人による対外直接投資で、特に当該投資が産品又はサービス貿易に関連するもの

(iii)　合衆国の電子商取引

(B)　(A)で特定された行為、政策又は慣行が合衆国商業に与える貿易歪曲的影響見積りを行う。

(C)　できれば、当該行為、政策又は慣行が存在しなかったならば、当該暦年中に各外国向け輸出、投資又は取引されたであろう、次の見積りを行う。

⒤　合衆国産品又はサービスの価額

(ii)　合衆国民による外国直接投資の増加額

(iii)　合衆国の電子商取引の増加額

⑵　分析、見積りにあたって考慮すべき諸要因

⑴の分析、見積りをおこなうにあたって、通商代表は、次の要因を考慮しなければならない。

(A)　その行為、政策、慣行の合衆国の通商に対する相対的影響

(B)　その行為、政策、慣行の効果を示すために必要な価格、市場シェア、その他の事項を文書化できる情報の入手可能性

(C) その行為、政策、慣行が、合衆国が当事国である国際協定の対象である程度

(D)　第135条で設立された適当な委員会を通して得られた助言

(E)　⑴⒞の見積りに対応する暦年中における、当該外国向けの、次のものの実際の増加

⒤　合衆国産品及びサービスの輸出額

(ii)　対外投資額。

(iii)　電子商取引による取引額。

⑶　年次見直し及び更新

通商代表は、⑴の見積りを毎年見直し、更新しなければならない。

⒝　議会あて報告

⑴　1989年4月30日以前及びその後は毎年3月31日以前に、通商代表は、前年の⒜に基づく見積り及び分析の報告書（国家通商見積りという）を、大統領、上院財政委員会及び下院の適当な委員会に提出しなければならない。

⑵　実施中の措置に関する報告

通商代表は、⑴に基づいて提出される報告書の中に、⒜で特定された行為、政策、慣行の除去のためにとられている措置（又は措置をとらない場合その理由）に関する情報を含めなければならない。当該情報には、次のものが含まれるがそれに限らない。

(A)　第301条に基づく措置、

(B)　外国政府との交渉又は協議、

(C)　外国政府の黙認による、米国の物又はサービスの輸出に悪影響を与える当該国の反競争的慣行の分野。

⑶　通商政策優先対策に関する議会との協議

通商代表は、⑴に規定する諸委員会に対して、市場拡大のための通商政策優先対策に関し、常に現況を報告しなければならない。

⑴により要請される報告書の提出後、同報告書で特定された外国の貿易障壁に取り組むための手段（第302条に基づく調査の開始又はその他の貿易政策を含む）についてのパラグラフに記載されている委員会と定期的に協議し、かつ、委員会の意見を考慮しなければならない。

⒞　他省庁の助力

⑴　情報提供

独立委員会を含む政府行政部各省庁の長には、通商代表又はその他適当な省庁に対して、要求に応じ、通商代表がこの条の機能を遂行するに必要なデータ、報告書その他の情報を提供する権限が与えられ義務が課される。⒝⑵(C)により求められる報告書の部分を作成するに当たり、通商代表は、特に司法長官と協議しなければならない。

⑵　情報公開又は使用の制限

この条のいかなる規定も、通商代表に対して、これまで制定された法令に反する方法で、情報を公開し、又は使用する権限を与えるものではない。

⑶　職員及びサービス

合衆国各省庁の長は、通商代表がその機能遂行上要求する支援に関し、弁済を伴い又は伴わずに必要な職員を臨時に派遣し、当該サービスを提供することができる。

⒟　電子商取引

この条において「電子商取引」とはインタネット無税法第1104条⑶に定義するものをいう。

第182条　知的所有権の適正かつ有効な保護又は市場アクセスを拒否する国の特定

⒜　総則

第181条⒝に定める年次報告書が議会の委員会に提出された日から30日以内に、通商代表は、次の事項を特定しなければならない。

⑴(A)　知的所有権の適正かつ有効な保護又は市場アクセスを拒否したり、又は、

(B)　知的所有権保護に依拠する合衆国人に対して、公正かつ公平な市場アクセスを拒否する外国、及び、

⑵　⑴で特定されたもののうち、通商代表が優先対策外国と特定した外国。

⒝　特定のための特則

⑴　⒜⑵に基づいて優先対策外国を特定する場合、通商代表は、次の外国のみを特定しなければならない。

(A)　次のことを行う最も悪質又は低劣な行為、政策又は慣行を有している。

⒤　適正かつ有効な知的所有権保護を拒否したり、

(ii)　知的所有権保護に依拠する合衆国人に対して、公正かつ公平な市場アクセスを拒否する最も悪質又は低劣な行為、政策又は慣行を有し、かつ、

(B)　(A)に定める行為、政策又は慣行が関連の合衆国産品に対して、最も不利な（現実の又は潜在的な）影響を与えている。

(C)　適正かつ有効な知的所有権保護のための、

⒤　善意の交渉に入ってもいず、また、

(ii)　2国間又は多角的交渉で重要な改善を示していないもの。

⑵　⒜⑵の優先対策外国を特定する場合、通商代表は、

(A)　著作権局長、工業所有権担当商務次官補、特許商標局長、その他適当な連邦政府職員と協議し、かつ、

(B)　通商代表にとって利用可能な出所からの情報、第181条⒝の報告書及び第302条の提訴状中の情報を含む利害関係人からの情報を考慮しなければならない。

⑶　通商代表は、⒟⑶に規定する国際法又は協定違反を理由とする公正かつ公平な市場アクセス拒否又は障壁の存在についての事実の基礎があるときのみ、⒜⑴(B)による外国の特定をおこなうことができる。

⑷　⒜⑴及び⑵に基づき外国を特定するに当たり、通商代表は、

(A)　以前の⒜⑵に基づく特定も含め、外国の知的所有権に関する法律及び慣行の歴史、及び

(B)　適正及び有効な知的所有権の保護及び取締のための米国による努力及び外国の対応の歴史を考慮しなければならない。

⒞　撤回及び特定の追加

⑴　通商代表は、随時、

(A)　この条に基づく優先対策外国の特定を撤回することができ、又、

(B)　通商代表にとって利用可能な情報が当該措置を妥当とする場合は、この条に基づく優先対策外国を特定することができる。

⑵　通商代表は、第309条⑶に基づき議会あて提出する半年毎の報告書の中に、この条に基づく優先対策外国を⑴で撤回する理由を詳細に説明しなければならない。

⒟　定義

この条において、

⑴　「知的所有権保護に依拠する人」とは、次の事項に関与する私人をいう。

(A)　著作権ある著作物（合衆国法典第17編第102条及び第103条の意味における）の創作、制作、ライセンシング

(B)　特許製品又は方法特許によって製造された製品の製造。

⑵　ある外国が、その国民以外の人に対して、特許、方法特許、登録商標、著作権、マスクワークを、その国の法により、取得、行使、権利主張する適正かつ有効な手段を拒否している場合、当該外国は、適正かつ有効な知的所有権保護を拒否していることになる。

⑶　ある外国が、次に該当する法律、手続、慣行又は規則により、著作権及び著作隣接権、特許権、商標権、回路配置権、トレードシークレット又は品種登録権で保護された製品の市場に対するアクセスを効果的に拒否している場合、当該外国は、公正かつ公平な市場アクセスを拒否していることになる。

(A)　国際法又は合衆国及びその外国の双方が加盟国である国際協定に違反している。

(B)　差別的な非関税障壁を構成している。

⑷　外国がウルグァイラウンド協定法第101条⒟⒂に規定する知的所有権の貿易関連の側面に関する協定の義務を遵守していても、適正かつ有効な知的所有権の保護を拒否していると決定される可能性がある。

⒠　公告

通商代表は、⒜で特定された外国のリスト及び⒞の措置によって要求される改訂リストを官報に公示しなければならない。

⒡　合衆国の文化産業に影響を与える行為に対する特別規則

⑴　一般規則

第181条⒝に基づき議会の諸委員会に年次報告書が提出されてから30日以内に、通商代表は、次の事項によるカナダの行為、政策又は慣行を特定しなければならない。

(A)　文化産業に影響を与え、

(B)　1992年12月17日後採用又は拡大され、及び

(C)　USMCA（合衆国メキシコカナダ協定実施法第3条で定義するものをいう。）第32.6条に基づきとり得る

⑵　特定のための特別規則

第302条⒝⑵(A)の適用において、特定された行為、政策又は慣行は、同条の⑵に基づく外国の特定の基礎となる行為、政策又は慣行として扱わなければならない、ただし、合衆国が問題の行為、政策又は慣行に対して既にUSMCA（合衆国メキシコカナダ協定実施法第3条で定義するものをいう。）第32.6条に基づき措置を執っている場合はこの限りではない。ある行為、政策又は慣行を⑴に基づき特定するか否かを決定するに当たり、通商代表は、

(A)　適切な国内業界の代表、第135条に基づき設立された適当な委員会及び適当な連邦政府の担当官と協議し、意見を考慮しなければならない、かつ

(B)　通商代表が入手しうる情報、関連団体により通商代表に提出された情報(181条⒝に基づき提出された報告書に含まれている情報を含む）を考慮しなければならない。

⑶　文化産業

このサブセクションの適用において、「文化産業」とは、次の行為に従事する人をいう。

(A)　書物、雑誌、定期刊行物又は新聞（印刷又は機械読み取り可能な形のもの）の出版、流通、販売。ただし、これらのものの印刷又は植字のみを行うものは含まない。

(B)　映画及びビデオの制作、流通、販売又は上映

(C)　オーディオ、音楽ビデオの制作、販売又は上演

(D)　音楽（印刷又は機械による再生可能なもの）の発売、流通又は販売

(E)　送信が不特定多数による受信を意図している無線通信並びに全てのラジオ、テレビ及びケーブル放送事業並びに全ての衛星プログラミング及び放送ネットワークサービス

⒢　優先監視リストに記載されている外国に対する特別規則 -

⑴　行動計画

(A)　一般

第181条⒝に基づく国家通商見積りの提出から90日以内に、通商代表は(B)に規定する外国に関して(C)に規定する行動計画を策定しなければならない。

(B)　外国の特定

通商代表は次の外国に関して(A)に規定する行動計画を策定するものとする。

⒤　通商代表が優先監視リストへの掲載を決定し、かつ、

(ii)　少なくとも1年間当該リストに掲載されている。

(C)　 行動計画の策定

(A）に基づき策定する行動計画は、（D）に規定する基準を含み、当該外国に次のいずれかを支援するようにされたものとする。

⒤　次のことの達成

（I）知的所有権の適切かつ効果的な保護

（II）知的所有権保護に依存する米国人のための公正かつ公平な市場アクセス

(ii)　⒤に記載された目標を達成するために著しい進歩を遂げること。

(D)　基準の策定

(A）に基づき策定する行動計画に含まれる基準は、通商代表が、外国が(C) ⒤又は(ii)に記載する目的を達成するために必要であると判断する立法、制度、執行又はその他の行動とする。

⑵　行動計画の基準の未達成

⑴(A）に基づいて行動計画が策定された日から1年後に、大統領が通商代表と協議して、行動計画が適用される国が⑴(D）に記載する基準をを実質的に遵守していないと決定する場合、大統領は当該外国に関して適切な行動をとることができる。

⑶ 優先監視リストの定義

このサブセクションにおいて、「優先監視リスト」とは、⒜に基づき通商代表が策定した優先監視リストをいう。

⒣　年次報告書

第181条⒝に基づく国家通商見積りの提出から30日以内、通商代表は当該報告の前の12か月間に、次のものを含むこの条に基づいてとられた行動、及びそのような行動の理由に関する報告書を通商代表は、下院歳入委員会及び上院財政委員会に提出しなければならない。

⑴　⒜に基づき特定した外国のリスト

⑵　知的所有権保護に依存する米国人のための、改善された知的財産保護及び市場アクセスの達成における進捗の説明

⑶　⒢に基づいき策定された行動計画及び当該計画のもとで外国が講じた行動の説明。

第2編　輸入競争に起因する損害からの救済

第１章　輸入品により損害を被った産業による積極的調整

第201条　輸入品との競争のための積極的調整を促進するための措置

⒜　大統領の措置

合衆国国際貿易委員会（以下この章において、「委員会」という。）が第202条⒝に基づいて、ある産品が、それと同種又は直接に競合する産品を生産する国内産業に対し重大な損害又はそのおそれを及ぼす実質的原因となるほどの増加量で合衆国に輸入されている旨認定した場合、大統領は、この章に従い、その権限内で、国内産業による輸入品との競争のための積極的調整を実現するための努力を促進し、かつ経済的及び社会的コストを上回る経済的及び社会的利益を生むと自ら認定する適切かつ可能なあらゆる措置をとらなければならない。

⒝　輸入品との競争のための積極的調整

⑴　この章において、輸入競争のための積極的調整措置は次の場合に達成されているとする。

(A)　国内産業が、

⒤　第204条に基づき採られた措置が終了した後に、首尾よく輸入品と競争できている場合、又は

(ii)　国内産業が、他の生産活動に、資源の移転を秩序正しく行っている場合で、かつ

(B)　配置転換を受ける当該産業の労働者が、生産活動へ秩序正しく移動されている場合。

⑵　国内産業が、第202条⒝に基づく調査開始時と同一の規模及び構成を有していなくても、当該産業は、輸入品との競争のための積極的調整を行ったとすることができる。

第202条　委員会による調査、決定及び勧告

⒜　提訴及び調整計画

⑴　この章に基づく、輸入競争のための積極的調整を促進するための措置を求める申請は、業界団体、企業、認可若しくは承認された労働組合又は労働者団体を含む、産業を代表する者により、委員会に対して行うことができる。

⑵　⑴に基づく申請においては、

(A)　要請する措置の特定の目的を記述した文章を提出しなければならず、より生産的な活動に資源を秩序正しく移転することの促進、競争力の強化、又は新しい競争状態に対するその他の調整の手段を含めることができ、かつ

(B)⒤　⒟⑴(C)⒤に従って、⒟⑴に基づく暫定的救済措置を求め、又は

(ii)　⒟⑵に基づき、暫定的救済措置を求めることができる。

⑶　⑴に基づく申請が行われた場合、委員会は、速やかに申請の写しを合衆国通商代表部及びその他の直接関係する政府機関に送付しなければならない。

⑷　⑴に基づく提訴者は、委員会及び合衆国通商代表（以下この章において「通商代表」という。）に対し、申請とともに又は提訴日後120日以内であればいつでも、輸入競争のための積極的調整を促進する計画をすることができる。

⑸(A)　⑷に基づく調整計画を提出する前に、提訴者及びその他の参加を希望する⑴に掲げる者は、この章に基づきとられる特定の措置に関する計画の中に、検討中の案を含めることが妥当であるかを評価するため、通商代表及び通商代表によって適切とされる政府機関の担当者及び職員に相談することができる。

(B) (A)に基づく相談の要請は、通商代表に対して行わなければならない。上記の要請に応じて、通商代表は、提訴者と協議し、官報に適切な通知を掲載することを含めて、他の相談に参加する者を募るために、実行可能な援助を与えなければならない。(A)に基づく相談は、通商代表又はその代理人が出席していなければ、行ってはならない。

⑹(A)　⒝に基づく調査の過程で、委員会は、輸入競争のための積極的調整を行うため、当該産業に属する企業及び労働者によってとられている、とられるべく計画されている、又はその両方の措置に関する情報を、（適切な範囲において、秘密扱いで）集めなければならない。

(B)　提訴者によって、⑷に基づき調整計画が提出されているか否かにかかわらず、委員会が⒝に基づき肯定的認定をした場合は、いかなる

⒤　国内産業に属する企業、

(ii)　国内産業における認可若しくは承認された組合又は労働者団体、

(iii)　州又は地方自治体、

(iv)　国内産業を代表する業界団体、又は、

⒱　その他の個人又は団体。

個別に、輸入競争のための積極的調整を促進するためにそれらの個人及び団体がとろうとする措置に関する約束を、委員会に対して提出することができる。

⑺　⑸及び⑹に規定する事項は、独占禁止法上の免責を与えるものと解されてはならない。

⑻　1930年関税法第332条⒢に規定する秘密である営業上の情報の公開に関する手続は、この章、北アメリカ自由貿易協定実施法第3編第１部、合衆国ヨルダン自由貿易協定実施法第2編、合衆国チリ自由貿易協定実施法第3編、合衆国シンガポール自由貿易協定実施法第3編、合衆国オーストラリア自由貿易協定実施法第3編、合衆国モロッコ自由貿易協定実施法第3編、合衆国ドミニカ共和国中央アメリカ自由貿易協定実施法第3編及び合衆国メキシコカナダ協定実施法第3編第１部の規定に基づき行われる調査の過程で委員会が受理した情報に関して適用する。委員会は、秘密である営業上の情報を提出する関係者に対し、その秘密でない要約又は当該情報を要約できないとする場合は要約を提出できない理由を提出するように求めることができる。委員会が秘密要請に正当な理由がないと認める場合に、関係者が情報の公表に同意せず、かつ、一般的又は要約された形での公表しないときは、委員会は当該情報を無視することができる。

⒝　委員会による調査及び決定

⑴(A)　⒜に基づく申請、大統領若しくは通商代表の要請、下院歳入委員会若しくは上院財政委員会の決議又は自らの発意により、委員会は、速やかに、ある産品が、それと同種又は直接に競合する産品を生産する国内産業に対し重大な損害又はそのおそれを及ぼす実質的原因となるほどの増加量で合衆国に輸入されているか否かを認定するための調査を行わなければならない。

(B)　この条の適用において、「実質的原因」とは、重要であり、かつ他の原因よりも小さくない原因をいう。

⑵(A)　(B)に規定する場合を除き、委員会は、提訴日後、（場合に応じ）要請若しくは決議があった日又は発意を採択した日後、120日（提訴者が重大な状況を申し立てた場合は、180日) 以内に⑴に基づく認定をしなければならない。

(B)　委員会は、⒜⑴に基づく申請が行われてから100日目以前に、調査が特に複雑なものであると決定した場合は、(A)に規定する日の後150日（提訴者が重大な状況を申し立てた場合は、210日) 以内に⑴に基づく認定をしなければならない。

⑶　委員会はこのサブセクションに基づくあらゆる手続の開始について官報に公告し、合理的な期間内に委員会が利害関係者及び消費者に出席の機会を与え、証拠を提出し、⒜に基づき調整計画が提出されたときはそれについて論評し、他の関係者及び消費者の主張に反論し公聴会を開催し、その他の方法で聴聞をしなければならない。

⒞　決定を行う際に勘案する要因

⑴　委員会は、⒝に基づく決定を行う際に、次の項目を含む（これに限らない）委員会が関連あると認めるすべての経済的要因を考慮に入れなければならない。

(A)　重大な損害に関して、

⒤　当該国内産業における生産設備の相当程度の遊休、

(ii)　相当数の企業が、国内生産活動を合理的利益水準で行えないこと、及び

(iii)　国内産業における相当程度の失業状態又は不完全雇用状態

(B)　重大な損害のおそれに関して、

⒤　国内産業における、売上若しくは市場占有率の減少、在庫の高水準及び増加　（国内生産者、輸入業者、卸売業者又は小売業者のいずれかが保有するかを問わない）及び生産、利益、賃金、生産能力若しくは雇用の下降傾向（又は不完全雇用の増大）

(ii)　国内産業に属する企業、その国内工場及び設備の近代化の資金手当てのために適切な資本を生み出すことができない、又は研究開発のための費用の現行レベルを維持できない程度

(iii)　当該産品の第三国への輸出又は輸入が制限されているために、合衆国市場がその産品の振り向け輸出の中心となっている程度

(C)　実質的原因に関して、

輸入量（絶対量又は国内生産に対する比率における）の増加及び国内市場における国内生産者のシェアの低下

⑵　⒝に基づく認定をする際に、委員会は、

(A)　関連ある景気循環の過程の中で国内産業の状態を考慮しなければならないが、合衆国経済における景気後退若しくは経済の下降傾向に伴う需要減少の諸原因を合わせて、重大な損害若しくは損害のおそれの単一の原因としてはならず、かつ、

(B)　国内産業に対する重大な損害若しくは重大な損害のおそれの原因となりうる輸入以外の要因を調べなければならない。

委員会は、⒠に基づき大統領に提出する報告書の中に、(B)に基づく調査の結果を含めなければならない。

⑶　⑴(A)及び(B)において委員会が評価することを求められる要因の存否は、必ずしも、ある産品が国内産業に対し重大な損害又はそのおそれを及ぼす実質的原因となる程度の増加量で合衆国に輸入されているかいないかを認定するものではない。

⑷　⒝の適用において、委員会は、輸入産品と同種又は直接に競合する産品を生産する国内産業を決定する際に、

(A)　情報を入手しうる範囲で、国内生産者が輸入を行ってい場合には、当該国内生産の一部のみを国内産業に属するものとして取り扱わなければならず、

(B)　2品目以上の産品を生産する国内生産者の場合は、同種又は直接に競合する産品を生産する生産者の一部又は一部門のみを国内生産者に属するものとして取り扱うことができる。

(C)　１以上の国内生産者が、合衆国の主要な地理的区域において、同種又は直接に競合する産品を生産しており、かつ、その産品のその区域にある生産設備が、合衆国における国内産業の相当部分を構成するとともに、その区域の市場への供給を主として行っており、さらに、輸入がその区域に集中している場合は、その区域に立地する生産部門のみを国内産業として取り扱うことができる。及び、

⑸　このサブセクションに基づくいかなる手続きの途中においても、委員会は、自らの判断において調査対象産品の輸入増加の一因となっていると考えられるあらゆる要因について調査しなければならない。その調査の途中で委員会が部分的に輸入増加の原因が1930年関税法第7編サブタイトルＡ及びサブタイトルＢ若しくは第337条又はその他の救済的な法規定の範囲内にある状況に帰すると信じるに足る理由を持っている場合は、委員会は、速やかに、そのような法規定により別途に権限を授与されている措置がとられるように、適切な政府機関に対し通知しなければならない。

⑹　この条の適用において、

(A)⒤　「国内産業」とは、ある産品に関し、同種又は直接に競合する産品の生産者の全体又はこれらの生産者のうち当該同種の若しくは直接に競合する産品の生産高の合計が当該産品の国内総生産の相当な部分を占めている生産者をいう。

(ii)　「国内産業」には、合衆国領の島に立地する生産者を含む。

(B)　「生産設備の相当程度の遊休」には、工場閉鎖又は生産能力以下の使用を含む。

(C)　「重大な損害」とは、国内産業の状態の著しい全般的な悪化をいう。

(D)　「重大な損害のおそれ」とは、明らかに差し迫った重大な損害をいう。

⒟　暫定救済

⑴(A)　輸入生鮮農産物又はかんきつ類産品と同種又は直接に競合する生鮮農産物又はかんきつ類産品を生産する国内産業を代表する者は、通商代表に対し、(B)に基づく当該産物の輸入監視をするよう要請することができる。その要請の受理後21日以内に、通商代表は次の項目について認定しなければならない。

⒤　輸入されている産物が生鮮農産物又はかんきつ類産品であるかないか、及び

(ii)　当該産物が、当該国内産業に対し重大な損害又はそのおそれを及ぼす実質的原因となるほどの増加量で合衆国に輸入されているという合理的徴候があるかないか。

(B)　(A)⒤及び(ii)に基づく認定が肯定的である場合、通商代表は1930年関税法第332条⒢に基づき、委員会に対し、2年を超えない期間、当該輸入品を監視し、及び調査するよう要請しなければならない。この監視及び調査は、⒝に基づく調査を促進する情報の収集及び分析を含むものとする。

(C)　⒜に基づく申請において、

⒤　(B)に基づく委員会による監視を、申請にその主張が含められた日の時点で、90日以上受けている生鮮農産物又はかんきつ類産品の輸入による損害の存在が主張されている場合で、かつ

(ii)　当該輸入品に関し、このサブセクションに基づく暫定的救済措置をとるように要請されている場合は、

委員会は、その要請が提出された日から21日以内に、入手しうる情報に基づき、生産農産物又はかんきつ類産品の輸入増加（絶対量又は国内生産に対する比率において）が、同種又は直接に競合する生鮮農産物又はかんきつ類産品を生産する国内産業に対し重大な損害又はそのおそれを及ぼす実質的原因となっているか否かについて、かつ、

(I)　その重大な損害を、同種又は直接に競合する農産物が腐敗しやすいものであることにより、救済することが困難になる蓋然性が高いか否か、又は

(II)　その重大な損害が、⒝に基づく調査及び第203条に基づく措置によっては、適時に防止することができないか否かについて決定しなければならない。

(D)　委員会の要請に応じて、農務長官は、農務省が有するこのサブセクションに基づく認定及び認定を行うための関連情報を、速やかに委員会に提供しなければならない。

(E)　委員会は、(C)に基づく肯定的仮決定を行う場合は、重大な損害を防止又は救済するために必要な暫定救済の量又は程度を認定しなければならない。このサブパラグラフの規定を実行するにあたり、委員会は、そのような形式の救済が実行可能で、重大な損害を防止又は救済するであろう場合には、輸入品に対する関税の引上げ又は賦課を優先しなければならない。

(F)　委員会は、(C)に基づく決定について、直ちに大統領に報告を行わなければならない。決定が肯定的な場合は、(E)に基づく認定についても報告しなければならない。

(G)　委員会から(F)に基づく肯定的決定を含む報告を受けた後7日以内に、大統領は暫定救済が正当化しうるものと判断した場合には、(E)に基づく委員会の認定を考慮したうえで、大統領が重大な損害又はそのおそれを防止又は救済するのに必要と判断する暫定救済を布告しなければならない。

⑵(A)　⒜に基づき提出された申請が危機的状況の存在を申立て、かつ、当該申請が特定物品の輸入に関してこのサブセクションに規定する暫定救済を要請した場合、委員会は、当該要請を含む申請の提出から60日以内に、入手可能な情報に基づき、次のことを認定する。

⒤　当該物品の輸入増加（絶対量又は国内生産に対する比率において）が、同種又は直接に競合する産品を生産する国内産業に対し重大な損害又はそのおそれを及ぼす実質的原因となっていることの明白な証拠があるかないか

(ii)　この章に基づく措置の遅延が、当該産業の回復を困難とする損害をあたえるかあたえないか

(B)　(A)⒤及び(ii)に基づく認定が肯定的である場合、委員会は、重大な損害を防止又は救済するために必要な暫定救済の量又は程度を認定しなければならない。このサブパラグラフの規定を実行するにあたり、委員会は、そのような形式の救済が実行可能で、重大な損害を防止又は救済するであろう場合には、輸入品に対する関税の引上げ又は賦課を優先しなければならない。

(C)　委員会は、(A)⒤及び(ii)に基づく認定、並びに当該認定が肯定的な場合は、(B)に基づく認定を直ちに、大統領に報告しなければならない。

(D)　(A)⒤及び(ii)に基づく肯定的な認定を含む(D)に基づく委員会からの報告を受理した後30日以内に、大統領は、暫定救済が正当であると認める場合、200日を限度とする期間について、大統領が重大な損害を防止又は救済するために必要と認める暫定救済を布告しなければならない。当該暫定救済は、実行可能で、重大な損害を防止又は救済するであろう場合には、輸入品に対する関税の引上げ又は賦課でなければならない。

⑶　暫定救済が⑴(G)若しくは⑵(D)に基づき、関税の引上げ又は賦課という形式で布告された場合、大統領は、場合により、決定の日以降に消費のために申告され、又は保税倉庫から倉出しされる、⑴(C)若しくは⑵(A)に基づく肯定的決定の対象である輸入品の清算停止を命じなければならない。

⑷(A)　輸入品について、このサブセクションに基づき実行された暫定救済は、次に規定する日に終了する。

⒤　⑴(G)又は⑵(D)に基づき布告された救済の場合は、委員会が⒝に基づく当該産品の輸入による損害又はそのおそれに関し、否定的決定をした日

(ii)　第203条⒜(A)又は(C)に規定する措置が、当該産品に関して第203条に基づき発効した日

(iii)　当該産品に関して、第203条⒜に基づく措置を何もとらないという大統領による決定が最終的なものとなった日

(iv)　大統領が、状況の変化のため、当該救済がもはや正当化されないという決定を下したとき

(B) 輸入品について⑶に基づき命令された清算の停止は、当該産品についての暫定救済が、(A)に基づき終了した日に終了するものとする。

(C) 第203条に基づく布告による輸入品に対する関税の引上げ又は賦課が、この条に基づく当該輸入品に対する関税の引上げ又は賦課と異なっている場合、⑶に基づきその清算が停止させられた品目の申告は、どちらか低い方の関税率で清算するものとする。

(D)　このサブセクションに基づき、輸入品に関して関税の引上げ又は賦課という形式で暫定救済が布告された場合で、当該品目について第203条に基づく、関税の引上げも関税の賦課も行われなかった場合は、⑶に基づきその清算が停止させられた品目の申告は、暫定救済がとられる前に適用されていた関税率で清算することができる。

⑸　このサブセクションの適用において、

(A)　「かんきつ類産品」とは、加工したオレンジ若しくはグレープフルーツ又はオレンジ若しくはグレープフルーツの果汁（コンセントレートを含む。）をいう。

(B)　「生鮮農産物」とは、通商代表が、次の項目を考慮した上で、それに対してこのサブセクションに基づく措置を行うことが適切であると考える、家畜を含めた農産物をいう。

⒤　その産品の

(I)　貯蔵寿命が短いか否か、

(II)　生育時期が短いか否か、又は

(III)　流通時期が短いか否か、

(ii)　その産品が、他の連邦法又は規則により、生鮮品として扱われているか否か、かつ、

(iii)　通商代表によって適切と考慮される他の要因。

⒤、(ii)又は(iii)に基づき、通商代表が考慮することを求められる要因の存否は、その産品が生鮮農産物であるかないかを必ずしも認定するものではない。

(C)　「暫定的救済」とは、つぎのことをいう。

⒤　関税の引上げ又は賦課

(ii)　合衆国への産品の輸入に対する数量制限の修正又は賦課、又は

(iii)　⒤及び(ii)に基づく措置の組合せ。

⒠　委員会の勧告

⑴　委員会は、⒝⑴に基づく肯定的決定をした場合、国内産業に対する重大な損害又はそのおそれに対処し、輸入競争のための積極的調整を行う国内産業の努力を促進するのに最も効果的であろう措置についても勧告しなければならない。

⑵　委員会は、⑴に基づいて、次の項目について勧告する権限を有する。

(A)　当該輸入品に対する関税の引上げ又は賦課

(B)　当該産品を対象とする関税率割当

(C)　合衆国への当該産品の輸入に対する数量制限の修正又は賦課

(D)　第2章に基づく通商調整援助を含む１又はそれ以上の適切な調整手段

(E)　(A)から(D)に記載する措置の組合せ。

⑶　委員会は、⑴に基づき勧告する措置の種類、量及び期間を特定しなければならない。第203条⒠に定める制限は、委員会によって勧告される措置にも適用される。

⑷　⑴に基づいて行われる勧告に加えて、委員会は、大統領が、つぎのことを行うこと勧告することができる。

(A)　当該産品の輸入増加の根底にある原因に対処するため、又は損害若しくはそのおそれを軽減するために、国際交渉を開始すべきこと、又は

(B)　輸入競争のための積極的調整を促進するような法的に権限を付与されている他の措置をとるべきこと、

⑸　このサブセクションに基づく勧告をするために、委員会は、

(A)　合理的な公告を行った後、すべての利害関係者が証言をし、証拠を提出する機会を与えられる公聴会を開催しなければならず、

(B)　次の項目について考慮しなければならない。

⒤　損害又はそのおそれを防止若しくは救済するであろう、⑵(A)、(B)及び(C)に規定する措置の形式及び量

(ii)　もしあれば、⒜⑷に基づき提出された調整計画に示された目的及び措置

(iii)　⒜⑹に基づき委員会に提出された個々の約束

(iv)　国内市場及び世界市場における競争状態、及び措置が求められる期間内におけるそれら競争状態に影響を与える状況のありうべき展開に関して委員会が入手しうる情報、及び

⒱　損害若しくはそのおそれに対処するため、又は調整を促進するために、国際交渉が建設的か否か。

⑹　⒝に基づく肯定的決定に賛成した委員会の委員のみが、⑴に基づき行うことを求められる又は⑶に基づき行われる勧告について票決することができる。肯定的決定に賛成しなかった委員は、⒡に基づき求められる報告書の中で、もしあれば、第203条に基づきどのような措置がとられるべきかについての独立の見解を提出することができる。

⒡　委員会による報告

⑴　委員会は、⒝に基づき行われた各調査に関し、報告書を提出しなければならない。報告書は、可及的速やかに、遅くとも（場合により）提訴日、要請又は決定を受領した日、若しくは自らの発意を採択した日から180日（提訴者が危機的状況を申し立てた場合は、240日) を超えない期間に提出されなければならない。

⑵　委員会は、⑴に基づき求められる報告書に、次の項目を含めなければならない。

(A)　⒝に基づき行われた決定及びその決定の根拠の説明

(B)　⒝に基づく決定が肯定的である場合、⒠に基づいて行われる措置の勧告及び各勧告の根拠の説明。

(C)　(A)及び(B)に規定する決定及び勧告に関する委員会の委員による不賛成又は独立的見解。

(D)　⒞⑵に基づく報告書において含めることを求められる認定。

(E)　もしあれば、第201条⒝⑷に基づき提出された調整計画の写し。

(F)　提出された約束及び国内産業に属する企業及び労働者が輸入競争のための積極的調整計画を促進するためにとっている、又はとろうとしている手段に関して委員会が入手した情報。

(G)　次に関する記述

⒤　⒠に基づき勧告された措置を実施することが、提訴者である国内産業、他の国内産業及び消費者に対して与えるだろう短期的及び長期的効果、及び

(ii)　勧告された措置をとらないことが、提訴者である国内産業、その労働者及び当該産業の生産設備が立地している地域社会、そしてその他の国内産業に与える短期的及び長期的効果

⑶　委員会は、⑴に基づき大統領に対して報告書を提出した後、速やかにその報告書を一般に公開し（第202条⒜⑹(B)に基づき入手された秘密情報及び委員会が秘密扱いにすべきと決定したその他の情報を除く）、その要約を官報に掲載しなければならない。

⒢　申立てられている調整援助の検討の促進

委員会は、⒝⑴に基づき肯定的決定をした場合は、速やかにその決定を労働長官と商務長官に通知しなければならない。

そのような通知を受理した後、

⑴　労働長官は、第2章に基づく調整援助を適用する適格性を有するかどうかを認定するため、国内産業に属する労働者による申請を迅速に検討しなければならず、

⑵　商務長官は、第3章に基づく調整援助を適用する適格性を有するかどうかを認定するため、国内産業に属する企業による申請を迅速に検討しなければならない。

⒣　調査の制限

⑴　委員会によって正当な理由が存在すると決定される場合を除いて、このサブセクションのための調査は、この章に基づく過去の調査と同一問題の事項に関しては、委員会がその過去の調査の結果を大統領に報告してから１年経過していない場合には行われてはならない。

⑵　新しい調査により第203条に基づき措置をとることのできる最後の日が、第203条⒠⑺に基づき許されるものより早い日である場合、第203条⒜⑶(A)、(B)又は(E)に規定する措置の対象であり、又はなっていた産品について、いかなる新しい調査を開始することはできない。

⑶(A)　繊維協定が合衆国について効力を発する日前に、商務長官は官報に繊維協定の対象であるすべての物品の表を公告しなければならない。繊維協定の対象産品について、この条の規定に基づく調査は、商務長官が官報に公告（ウルグアイラウンド協定法第331条に基づく公告を含む。) する当該産品を合衆国が1994年のガットに統合した場合に限り、開始することができる。

(B) このパラフラフにおいて、

⒤　「繊維協定」とは、ウルグアイラウンド協定法第101条⒟⑷に規定する繊維及び繊維製品（衣類を含む。）に関する協定をいう。

(ii)　「1994年のガット」とは、ウルグアイラウンド協定法第2条⑴(B)に規定するものをいう。

⒤　保護命令に基づく秘密である営業上の情報を限定的開示

委員会は、保護命令に基づく秘密である営業上の情報への、この条に基づく調査に関係する利害関係者のアクセスを規定する規則を公布しなければならない。

第203条　輸入による損害決定後、大統領によってとられる措置

⒜　総則

⑴(A)　第202条⒡に基づく国内産業に対する重大な損害又はそのおそれに関する肯定的認定を内容とする報告書の受理後、大統領は、その権限内で、国内産業による輸入競争のための積極的調整を実現するための努力を促進し、かつ経済的及び社会的コストを上回る経済的及び社会的利益を提供すると決定する、適切かつ可能なあらゆる措置をとらなければならない。

(B)　(A)に基づき大統領によって取られる措置は、⒠⑴に従い、(A)に基づき大統領が適切かつ可能と決定する範囲及び期間でとられなければならない。

(C)　1962年通商拡大法の第242条⒜に基づいて設立された政府諸機関で構成される通商組織は、第202条⒡に基づき報告される各肯定的決定について、大統領が(A)に基づいていかなる措置をとるべきかについて大統領に対して勧告しなければならない。

⑵　⑴に基づきいかなる措置をとるべきかを決定する際に、大統領は、次の事項を考慮に入れなければならない。

(A)　委員会の勧告及び報告、

(B)　国内産業に属する労働者及び企業が、

⒤　調整援助及び他の労働力に関する計画からどの程度利益を受けているか、かつ、

(ii)　労働者の再教育の努力をどの程度行っているか、

(C)　輸入競争のための積極的調整を行うため、国内産業によって行われている又は実施されていることになっている努力（第202条⒜に基づき委員会に提示された調整計画又は約束に含まれる努力を含む。) 、

(D)　輸入競争のための積極的調整を促進するため、⑶に基づき認可される措置の有効性の見込み、

(E)　⑶で認められる措置の短期及び長期の経済的及び社会的利益に比しての短期及び長期の経済的及び社会的損失並びに合衆国経済の中での当該国内産業の位置に関するその他の考慮、

(F)　合衆国の国家経済利益に関連するその他の要因で、

⒤　この章に基づき輸入救済が与えられなかった場合に、納税者、地域社会及び労働者が被るであろう経済的及び社会的損失

(ii)　この条に基づく措置の実施が、消費者及び産品の国内市場における競争に与える効果、及び

(iii)　代償に関する国際的義務の結果、合衆国産業及び企業が被る影響、

を含むがこれに限定されず、

(G)　外国での規制が原因で、合衆国市場に外国からの輸出の矛先が向けられている程度、

(H)　この条に基づきとられる措置を回避できる可能性、

(I)　合衆国の国家安全保障上の利益、及び

(J)　第202条⒠⑸に基づき委員会によって考慮されることを求められている要因。

⑶　大統領は、⑴に基づく措置をとるために、次のことを行うことができる。

(A)　輸入品に対する関税の引上げ又は賦課を布告すること、

(B)　当該産品に対する関税割当を布告すること、

(C)　当該産品の合衆国への輸入に対する数量制限の修正又は賦課を布告すること、

(D)　第2章に基づく通商調整援助の提供を含む、１つ以上の適切な調整手段を実施すること、

(E)　当該産品の外国からの輸入及び合衆国への輸出を制限する、外国との協定を交渉し、締結し及び施行すること、

(F)　合衆国への輸入が許可されている産品の数量を、輸入許可の競売によって輸入者間に割当てるのに必要な手続きを布告すること、

(G)　当該産品の輸入増加の根底にある原因に対処するため、そうでなければ、損害又はそのおそれを軽減するために、国際交渉を開始すること、

(H)　輸入競争のための積極的調整を行う国内産業の努力を促進するための法律案を議会に提出すること、

(I)　法の授権に基づき大統領がとりうる、及び大統領が⑴の目的のために適切かつ可能と考えるその他のいかなる措置をとること

(J)　(A)から(I)までに掲げる措置を組み合わせてとること

⑷(A)　(B)に定める他、大統領は、第202条⒝⑴に基づく肯定的決定（又は、1930年関税法第330条⒟により、大統領が肯定的決定とみなすこの条に基づく決定）を内容とする報告を委員会から受け取った後60日（大統領が、第203条⒟⑵(D)に基づき暫定救済を布告した場合は50日）以内に⑴に基づく措置をとらなければならない。

(B)　⑸に基づき追加報告が求められる場合は、大統領は、追加報告を受け取った後30日以内に⑴に基づく措置をとらなければならない。ただし、関係する物品に関して、大統領が、第203条⒟⑵(D)に基づき暫定救済を布告した場合、⑴に基づき大統領による措置は、暫定救済が布告された日から200日後は取ることはできない。

⑸　大統領は、第202条⒝⑴に基づく肯定的決定を内容とする委員会からの報告を受け取った日から15日以内に、委員会に追加情報を要請することができる。委員会は可及的速やかに、かつ、いかなる場合にも大統領の要請を受けた日から30日以内に、当該産業に関する追加情報を追加報告の中で提供しなければならない。

⒝　議会への報告

⑴　大統領は、⒜⑴に基づく措置をとる日に、その措置及びその措置をとる理由を述べる文書を議会に送付しなければならない。大統領によってとられる措置が第202条⒠⑴に基づき委員会によって勧告されることを求められている措置と異なっている場合には、大統領は、その差異の理由について詳細に述べなければならない。

⑵　大統領は、国内産業に関して、⒜⑴に基づきとるべき適切かつ可能な措置がないと決定する日に、その決定の理由を詳細に述べる文書を議会に送付しなければならない。

⑶　大統領は、⑴における報告が行われていない何らかの措置を⒜⑴に基づいてとる日に、とられるべき措置及びその理由を述べる文書を議会に送付しなければならない。

⒞　委員会によって勧告される措置の実施

大統領が⒝⑴又は⑵に基づいて、

⑴　⒜⑴に基づきとられる措置が、第202条⒠⑴に基づき委員会によって勧告された措置と異なっている、又は

⑵　当該国内産業に関して、⒜⑴に基づくいかなる措置もとられないという内容の報告をなす場合、

委員会によって勧告された措置は、⒝⑴又は⑵に規定する文書が議会に送付された日から始まる90日の期間内で、第152条⒜⑴(A)に規定する合同決議の成立と同時に（⒟⑵に限定されるように）効力を持つものとする。

⒟　救済発効時

⑴　⑵に規定する場合以外は、⒜⑴に基づいてとられる⒜⑶(A)、(B)又は(C)に規定する措置は、大統領がその措置を布告する日から15日以内に発効するものとする。ただし、大統領が、その措置をとることを決定する日に、１以上の⒜⑶(E)に規定する協定についての交渉を行う意図を公表する場合には⒜⑶(A)、(B)又は(C)に基づく措置は、その決定の日から90日以内に布告され、かつ、発効するものとする。

⑵　⒞に規定する事態が生じた場合は、大統領は、⒞に規定する合同決議の成立から30日以内に、第202条⒠⑴に基づき委員会によって勧告された措置を布告しなければならない。

⒠　措置の制限

⑴(A)　(B)に定める他、この条に基づきとられる措置が効力を持つ期間は、4年を超えてはならない。当該期間には第202条⒟に基づく暫定救済が発効しているときはその期間を含む。

(B)⒤　(ii)の規定に従い、大統領は、第204条⒞に基づく委員会からの肯定的決定を受理後（又は委員会がその決定において同等表決をし、当該表決を大統領が委員会の肯定的決定とみなした場合）、次の決定を行った場合、この条に基づくいかなる措置も延長することができる。

(I)　当該措置の継続が、重大な損害を防止若しくは救済するために必要である。

(II)　国内産業が輸入競争に対し、明確な調整を行っているという証拠がある。

(ii)　この条に基づき措置の効力の期間は延長した期間を含め、８年間を越えてはならない。

⑵　⒜⑶(A)、(B)又は(C)に規定する種類の措置は、⒜⑴、第202条⒟⑴(G)又は第202条⒟⑵(D)に基づき、その措置の累積的影響が重大な損害を防止又は救済するのに必要な程度を超えない限りにおいて、とることができる。

⑶　この条に基づいてとられる措置は、その措置がとられる時点の現行関税率（もし、あれば）を従価税率50％を超えて上回る関税率への引上げ（又は同率を超える関税率の賦課）であってはならない。

⑷　この条に基づく数量制限を布告する措置は、当該産品の輸入に関し最近の代表的な3年の期間内に合衆国に輸入されたその産品の数量又は金額の平均を下回らない数量又は金額の当該産品の輸入を許可するものでなければならない。ただし、大統領が異なる数量又は金額の輸入が明白に重大な損害を防止又は救済するために正当であると決定した場合はこの限りではない。

⑸　⒜⑶(A)、(B)、又は(C)に規定する種類の措置は、当該措置が効力を有している期間中、一定の間隔で緩和しなければならない。

⑹(A)　この条に基づきとられる措置に従って行われる、次のことは関税の引上げとみなす。

⒤　ある産品に関する合衆国関税率表第9802.00.60号又は第9802.00.80号の停止

(ii)　ある産品が第5編の適格産品であるという指定の停止

(B)　委員会が、第202条⒝⑴に基づく肯定的決定に加えて、第202条⒠に基づく調査の過程で、それと同種又は直接に競合する産品を生産する国内産業に対し、輸入によって実質上引き起こされている重大な損害又はそのおそれが、場合によって、

⒤　合衆国関税率表第9802.00.60号又は第9802.00.80号、又は

(ii)　当該産品が第5編の適格産品であるという指定を行っていること

から生じていると決定しない限り、ある産品に関して、大統領は、(A)に規定する停止を実施する布告を行ってはならない。また、委員会は、第202条⒠に基づくそのような停止を勧告してはならない。

⑺(A)　ある物品が⒜⑶の(A)、(B)、(C)又は(E)に基づく措置の対象となった場合、当該物品に関して、これらのサブパラグラフに基づく新しい措置を次のうちいずれか長い期間とることはできない。

⒤　以前の措置が終了した日から始まり以前の措置が効力を有していた期間と同等の期間

(ii)　以前の措置が終了した日から始まる2年間

(B)　(A)の規定にかかわらず、⒜⑶の(A)、(B)、(C)又は(E)に基づく以前の措置が、ある物品について180日以内の期間について有効であった場合で、次にいずれにも該当するとき、大統領は当該産品に関してこれらのサブパラグラフに基づく新しい措置をとることができる。

⒤　以前の措置が効力を発生してから少なくとも１年が経過している。

(ii)　当該産品に関して、新しい措置が最初に効力を発する日の直近の5年間に、これらのサブパラグラフに基づく措置が、3回以上行われていないこと

⒡　ある種の協定

⑴　大統領は、この条に基づき、⒜⑶(E)に規定する種類の協定の実施以外の措置をとる場合は、その措置の発効後、⒜⑶(E)に規定する種類の協定について交渉することができ、かつ、それらの協定の発効後、それ以前にとられた措置を、全部若しくは一部停止又は終了させることができる。

⑵　⒜⑶(E)に基づき実施された協定が効果的でない場合、大統領は、⒠に含まれる期限内で、⒜に基づいて追加的措置をとることができる。

⒢　規則

⑴　大統領は、この章に基づく輸入救済を与えるためにとられるあらゆる措置に関する効率的かつ公正な行政を、規則によって確保しなければならない。

⑵　この章に基づいて締結された国際協定を執行するため、大統領は、そのような協定の対象となっている産品の申告又は保税倉庫からの倉出しを管理する規則を制定することができる。さらに、その協定の対象となっている産品の合衆国への輸入若しくは合衆国の主要な地理的区域への輸入の主要な部分を占めている１つ以上の国と、この章に基づいて締結した⒜⑶(E)に規定する種類の協定を実行するため、大統領は、その協定の当事者ではない国の製品である同種の産品の申告又は保税倉庫からの倉出しを管理する規則を公布することができる。

⑶　この条に基づき制定された規則は、実行可能かつ効率的で公正な行政に矛盾しない限りにおいて、より大規模な輸入者の比較的少数の者による輸入品の不公正な分配を防ぐ手段を定めるものとする。

第204条　措置の監視、修正及び終了

⒜⑴　第203条に基づいてとられる措置が効力を有する間、委員会は、輸入競争のための積極的調整を行う国内産業に属する企業及び労働者によって行われた改善及び特別な努力を含む、国内産業についての進展を監視しなければならない。

⑵　第203条に基づいてとられる当初の措置が3年間を超える効力を有する場合、当該　措置が有効な間、委員会は、大統領及び議会に対して、当初の期間及び各延長期間の中間点より前に⑴に基づく監視の結果についての報告を提出しなければならない。

⑶　⑵に基づく各報告を準備する過程で、委員会は、利害関係者が出席し、証拠を提出し、意見を陳述する適切な機会を与えられる公聴会を開催しなければならない。

⑷　大統領の要請に応じて、委員会は、考慮されている第203条に基づきとられた措置の延長、緩和、修正又は終了が、当該産業に与えると思われる経済的効果に関する判断について、大統領に助言しなければならない。

⒝　措置の緩和、修正及び終了

⑴　第203条に基づいてとられた措置は、次の場合、大統領は和、修正及び終了することができる。（ただし、大統領が⒜⑵(A)に基づき求められている報告を受ける前であってはならない）。

(A)　大統領が、⒜に基づいて委員会によって提出された報告又は助言を考慮し、かつ商務長官及び労働長官の助言を求めた上で、以下の根拠に基づき、状況の変化がそのような緩和、又は終了を正当化するという決定をした場合

⒤　国内産業が輸入競争のための積極的調整を行うための適切な努力をしていない、又は

(ii)　第203条に基づいてとられた措置の効果が、経済的状況の変化によって損なわれている。又は、

(B)　大統領が、国内産業の代表の過半数が、大統領に対し、国内産業は輸入品との積極的調整を達成したとの根拠に基づいて、そのような緩和、修正又は終了を求める申請を提出した後、国内産業は輸入品との積極的調整を達成したと決定した場合

⑵　⑴の規定にかかわらず、大統領は、第203条に基づいてそれ以前にとられた措置の回避を排除するのに必要な追加措置を同条に基づきとることを授権される。

⑶　⑴の規定にかかわらず、大統領は、ウルグアイラウンド協定法第129条⒜⑷に規定する委員会の決定を受領し、下院歳入委員会及び上院財政委員会と協議した後、第203条に基づく措置を縮減し、変更し、終了することができる。

⒞　措置の延長

⑴　第203条に基づく措置の終了の日の６か月以上９か月以下前に、大統領の要請又は関係の国内産業の申請により、委員会は、第203条に基づく措置の継続が、重大な損害を防止若しくは救済するために必要であるかないか、及び国内産業が輸入競争に対し、明確な調整を行っているという証拠があるかないかを決定するための調査を行わなければならない。

⑵　委員会は、このサブセクションに基づく手続の開始を官報に公告し、その後合理的期間内に、利害関係者及び消費者が出席し、証拠を提出し、他の関係者及び消費者の主張に反論し、その他意見を述べる機会を与えられる公聴会を開催しなければならない。

⑶　委員会は、大統領が異なる日を指示した場合を除き、第203条に基づく措置の終了の60日以上前にこのサブセクションに基づく調査及び認定の報告を大統領に提出しなければならない。

⒟　措置の効果の評価

⑴　第203条に基づいてとられた措置が終了した後、委員会は、輸入競争のための国内産業による積極的調整を促進する上で、その措置がどの程度効果があったかを、第203条⒝に基づき議会に提出される報告の中で、大統領によって述べられた理由にそって、評価しなければならない。

⑵　⑴に基づき行われる評価の過程で、委員会は、適切な公への通知をした後、その措置の効果についての公聴会を開催しなければならない。すべての利害関係者は、その公聴会に出席し、そこで証拠を提出し、証言を行う機会を与えなければならない。

⑶　⑴に基づき行われる評価の過程及び⑵に基づいて開催される公聴会に関する報告は、委員会によって、大統領及び議会に対して、第203条に基づいてとられた措置が終了した日から180日までの間に提出されなければならない。

⒠　その他の規定

⑴　この章に基づき大統領によってとられる措置は、第126条⒜の規定にかかわらずとることができる、ただし、合衆国の国際的義務及びその措置の関係について考慮した後でなければ、ならない。

⑵　委員会が、第202条⒞⑷⒞に基づいて、合衆国の主要な地理的区域に立地する生産を国内産業として取り扱う場合には、大統領は、⑴に基づき認められた措置をとる際に、その地域における国内生産及び輸入の地理的集中度を考慮しなければならない。

第2章　労働者に対する調整援助

第Ａ節　申請及び決定

第221条　申請

⒜⑴　この章に基づく労働者団体のための調整援助の適用の資格証明の申請は、長官及び当該労働者の事業所又は次のもの一部が所在する州の知事に同時に提出することができる。

(A)　労働者（農業企業又は農業企業の一部の部門の労働者を含む。）の団体

(B)　証明され又は認定された労働組合又はその他の正当な権限を有する当該労働者代表

(C)　当該労働者の雇用者、ワンストップオペレーター又はワンストップパートナー（1988年労働力調査法第101条（29 U.S.C. 2801）に規定するものをいう。）（当該労働者のための州雇用安全職員又は同法第１編に基づき設立された州転職労働者部局を含む。）

⑵　⑴に基づく申請を受理後、州の知事は次のことを行わなければならない。

(A)　援助の速やかな応答並びに当該労働者のための連邦法により認められた適当な中核的かつ集中的給付が申請した労働者が当該法によって認められた範囲まで受けうること（1988年労働力調査法第134条（29 U.S.C. 2864）に規定するものをいう。）を確保すること

(B)　申請の審査において、当該情報の検証及び長官が要請するその他の援助を行うことにより、長官を補助すること

⑶　長官は、申請を受理した場合、速やかに連邦官報で、申請を受理し、調査を開始したことを公告しなければならない。

⒝　申請者又は長官が、その調査の過程で実質的な利害関係を有すると認めるその他の者から⒜に基づく長官の公告の日より10日以内に公聴会の要請が出された場合、長官は公聴会を開き、利害関係者に対し、出席し、証拠を提出し、意見を述べる機会を与えなければならない。

第222条　団体の資格要件

⒜　長官が、次の認定を行った場合、労働者（農業企業又は農業企業の一部の部門の労働者を含む。）団体は、第221条に基づく申請に基づきこの章に基づく調整援助の適用資格があるものとして証明されるものとする。

⑴　当該労働者の企業、又は企業の適当な部門における相当数、又は相当な割合の労働者が、全面的に又は部分的に離職し、又は全面的に又は部分的に離職するおそれがあり、かつ、

⑵(A)⒤　当該企業又は部門の売上げ若しくは生産又はその双方が絶対的に減少しており、

(ⅱ)　当該企業又は部門が生産している産品と同種又は直接競合する産品の輸入が増加しており、かつ、

(ⅲ)　(ⅱ)に既定する輸入の増加が当該労働者の離職又は離職のおそれ、及び当該企業又は部門の売上げ又は生産の減少に重要な貢献をしている、又は、

(B)⒤　当該労働者の企業又は部門による生産が当該企業又は部門が生産している産品と同種又は直接競合する外国での生産へ移転しており、かつ、

(ⅱ)(I)　当該産品の生産を移転させた国が合衆国との自由貿易協定の当事国である、

(Ⅱ)　当該産品の生産を移転させた国がアンデス貿易特恵、アフリカ成長及び機会法若しくはカリブ海経済復興法の受益国である、若しくは

(Ⅲ)　当該企業又は部門が生産し、若しくは生産していた産品と同種又は直接競合する産品の輸入が増加しつつあり、若しくは増加しそうであること

⒝　2次雇用への悪影響

長官が、次の認定を行った場合、労働者（農業企業又は農業企業の一部の部門の労働者を含む。）団体は、貿易調整援助の適用資格があるものとして証明されるものとする。

⑴　当該労働者の企業、又は企業の適当な部門における相当数、又は相当な割合の労働者が、全面的に又は部分的に離職し、又は全面的に又は部分的に離職するおそれがあり、かつ、

⑵　当該労働者の企業（又は部門）が、⒜に基づく資格を認定されている労働者を雇用する企業（又は部門）への供給者若しくはダウンストリームの生産者であり、かつ、当該供給若しくは生産が当該認定（⒞⑶若しくは⑷に規定するものをいう。）のもとになった産品に関係しており、かつ、

⑶　次のいずれかである。

(A)　当該労働者の企業が供給者であり、かつ、⑵に規定する企業（又は部門）による構成部品の供給が当該労働者の企業の生産若しくは販売の少なくとも20%を占めている、若しくは

(B)　⑵に規定する企業（又は部門）に対する当該企業の営業の減少が⑴に基づき認定された労働者の離職若しくは離職のおそれの重大な貢献をしている。

⒞　この条の適用において、

⑴　「重要な貢献」とは、重要な原因であればよく、必ずしも、他のいかなる原因よりも重要であることを要しない。

⑵(A)　石油又は天然ガスの開発又は堀削に従事する企業又はその適当な部門は、石油又は天然ガスを生産する企業とみなす。

(B)　石油又は天然ガスの開発若しくは堀削に従事し又はその他の方法で石油又は天然ガスを生産する企業又はその適当な部門は、輸入される石油又は天然ガスと直接競合する産品を生産するものとみなす。

⑶　ダウンストリームの生産者

「ダウンストリームの生産者」とは、⒜に基づく資格の認定が、カナダ若しくはメキシコからの輸入の増加又はこれらへの移動に基づく場合に、⒜に基づく労働者の団体の資格の認定の基礎となった産品につき、他の企業（又は部門）のために付加的、付加価値生産過程を行う企業をいい、最終組立を他の企業のために直接行う企業を含む。

⑷　供給者

「供給者」とは、⒜に基づく労働者の団体の資格の認定の基礎となった産品につき、他の企業（又は部門）に構成部品を生産して供給する企業をいう。

第223条　労働長官による決定

⒜　長官は、第221条に基づいて申請が行われた日以後、可能なかぎり速やかに、かつ、いかなる場合においても申請が行われた日より40日以内に、その申請をした団体が第222条の要件を満たしているかどうかについて決定を行い、その要件を満たしている団体に対しては、労働者を対象とするこの節に基づく援助の申請に関する資格証明書を発給しなければならない。それぞれの証明書においては、全面的な又は部分的な離職が始まった日付又は離職のおそれが生じた日付を明記しなければならない。

⒝　この条に基づく証明書は、企業又はその適当な部門からの最後の全面的な又は部分的な離職が、第231条に基づく申請を行う前で、次の時点で生じた場合、その労働者に対し、これを適用してはならない。

⑴　証明書発給の対象となった申請の日より１年以上前、又は、

⑵　この章が効力を生ずる日より６ヵ月以上前。

⒞　長官は、申請に基づいて認定した場合、速やかにその認定の要約を、その認定を行った理由とともに、連邦官報に公告しなければならない。

⒟　長官は、ある企業、又はその部門の労働者の資格証明書に関して、その企業又はその部門からの全面的な又は部分的な離職が、もはや第222条に規定する条件に合致しないと判断した場合、その証明書の効力を終了させ、速やかにその終了の通知及びその決定の理由を連邦官報に公告しなければならない。その終了措置は、長官が指定した終了日以後に生じた全面的な又は部分的な離職に対してのみ適用される。

第224条　国際貿易委員会が調査を開始した時の労働長官の調査、肯定的な調査結果が出された場合の措置

⒜　国際貿易委員会（以下この章においては、「委員会」という。）は、第202条に基づき、ある産業に関する調査を開始した場合、直ちに長官にその調査開始について通知し、長官は直ちに次の調査を開始しなければならない。

⑴　同種又は直接競合する産品を生産している国内産業の労働者で、調整援助を受ける資格があると認定された労働者又は認定されると考えられる労働者の数。

⑵　現行の計画によって労働者の輸入競争への調整が促進されると考えられる度合い。

⒝　⒜に基づく長官の調査の報告は、委員会が第202条⒡に基づいて報告を行う日から15日以内に、大統領に対しこれを行わなければならない。長官は、大統領に報告を行うとともに、それを公表し（長官が機密事項と判断する情報を除く。）、その要約を連邦官報に公告しなければならない。

第225条　労働者のための給付の情報

⒜　長官は、この章に基づき適用できる給付手当、訓練及び他の雇用サービス並びに当該手当、訓練及びサービスに対する申請手続及び適切な提出日について労働者に全ての情報を提供しなければならない。長官は、計画給付金に対する申請の準備をする労働団体に援助が可能になるよう必要な提供をしなければならない。長官は、協力的な州の機関が第239条⒜に基づき発効した協定に完全に適合することを保証するあらゆる努力をしなければならない。長官は、職業教育に対する州の委員会又は同等の機関、及び他の公的又は私的機関、施設及び雇用主に適切な時に第223条に基づき発効された各証明書並びに計画、必要な場合は当該証明書により生じる第236条に基づく訓練の必要性を通知しなければならない。

⒝⑴　長官は、第Ａ節に基づき発行される証明書に適用することを認める各労働者に対し、次の時期にこの章に基づき適用できる給付金に関する郵便を送付し、書面の通知をしなければならない。

(A)　労働者が当該証明書以前に被害を受けた雇用において全面的又は部分的な離職した場合は、当該証明書が発行される時、又は

(B)　(A)が適用できない場合は、労働者が被害を受けた雇用において全面的又は部分的な離職をした時

⑵　長官は、第Ａ節に基づき作成された各証明書に適用される労働者に対して、この章に基づき適用できる給付金の通知を当該労働者が居住する地域の大衆紙に公表しなければならない。

第Ｂ節　計画に基づく給付

第１部　産業再調整手当

第231条　労働者の資格要件

⒜　産業再調整手当の支払は、第Ａ節に基づく証明書を有する被害を受けた労働者で、かつその証明書の基になる第221条の申請が提出された日から60日以後に始まる失業の期間（週単位）について、当該手当の申請書を提出する労働者に対して次の条件が満たされた場合に行われるものとする。

⑴　当該労働者のこの章に基づく申請前における全面的又は部分的な離職が、

(A)　被害を受けた雇用において全面的又は部分的な離職が発生し又は発生するおそれがあるとして当該労働者を対象とする証明書に特定された日又はそれ以降で、

(B)　第223条に基づき認定された日から2年の期間が経過する前で、

(C)　第223条⒟に従って認定された場合には、その終了日前に発生し、及び、

⑵　当該労働者が、その全面的又は部分的な離職の前52週間のうち、単一企業又は企業の一部門における被害を受けた雇用において、週給30ドル以上で、最低26週間以上雇用されており、若しくは雇用されていた週について企業の資料が入手できないときには、長官の定める規則に基づいて計算した相当の就業期間雇用されていた場合、このパラグラフで、労働者の次の場合に関する期間は、週給30ドル以上で、(A)又は(C)に該当する場合には7週間、及び(B)又は(D)に該当する場合には26週間以内の、若しくはその両方に該当する場合はこの条に基づく雇用期間とみなす。

(A)　休暇、病気、怪我、妊娠又は予備役若しくは現役の訓練のために軍務による認められた離職、

(B)　州又は合衆国の労働者補償法又は計画に該当し、働くことが困難な場合、

(C)　当該企業又は企業の一部門で労働団体として専従するために雇用が中断された場合、又は、

(D)　合衆国軍隊に所属し、現役に復帰（合衆国法典第5編第8521条⒜⑴により「連邦業務」と定義されている。）の招集があった場合。

⑶　その労働者は、

(A)　次の期間内に、１週間の割合で失業保険を受ける資格があり（又はその旨を申立てた場合は、受けることになっている）、

⒤　全面的又は部分的な離職が起こる、又は

(ii)　全面的又は部分的な離職後その労働者に失業保険の要請を満たしているため開始し、又は開始しようとしている。

(B)　失業保険（州による付加給付で連邦資金からの償還を受けないものを除く。）を受けるための（その旨を申立てた場合は、受けることになっている）あらゆる権利を行使し、及び

(C)　その失業保険を支給されない待機期間がない。

⑷　当該労働者は、第202条⒜⑶の職業の受入れ及び職業探しの要件があるときは、失業期間に対し、1970年連邦機関失業補償延長法に基づき延長して補償をうけとることができる。

⑸　当該労働者は、

(A)⒤　第236条に基づいて長官によって承認された訓練計画に登録され、

(ii)　⒤に規定する登録は、次に規定する時までに行わなければならない。

(I)　当該労働者の⑴及び⑵の要件を満たす被害を受けた雇用体から最も最近の全面的な離職後16週間の終わりの日

(II)　長官が当該労働者に関する認定を発した週の後の８週間の終わりの日

(Ⅲ)　長官が登録期間の延長が正当であるとする酌量すべき状況を認定した場合、(I)又は(II)に規定する日の後45日目の日

(Ⅳ)　⒞に基づき発せられた免除の終了後、登録のために適当と長官が決定する期間の終わりの日

(B)　被害を受けた雇用から全面的又は部分的な離職した日以後、第236条に基づいて長官によって承認された訓練計画を修了し、

(C)　(B)の日付以後⒞⑴に基づく通知をうけとるものとする。

⒝⑴(A)　長官が次のことを決定する場合、

⒤　被害を受けた労働者が

(I)　⒜⑸を満たす訓練計画に参加できない、

(II)　当該訓練計画を途中脱退する、及び

(ii)　(I)又は(II)の正当な理由がない場合、又は、

(B)　⒞⑴に基づく労働者に対する証明書が、⒞⑵に基づいて撤回される場合、

産業再調整手当は、当該参加不可能、途中脱退、又は不参加が起こった週に対して、被害を受けた労働者が第236条に基づき承認された訓練計画に参加を開始、又は再開するまで、当該労働者に第231条から第234条までに基づく支払は行われない。

⑵　⒜⑸及び⑴の規定は次のことが開始する失業期間には適用しない。

(A)　第221条に基づいて証明書の基になる申請が提出された日から60日後で、

(B)　第Ａ節に基づく証明書の発効の週の後の１週間以内

⒞　訓練要件の免除

⑴　免除の発行　長官が、次の理由で当該労働者にとって、訓練受講が不可能又は不適切と認定する場合、長官は、被害を受けた労働者に対し、⒜⑸(A)に規定する訓練受講の要件を免除する通知を発行することができる。

(A)　再雇用

当該労働者が離職が発生した企業に再雇用される旨を通知されている。

(B)　市場性のある技能

当該労働者が適当な雇用のための市場性のある技能（当該労働者についての審査（社会保障法第303条⒥(42 U.S.C. 509⒥)に基づくプロファイリング制度を含み、長官の定める指針に基づき行われたもの）に基づいて決定されたもの。）を有し、かつ、近い将来において同等の賃金の雇用の合理的予想がある。

(C)　引退

当該労働者が2年間の間、次のいずれかについてのすべての資格要件を満たしている。

⒤　社会保障法第2編(42 U.S.C. 2編に401以下)に基づく老齢保険給付（その適用のためのものを除く。）

(ii)　雇用者又は労働団体による私的年金、

(D)　健康

当該労働者が当該労働者の健康上の理由で訓練に参加することが不可能。ただしこのサブパラグラフに基づく免除は、連邦又は州の失業者給付法における労働可能性、積極的求職又は就職の辞退に関する要件を当該労働者に関して免除を構成するものではない。、

(E)　登録が不可能

当該労働者の認可された訓練の最初の可能な登録の日が、このパラグラフに基づく決定の日の後、60日以内の期間内にある。又はその日以後で登録の遅れについて酌量すべき状況にあると長官の発する指針に従って決定された。

(F)　訓練が不可能

長官によって認可された訓練が当該労働者にとって政府機関からも民間（1998年カールＤパーキス職業及び技術教育法第3条（20 U.S.C.2302）に規定する職業学校及び雇用主を含む。）からも合理的に可能でなく、当該労働者にとって適当な訓練が経済的費用で可能でないか、訓練基金が使用できない

⑵　免除の期間。

(A)　総則

⑴に基づき発行された免除は、長官が別の決定をした場合を除き、発行から6月を経過した後は効力を有しない。

(B)　取消

長官は、免除の基礎が当該労働者にとってもはや適当でないと認定する場合、⑴に基づき発行された免除を取り消し、当該労働者に取消を書面で通知しなければならない。

⑶　第239条に基づく協定

(A)　協力州による発行

第239条に基づく協定に従い、長官は協力州に対し、⑴に規定する免除の発行を授権することができる。

(B)　通知の送付

第239条に基づく協定には、協力州が長官に⑴に基づく書面の通知及び免除の理由の通知の送付の要件を含まなければならない。

第232条　再調整手当の週間支払額

⒜　⒝及び⒞に基づき、全体的な離職の週に対し被害を受けた労働者に支払われる産業再調整手当は、次の場合により差し引かれた（ただし、赤字にはならない額で）失業保険（第231条⒜⑶(B)で決定された）の労働者への最初の給付以前の完全失業の週について労働者に給付すべき失業保険の最近の週間給付額に等しい支払額とする。

⑴　この条の⒞に基づき控除できる訓練手当

⑵　適用できる州法又は連邦失業保険法の給付規定以外の失業保険から控除できる給付

⒝　産業再調整手当を受領する資格のある被害を受けた労働者で、長官の認定を受けているものは、当該訓練を受けている各週について、⒜に基づいて計算された金額に等しい額（当該週について計算される。）の産業再調整手当又は（当該手当が更に多い場合）労働者の訓練に関するその他の連邦法に基づいて、申請すれば当該資格のある訓練のための週間手当の額に相当する産業再調整手当を受けるものとする。当該産業再調整手当は、労働者が他の連邦法に基づいて支給を受ける資格がある訓練手当の代わりに支払われるものとする。

⒞　連邦法に基づく訓練手当が、申請すれば、産業再調整手当を受ける権利を有する失業の週について、被害を受けた労働者に対して給付すべき（第231条⒝に基づく欠格条項に関係なく認定されたとき）場合で、産業再調整手当を申請し、当該手当の適用を受ける権利があると決定されたときは、第233条⒜に基づいて別の方法で給付すべき産業再調整手当の全週間数よりその週を差引くものとする。失業の週について当該労働者に支払われる失業保険金又は訓練手当が、当該手当を申請すれば、受ける資格のあった産業再調整手当の金額より少ない場合で、産業再調整手当を申請し、当該手当を受ける権利があると認定されたときは、申請者は当該差額に等しい週に対して産業再調整手当を受けるものとする。

第233条　産業再調整手当の期限

⒜⑴　被害を受けた労働者に対し、証明書に該当する期間について給付すべき産業再調整手当の上限は、失業の週について（第232条に基づき決定された）労働者に対し、給付すべき産業再調整手当によって52週分の額とする。ただし、当該額は第231条⒜⑶(A)に基づき開始した給付期間に労働者が資格を取得した（又は申請すれば、資格を取得したであろう）失業保険の総額まで削減されるものとする。

⑵　産業再調整手当は、次により被害を受けた労働者が被害を受けた雇用から完全に離職した一番最近の週の後の週に始まる104週間（救済教育の計画（第235条⒜⑸(A)に規定するものをいう）を申請する被害を受けた労働者が第236条に基づき、当該労働者に適当な訓練を完了するための場合は、130週）経過した失業期間についてはこれを支払ってはならない。

(A)　第231条⒜⑴に基づく期間内に、及び、

(B)　当該労働者が第231条⒜⑵の要件を満たすことに関して、

⑶　⑴にかかわらず、被害を受けた労働者が第236条に基づき承認された訓練を終了することを援助するために、及び長官によって定められた規定に従って、支払は、次による26週間にさらに52週間を追加した産業再調整手当として行われる。

(A)　この章に基づいて別の方法で支払われる産業再調整手当の資格を有する最後の週後に続く、又は

(B)　(A)で規定する最後の週の後、当該訓練が始まる場合、当該訓練の最初の週に始まる。

当該追加週に対する支払は、被害を受けた労働者が当該訓練に参加している52週間に限り行われる。

⒝　産業再調整手当は、当該手当を受けようとする被害を受けた労働者が、長官の発給する調整援助を適用する資格の最初の証明書の日付後210日以内に若しくはその後に、この条の第231条⒜⑴に基づく全面的又は部分的な離職の日以後210日以内に第236条に基づき長官によって認定された訓練計画に正当な申請を行わなかった場合には、⒜⑶に特定された追加週間に対して支払ってはならない。

⒞　第231条から第234条までに基づき被害を受けた労働者に対する支払額は、第232条より１週間毎の調整に基づくものとする。

⒟　この法律又は他の連邦法の他の規定にかかわらず、労働者の年間の給付金が延長給付期間内に終了する場合には、当該労働者が給付金を受ける資格を有する延長給付期間の週の数は、当該労働者がこの章に基づき、当該年の給付金を受領している期間中に産業再調整手当を受ける資格を取得した週の数（ただし、１週間以上）まで縮められる。このサブセクションの適用において「年間の給付金」及び「延長給付期間」とは、1970年連邦及び州の失業補償法と同じ意味を持つものとする。

⒠　産業再調整手当は、被害を受けた労働者が現地訓練を受けている間の週に対して、この章に基づき支払ってはならない。

⒡　この章の適用において、次の場合には、被害を受けた労働者は30日を超えない訓練において休暇のある週の間は訓練に参加しているとみなすものとする。

⑴　被害を受けた労働者が訓練において当該休暇が始まる前に、第236条に基づき認定された訓練計画に参加し、及び、

⑵　休暇が当該訓練計画に基づいて提供された場合。

⒢　この条の他の規定にかかわらず、被害を受けた労働者が第236条に基づき、当該労働者に適当な訓練（救済教育の計画（第235条⒜⑸(A)に規定するものをいう）を服務。）を完了することを助けるため、及び長官が制定する規則に従い、貿易調整援助は、この章の他の規定による貿易調整援助の資格のある最後の週の後、26週において26週の追加的週として行うことができる。

第234条　州法の適用

この章の規定に抵触する場合を除き、及び長官が定める規則に従って、州法の資格条項及び欠格条項は、

⑴　その条項に基づいて、被害を受けた労働者が失業保険金を受ける権利を有し（その保険金を請求すると否とにかかわらず）、又は、

⑵　その労働者が全面的に又は部分的に離職している州において、その州の失業保険金を受ける権利を有しない場合は、

産業再調整手当を請求する労働者に対して適用される。労働者の離職に関してそのように決定された州法は、この条の前段を適用するうえで、当該労働者が別の州法に基づいて失業保険金を受ける権利を有するまで、当該失業に関し適用されるものとする（当該労働者が当該保険金を請求すると否とを問わない。）。

第2部　訓練及び関連サービス

第235条　雇用サービス

長官は、第Ａ節に基づく証明の対象となっている被害を受けた労働者に対し、他の連邦法に基づいて供与される相談、試験及び配置転換サービス並びにその他補助的なサービス（1998年労働力調査法第134条⒞(29 U.S.C. 2864⒞に規定するワンストップデリバリーサービスを含む。)を実施するため、あらゆる妥当な努力を払わなければならない。長官は、適当な場合はいつでも、州との合意に基づき、当該サービスを確保しなければならない。

第236条　訓練

⒜⑴　長官が次のことを決定する場合、

(A)　被害を受けた労働者にとって適当な雇用（技術的及び専門的雇用を含むものとする。）がなく、

(B)　当該労働者が適当な訓練で給付金を受領し、

(C)　当該訓練の終了後の雇用の期待があり、

(D)　被害を受けた労働者が長官が認定した訓練を政府機関又は民間（1963年職業教育法第195条⑵に規定する地域職業教育学校及び雇用主を含む。）で合理的に利用可能であり、

(E)　被害を受けた労働者が、当該訓練を受け、終了するのにふさわしく、及び、

(F)　当該訓練が被害を受けた労働者にとって適当で、相当の費用で行われる場合、長官は、被害を受けた労働者に対して当該訓練を承認しなければならない。当該承認に基づいて労働者は、直接又は保証人制度を通して長官によって当該労働者の代わりに支払われるその訓練（この条に課された制限に基づく）の費用の支払の資格を有するものとする。可能な限り、長官は、特別な職業の地位に対して要求される技術の取得するのに必要な関連する教育を含む現地訓練の規定を教示し、及び保証しなければならない。

⑵(A)　⑴に基づいて会計年度に行われるべき支払の総額は220,000,000ドルを超えてはならない。

(B)　会計年度期間に長官が本条に基づいて承認された訓練の費用を支払う必要のある総額が(A)に基づく金額を超えると算定する場合、長官は、当該算定時には支払われなかった総額の一部分が当該会計年度の残りの期間に対しどのように州に当てられるかを決定しなければならない。

⑶　⑴(C)の適用上、雇用への期待は、被害を受けた労働者に対しての雇用機会が⑴に基づいて承認された訓練の終了後すぐに、適当であり又は提供されることを必要とはしない。

⑷(A)　被害を受けた労働者の訓練費用が⑴に基づき長官によって給付される場合、当該費用に対して他からの給付は、連邦法の他の規定に基づいて行われることはできない。

(B)　その費用が次の場合、被害を受けた労働者の訓練費用に関して⑴に基づく給付は、支払われないものとする。

⒤　連邦法の他の規定に基づいてすでに給付され、又は

(ii)　連邦法の他の規定に基づいて給付される予定で、及びその費用の一部がすでに連邦法の他の規定に基づいて給付された場合。

(C)　このパラグラフの規定は、当該使用が被害を受けた労働者を訓練するのに含まれる費用の一部を間接的に支払うか又は減額する効果を持っているとしても、特別の被害を受けた労働者を訓練に生じた費用の直接の支払以外の適用に使われる連邦法の他の規定に基づいて給付された基金に適用又は考慮してはならない。

⑸　⑴に基づいて承認される訓練計画は、次のものを含むがそれに限らない。

(A)　雇用者による訓練。次のものを含む。

⒤　職場内訓練

(ii)　自営訓練。

(B)　1998年労働力投資法第１編に基づく州による訓練計画

(C)　職業訓練協力法第102条に基づいて設立された民間企業理事会により承認された訓練計画、

(D)　救済教育の計画、

(E)　被害を受けた労働者が次のように支払う訓練費用の全額又は一部に対する（⑺に規定された以外）訓練計画

⒤　これ以外の連邦又は州の計画に基づく、又は

(ii)　この条以外の給付金から支払。

(F)　長官によって承認された他の訓練計画

⑹(A)　長官は、⑴に基づき承認された訓練の費用が次により支払われるかぎりにおいて、当該費用の支払いを要しない。

⒤　この章以外の連邦又は州の計画に基づく、又は

(ii)　この条以外の給付金から支払。

(B)　(A)が適用できる訓練を承認する前に、長官は、被害を受けた労働者がこの条に基づき、(A)⒤又は(ii)に規定される計画に基づいて又は給付金によって、支払われる当該訓練の費用の一部を支払わなくてもよい合意を要求することができる。

⑺　長官は、次の場合には、訓練計画を承認してはいけない。

(A)　当該訓練計画の費用の全額又は一部が、非政府の企画又は計画に基づいて支払われ、

(B)　被害を受けた労働者が、当該企画又は計画に基づいて訓練を受ける権利又は訓練の資金を持ち、及び

(C)　当該企画又は計画が、それらに基づいて支払われる訓練計画の費用の一部に対し、この章に基づいて提供される資金、若しくはその訓練計画に基づいて支払われる金額からの企画又は計画を取り止めることを被害を受けた労働者に要請する。

⑻　長官は、第Ａ節に基づいて証明された団体の一員である被害を受けた労働者が失業保険を受けるすべての権利を使い果たすかどうかに関係なく、当該団体が第Ａ節に基づいて証明される日付以後当該労働者に対する訓練を承認しなければならない。

⑼　長官は、⑴に基づき認定する基準として使われる⑴の各サブパラグラフに基づく基準を示す規定を定めなければならない。

⒝　訓練が居住地からの通勤範囲外の施設で行われるときは、長官は、適当な運賃及び離職中における生活費に必要な補助援助の支出を認定しなければならない。長官は、次のことは認定してはいけない。

⑴　次のどちらか少ない金額を超える生活費に対する給付

(A)　生活費に対して実際に必要とする日当の支払、又は

(B)　連邦旅費法に基づき決められた日当手当の50パーセントの支払、又は、

⑵　連邦旅費法に基づき決められた旅費手当を超える支払

⒞　長官は、１ヵ月毎の金額で⒜⑴に基づいて承認される被害を受けた労働者の現地訓練費用を給付しなければならない。ただし、次のすべてを満たす場合にのみ、長官は、この条の他の規定にかかわらず当該費用を給付するものとする。

⑴　現在雇用されている労働者が被害を受けた労働者に職を奪われていない（正規の勤務時間、賃金又は給料の減額のような部分的な措置を含む。）

⑵　当該訓練が業務又は団体交渉の合意に対する契約の意義を妨げない、

⑶　団体交渉の合意と一貫していない訓練のときに、関連する労働団体との書面合意が得られている。

⑷　他の労働者が被害を受けた労働者の訓練している同じ又は実質的に同じ職場から一時解雇されていない。

⑸　雇用主が被害を受けた労働者を雇うことによって作り出された穴をうめる目的で正規の労働者の解雇又は作業員を減らすことをしていない。、

⑹　被害を受けた労働者が訓練中の職場で、現在雇用中の労働者の昇進の機会を妨げる基準を作り出されていない。、

⑺　当該訓練が被害を受けた労働者の離職した同じ職業及び、第222条に基づき労働団体が証明された職業に関するものではない場合、

⑻　労働者が、受けた訓練及び訓練に関する追加的管理について、関係者の賃金水準の50%を越えない払い戻しを受けるている。

⑼　⑴、⑵、⑶、⑷、⑸及び⑹の要件を満たすことができない雇用主が、提供する他の現地訓練に関して⒜⑴に基づく給付を受領しない。

⑽　長官が⒜⑴に基づく給付をした雇用主によって提供された他の現地訓練に関して、当該雇用主によって行われる⑻に規定された証明書の記載に反した行動を雇用主がいかなるときも、とられていない。

⒟　労働者は、各労働者が⒜に基づいて承認された訓練を受け、当該訓練を受けるのに適当な雇用でない職業を離れ、若しくは職業に対する適性、職業探し又は仕事の受入れの拒否に関して州法又は連邦失業保険法の規定する訓練期間を申請するため、この節に基づく失業保険又は計画給付金を受領するのに不適当又は不適格であると認定されるものではない。長官は、⒜に基づいて訓練に支払われた四半期毎の給付金の額に関しての四半期分の報告書を議会へ提出しなければならない。

⒠　この条の適用上、「適当な雇用」とは、労働者に関し、過去に被害を受けた雇用に対し実質的に等しいか又はそれ以上の技術レベルの職業及び当該労働者の平均週賃金の80パーセントを超える当該職業に対する賃金のことをいう。

⒡　この条の適用上、「自営訓練」とは、次の要件を満たす訓練をいう。

⑴　特別の要求を持つ労働者又は労働者の集団により計画されている。

⑵　労働者又は労働者の集団が訓練の成功的終了と同時に個人を雇用することを約束する

⑶　長官の決定する当該訓練の費用の相当割合（50%を下回らないものとする）を当該労働者が負担する。

第237条　求職手当

⒜　求職手当の授権

⑴　総則

この章の第Ａ節に基づき発せられた証明の対象となっている被害を受けた労働者は、長官に対して求職手当の申請書を提出することができる。

⑵　申請の許容

長官は、次のすべてに適合する場合、⑴に基づく申請により求職手当を給付することができる。

(A)　被害を受けた労働者への援助

当該求職手当が全面的な離職をした被害を受けた労働者が、合衆国内で職業を確保するのを補助するために支払われている

(B)　居住地雇用が不可能

長官が、当該労働者が居住地に近い通勤区域内で適当な職業を確保することが通常予想できないと認定する場合

(C)　適用可能性

労働者が次の日の前に長官に手当に対する申請をした場合。

⒤　次の日のいずれか遅い日

(I)　資格証明書の日付後365日後の日

(II)　労働者の最近の全面的な離職後365日後の日

(ii)　実施する訓練の全日数後182日後の日。ただし、当該労働者が第231条⒞に基づく免除を受けている場合を除く。

⒝　手当の額

⑴　総則

⒜に基づき与えられる手当は、長官が規則により定める求職に必要な費用の90%を当該労働者に給付することにより行う。

⑵　手当の最高額

このサブセクションに基づく、給付は各労働者につき、1250ドルを超えてはならない。

⑶　生活費及び交通費

このサブセクションに基づく、給付は、生活費及び交通費に対して第236条⒝⑴及び⑵に基づく手当の基準を超えてはならない。

⒞　除外

⒝の規定にかかわらず、長官は、認定した求職計画に参加する被害を受けた労働者に関する必要な費用に対して給付するものとする。

第238条　転職手当

⒜　転職手当の授権

⑴　総則

この章の第Ａ節に基づき発せられた証明の対象となっている被害を受けた労働者は、長官に対して求職手当の申請書を提出することができ、長官はこの条に規定及び条件に従って求職手当を給付することができる。

⑵　手当支給の条件

次のすべてに適合する場合、転職手当を給付することができる。

(A)　被害を受けた労働者への援助

当該転職手当は、被害を受けた労働者が、合衆国内での転職を確保するのを補助している

(B)　居住地雇用が不可能

長官が、当該労働者が居住地に近い通勤区域内で適当な職業を確保することが通常予想できないと認定する場合

(C)　全面的離職

当該労働者が、転職を開始する時点で全面的に離職している。

(D)　適当な雇用の取得

労働者が、

⒤　転職を希望する地域において、かなりの期間にわたり適当な職業につき、かつ、

(ii)　 当該雇用の真正な申出を受けている。

(E)　適用可能性

労働者が次の日の前に長官に申請をしている。

⒤　次の日のいずれか遅い日

(I)　第Ａ節に基づく証明の日の後425日後の日

(II)　労働者の最近の全面的な離職後425日後の日

(ii)　実施する訓練の全日数後182日後の日。ただし、当該労働者が第231条⒞に基づく免除を受けている場合を除く。

⒝　手当の額

⑴に基づく、労働者への給付は次のものを含む。

⑴　長官の定める規則に従い、労働者及びその家族が転居するに要した、並びに家財道具があればそれに運搬するに要した、合理的及び必要な費用（第236条⒝⑴及び⑵に基づく範囲内の生活費及び交通費等の手当を含む）の90パーセント、及び

⑵　1,200ドルを最高支払い限度として、労働者の平均週賃金の3倍に相当する総計金額

⒞　制限

転職手当は、次の場合以外は労働者に支給してはならない。

⑴　転職が申請書の提出後182日以内に行われた。

⑵　第236条⒝⑴及び⑵に基づき長官が認めた訓練計画に登録した労働者の場合は、転職が訓練終了後182日以内に行われた。

第Ｃ節　一般規定

第239条　州との協定

⒜　長官は、合衆国を代表して、州又は州の機関（この節において、それぞれ「協力州」及び「協力関係にある州機関」という。）との間にも協定を締結する権限を有する。協力関係にある州機関は、当該協定に基づいて、

⑴　合衆国の機関として、この章の規定に基づいて、支払金の申請書を受理し、その支払金を交付するものとし、

⑵　被害を受けた労働者でこの章に基づき支払を申請する者に対し、⒡に従い適切に、試験、相談、訓練の指示及び転職の業務を行い、

⑶　第231条⒞⑵に基づく必要な証明書を作成し、及び

⑷　この章に基づく支払及び業務の提供に関して長官並びに他の州及び連邦機関と、その他の方法によって協力するものとする。

⒝　この節に基づく各協定は、当該協定を改正、停止、又は終了する条件を規定するものとする。

⒞　この節に基づく各協定には、被害を受けた労働者に対し、その他の場合において支払われる失業保険金が、この章に基づき支払の権利を有するとの理由から、ある週について、支給の拒否又は減額が行われないよう規定を設けなければならない。

⒟　協定に基づき、計画に基づく給付を受ける権利に関する協力関係にある州機関による認定は、適用州法に基づく認定と同一の方法で、及び同じ程度において審査され、又はそれを限度として審査を受けるものとする。

⒠　この条に基づき発効した協定は、第235及び第236条並びに1998年労働力投資法第１編に基づく州による訓練計画に基づき、州と協議の上、長官により認定され、当該協定を発効した時期、条件に関して、雇用業務、訓練及び補助的援助に対する規定の調整を提供するものとする。当該協定の規定を管理する州機関は、この章の適用において上協力関係にある州機関とみなす。

⒡　各協力関係にある州機関は、⒜⑵を満たすために

⑴　失業保険を申請する労働者にこの章に基づく給付金ならびに給付金を申請する手続き及び締切日の適用を受ける助言をし、

⑵　この章に基づき給付金を受ける資格を有していると当該機関がみなす労働者に対し、第231条に基づいて早期に申請書の提出できるよう促進し、

⑶　被害を受けた労働者に第231条から第234条に基づき産業再調整手当を申請する前、又は同時に第236条に基づく訓練の申請を助言し、及び

⑷　被害を受けた労働者が第236条に基づき適当な訓練機会を得ているかに関して速やかに面接し、労働者と当該機会について検討をしなければならない。

⒢　各州におけるこの章に基づき行われる活動と労働力投資活動との調整を促進するため、この条に基づき締結されるいかなる協定にも、1998年労働力調査法第112条⒝の⑻及び⒁に規定する事項及び情報を、長官が求める形式で州が長官に送付しなければならない旨を規定しなければならない。

第240条　州協定がない場合の運用

⒜　長官は、州又はその機関との間に第239条に基づく実施すべき協定がない州においては、長官が定めた規則に基づき、第Ｂ節に基づくすべての必要な措置の実施に関し手配しなければならず、それには、支払の申請を拒否された労働者に対する公正な意見聴取に関する規定を含めるものとする。

⒝　第Ｂ節による計画に基づく給付に対する権利についての⒜に基づく最終認定は、社会保障法第205条⒢（42 U.S.C. 405⒢）に定めるのと同一の方法及び同一の程度で、裁判所の審査を受けるものとする。

第241条　州に対する支払い

⒜　長官は、随時、財務長官に対し、合衆国の機関としてそれぞれの協力州がこの章に基づき支払を行うのに必要な金額の州への支払について証明しなければならない。

⒝　この条に基づいて州に支払われたすべての金額は、その支払の目的のためにのみ使用されなければならない。又当該支払われた金額で、当該目的に使用されなかった金額は、この節に基づく協定に定める時期に、財務長官に返還されなければならない。

⒞　この節に基づく協定は、協定に基づいて支払を証明し、資金を支出し、又はその他により協定の履行に当る州の職員又は使用人に対して、労働長官が必要と認める額の保証金を合衆国に交付することを要求することができ、この章の目的を遂行するための資金から、当該保証金のための費用の支払をすることができる。

第242条　証明及び支払を行う官吏の責任

⒜　証明官として長官が指定した者、又はこの節に基づく協定に従って指定された者は、重大な過失又は合衆国を欺罔する意図がない場合、この章に基づいて証明した支払金に関して責任を問われない。

⒝　支出官は、重大な過失又は合衆国を欺罔する意図がなく、この章に基づく支払に関し、それが⒜の規定に基づき指定された証明官の署名した証明書に基づいた場合、その責任を問われない。

第243条　超過支払い分の不正及び回収

⒜⑴　協力関係にある州の機関、長官又は管轄裁判所が、いずれかの者についてこの条の⒝の支払を含む、受領する権利のない者がこの章に基づく支払を受領したことを認める場合、協力関係にある州の機関又は長官に対し総額を返還しなければならない。ただし、協力関係にある州の機関又は長官が、定められた基準に基づき、次のことを認める場合には、当該返還の受領を撤回することができる。

(A)　支払を受領する側に過失がなく、かつ、

(B)　返還を要求することが衡平及び良心に反する場合。

⑵　超過支払を他の方法で回収され又は⑴に基づいて撤回された場合を除き、協力関係にある州の機関又は長官は、この章、州の機関若しくは長官による連邦失業補償法又は失業に関して援助若しくは手当の支払を行う州の機関若しくは長官による他の連邦法に基づいて、当該者への支払総額から控除して超過支払分を回収するものとし、他の州法又は連邦法の他の規定にかかわらず、長官は、州機関に州法に基づいて当該者に支払う失業保険から控除することによりこの章に基づく超過支払分を回収するように要求するものとする。ただし、このパラグラフに基づく控除が他の方法での支払い総額の50パーセントを超えてはならない。

⒝　協力関係にある州の機関、長官又は管轄裁判所が、次の者が

⑴　ある事実について故意に虚偽の申告若しくは陳述をし、又は他人をして行わしめ、

又は、

⑵　ある事実について故意に事実を明らかにすることを怠り、又は他人をして怠らしめ、かつ、当該虚偽の申告、陳述、又はその隠蔽の結果、当該者がこの条に基づく支払を受ける権利がない給付を受けたことを認める場合、当該者は法律による他の罰則に加え、この章に基づく給付を受けることができない。

⒞　管轄裁判所により認定された超過支払を除き、協力関係にある州の機関又は長官による⒜⑴に基づく認定が、認定の通告が行われ、公平な公聴会の機会が関連のある者に与えられ、最終認定が出るまで、返還は、この条に基づき要求されず、控除されないものとする。

⒟　この条に基づく回収金額は、合衆国財務省へ返還されるものとする。

第244条　罰則

自己又は他人のために、この章に基づく、又は第239条に基づく協定に従って交付される支払を、自己又は他人のため取得又は増額させるため虚偽と知りながら事実に関する虚偽の表示を行い、又は故意に事実の表示を怠る者は、1,000ドル以下の罰金若しくは１年以下の懲役に処し、又はこれを併科する。

第245条　支出権限

⒜　総則

2001年10月１日から2007年９月30日までの期間に第Ｄ節を除くこの章の適用を執行するのに必要な金額の支出を労働長官に承認する。

⒝　支出期限

第235条から第238条までに基づく活動を遂行するための各会計年度における資金は、各州により当該資金を受領した会計年度及びその後2会計年度内において支出することができる。

第246条　老齢労働者に対する代替的貿易調整援助の証明計画

⒜　総則

⑴　策定

2002年貿易調整援助法の制定の日から1年以内に長官は、⑵に規定する恩典を与える老齢労働者に対する代替的貿易調整援助計画を策定しなければならない。

⑵　恩典

(A)　支出

州は、第241条に基づいて交付された資金を、⑶(B)に規定する労働者に2年間を越えない期間、次の額の差の50%を支給するため使用しなければならない。

⒤　引退により得ている年金

(ⅱ)　当該労働者が離職時に得ていた賃金。

(B)　健康保険

⑴に基づく策定された計画に参加する⑶(B)に規定する労働者は、2年間を越えない期間、2002年貿易調整援助法第201条により追加された1986年内国歳入法典第35条に基づく健康保険費用の貸付を受ける資格がある。

⑶　適格

(A)　企業適格

⒤　総則

長官は、労働者団体に対し、申請が提出される時点でこの条に基づく代替的貿易調整援助計画につき証明された労働団体として第221条に基づく申請を代理する機会を与えなければならない

(ⅱ)　基準

代替的貿易調整援助計画につき適格であると証明するかしないかの決定において、長官は次の基準を考慮しなければならない。

(I)　当該労働者の企業の労働者の相当な数が50歳以上であるかないか。

(Ⅱ)　当該の企業の労働者が用意に転職できる技能を有しているかいないか

(Ⅲ)　労働者の企業における競争条件

(ⅲ)　期限

長官は、労働者団体が代替的貿易調整援助計画に適格がどうか、第223条⒜に規定する日までに決定しなければならない。

(B)　個人適確

長官が代替的貿易調整援助計画に適格であると証明した労働者団体の労働者は、次の場合、代替的貿易調整援助計画に基づく受益を受けることを選択することができる。

⒤　この章の第Ａ節に基づく証明の対象であること

(ⅱ)　被害を受けた雇用から離職した日から26週間以内に再就職したこと

(ⅲ)　50歳以上であること

(ⅳ)　再就職の年収が50,000ドル以下であること

⒱　当該労働者が就労する州の州法の規定するフルタイムの雇用をされていること

(ⅵ)　当該労働者が離職した労働者の雇用に復帰しないこと

⑷　支払いの総額

⑵(A)に規定する支払いは、一人の労働者につき2年間の適格期間中で10,000ドルを超えることはできない。

⑸　その他の便益の限界

第238条⒜⑵(B)に規定する場合を除き、労働者が⑴に基づく計画による支払いを受領した場合、当該労働者はこの編に基づく他の便益を受けることはできない。

⒝　終了

⑴　総則

⑵に規定する場合を除き、⒜⑴に基づき策定された計画に基づく州による支払いは、当該計画が州により施行された日から5年を経過した後は行われない。

⑵　例外

⑴の規定にかかわらず、⑴に規定する終了日に⒜⑴に基づき策定された計画による支払いを受けている労働者は、⒜⑶(B)に規定する基準に適合する限り、当該支払いを継続される。

第247条　定義

この章の適用において、

⑴　「被害を受けた雇用」とは、企業又はその部門における労働者が、この章による支払の申請をする資格がある場合は、その企業又はその一部門における雇用をいう。

⑵　「被害を受けた労働者」とは、被害を受けた雇用において仕事がなくなったため、

(A)　その雇用から全面的に又は部分的に離職したか、又は、

(B)　企業の一部門が被害を受けたため、その企業における雇用から全面的に離職した個人をいう。

⑷　「平均週賃金」とは、好況の四半期において個人に支払われた総賃金の13分の１をいう。この計算をする上で、好況の四半期とは、計算の行われる週の始まる四半期直前の最近の完了した5四半期のうちの4四半期において、個人の総賃金が最高であった四半期とする。当該週は、全面的な離職が生じた週又は、部分的な離職が問題となっている場合においては、長官が定める規則に定義する適当な週とする。

⑸　「平均週時間」とは、⑷の末文に規定された週に先立つ52週（個人が病気又は休暇中であった週を除く。）中に、離職したか、又は離職したと主張する雇用において、当該者が労働した平均時間（超過勤務時間を除く。）をいう。

⑹　「部分的な離職」とは、完全に離職していない者について、次の場合をいう。

(A)　被害を受けた雇用において、就業時間が平均週時間の80パーセント又はそれ以下に短縮され、及び、

(B)　当該被害を受けた雇用において賃金が平均週賃金の80パーセント又はそれ以下に減額された場合。

⑻　「州」とは、コロンビア特別区及びプエルトリコ自治領を含む。「合衆国」とは、地理的意味で使用される場合には、プエルトリコ自治領を含む。

⑼　「州機関」とは、州法を運用する州の機関をいう。

⑽　「州法」とは、1954年内国歳入法第3304条に基づいて労働長官が承認した州の失業保険法をいう。

⑾　「完全な離職」とは、被害を受けた雇用の存在する企業又はその一部門における仕事からの個人の休職又は解雇をいう。

⑿　「失業保険」とは、州法又は連邦失業保険法 (合衆国法典第5編第85章及び鉄道失業保険法を含む。) に基づいて個人に支払われる失業保険をいう。「通常補償」、「追加補償」、及び「延長補償」とは、1970年連邦州延長失業補償法(26 U.S.C. 3303 note) 第205条⑵、⑶及び⑷に規定するものと同一の意味を有する。

⒀　「週」とは、適用州法に定義される週をいう。

⒁　「失業の週」とは、適用できる州法及び連邦失業保険法に基づき認定された全面的、部分的又は交互に続く失業の週をいう。

⒂　「給付期間」とは、個人について用いる場合、

(A)　個人が通常補償、追加補償又は延長補償を受ける権利を有する期間に適用できる州法に基づいて認定された給付される年、及びそれに続く期間、又は

(B)　適用できる連邦失業保険法に基づいて給付される年、及びそれに続く期間と同等のものをいう。

⒃　「職場内訓練」とは、雇用される労働者に雇用主が提供する訓練をいう。

⒄(A)　「求職計画」とは、求職集会又は求職団体をいう。

(B)　「求職集会」とは、参加者が職を見つけることが可能な知識を提供することを目的とした短期間（１から3日間）の集会をいう。

(C)　「求職団体」とは、参加者が職を見つけるために組織化、管理化された活動の期間（１から2週間）を含む求職集会をいう。

第248条　規則

長官はこの章の規定を執行するために必要な規則を制定しなければならない。

第249条　召喚の権限

⒜　長官は、この章の条項に基づいて認定を下すために、召喚状により必要とする証人の出頭及び必要とする証拠の提出を要求することができる。

⒝　ある者が⒜に基づいて発した召喚状に従うことを拒否した場合、この章に基づく関係訴訟について管轄権を有する合衆国地方裁判所は、長官の申立によって命令を発し、当該召喚状に従うよう要求することができる。

第3章　企業に対する調整援助

第251条　申請及び決定

⒜　この章に基づく援助の適用資格証明の申請は、企業（農業企業を含む。）又はその代表により、商務長官（以下この章においては「長官」という。）に提出することができる。長官は、申請書を受理したときは、申請書を受理し、調査を開始した旨を、連邦官報に速やかに公告しなければならない。

⒝　申請者又はその他の者、組織又は団体であって、長官が措置をとることについて、実質的な利害を有すると認めたものが、⒜に基づく長官の公告の日から10日以内に、公聴会の開催を要求したときは、長官は、公聴会を開かなければならず、当該利害関係者に対し、出席し、証拠を提出し、及び意見を述べる機会を与えなければならない。

⒞⑴　長官は、次の決定を行った場合、この章に基づいて企業（農業企業を含む。）に対し調整援助の運用資格があるものとして証明しなければならない。

(A)　企業の相当数又は相当な比率の労働者が全面的に又は部分的に離職しているか、又は全面的に又は部分的に離職するおそれがあること。

(B)⒤　その企業の売上げ、生産又はその双方が、絶対的に減少していること、又は、

(ii)　資料が示す最近の12ヵ月以前の12ヵ月の期間中企業の全体生産又は売上げの25パーセント以上占める産品の売上げ、生産又はその双方が、絶対的に減少していること、及び

(C)　その企業の生産している産品と同種又は直接競合する産品の輸入増加が全面的な又は部分的な離職又はそのおそれ、及び売上げ又は生産の減少に重要な貢献をしていること。

⑵　⑴(C)の適用において、

(A)　「重要な貢献」とは、重要な原因であればよく、必ずしも他のいかなる原因よりも重要であることを意味しない。

(B)⒤　石油又は天然ガスの開発若しくは掘削に従事する企業は、石油又は天然ガスのを生産する企業とみなす。

(ii)　石油又は天然ガスの開発若しくは掘削に従事し、又はその他の方法で石油又は天然ガスを生産する企業は、輸入される石油又は天然ガスと直接競合する産品を生産するものとみなす。

⒟　長官は、この条に基づいて申請が行われたのち、できるだけ速く、かつ、いかなる場合でも、申請が行われてから60日以内に認定しなければならない。

第252条　調整提案の承認

⒜　調整援助の適用資格があるものとして、第251条に基づいて証明された企業は、当該証明が行われた日から2年以内であればいつでも、長官に対し、この章に基づく調整援助の申請書を提出することができる。当該申請書には、当該企業の経済調整に関する提案を含めなければならない。

⒝⑴　この章に基づく調整援助は、技術援助から成り、長官は、企業の調整に関する提案が、次の認定をする場合に限り、企業の調整援助の申請書を承認するものとする。

(A)　企業の経済的調整に大いに貢献するよう、合理的に計算されており、

(B)　当該企業の労働者の利益に適切な考慮を払っており、及び

(C)　企業が、経済開発のためにその資力を使用するに当たって、あらゆる合理的な努力を払うことを明示していること。

⑵　長官は、申請書がこの条に基づいて提出された日から60日以内のできる限り早い時期に決定しなければならない。

⒞　長官は、ある企業に関し、この章に基づく援助がもはや必要でないと判断するとき　は、当該企業の資格証明を終了させ、当該終了の通知を、連邦官報で速やかに公告しなければならない。当該終了は、長官が明示した終了の日にその効力を生ずるものとする。

第253条　技術援助

⒜　長官は、企業に対し適当と考える条件で、その企業に対し、この章の目的を執行するために適当と考える技術援助を行うことができる。実施される技術援助は、この章に基づいて次の１つ以上から成るものとする。

⑴　第251条に基づいて資格証明書の申請をしようとする企業への援助、

⑵　資格証明を有する企業に対するその経済援助の提案作成についての援助、又は

⑶　上記⑵の提案の執行において資格証明を有する企業への援助

⒝⑴　長官は、この章に基づく技術援助を、既存の機関並びに民間の個人、企業及び施設（民間のコンサルティング業務を含む。）を通じて、又は仲介機関（産業調整援助センターを含む。）の補助金によって実施するものとする。

⑵　民間の個人、企業及び施設（民間のコンサルティング業務を含む。）を通じて援助を実施する場合、長官は、当該費用を分担することができる。（ただし、政府は、⒜⑵又は⑶に規定された援助に対する費用の75パーセント以上を負担できない。）。

⑶　長官は、企業への技術援助を提供するのに生じる管理費用の100パーセントまでを負担するために仲介機関へ補助金を出すことができる。

第254条　金融援助

⒜　長官は、企業に対し適当と認定する条件で、当該企業の経済調整に実質的に寄与すると考える直接貸付又は貸付保証の形で、金融援助を行うことができる。担保の有無にかかわらず、企業の未払債務の引受は、この条の適用において、貸付を行っているものとみなす。

⒝　貸付又は貸付保証は、この章に基づく場合、次の目的で資金を調達するためにのみ行われるものとする。

⑴　土地、工場、建物、装置、施設若しくは機械の取得、建設、据付け、近代化、開発、転換若しくは拡張、又は、

⑵　企業が当該調整提案を執行するのに必要な運転資金の供給。

⒞　企業が民間機関から小企業法第7条⒜（15 U.S.C. 636⒜）に従って保証された貸付について関係金融機関が設定する最高利率を超えない率で（担保の有無にかかわらず）貸付金を取得することができる場合、この章に基づく直接貸付を企業に行うことはできない。

⒟　この章の他の規定にかかわらず、直接貸付又は貸付保証は、この章に基づき1986年4月7日以後は行うことはできない。

第255条　金融援助に関する条件

⒜　長官が次の認定をする場合を除き、この章に基づく金融援助をしてはならない。

⑴　必要な資金が、企業の自己資金から調達できないこと、及び、

⑵　貸付の返済について、相当な保証があること。

⒝⑴　この章に基づき規定された直接貸付の利率は、

(A)　財務長官が、当該貸付の平均満期に見合う満期期日までに、合衆国が発行し、市場性のある債券に対するその時点での平均市場利回りを考慮して認定する利率を、0.125パーセント単位にまるめた利率に、

(B)　長官の判断で、この計画に伴い生ずる管理費用及び予想される損失を償うに十分と考える利率を加えたものとする。

⑵　長官は、次の場合には、この章に基づく貸付保証をしてはならない。

(A)　保証のある、又は保証のない貸付金のいずれかの利率が、他の連邦政府の保証のある貸付利率と比較し、同じ条件に該当するとき、超過していると長官が認定する場合。

(B)　貸付利息が、1986年内国歳入法典第103条に基づく連邦所得税を免除されている場合。

⒞　長官は、更新及び期限の延長を含め満期が、25年又は固定資産の有効な期間（いずれかの短期間）を超えるとき、第254条⒝⑴に基づく貸付又は貸付保証をし、期限の延長及び更新を含め満期が10年を超えるとき、第254条⒝⑵に基づく貸付又は貸付保証をしてはならない。ただし、満期に関する当該制限は、次の場合には、これを適用しない。⑴　破産若しくは衡平法上の債権における申請者として、又は債務者の支払能力に基づく他の訴訟における債務者として、長官が担保又は債務を引受ける場合

⑵　10年を超えない期間を追加的に延長又は更新する場合で、長官が当該延長又は更新が、貸付の秩序ある弁済に合理的に必要であると認定する場合

⒟⑴　長官は、貸付保証及び直接貸付を行うときは、小企業法（及びこれに基づく規則）に規定する小規模の企業を優先させなければならない。

⑵　直接貸付及び貸付保証に対し、長官は、この章に基づいて合理的かつ合衆国の財政利益を保護する条件で受戻し権喪失を含む当該貸付の利息の、又は負債の支払に対する協定を公布しなければならない。

⒠　次の条件は、この章に基づく貸付保証に関して適用する。

⑴　元金及び利息の未払貸付残高の90パーセントを超えて貸付保証をしてはならない。

⑵　貸付保証は、貸付の保証される及び保証されない金額に対する複数の債務により分かれている。

⑶　当事者による不正行為又は虚偽の陳述を除き、保証合意は、貸付保証に対しての債務資格を最終的に認定し、保証合意の有効性は明白にしなければならない。

⒡　長官は、この章に基づいて行われる保証に基づく予想される請求に関して、運転準備金を維持するものとする。当該準備金は、1955年追加支出法第1311条（31 U.S.C. 200)の適用において、債務を構成するものとみなす。

⒢　長官は、この章に基づく保証貸付を行う貸与者に対し、当該保証の管理費用を補うのに必要な額の手数料を徴収することができる。

⒣⑴　この章に基づいて保証され、未払いとなっている企業に対して行われた貸付の合計金額は3,000,000ドルを超えてはならない。

⑵　この章に基づいて行われる直接貸付で、未払残となっている直接貸付の総額は1,000,000ドルを超えてはならない。

⒤　従業員株式所有計画のある企業に対する優先

⑴　第251条に基づいて長官は、その他の場合であれば資格を有する法人に対する貸付を保証するかどうかについて審査するときは、当該貸付に関して次の要件を満たす旨を同意する法人を優先させるものとする。

(A)　貸付の元金額の25パーセントが、受取人たる法人、当該法人の親会社若しくは従属会社又は受取人たる法人を含む数社の法人によって設立され、維持されている従業員株式所有計画に基づいて設立され認可を受けた信託に対し、貸付者より支払われていること、

(B)　従業員株式所有計画が、このサブセクションの要件に合致すること、及び

(C)　受取人たる法人、貸付者及び貸付に関係する認可を受けた信託の間で結ばれた協定が、このサブセクションの要件に合致すること。

⑵　従業員株式所有計画は、その定款において次のことを定めていなければ、このサブセクションの要件に合致しないものとする。

(A)　⑴(A)に基づき認可された信託に対して、払い込まれた貸付額が、認可を受けた雇主の担保の購入に使用されること、

(B)　認可された信託が、貸付者に対し、当該貸付金を利子とともに受取人たる法人によって信託に払い込まれた金額から返還されること、及び

(C)　認可された信託が、当該金額を返還する都度、その信託が⑷の規定に従って、加入者及びその受益者の個々の金額について認可を受けた雇主の担保を割当てること。

⑶　受取人たる法人、貸付者及び認可された信託の間での協定は、次について規定していなければ、このサブセクションの要件に合致しないものとする。

(A)　いずれの当事者も、他の当事者に対し、連帯して又は単独に、当該協定を実行することが無条件に可能であること、

(B)　認可された信託に対して支払われた貸付額の返還についての認可された信託の債務が、当該信託が実際に受領した払込み額で、⑵(B)に基づいて必要とされる払込額に等しい金額を常に超えてはならない旨を規定していること、

(C)　認可された雇主担保で、この条の目的のために購入されたものに対する認可された信託から受取人たる法人が受領した金額を、貸付者により直接払込まれた貸付部分を使用する目的で受取人たる法人が専ら使用する旨を規定していること、

(D)　受取人たる法人は、このサブセクションの目的のために、認可を受けた信託が認可された雇主担保を購入する日から起算して１年間にその投下資本額を減少してはならない旨を規定していること、及び

(E)　受取人たる法人が、1986年内国歳入法典第404条に基づいて、当該拠出金が法人により控除できるか否かに関係なく、受取人たる法人が法律により従業員株式所有計画に対し、又はこれに基づいて拠出の義務のあるその他の金額に関係なく、信託が受領した貸付額の元金と利子の返還を行う債務に充当するために、当該信託に関して必要な金額を超えて、認可された信託に対して拠出を行う旨を規定していること。

⑷　各計画年度末において、従業員株式所有計画により、加入従業員の勘定に対し、その年度に認可された信託が返還した貸付金の元金と利子の金額が、当該貸付期間中に認可された信託により支払うことのできる貸付金の元金と利子の総額について生ずる費用と、⑵(A)に基づき購入されたすべての認可を受けた雇主担保の費用が実質的に同一の率となるような費用を生ずる認定を受けた雇主担保部分を割当てるものとする。１計画年度間に、加入者の各勘定に割当てられる認可された雇主担保と、その制度のすべての加入者に対し割当てられた当該すべての担保額の比率は、当該加入者に支払われた補償額と、その年度において、当該すべての加入者支払われた補償額との比率に、実質的に同じでなければならない。

⑸　このサブセクションの適用において、

(A)　「従業員株式所有計画」とは、1986年内国歳入法典第4975条⒠⑺に規定された計画をいう。

(B)　「認可された信託」とは、1974年従業員退職金保証法第１編及び1986年内国歳入法典第401条の要件を満たし、従業員株式所有計画に基づいて設立された信託をいう。

(C)　「認可された雇主担保」とは、受取人たる法人又はその法人の親会社若しくは子会社によって発効された普通株式に関してと同様の票決上の権利及び配当上の権利を有し、かつ、それが当該制度の勘定に割当てられた後においても、従業員株式所有計画の加入者により票決権が行使される普通株式をいう。

(D)　「投下資本」とは、受取人たる法人に関して、その現金及びその他の資産の合計額（当該資産の調整額に等しい金額であるが、⑶(D)でいう期間内に行った減価償却又は年賦償還による調整を考慮しない。）から、当該負債額を差し引いたものをいう。

第256条　中小企業に対する職務の委任、支出権限

⒜　小規模企業（小企業法及びこれに基づく規則に規定する企業）の場合には、長官は、この章に基づく長官の職務の全部（資格証明に関する第251条及び第252条⒜並びに第264条に基づく職務を除く。）を小企業庁長官に委任することができる。

⒝　2003年から2007年までの間、農業に対する調整援助の実施に関するこの章に基づく長官の職務を遂行するために、長官に対して各会計年度、16,000,000ドルの支出を承認する。

⒞　1962年通商拡大法第312条⒟により承認された支出金の未払額は、この章に基づく職務を実施するために長官に移管される。

第257条　金融援助の運用

⒜　長官は、第254条に基づき保証及び貸付を実施し、運営する場合、次のことを行うことができる。

⑴　当該保証又は貸付に対する担保を求め、当該担保を実施し、放棄し、又は従属させること。

⑵　長官が合理的と認める条件及び代価で、当該保証又は貸付に関して長官に譲渡されたか、長官が所持する一切の負債、契約、申請の証拠物件、動産若しくは担保を譲渡し、又は公売若しくは私的売買によって売却し、当該債務が訴訟又は取立てのために司法長官に移管される時まで、当該保証又は貸付に関して、長官に譲渡されたか、又は長官が所持するすべての債務に関連して、取立てをし、和解し、及び不足金判決を得ること。

⑶　長官が合理的と認める条件及び代価で、保証及び貸付に関して長官に譲渡されたか、又は長官の取得した不動産若しくは動産を更新、改良、近代化、完成、保証、賃貸、売却及びその他の処分をすること。

⑷　必要又は適当と認める場合、一切の不動産若しくは動産又はそれに伴う利子を取得、保持移転、解除若しくは譲渡し、これらの目的のためにすべての法律文書を作成すること。

⑸　第254条に基づく職務の遂行に必要な又は付随するその他のすべての権能を行使し、及びその他のすべての措置をとること。

⒝　⒜に基づいて担保として取得したすべての抵当は、適用州法に基づいてこれを登記するものとする。

⒞　この章に従って長官の締結した取引より生ずるすべての貸付の返済、利子の支払及びその他の受領金は、金融的職務に関する管理費用を含め、この章に基づいて行われる当該職務のためにこれを利用するものとする。

⒟　長官が適当かつ合衆国法典第5編第552条⒝⑷及び⒞⑷の規定と矛盾していないと判断する範囲内で、この章に基づき企業の操業若しくは競争的地位に関する産業機密又は商業若しくは財政情報を含む財政援助の申請とともに、長官が受理する記録、資料、又は情報の一部はそれらの規定の範囲内で特権又は機密があると判断しなければならない。

⒠　この章に基づき不動産若しくは他の固定資産の買収又は開発に対する直接貸付若しくは保証貸付は、融資に必要な資産を担保することによって貸し出されるものとする。これらの基準に対する例外規定がこの章の目的を実施する必要があると判断する範囲内で、長官は、合衆国の利益を保護する適当な基準を作成しなければならない。

第258条　保護規定

⒜　この章に基づき調整援助を受ける者は、当該調整援助の収入があれば、その金額と処分を明確に記録し、これにより効果的な検査を促進するようにしなければならない。又、調整援助を受ける者は、長官の定めるその他の記録をも保管しなければならない。

⒝　長官及び合衆国会計検査院長は、この章に基づく調整援助に関する一切の帳簿、書類及び記録に関して、会計監査及び審査をするため利用することができるものとする。

⒞　この章に基づく調整援助は、企業の所有者、組合員又は役員が、長官に対し、次のことを証明しない限り、いかなる企業に対してもこれを適用してはならない。

⑴　調整援助の申請を促進するため、企業に所属し、又はこれを代表する、弁護人、代理人及びその他の者の氏名、及び

⑵　これらの者に対して支払い、又は支払うべき報酬

⒟　金融援助は、企業の所有者、組合員、又は役員が、当該金融援助又はその一部が供与された日又はそれに先立つ一年以内に長官が当該金融援助の規定に関して考慮する必要があると判断した地位若しくは活動についているか、又は従事している役員、弁護人、代理人若しくは従業員となっている者に対して、その者を雇用し、その者に対し地位又は職務を提供し、又は専門的業務を留保することを差控える旨の協定で、当該金融援助が供与されてから2年間にわたりその企業の所有者、組合員又は役員及びその企業を拘束する協定を実施する場合を除きこの章に基づいていずれかの企業に対してもこれを供与してはならない。。

第259条　罰則

この章に基づく認定に何らかの方法で影響を及ぼすことを目的として故意に重大な事実について虚偽の陳述を行い、重大な事実を故意に隠蔽し、若しくはこの章に基づく決定に何らかの方法で影響を及ぼすため、又はこの章に基づき金銭、財産若しくは他の有価物を入手するため、故意に担保を過大評価するものは、5,000ドル以下の罰金若しくは2年以下の禁固に処し、又はこれを併科する。

第260条　訴訟

長官は、この章に基づいて技術援助及び金融援助を実施するに際して、一般管轄権を有する州の登録裁判所又は合衆国裁判所に訴を提起し、及び応訴することができ、かつ当該区裁判所には、当該争訟を、その金額に関係なく判定する管轄権が付与される。ただし、本人又はその財産に対しては、いかなる逮捕、強制、命令、債権の差押え、その他の類似の措置も、中間的であれ、最終的であれ、執行することはできないものとする。この条の規定は、第253条及び第254条に基づく措置を、合衆国法典第28編第516条、第547条及び第2679条の適用から除外するものと解してはならない。

第261条　定義

この章の適用において、「企業」とは、個人事業、組合、共同事業、協会、法人（開発法人を含む。）、企業合同、共同組合、破産管財人及び裁判所の判決に基づく収益管理人を含む。企業は、その前身又は承継企業とともに、又は実質的に同一の者により支配されているか、若しくは実質的に利益を所有されている従属会社とともに、不当な利益を防止する上で必要があれば、これを単独の企業とみなすことができる。

第262条　規則

長官は、この章の規定を実施するのに必要な規則を制定しなければならない。

第264条　国際貿易委員会が調査を開始するときの商務長官の審査、肯定的調査結果が

出た場合の措置

⒜　委員会が第202条に基づいて、産業に関する調査を開始したときは、委員会は直ちに長官に対して当該調査を通知しなければならない。長官は、直ちに次の審査を開始しなければならない。

⑴　調整援助の資格ありと証明されると考えられる国内産業の企業で、同種又は直接に競合する産品を生産している企業の数、及び

⑵　既存の計画を用いることによって当該企業の輸入競争に対する秩序ある調整が促進される度合い。

⒝　⒜に基づく長官の調査報告は、委員会が第202条⒡に基づいて報告を行った後、15日以内に、大統領に対して、これを行わなければならない。長官は、大統領に対し報告を行ったときは、速やかにそれを公表（長官が、機密に属すると決定する資料を除く。）し、その要約を連邦官報に公告しなければならない。

⒞　委員会が、第202条⒝に基づいて、輸入の増加が、ある産業に関して重大な被害又はそのおそれの原因となっている旨の肯定的な認定を行ったときは、長官は、当該産業に属する企業に対し、当該企業の輸入競争に対する秩序ある調整を促進する計画について、あらゆる資料をできるだけ提供しなければならず、長官は、計画に基づく給付を受けるための当該企業の請願書及び申請書の準備及び作成について援助しなければならない。

第265条　企業への援助、適正な運営

⒜　長官は、適当と判断する条件に基づき、新製品若しくは新製法の開発、輸出の発展、又はこの章に反しない他の使用目的がある産業界の計画の設定に対して技術援助を提供しなければならない。

⒝　この条に基づく技術援助に対する支出は、１企業について年間10,000,000ドルまでとし、長官が適当と判断する条件に基づき行われなければならない。

第4章　地方自治体に対する調整援助

［この章は1982年９月30日限り終了した。旧第285条⒜参照]

第271条　申請及び決定

［この条は1982年９月30日限り終了した。旧第285条⒜参照]

第272条　貿易打撃地域評議会

［この条は1982年９月30日限り終了した。旧第285条⒜参照]

第273条　計画に基づく給付

［この条は1982年９月30日限り終了した。旧第285条⒜参照]

第274条　地方自治体調整援助資金及び支出権限

［この条は1982年９月30日限り終了した。旧第285条⒜参照]

第5章　その他の規定

第280条　一般会計事務の報告

⒜　合衆国会計検査院長は、この編の第2章、第3章及び第4章に基づいて設定された調整援助計画の検討を行い、当該検討結果を、1980年１月31日までに、議会に対して報告しなければならない。当該報告書には次のものに関する評価を含めるものとする。

⑴　国際貿易の流れにおける変化により生じた経済状況に、労働者、企業及び地方自治体が適応することを援助する上での当該計画の有効性

⑵　当該計画の管理並びに失業補償及び不況の地域への救済を行うその他の政府の計画の管理との調整

⒝　労働省及び商務省からの補助

会計検査院長は、この条に基づくその義務を実施するに際して、できるだけ労働省及び商務省の補助を受けるものとする。労働長官及び商務長官は、会計検査院長に対して、この編に基づいて設置された調整援助計画を効果的に評価するに必要な一切の補助を提供するものとする。

第281条　調整

合衆国通商代表代理を議長とし、労働省及び商務省並びに小企業庁の調整援助の責任を有する職員からなる調整援助調整委員会を設置する。この委員会の職務は、関係諸機関の調整援助政策、研究及び計画を調整し、調整援助の給付の能率的及び効果的な実施を促進することとする。

第282条　貿易監視制度

商務長官及び労働長官は、合衆国への産品の輸入を監視する計画を策定及び維持するものとし、この計画には、当該輸入数量の変化、当該輸入と国内生産における変化の関係、当該輸入品と同種又は直接に競合する産品を生産している国内産業における雇用の変化並びに生産及び雇用上の変化が合衆国の特定の地域に集中している度合いを反映させなければならない。この条に基づいて集められた情報についての要約は、これを定期的に公刊し、調整援助調整委員会、国際貿易委員会及び議会に提出するものとする。

第283条　外国に再配置する企業

⒜　企業は、合衆国から生産施設を外国に移すに先立ち、

⑴　当該移転の少なくとも60日前に、移転の結果として、全面的に又は部分的に離職すると予想されるその従業員に対し、その移転を通知しなければならず、かつ、

⑵　労働長官及び商務長官に対し、⑴に従って従業員に通知する日に、その移転を通知しなければならない。

⒝　議会は、すべてのこれらの企業が次のことを行うことを要望する。

⑴　この編に基づいて当該企業が適用資格のあるすべての調整援助を申請し、利用すること。

⑵　移転の結果として、全面的に又は部分的に離職したその企業の雇用者に対し、合衆国において雇用機会があればそれを提供すること。

⑶　雇用機会のある合衆国のその他の地域に雇用者を再配置させる上で援助すること。

第284条　司法審査

⒜　第223条に基づく労働長官の最終認定により影響を受けた労働者、労働者団体、証明若しくは認定された労働組合若しくは権限を有する代表、第251条に基づく商務長官の最終決定により影響を受けた企業、その代表若しくは他の国内利害関係者、第293条に基づく農務長官の決定により影響を受けた農産品生産者（第291条第2号に定義するものをいう。）又は生産者第271条に基づき商務長官の最終決定により影響を受けた団体若しくは他の国内利害関係者は、当該決定の通知後60日以内に、当該認定の審査に対して合衆国国際貿易裁判所に民事裁判を起こすことができる。裁判所の書記官は、通常当該裁判の召喚状及び申立ての写しを労働長官又は商務長官に対して送付しなければならない。当該対象となる長官は、当該召喚状及び申立ての写しを受理したとき、速やかに裁判所へ認定の根拠となった記録を証明し、提出しなければならない。

⒝　労働長官、商務長官又は農務長官による事実に関する調査結果は、事実の認定が通常相当な証拠に基づくものであれば、最終的なものとする。ただし、裁判所は、有力な理由が示されたときは、更に証拠を提出するように長官に当該事案を差し戻すことができるものとし、長官は、これに基づいて新しい又は修正された事実の認定を行い、前回の措置を修正することができるものとし、裁判所に対し、その後の訴訟上の記録を証明しなければならない。当該新しい又は修正された事実の認定は、相当な根拠に基づくものであれば、同様に最終的なものとする。

⒞　国際貿易裁判所は、労働長官、商務長官又は農務長官のとる措置について、当該全部又は一部についてこれを確認し、又はこれを破棄する権限を有する。国際貿易裁判所の判決は、連邦巡回区控訴裁判所により、同裁判所の規則に定める所に従って、再審査を受けるものとする。連邦巡回区控訴控訴裁判所の判決は、合衆国法典第28編第1256条に規定する事件移送命令に基づき最高裁判所による再審査を受けるものとする。

第285条　効力消滅日

⒜　労働者に対する援助

⑴　総則

⑵に規定する場合を除き、2007年９月30日後、第2章に基づく貿易調整援助、証明書、手当及びその他の支払又は恩典は提供してはならない。

⑵　例外

⑴の規定にかかわらず、2007年９月30日に規定する日以前に労働者が次に該当の場合、当該労働者は、第2章に基づく要求を満たす間、引続き第2章に基づく貿易調整援助、証明書、手当及びその他の支払又は恩典を受けるものとする。

(A)　第2章に基づく貿易調整援助を受ける適用資格が証明され、

(B)　他の方法で第2章に基づく貿易調整援助を受ける資格がある場合、

⒝　その他の援助

⑴　総則

2007年９月30日後、第3章に基づく技術援助は提供しない。

⑵　農業労働者に対する援助

(A)　総則

(A)に規定する場合を除き、2007年９月30日後、第６章に基づく調整援助、証明書、手当及びその他の支払又は恩典は提供してはならない。

(B)　例外

(A)の規定にかかわらず、2007年９月30日以前に農産品生産者（第291条⑵に規定するものをいう。）が、次に該当する場合、当該農産品生産者は、この章に基づく要求を満たす間、引続き第６章に基づく貿易調整援助、証明書、手当及びその他の支払又は恩典を受けるものとする。

⒤　第６章に基づく貿易調整援助を受ける適用資格が証明され、

(ii)　他の方法で第６章に基づく貿易調整援助を受ける資格がある場合、

第286条　産業調整援助信託基金[[4]](#footnote-4)

⒜　合衆国財務省内に、産業調整援助信託基金という名称の信託基金を設置する（以下この条において「信託基金」という。）。信託基金は、この条の規定により移管され、若しくは預託された金額又は⒠に基づき割り当てられる金額からなるものとする。

⒝⑴　財務長官は、第287条により賦課される関税が一般基金に受領される金額に等しい額を、財務長官により認められた合衆国財務省の一般基金から信託基金へ移管しなければならない。

⑵　⑴に基づき移管を要する金額は、財務省の受領に関する⑴での金額のうち、財務長官が作成する概算額を基にして合衆国財務省の一般基金から信託基金へ最低四半期毎に移管されるものとする。移管を必要とする金額を超え、又はそれ未満であった前期の概算額の範囲内において翌四半期に移管される金額の適切な調整を行うものとする。

⒞⑴　財務長官は、信託基金の受託者の任にあたるものとする。財務長官は、財政状況及び信託基金の運用の結果及び報告書の提出される会計年度及びその後の5会計年度内に信託基金の予想される状況及び運用に関して、翌会計年度内に上院財政委員会及び下院歳入委員会に年間報告書を提出しなければならない。当該報告書は、それが作成される議会の会期での下院の書類として刊行されるものとする。

⑵(A)　財務長官は、現在支払をする必要がないとき、裁量において信託基金の支払を要しない当該資金を投資するものとする。当該投資は、合衆国の利息付きの債券においてのみ行うことができる。当該運用において、当該債券は、次により取得されることができる。

⒤　発行価格での新発債券で、又は

(ii)　市場価格で発行される債券の購入により。

(B)　信託基金により取得された債券は、市場価格で財務長官により売却されることができる。

(C)　信託基金で保管される債券の利益及び、売却又は買戻しによる収益は、信託基金の一部に預託され、及びその一部を形成するものとする。

⒟⑴　信託基金の資金は、次に掲げる事項に適用するものとする。

(A)　連邦法の他の規定に適用が可能な第287条により賦課される関税の払戻し及び還付の支出、及び

(B)　次に掲げる事項に係る割当に関する法の規定

⒤　管理費用を含む、第2章及び第3章の規定の執行を必要とする支出、及び

(ii)　⒠⑵に基づき必要とされる支出。

⑵　信託基金の資金は、第3章に基づく保証付きの貸付金への支出又は第3章に基づく財政援助に関する他の支出に適用してはならない。

⑶(A)　第2章及び第3章を執行する会計年度に支払われる基金の全体額（管理費用を含む。）が、前年度内に第287条により関税が賦課された物品の全体額の0.15％に等しい額を超える場合、（財務長官と協議の上）労働長官及び商務長官は、第2章及び第3章の規定にかかわらず、当該章に基づく援助を受ける資格のある全ての労働者及び企業がその援助を受け、並びに当該会計年度の残りの期間及び翌会計年度において、その援助を提供するために行われる支出が、その支出のための信託基金に適用できる基金の額を超えないことを（当該会計年度の残りの期間内及び翌会計年度において第2章及び第3章を執行する必要のある基金の概算額及び第287条により調達される歳入の概算額に基づき）確保するため、次に掲げる事項を定率削減しなければならない。

⒤　第2章第Ｂ節第１部に基づき支払われる産業再調整手当の額、及び

(ii)　第3章に基づき支払われた援助、

(B)　削減が他の方法によりこのパラグラフに基づいて行われる週の翌週に、第2章第Ｂ節第１部に基づき産業再調整手当を受領した労働者に対して、このパラグラフに基づいて支払うべき産業再調整手当の削減を行うことはできない。

(C)　(A)に基づいて行われる定率削減を会計年度末まで行う場合、財務長官との協議の上、労働長官及び商務長官は、翌会計年度に始まる当該削減を第2章及び第3章を執行するのに必要な基金の概算額及び第287条により調達される歳入の概算額に基づき、調整又は修正することができる。

(D)　(A)に基づき行われる定率削減及び(C)に基づき調整又は修正される定率削減は、次の週明けに適用を中止するものとする。

⒤　当該削減を行わない場合同様、管理費用を含む、第2章及び第3章を執行するための支出の総額が、１年内に関税が賦課された物品の総額の0.15％に等しい額を超えなかった１年の最後の週、又は

(ii)　財務長官との協議の上、労働長官及び商務長官は、信託基金に適用できる基金の総額が当該削減なしで、第2章及び第3章を執行するのに十分であると認める週。

⒠⑴(A)　⒟⑴(B)に規定された支出をする必要がある場合、返済が可能な貸付金を信託基金に当てることができる。

(B)　(A)に基づき信託基金に当てられる貸付金は、当該貸付金が信託基金に支払われた後に起こる支出を考慮し、信託基金へ年度内に支払われる貸付金の総額が次に掲げる事項のいずれか低い額を超えない額まで信託基金へ支払われることができる。

⒤　次のいずれか高い額

(I)　（労働長官及び商務長官と協議の上）財務長官が概算する支出の総額が、当該会計年度に⒟⑴(A)及び(B)に規定される支出に必要な額

(II)　財務長官が概算する支出の総額が、会計年度内に信託基金に適用できる（当該会計年度内にこのサブセクションに基づき行われる貸付金に関係なく認め　た）額、又は

(ii)　次のいずれか高い額

(I)　当該会計年度内に第287条により賦課される額で、財務長官が概算する関税の当該全物品の総額の0.15％に等しい額、

(II)　⒤(II)に規定された額

⑵　財務長官が、十分な基金が当該運用上信託基金に適用できると認める際、⑴(A)に基づき認められた割当金から信託基金へ行われた貸付金は、合衆国財務長官の一般基金へ返済され、当該貸付金の利息も同様に当該一般基金に支払われなければならない。

⑶　⑴(A)に基づき認められた割当金から行われた貸付金の利息は、（貸付を行う月の前の月末に）財務長官により決定された率とする。ただし、貸付が行われる前の月から支払期日までの期間に、発行された市場性のある合衆国の債券に関して流通している平均市場利率に等しい率とする。

第287条　追加手数料の賦課[[5]](#footnote-5)

⒜　法律により賦課される他の手数料に加え、会計年度内に合衆国関税地域において消費のために保税倉庫に搬入され、又は保税倉庫から搬出される全ての物品に手数料が賦課される。

⒝⑴　⒜により賦課される手数料の率は、次に掲げるいずれか低い率で、大統領により公布された従価税率でなければならない。

(A)　0.15％

(B)　次に掲げる事項に対して相当であると認める率

⒤　第2章及び第3章の規定を執行し、かつ

(ii)　第286条⒠に基づく貸付金を払い戻す。

⑵　大統領は、手数料が⒜に基づき賦課される最初の日前の15日以内に、⒜により賦課された手数料の率を定めた布告を発しなければならない。

⑶(A)　手数料が⒜に基づき課される最初の会計年度後の毎会計年度において、大統領は、当該会計年度に対して⑴の要件を満たす従価税率を賦課している当該会計年度内に、⒜により賦課される手数料の率を調整した布告を発しなければならない。

(B)　ある会計年度に対して(A)に基づき発行された布告は、その会計年度が始まる少なくとも30日前に発しなければならない。

⒞⑴　このサブセクションに規定された例外の物品を除き、法律の他の規定に基づく無税物品の取扱は、⒜による物品に関する手数料の賦課を妨げるものではない。

⑵　次の物品については、⒜による手数料を賦課してはならない。

(A)　合衆国関税率表の第８類で無税として取り扱われる物品（合衆国関税率表の870.40, 870.45, 870.50, 870.55又は870.60に該当する物品を除く。）

(B)　評価額が1,000ドル未満の物品。

第６章　農業に対する貿易調整援助

第291条　定義

この章の適用において、

⑴　農産品

「農産品」とは、未加工又は天然の農産品（生きているものを含む。）をいう。

⑵　農産品生産者

「農産品生産者」とは、1985年食料安全法第1001条⑸（7 U.S.C. 1305⑸）に基づく布告された規則に規定する「個人」と同じ意味を有する。

⑶　寄与的重大性

(A)　総則

「寄与的重大性」とは、重要であるが必ずしも他の原因より重要であることを要しない原因をいう。

1. 寄与的重大性の決定

この章に基づく申請に関してある農産品と同種又は直接競合する輸入品が農産品の価格の下落に寄与的重大性があるか無いかの決定は長官が行う。

⑷　正式に認められた代理人

「正式に認められた代理人」とは、農産品生産者の協会をいう。

⑸　国家平均価格

「国家平均価格」とは、長官が決定する市場年において農産品について農産品生者にしはらわれた国家平均価格をいう。

⑹　長官

「長官」とは、未加工又は天然の農産品（生きているものを含む。）をいう。

第292条　申請、団体適格

⒜　総則

この章に基づく調整援助の適用適格申請は、長官に対し、農産品生産者の団体又はその正式に認められた代理人により行うことができる。申請の受理後、長官はすみやかに連邦官報に長官が申請を受理した旨を公告し、及び調査を開始しなければならない。

⒝　聴聞

申請者又は長官により手続において重大な利害関係があると認められた者が⒜に基づく公告から10日以内に聴聞を要求した場合、長官は公衆の聴聞を行い、かつ、当該利害関係者に対し、主張を行い、証拠を提出し、及び聴聞を受ける機会を与えなければならない。

⒞　団体適格要件

長官は、次のように認めた場合、農産品生産者の団体をこの章に基づく調整援助の適用適格と証明しなければならない。

⑴　当該農産品生産者により生産された当該農産品又は当該農産品のひとつの種類の物品の国家平均価格が得られる直近の市場年における国家平均価格が、当該直近の市場年の前5市場年の当該農産品又は当該農産品のひとつの種類の物品の国家平均価格の80%未満である。

⑵　当該農産品生産者により生産された当該農産品又は当該農産品のひとつの種類の物品と同種又は直接競合する産品の輸入増加が、⑴に規定する価格の下落に寄与的重大性となっている。

⒟　適格継続年に関する特別規定

第293条に基づき適格であると証明されている農産品生産者の団体は、長官が次のように認定する場合、当該団体が最初に証明した年以後のいかなる適格年においてもこの章に基づく、援助を申請することの適格であるものとする。

⑴　当該農産品生産者により生産された当該農産品又は当該農産品のひとつの種類の物品の国家平均価格が得られる直近の市場年における国家平均価格が、⒞⑴に基づき決定された価格と等しいか低いこと

⑵　⒞⑵に規定する要件に合致している。

⒠　継続年及び産品の決定

この章において、

⑴　継続年

第293条に基づき適格であると証明されている農産品生産者の団体についての「継続年」とは、当該証明された年に引き続く年であって、かつ、長官が⒞又は⒟に基づき認定を行った年をいう。

⑵　産品のなかの物品の種類

農産品のなかに異なった物品の物品がある場合は常に、この条及び第296条に基づく適格団体、国家平均価格及び輸入水準の決定において、長官はおのおのの種類を異なった産品として取り扱わなければならない。

第293条　農務長官による決定

⒜　総則

第292条に基づく申請を受理後、実行可能な限りすみやかに（いかなる場合にも40日以内に）長官は、申請した団体が。⒞又は⒟に基づく要件に合致しているかないかを決定し、当該団体が用件に合致する場合は、当該団体の要件に合致する農産品生産者についてのこの章に基づく援助の適用の適格の証明を発行しなければならない。各証明は、この章に基づく適格が開始する日を特定しなければならない。

⒝　公告

申請について決定を行った後、長官はすみやかにに連邦官報に決定の要旨を決定についての長官の理由とともに公告しなければならない。

⒞　証明の終了

この章に基づく適格の証明に関して、当該証明に係る農産品の価格の下落がもはや第292条に規定する条件によらないと決定した場合、長官は当該証明を終了させ、当該終了の公告を決定についての長官の理由とともに公告を連邦官報で行なわなければならない。

第294条　国際貿易委員会の調査開始時点での農務長官の研究

⒜　総則

国際貿易委員会（この章において「委員会」という。）が農産品に関して第202条に基づく調査を開始した場合、委員会は。ただちに長官に調査について通知しなければならない。長官が通知を受領後直ちに次のことについての研究を行なわなければならない。

⑴　同種又は直接競合する農産品を生産する農産品生産者で、この章に基づく調整援助に適格であると証明されるか、それと同等の者の数

⑵　当該生産者の輸入競争との調整が現存の計画を通じて容易となる程度。

⒝　報告

委員会が第202条⒡に基づき報告を行なった日から15日以内に、長官は⒜に基づく研究の知見を明らかにした報告を大統領に提出しなければならない。大統領への報告を作成後、報告（長官が秘密であると決定した情報除く。）を公表し。報告の要旨を連邦官報に公告しなければならない。

第295条　農産品生産者に対する便益情報

⒜　総則

長官は、農産品生産者に対し、この編に基づき可能な利益、給付、訓練、その他の雇用サービス並びに当該給付、訓練及びサービスの適当な申請日についてのすべての情報を提供しなければならない。長官は、援助は適格団体がこの編に基づく計画利益について申請又は出願を作成することが必要であることを規定しなければならない。

⒝　利益の通知

⑴　通則

長官は、この章に基づく可能な利益についての書面による通知を、長官がこの章に基づく証明の対象であると信じる理由のある各農産品生産者に郵送しなければならない。

⑵　その他の通知。

長官は、この章に基づく可能な利益についてのこの章に基づく証明の対象であると農産品生産者に対する公告を、当該生産者が居住する地域で一般的に配布されている新聞紙で行なわなければならない。

⑶　その他の連邦援助

長官はまた、経済的困窮に面している労働者が可能なその他の連邦援助及びサービスの適用及び受領の手続に関する情報を提供しなければならない。

第296条　農産品生産者のための資格要件

⒜　総則

⑴　要件

貿易調整給付は、この章に基づく証明の対象である被害を受けた農産品生産者で、長官が第239条に基づき、決定を行い、適格の証明を証明した日から90日以内に当該給付の申請をした者で次に該当する場合、行なわれるものとする。

(A)　当該生産者が⒜に基づく申請の対象である農産品の直近の年に当該生産者が生産した農産品の数量を確定させるに十分な情報を長官に提出している。

(B)　当該生産者が、この章を除くこの編の規定に基づく利益を得ていないことを証明する。

(C)　当該生産者の直近の年の（長官が認定する）純農業所得が、当該生産者がこの章に基づく調整援助を受領していない最後の年の当該生産者の純農業所得を下回っている

(D)　生産者が、被害を受けた農産品に関して、延長局の職員に生産者の負担なしに、次のものを含む、輸入競争と調整する生産者を助ける情報及び技術援助を得るために接触していることを証明すること

⒤　被害を受けた農産品について１以上の代替産品の可能性及び望ましき代替物に関する情報

(ⅱ)　収穫及び市場開発振興を含む、当該生産の競争力を向上させる技術援助及び当該生産者による被害を受けた農産品の市場開発。

⑵　限度

(A)　適合総所得

⒤　総則

この章の他の規定にかかわらず、農産品生産者は平均適合総所得が、1953年食料安全法第1001D条に規定する水準を上回る場合、この章に規定する援助を受ける資格がないものとする。

(ⅱ) 証明

(A)に規定する限度を遵守するため、個人又は企業は次のいずれかを長官へ提出しなければならない。

(I)　公認会計士又は長官が認める第三者の証明した当該生産者の適合総所得が、1953年食料安全法第1001D条に規定する水準を上回っていない旨の証明書

(Ⅱ)　長官が定めた他の方法により当該生産者の適合総所得に関する情報及び文書

(B)　反循環支払い

この章に基づく１作物年の農産品生産者への支払いの総額は、1953年食料安全法第1001条⒞に規定する反循環支払いの制限を超えることはできない。

1. 定義

このサブセクションにおいて。

⒤　適合総所得

「適合総所得」とは、農産品生産者の適合総所得であって、

(I)　1986年内国歳入法典第62条に定義され、長官の定める手続に従って適用され、

(Ⅱ)　会計年度または関連する作物年に個人又は企業のすべての農業及び非農業から直接又は間接に得られたもの

(ⅱ)　平均適合総所得

(I)　総則

「平均適合総所得」とは、連続する3課税年の生産者の平均適合総所得をいう。

(Ⅱ)　効果的適合総所得

生産者の連続する3課税年の適合総所得がない場合、長官は当該生産者の適用年の効果的適合総所得を決定する規則を定めるものとする。

⒝　現金給付の額

⑴　通則

第298条に従いつつ、⒜に規定する被害を受けた農産品生産者は、次のものの積に等しい、この章に基づく調整援助の資格があるものとする

(A)　次のものの差の2分の１

⒤　⒜に規定する当該適用対象の農産品の直近の市場年に引き続く5年間の平均国家価格の80%

(ⅱ)　当該農産品の直近の市場年の平均国家価格

(B)　当該農産品生産者が直近の市場年において生産した被害を受けた農産品の量

⑵　継続適格年に関する特別規定。

継続年についての現金給付の額は、⑴に基づき決定される現金給付と同じ方法で決定する。ただし、⑴(A)⒤に基づく平均国家価格は、最小の証明における現金給付の決定に用いた5年の期間を用いて決定するものとする。

⒞　現金給付の最高額

１の農産品生産者に対する現金給付はいかなる12ヶ月間においても10,000ドルを超えることはできない。

⒟　その他の援助の制限

この章に基づく現金給付を受ける資格のある農産品生産者は、

⑴　この編に基づく他の現金給付を受けることができず、

⑵　第2章サブチャプターパート2に基づく雇用給付及び訓練の資格がない。

第297条　過剰支払いについての犯則及び回収

⒜　総則

⑴　義務

長官又は管轄権のある裁判所の法廷がこの章に基づく給付を当該者が適格でないのに受領したと決定した場合、当該者は長官に当該額を返還する義務を負う。ただし、長官が決定する指針に従って次のようであると決定したときに、当該返還を免除することができる。

(A)　当該支払いが当該者の責によらないでおこなわれ、かつ、

(B)　当該返還の要求が公平及び良心に反する

⑵　過剰の回収

過剰支払いが他の方法で回収され、又は⑴に基づき免除される場合を除き、この章に基づき支払われるべき額から控除することにより過剰支払いを回収しなければならない。

⒝　虚偽の表明

法律に規定する他の制裁に加えて、次の場合この章に基づく新たな給付に不適格なものとする。

⑴　長官又は管轄権のある裁判所の法廷が次のようであると決定した場合。

(A)　実質的事実についての虚偽の表明又は提示を故意に行い又は行なわせた。

(B)　実質的事実についての開示を故意に怠り又は怠らせた。

⒞　通知及び決定

管轄権のある裁判所の法廷により過剰支払いが決定される場合を除き、長官により⒜⑴に基づく決定が行われ、決定が通知され、関係者に公平な聴聞の機会が与えられ、かつ、決定が最終となるまでは、回収が要求され、又は控除が行なわれることはない。

⒟　財務省への償還

この条に基づき回収された額は合衆国の財務省へ返還される。

⒠　罰則

この章に基づき認められた支払いを本人又は他の者のために獲得し又は増額させるため、虚偽と知りながら実質的事実についての表明を行い、故意に実質的事実についての開示を故意に怠った者は、10,000ドル以下の罰金若しくは1年以下の拘禁刑に処し、又はこれを併課する。

第298条　支出権限

⒜　総則

農務省に2003年から2007年までの各会計年度において、この章の目的を遂行するために20,000,000ドルの歳出を承認する。

⒝　比例的削減

この章に基づき承認された額が、この章に基づき支払うべき調整援助に必要な額に不足する場合、このに基づき支払うべき調整援助は比例的に削減されるものとする。

第3編　不公正な貿易慣行からの救済

第１章　通商協定に基づく合衆国の権利の執行及び外国の貿易慣行に対する対応

第301条　合衆国通商代表による措置

⒜　義務的措置

⑴　合衆国通商代表が、第304条⒜⑴に基づき、

(A)　通商協定に基づく合衆国の権利が否認されているか、又は

(B)　ある外国の行為、政策又は慣行が、

⒤　通商協定の条項を侵害し、遵守せず、その他通商協定に基づく合衆国の利益を否定し、又は

(ii)　不正であり、かつ合衆国商業に負担を負わせ、又は制限している

と決定した場合、通商代表は、⒞によって授権される措置をとらなければならず (当該措置に関する大統領の特別の指示がある場合、それに従いつつ) 、かつ、このサブセクションに基づき、当該権利を行使し、又は当該行為、政策若しくは又は慣行を除去するために、大統領がその権限内で、通商代表に指示することのできる他の適当かつ可能なあらゆる措置をとらなければならない。大統領の権限内の措置は、財若しくはサービス貿易又は当該国と密接な関係を有する他の分野に関してとることができる。

⑵　通商代表は、次の場合、⑴に基づく措置を取ることを要しない。

(A)　紛争処理機関（ウルグアイラウンド協定法第121条⑸に規定するものをいう。）が報告を採択し、又は他の通商協定における正式の紛争処理手続きに基づく裁定が行われ、次のような認定を行った場合

⒤　通商協定の基づく合衆国の権利が否定されていない

(ii)　当該行為、政策又は慣行が、

(I)　合衆国の権利を侵害し、又は不遵守でなく、

(II)　通商協定に基づく合衆国の利益を拒否し、無効化し又は侵害していない

(B)　通商代表が次の認定をした場合、

⒤　当該外国が通商協定に基づく権利を合衆国に与えるための満足な措置をとりつつある

(ii)　当該外国が、

(I)　当該行為、政策又は慣行を除去又は廃止することに合意した

(II)　合衆国商業に対する負担又は制約の即時解消のために通商代表が満足する合意をした

(iii)　当該外国が⒤又は(ii)に規定する結果を達成することが不可能であるが、合衆国に対し補償的通商利益を与える合意をしたとき

(iv)　例外的な場合、このサブセクションに基づく措置を取らないことについてのこの章の規定に対する信頼性への影響を考慮し、当該措置の利益に不釣り合いな不利な影響を合衆国経済に与えそうである。

⒱　このサブセクションに基づく措置が合衆国の国家安全に重大な悪影響を与えそうである。

⑶　ある行為、政策又は慣行を除去するために⑴に基づいて取られた措置は、その外国の産品又はサービスに対する影響が、当該外国が合衆国商業へ与えている負担制限と等価になるように考案しなければならない。

⒝　裁量的措置

通商代表が、第304条⒜⑴に基づいて、

⑴　ある外国の行為、政策又は慣行が不合理又は差別的で、合衆国商業に負担を負わせたり、それを制約しており、かつ、

⑵　合衆国の措置が適切である、と決定した場合、

通商代表は、⒞によって授権される措置をとらなければならず (当該措置に関する大統領の特別の指示がある場合、それに従いつつ) 、かつ、このサブセクションに基づき、当該権利を行使し、又は当該行為、政策若しくは又は慣行を除去するために、大統領がその権限内で、通商代表に指示することのできる他の適当かつ可能なあらゆる措置をとらなければならない。大統領の権限内の措置は、財若しくはサービス貿易又は当該国と密接な関係を有する他の分野に関してとることができる。

⒞　権限

⑴　通商代表は、⒜若しくは⒝又は第306条⒞の規定を執行するために、次の権限を有する。

(A)　当該各サブセクションに定める外国との通商協定を実施するための通商協定譲許の適用又は利益の停止、撤回又は防止

(B)　通商代表が適当と認める期間、当該外国の産品に対して関税その他の輸入制限を課し、又は法のいかなる他の規定にかかわらず、外国のサービスに対して課徴金その他の制限を課すこと。

(C)　外国の行為、政策又は慣行がこの法の第502条⒝及び⒞、カリブ海経済復興法第212条⒝及び⒞（19 U.S.C. 2702⒝及び⒞) 並びにアンデス貿易特恵法第203条⒞及び⒟（19 U.S.C. 3202⒞及び⒟) に基づく無税待遇の適格基準を満たすことができない場合、⒜⑶の規定にかかわらず、無税待遇を撤回、制限又は停止すること、

(D)　当該外国と拘束力のある協定を締結し、同国から次の約束をとりつけること：

⒤　⒜又は⒝に基づいてとられる措置の対象となった行為政策、慣行を除去又は消去すること、

(ii)　当該行為、政策又は慣行から生じた合衆国商業に対する負担、制約を除去すること

(iii)　合衆国に対して、

(I)　通商代表にとって満足すべき、かつ、

(II)　⑷の条件を満たす補償的通商利益を与えること。

⑵(A)　通商代表は、サービス部門に対する参入許可を規定する法のいかなる他の規定にかかわらず、⑴により与えられた権限に加えて、⒜又は⒝の規定を執行するために、次のことを行うことができる。

⒤　通商代表が適当と認める方法及び程度において、当該認可の制限

(ii)　当該認可の拒否

(B)　(A)に基づく措置は、この条の規定に基づき、次に定める日以後に認可され、又は申請中であるサービス分野に対する参入認可についてのみ行うことができる。

⒤　第302条⒜の規定に基づいて提訴される日

(ii)　第302条⒝の規定に基づいて通商代表が調査の開始を決定する日

(C)　通商代表が、外国のサービスに関して手数料その他の制限を課す措置をこの条にに基づき取る前に、当該サービスが連邦政府又は州の機関の規則により規律される場合、適当な関係する機関の長と協議しなければならない。

⑶　⒜又は⒝に基づいて、何らかの産品又は経済分野に対してとられる通商代表の措置は、次のように行うことができる。

(A)　無差別的に行い、又は当該サブセクションに定める外国に対してのみ行う。

(B)　当該産品又は経済分野が、措置の対象となった行為、政策又は慣行と関係があるかないかにかかわらず行う。

⑷　⑴(D)(iii)に定める通商協定は、⒜若しくは⒝に基づいてとるべき措置の対象である行為、政策若しくは慣行の排除により利益を得る、又は当該経済分野に可能な限り密接に関連のある経済分野の利益を得る国内産業を含む経済分野のための補償的通商利益を提供しなければならない。ただし、次の場合にはその限りではない。

(A)　当該通商利益の規定が執行可能ではない場合

(B)　他の経済分野のための通商利益が当該通商利益より満足のいく場合。

⑸　通商代表が、⒜又は⒝に基づいてとる措置として、輸入制限を課すべきであると決定した場合、通商代表は、

(A)　他の輸入制限より関税賦課を優先させなければならず、かつ、

(B)　関税以外の輸入制限を課す場合でも、当該他の輸入制限と等価の関税を増価したものによって代置することを考慮しなければならない。

⑹　輸出ターゲティングについて、通商代表がこの条に基づいてとる措置は、可能な限り、当該措置のとられている期間中における輸出ターゲティングの受益者が受ける全利益の水準を反映しなければならない。

⒟　定義及び特則

この章の適用において、

⑴　「商業」には、次のものを含み、これに限らない。

(A)　国際貿易に関するサービス（情報の通信を含む。）。特定の産品に関連するか、しないかを問わない。

(B)　合衆国市民による物又はサービス貿易に関する対外直接投資

⑵　合衆国商業に負担を負わせ、又は制約する外国の行為、政策又は慣行には、外国と合衆国との間の産品の商業的海上輸送に使用される船舶の建造に対する当該外国による補助金を含む。

⑶(A)　ある行為、政策又は慣行は、それらが必ずしも合衆国の国際法上の権利の侵害、又は不遵守に至らなくても、不公正かつ不公平であれば、不合理である。

(B)　不合理な行為、政策及び慣行には、次の行為、政策又は慣行及びそれらの組合せを含み、これに限らない。

⒤　公正かつ公平な次のものの拒否

(I)　企業設立機会

(II)　知的所有権の適正かつ有効な保護（ウルグァイラウンド実施法第101条⒟⒂に規定する知的所有権の貿易関連の側面に関する協定の義務を遵守しているかないかを問わない。）

(III)　知的所有権保護に依存している合衆国民に対する無差別な市場アクセス機会

(IV)　市場機会（外国市場への合衆国製品又はサービスのアクセスを商業的考慮に反して制限する効果を有する、外国企業による、又は、それらの間の組織的反競争活動に対する外国政府の黙認を含む。）

(ii)　輸出ターゲティング

(iii)　次のいずれかの常習的傾向

(I)　労働組合結成権の拒否

(II)　労働者の団結権及び団体交渉権の拒否

(III)　すべての形態の強制労働又は義務労働の認容

(IV)　児童雇用における最低年齢規定の不存在

(V)　労働者の最低賃金、労働時間並びに職場安全及び健康に関する基準規定の不存在

(iv) 外国と米国が当事者である協定の元での約束（商品貿易、サービス貿易、農業貿易、外国投資、知的財産、商品及びサービスのデジタル取引並びに国境を越えたデータの移動、規制観光、国有及び国営企業、貿易に対するローカライゼーション障壁、労働と環境、腐敗防止、貿易救済法、繊維並びに商業的なパートナーシップ含む）の外国による効果的に執行の失敗。

(C)⒤　通商代表は、次のいずれかであると決定を行った場合、(B)(iii)に定める行為、政策及び慣行を不合理としてはならない

(I)　問題の外国が、その全領域（領域内の特定の地域を含む）において、(B)(iii)に定める権利その他の標準の付与について重要かつ有形的な進歩を示す措置をとり、又はとりつつある

(II)　当該行為、政策又は慣行が、当該外国の経済発展水準と乖離していない

(ii)　通商代表は、⒤に定める決定を行った場合、当該決定及び、その基礎となった事実の説明を官報に掲載しなければならない。

(D)　ある行為、政策又は慣行を不合理と決定するためには、できる限り、合衆国において外国人又は外国企業に与えられている相互的機会を考慮しなければならない。

(E)　「輸出ターゲティング」とは、特定の企業、産業又はそれらのグループに対して利益を与える協調行動（単独で行われるか共同で行われるかを問わない）の組合せからなる政府の計画又は企画であって、当該企業、産業又はグループが、特定の種類又は等級の商品の輸出において、より強い競争力を持つ効果を有するものをいう。

(F)⒤　(B)⒤(II)の適用において、適正かつ有効な知的所有権保護には、外国の法律のもとで当該外国の市民又は国民でない者のために特許権、商標権、著作権及び関連する権利、集積回路の回路配置、取引上の秘密、品種登録権を確保し、行使し、実施し、及びその商業的利益を享受するための適正かつ有効な手段を含む。

(ii)　(B)⒤(iv)[[6]](#footnote-6)の適用において、公正かつ公平な無差別的な市場アクセス機会の拒否には、保護された作品又はそれを化体した製品として知的所有権を行使することによる商業上の利益の使用、開拓又は享受に関する市場アクセスに対する制限を含む。

⑷(A)　ある行為、政策又は慣行が、合衆国の国際法上の権利を侵害し、又はそれを遵守しない場合、当該行為、政策又は慣行は不正である。

(B)　不正とされる行為、政策又は慣行には、(A)に定める行為、政策又は慣行のうち、内国民又は最恵国待遇、企業の権利又は知的所有権を拒否するものを含み、それに限らない。

⑸　差別的とされる行為、政策又は慣行には、適当な場合、合衆国産品、サービス又は投資に対する内国民又は最恵国待遇を拒否する行為、政策又は慣行を含む。

⑹　「サービス部門に対する参入認可」とは、連邦法の授権に基づいて発行される免許、許可、命令又はその他の認可であって、外国のサービス供給業者に対して、関連サービス部門における合衆国市場への参入を許すものをいう。

⑺　「外国」にはあらゆる外国機関が含む。税関目的のために別個に管理される外国領域又は領土は、別の外国とみなす。

⑻　「通商代表」とは合衆国通商代表をいう。

⑼　第302条⒜⑷(B)、第304条⒝⑴(A)、第306条⒞⑵及び第307条⒜⑵の適用においては、「利害関係者」には、国内の会社及び労働者、消費者利益の代表者、合衆国製品の輸出業者並びに、⒜又は⒝に基づいて採られる措置によって影響を受ける可能性のある産品又はサービスの産業上の使用者が含み、それに限らない。

第302条　調査の開始

⒜　提訴

⑴　いかなる利害関係者も、通商代表に対して、第301条に基づく措置を要求し、当該要求を指示する主張を陳述する提訴状を提出することができる。

⑵　通商代表は、⑴に基づく提訴中の主張を審査し、提訴状受領後45日以内に、調査を開始するかしないかを決定しなければならない。

⑶　通商代表は、提訴に関して、調査を開始しない決定を行った場合、提訴者に対してその理由を通知するとともに、当該決定及びその理由の概要を官報に公告しなければならない。

⑷　通商代表は、提訴に関して、⑵に基づく肯定的決定を行った場合、提訴において提起された問題に関する調査を開始しなければならない。通商代表は、提訴の概要を官報に公告するとともに、できるだけ早く、同問題に関する意見の陳述を行う機会（次のように行われる公聴会を含む。）を与えなければならない。

(A)　提訴状中で公聴会が要求されている場合、肯定的決定の日から30日以内（又は、当該期間後であって提訴者と合意した日）

(B)　提訴者又は利害関係者による時宣を得た要求が行われた場合は随時。

⒝　提訴以外の方法による調査開始

⑴(A)　通商代表は、何らかの事項について第301条措置を要するか否かを判断するためにこの章に基づく調査を開始するべきであると決定した場合、当該決定を官報に公告するとともに、当該調査を開始しなければならない。

(B)　通商代表は、(A)に基づく調査を開始する前に、第135条で設立される適切な委員会と協議しなければならない。

⑵(A)　第182条⒜⑵に基づく国の特定が行われた日から30日以内に、通商代表は、当該国の次に該当する行為、政策又は慣行について、この章に基づく調査を開始しなければならない。

⒤　当該特定の根拠となり、かつ、

(ii)　そのときにこの章に基づく他のいかなる調査又は措置の対象になっていない

(B)　通商代表は、調査開始が合衆国の経済的利益を損なう可能性があると決定した場合、外国の行為、政策又は慣行に関して、この章に基づく調査の開始に際し、(A)に基づくことを要しない。

(C)　通商代表は、(B)に基づいて調査を開始しない決定を行った場合、次の事項の詳細を記述した報告書を議会に提出しなければならない。

⒤　決定の理由

(ii)　調査によって不利な影響を受ける合衆国の経済的利益

(D)　通商代表は、この章に基づいて開始された(A)の調査の期間中、随時、著作権局長、工業所有権担当商務次官補、特許商標局長及び他の適当な連邦政府職員と協議しなければならない。

⒞　裁量権

通商代表は、第301条⒟の規定に例示する行為、政策又は慣行について⒜又は⒝に基づく調査を開始するかしないかの決定において、当該行為、政策又は慣行に対して、第301条に基づく措置が有効か否かを決定する裁量権を有する。

第303条　調査開始にあたっての協議

⒜　総則

⑴　通商代表は、第302条に基づく調査の開始の日に、合衆国を代表して、当該調査に関連する事項について、関連外国との協議を求めなければならない。

⑵　第302条調査が通商協定に関するものであり、かつ、相互に受諾できる解決が、次のいずれか早い日までに得られない場合

(A)　通商協定に協議期間の特定がある場合、期間終了日

(B)　協議開始日から150日後、

通商代表は、直ちに、当該案件について、当該通商協定に規定する正式の紛争処理手続きに基づく手続きを要求しなければならない。

⑶　通商代表は、協議及び紛争処理手続きにおける合衆国の弁論を準備するに当たって、提訴者（提訴の場合）及び第135条に基づき設立された委員会の助言を求めなければならない。

⒝　協議要求の延期

⑴　⒜の規定にかかわらず、

(A)　通商代表は、協議の適正な根拠を確保するように提訴状を検証又は改善するため、提訴者（提訴の場合）と協議した後、⒜に規定する要求を90日間まで延期することができる。

(B)　提訴が(A)により延期された場合、第304条に基づく期限は、当該期間、延期されるものとする。

⑵　通商代表は、

(A)　⑴の延期の通知を官報に告示しなければならず、かつ、

(B)　延期の理由を第309条⒜⑶に規定する報告の中で、議会に報告しなければならない。

第304条　通商代表による決定

⒜　総則

⑴　第302条に基づいて開始された調査並びに第303条に基づく協議（及び適用できる場合は手続き）を基礎として、通商代表は、

(A)　次の決定を行わなければならない

⒤　合衆国が何らかの通商協定に基づいて有する権利が拒否されているかどうか、

又は、

(ii)　第301条⒜⑴(B)又は⒝⑴に規定する行為、政策又は慣行が存在するかどうか。

及び、

(B)　(A)に基づく決定が肯定的な場合、通商代表は、第301条⒜又は⒝に基づいて、どのような措置がとれるか、又はとるべきかを決定しなければならない。

⑵　通商代表は、⑴の決定を次の日前に行わなければならない

(A)　通商協定に関する調査の場合は、次のうち、いずれかの早い日

⒤　紛争処理手続き終結後30日

(ii)　調査開始後18カ月

(B)　(A)又は⑶に規定のない他のすべての場合、調査開始後12カ月。

⑶(A)　この章に基づく調査が、第302条⒝⑵を原因として開始され、通商代表が、通商協定（ウルグァイラウンド協定法第101条⒟に規定する知的所有権の貿易関連の側面に関する協定を含む。）が関係していると判断しなかった場合又は、当該調査に関して(B)に規定する決定を行わなかった場合、通商代表は、当該調査に関し、⑴に規定する決定を調査開始後６カ月以前に行わなければならない。

(B)　通商代表が、第302条⒝⑵を原因として開始された調査（通商協定が関係する調査を除く）に関し、

⒤　調査内容が複雑なため、より長時間が必要である、

(ii)　調査対象の外国が、知的所有権の適正かつ有効な保護のための立法又は行政的対策を立案する上で、実質的な進展を示している、又は、

(iii)　当該外国が、知的所有権の適正かつ有効な保護のため権利行使対策を実施している、

と決定した場合、通商代表は、当該決定を官報に公告するとともに、当該調査に関し、⑴に規定する決定を、調査開始後９カ月以前に行わなければならない。

⑷　通商協定に規定する最短紛争処理期間内に紛争が解決しない場合、通商代表は、当該紛争処理期間満了後15日以内に、最短紛争処理期間内に紛争が解決しなかった理由、当該期間満了時における事件の状況及び解決の見込みを記述した報告書を議会へ提出しなければならない。このサブセクションにおいて、通商協定に所定の最短紛争処理期間とは、当該通商協定に規定するすべての正式の紛争処理手続きの段階が、同協定所定の期間内に尽くしたとした場合の時間の合計であって、当該協定各段階で許容される期間延長を無視して計算したものをいう。

⒝　決定前の協議

⑴　通商代表は、緊急の措置が要求される場合を除き、⒜⑴に基づく決定を行う前に、

(A)　（少なくとも30日前の公告を経て、) 利害関係者の見解を表明する機会（利害関係者の要求がある場合公聴会を含む。）を与えなければならない。

(B)　第135条によって設立された適当な委員会の助言を得なければならない。

(C)　何らかの産品又はサービスに関して採られる措置が合衆国経済に及ぼす影響の可能性について合衆国国際貿易委員会の助言を求めることができる。

⑵　通商代表は、緊急の措置が要求されたため、⑴(A)及び(B)の規定に従わなかった場合は、⒜⑴に基づく決定を行った後、当該規定に従わなければならない。

⒞　公表

通商代表は、⒜⑴に基づいて行われるすべての決定を当該決定の基礎となった事実の記述とともに官報に公告しなければならない。

第305条　措置の実施

⒜　第301条に基づく措置

⑴　⑵に規定する場合を除き、通商代表は、第301条に基づいてとることを第304条⒜⑴(B)に基づいて決定した措置を、 (当該措置に関する大統領の特別の指示がある場合、それに従いつつ) 決定後30日以内に、実施しなければならない。

⑵(A)　このサブセクションに別段の定めのある場合を除き、次のいずれかの場合、通商代表は、第301条措置の実施を、180日以内、延期することができる

⒤(I)　第302条⒜に基づいて開始された調査の場合、提訴者が延期を求めたとき

(II)　第302条⒝⑴に基づいて開始された調査又は第304条⒜⑶(B)が適用される調査の場合、措置によって利益を受ける国内産業の過半数を代表する者が延期を求めたとき

(ii)　通商代表が、合衆国が権利を得たり、又は調査対象の行為、政策若しくは慣行について満足すべき解決を得る上で、実質的な進歩が行われ、又はそのために延期が必要又は望ましいと決定した場合。

(B)　通商代表は、第304条⒜⑶(A)が適用される調査については、第301条に基づきとられる措置の実施を(A)に基づいて延期してはならない。

(C)　通商代表は、第304条⒜⑶(B)が適用される調査については、第301条に基づきとられる措置の実施を(A)に基づいて90日を超えて延期してはならない。

⒝　輸出ターゲティングの一定の場合における代替措置

⑴　通商代表が、外国の輸出ターゲティングに関して第304条⒜⑴(A)に基づく肯定的決定を行い、かつ、当該肯定的決定に関して何らの措置も採らないことを決定した場合、通商代表は、

(A)　当該輸出ターゲティングによって影響を受ける国内産業の競争力を増進する対策の勧告する諮問小委員会を設置してなければならない。

(B)　⑵(B)に基づき提出された小委員会報告を基にし、かつ、当該措置に関する大統領の特別の指示がある場合、それに従い、当該輸出ターゲティングによって影響を受ける国内産業の国際競争力を回復又は増進するため、法に他の規定によって委任された行政措置をとり、かつ、必要であれば、その他の措置を実施するための立法を求めることができる。

(C)　⑵(B)の小委員会報告書の提出後30日以内に、輸出ターゲティングによって影響を受ける国内産業に関して(B)に基づいて採られた行政措置及び立法の提案に関する報告書を議会へ提出しなければならない。

⑵(A)　⑴(A)に基づいて設立される諮問小委員会は、通商代表によって、次の者の中から任命した者で構成する。

⒤　民間部門で生計を立てている個人（第304条⒜⑴(A)に基づき肯定的決定を受けた輸出ターゲティングによって影響される国内産業の経営者及び労働者の代表を含む。）

(ii)　教育又は経験により諮問パネル員の資格のある者。

(B)　⑴(A)に基づき諮問小委員会が設置されてから６ヵ月以内に、諮問小委員会は、第304条⒜⑴(A)に基づく肯定的決定の対象である輸出ターゲティングによって影響される国内産業の競争力を増進させるために、合衆国が採るべき対策を勧告する報告を、通商代表及び議会に提出しなければならない。

第306条　外国の遵守監視

⒜　総則

通商代表は、この章の調査対象案件又は紛争処理手続きを規定している通商協定に基づく合衆国の権利を行使するために手続きの対象とした案件に関し満足すべき解決を得るために合意された対策又は協定の外国による実施状況を監視しなければならない。

⒝　監視に基づく措置

⑴　総則

通商代表は⒜に基づいて行われた監視の結果、外国が⒜に規定する対策又は協定を充分に実施していないと判断した場合、第301条⒜に基づきどのような追加措置をとるべきか決定しなければならない。第301条の適用において、この決定は、第304条⒜⑴に基づいて、行われた決定としてみなす。

⑵　ＷＴＯ紛争処理手続きに基づく勧告

(A)　勧告の実施の不履行

⒜に規定する対策又は協定が、世界貿易機関の紛争処理手続きに従って行われた勧告の実施に関係する場合、通商代表が、外国が勧告を実施していないと判断したときは、通商代表は、ウルグアイラウンド実施法第101条⒟⒃に規定する紛争解決に係る規則及び手続に関する了解第21条に規定する実施のための妥当な期間の満了後30日以内に⑴に基づく決定を行わなければならない。

(B)　報復リスト及び措置の改定

⒤　総則

(ii)に規定する場合を除き、世界貿易機関の紛争解決手続きに従って行われた勧告を外国が実施しないことを理由に外国の産品に対して第301条⒞⑴(A)又は(B)に規定する報復リスト又はその他の措置をとることを合衆国が開始した場合、通商代表は定期的に当該リスト及び措置を当該勧告の実施を怠る国の他の産品に適用するように改定しなければならない。

(ii)　例外

通商代表は次に該当する国について⒤に規定するリスト及び措置の改定を行うことを要しない。

(I)　通商代表が、当該国による⒤に規定する紛争解決手続きに従って行われた勧告の実施が間もないと認定する場合

(II)　通商代表がこの章に基づく当初の調査の申請者（申請がない場合は、影響をうける合衆国の産業）と報復リストの改定が不必要であると合意した場合

(C)　報復リスト及び行動の改定の日程

通商代表は、報復リストの日付、又は第301条⒜に基づくその他の措置が最初に取られた日から120日後、並びにその後は180日毎に当該リスト又は措置の見直しを行わい、及び全面的又は部分的に対象国の他の産品に適用するようにリスト又は措置の改定をしなければならない。

(D)　報復リスト及び行動の改定の標準

このサブセクションに基づく国に対するリスト又は措置の改定において、当該国が紛争解決手続きで採択された勧告の実施することになるようにするか、又は紛争解決手続を要した問題の相互に満足する解決を促進するように行動するものとする。通商代表は、この章に基づく当初の調査の申請者と協議するものとする。

(E)　報復リスト

「報復リスト」とは、世界貿易機関の小委員会又は上級委員会の報告の受諾を怠る外国の産品であって通商代表が合衆国関税率表の基づき他の国に課せられる水準より高い関税を課している産品のリストをいう。

(F)　報復リストに相互的な物品を含ませることの必要

通商代表は、報復リスト及びその改定されたリストに世界貿易機関の紛争解決手続きに従って行われた勧告を外国が実施しないことにより影響を受ける産業の相互的産品を含ませるものとする。ただし、現在の報復及びその対応する予備的報復リストがこの要求を受けていない場合はこの限りでない。

⒞　譲許その他の義務を免除するためのWTOの承認の行使

⑴　第307条⒞に基づき措置が終了し、

⑵　措置の再開から利益を受ける提訴又は国内産業の代表者が通商代表に措置の再開を書面により要求し、

⑶ 通商代表が⒟及び第304条⒞⑶に定める要件を充足した場合、

通商代表は、随時、第301条⒞に基づき、紛争解決に係る規則及び手続に関する了解（ウルグアイラウンド協定法第101条⒟⒃参照（19 USC 3511⒟⒃）に規定するものをいう。）第22条に基づく譲許その他の義務を停止する許可の申請を決定することができる。

⒟　協議

⒝又は⒞に基づく決定を行う前に、通商代表は、次のことをしなければならない。

⑴　この章に基づく当初の調査に関係する提訴者及び関係する国内産業を代表する者との協議

⑵　利害関係者による見解の表明の機会の提供

第307条　措置の変更及び停止

⒜　総則

⑴　通商代表は、次の場合、 (当該措置に関する大統領の特別の指示がある場合、それに従いつつ) 第301条に基づき行われている措置を変更又は停止することができる。

(A)　第301条⒜⑵に規定する条件の存在

(B)　調査対象の権利の拒否又は行為、政策若しくは慣行による合衆国商業に対する負担又は制約の増大又は減少

(C)　当該措置が第301条⒝に基づいて採られ、それがもはや妥当ではなくなたこと

⑵　通商代表は、⑴に基づいて第301条措置を変更又は停止する前に、提訴者及び関連国内産業の代表者と協議しなければならず、かつ、提案されている変更及び停止によって影響を受ける他の利害関係者に対して、当該変更及び停止の影響並びに変更及び停止が適当であるかないかについて見解を表明する機会を与えなければならない。

⒝　公告；議会への報告

通商代表は、第301条に基づき行われている措置の変更又は、停止を、その理由を付して、遅滞なく官報に告示するとともに、議会へ書面で報告しなければならない。

⒞　必要性の見直し

⑴(A)　ある4年間の期間内に第301条措置が採られ、

(B)　当該4年期間の満了前60日以内に、提訴者又は当該措置から利益を受ける国内産業の代表者から通商代表宛てに、当該措置の継続を要求する書面が提出されない場合、

当該措置は、当該4年期間の満了とともに終了するものとする。

⑵　通商代表は、⑴の理由による措置の終了を、当該終了の60日以上前に、⑴(B)に規定する提訴者又は国内産業を代表する者に郵便で通知しなければならない。

⑶　第301条措置継続の要求が、⑴(B)に基づき、通商代表に提出され又は訴訟を再開するために第306条⒞⑵に基づき通商代表に要求が提出された場合、通商代表は、次を審査しなければならない。

(A)⒤　当該措置

(ii)　他に採りうる措置（他の産品やサービスに対する措置を含む）の第301条の目的達成のための有効性

(B)　当該措置が合衆国経済（消費者含む）に与える影響

第308条　情報要求

⒜　総則

通商代表は、いかなる者に対しても、書面の要求に応じて、次に関する情報（機密指定情報を除く。）を与えなければならない

⑴　通商代表又は他の連邦機関が持っている範囲で、特定の産品、サービス、投資又は知的所有権に関する特定外国の通商政策及び慣行の性質及び程度

⑵　特定の通商協定に基づく合衆国の権利及び当該協定や合衆国法による救済

⑶　当該政策及び慣行に関連する過去及び現在の国内及び国際訴訟又は措置

⒝　情報を持っていない場合

⑴に基づいて要求された情報を、通商代表又は連邦機関が持っていない場合、通商代表は、要求があってから30日以内に、

⑴　外国政府に対して同情報を要求するか、又は

⑵　外国政府に対する情報要求を拒絶し、その理由を要求者に書面で通知しなければならない。

⒞　非公開の企業情報

⑴　⑵に規定する場合を除き、かつ、法のいかなる他の規定（合衆国法典第5編第552条を含む。）にかかわらず、次の場合、この章の調査を助けるために通商代表が要求し、又は受領するいかなる情報も、いかなる者に対しても公開しない。

(A)　情報提供者が、当該情報が、

⒤　企業秘密であり、

(ii)　その開示がトレード・シークレットや収益性を損ない、かつ、

(iii)　一般に入手可能でない、

ことを証言し、

(B)　通商代表が当該証言を根拠あるものと決定し、かつ、

(C)　通商代表が制定する規則に規定する範囲で、情報提供者が当該情報の妥当な機密でない要約を提供した場合。

⑵　通商代表は、

(A)　当該情報を使用し、又は（自己裁量で）この章の調査における他の連邦機関の用に供することができ、また、

(B)　情報提供者を推察その他同定できないような方法で、他のいかなる個人にも開示することができる。

第309条　管理規則

通商代表は、

⑴　この章に基づく提訴状の提出、調査及び公聴会の実施に関する規則を制定しなければならない。

⑵　この章に基づく提訴による調査に関する諸決定及び進行状況（不当な遅延の理由を含む）を、提訴者に対して定期的に通知しなければならない。

⑶　下院及び上院に対して、半年に一度、次の事項を記述する報告書を提出しなければならない

(A)　第302条に基づく提訴及び決定（及びその理由）

(B)　この章の調査又は手続きの進行及び現在の状況

(C)　この章の調査に関し、第301条に基づいて通商代表がとった措置又は措置をとらなかった場合はその理由、

(D)　第301条に基づいて採られた措置の通商的効果。

第310条　貿易執行の優先事項

⒜　貿易執行の優先事項、協議及び報告

⑴　貿易執行優先事項協議

2015年貿易円滑化及び貿易執行法の制定の日以降に始まる各暦年の5月31日までに、合衆国通商代表（この条において「通商代表」という）はWTO協定若しくはその他の米国の締約国である貿易協定に基づく義務に関して懸念を生じさ、又は米国の商品、サービス若しくは投資に対する障壁となる、外国の行為、政策又は慣行の優先順位付けに関して、上院財政委員会及び下院歳入委員会と協議するものとする。

⑵　貿易執行の優先事項の特定

このサブパラグラフに基づき外国の行為、政策又は慣行を貿易執行の優先事項として特定する際には、通商代表はそれらの行為、政策及び慣行に焦点を当てるものと、以下を含むすべての関連要因を考慮に入れなければならない。

(A）外国政府と米国の両方が当事者である貿易協定に従って外国政府が負う義務と、その政府の行為、政策又は慣行との間に起こりうるあらゆる矛盾の経済的重要性

(B）米国の雇用及び生産的能力の維持及び創出に対する外国政府の行為、政策又は慣行の影響。

(C）第181条⒝に基づいて要求される最新の国家通商見積りに記載されている主な障壁及び貿易歪曲慣行

(D）⑶に基づく直近の報告書の日の前の12か月間に連邦機関又は議会の委員会によって作成された国際貿易及び投資の障壁に対処する他の関連報告書に記載された主な障壁及び貿易歪曲慣行

(E）外国政府と米国の両方が当事者となっている貿易協定に基づく外国政府の義務の遵守

(F）外国政府の調達計画及び政策の影響

(G）米国の製品及びサービスの国際競争力及び輸出の可能性

⑶　貿易執行の優先事項と対処のための行動に関する報告

(A）一般

2015年貿易円滑化及び貿易執行法の制定の日以降に始まる各暦年の7月31日までに、通商代表は上院財政委員会及び下院歳入委員会に対し、⑴に基づく協議及び⑵に規定された基準に基づき、貿易執行の優先事項として特定された外国政府の行為、政策又は慣行について報告しなければならない。

（B）その後の報告

通商代表は、2015年貿易円滑化及び貿易執行法の制定の日以降に始まる暦年後の暦年にサブパラグラフ(A)に基づいて報告する場合、当該報告書の前暦年、及び関連するものとしてその暦年の前暦年にこのサブセクションの下で貿易執行の優先事項として特定された外国政府の行為、政策又は慣行に対処するためにとられる行動の説明を含まなければならない。

⒝　半年ごとの執行協議

⑴　一般

⒜⑶に基づく報告と同時に、かつ、翌年の1月31日までに、通商代表は合衆国が当事者であるWTO協定又はその他の貿易協定に基づく義務、又は貿易障壁を創出若しくは維持する義務に関する問題となっている外国政府の行為、政策又は慣行の特定、優先順位付け、調査及び解決に関して上院の財政委員会及び下院の歳入委員会と協議しなければならない。

⑵　行為、政策又は慣行の懸念

パラグラフ⑴で要求される半年ごとの執行協議は、WTO協定その他の米国が当事者となっている貿易協定に基づく義務に関して関連する行為、政策若しくは慣行の懸念又は貿易障壁の創設若しくは維持に対処するため、次のものを含むものとする。

(A）関連する貿易相手国との関係

(B）そのような懸念に対処するための戦略。

(C）そのような懸念の調査又は解決に使用されるリソースの利用可能性及び展開。

(D）WTO協定又は米国がそのような懸念に関連する当事者となっているその他の貿易協定に基づいて行われる潜在的な紛争解決手続のメリット。

(E）そのような懸念の他の側面。

⑶　積極的な調査

⑴で要求される半年ごとの執行協議は、WTO協定又は米国が当事者となっているその他の貿易協定に基づく義務に関して通商代表が積極的に調査している行為、政策又は慣行に対処するものとする。

(A）そのような行為、政策又は慣行によって引き起こされる懸念に対処するための戦略。

(B）そのような行為、政策又は慣行の調査に関する関連するスケジュール。

(C）そのような行為、政策又は慣行に関して、WTO協定又は米国が当事者となっているその他の貿易協定に基づいて行われる潜在的な紛争解決手続のメリット。

(D）そのような行為、政策又は慣行の調査の推進に対する障壁。そして

(E）そのような行為、政策又は慣行の調査に関するその他の事項。

⑷　継続的な執行措置

⑴で要求される半年ごとの執行協議は、WTO協定又は米国が当事者であるその他の貿易協定に基づく義務に関して、米国によって、又は米国に対して行われる、進行中のすべての執行行動に対処するものとする。

(A）そのような行動に関する関連するスケジュール。

(B）そのような行動のメリット。

(C）将来の実施行動

(D）米国の法律又は規制に対する潜在的な影響。

(E）米国の利害関係者、国内の競合他社、及び輸出業者に対する潜在的な影響。そして

(F）そのような行動に関するその他の問題。

⑸　執行リソース

⑴で要求される半年ごとの執行協議は、執行リソースの可用性と展開、監視と執行活動に対するリソースの制約に対処並びに監視及び執行能力を強化するための他の連邦機関の利用可能なリソースの使用を含む、これらの制約に対処するための戦略を目指すものとする。

⒞　調査及び解決

⒜に基づく貿易執行の優先事項として特定された外国政府の行為、政策又は慣行について、通商代表は、⒝に基づいて開催された最初の半年ごとの執行協議の日までに、その優先順位に対処するために次のことを含む適切な行動をとらればならない。

⑴　そのような行為、政策又は慣行によって引き起こされる懸念を解決するための外国政府との合意。

⑵　そのような行為、政策又は慣行に関して、第302条⒝⑴に基づく調査の開始。

⑶　そのような行為、政策又は慣行によって提起された懸念の解決を規定する二国間協定の交渉の開始

⑷　そのような行為、政策又は慣行に関して、米国が当事者となっているWTO協定又はその他の貿易協定に基づく紛争解決手続の開始。

⒟　実施通知及び協議

⑴　実施行為の開始

通商代表は、WTO協定又は合衆国が当事者となっているその他の貿易協定に基づく義務に関して、合衆国による、又は合衆国に対する正式な貿易紛争の開始前に、上院財政委員会及び下院の歳入委員会に通知し、協議するものとする。 W WTO協定又は合衆国が当事者となっているその他の貿易協定に基づく義務に関して、合衆国による、又は合衆国に対する正式な貿易紛争については、事前の通知及び協議が不可能である場合、通商代表は紛争開始後、可能な限り早い機会に通知し、協議するものとする。

⑵　報告書の回覧

通商代表は、合衆国による、又は合衆国に対する正式な貿易紛争に関して、世界貿易機関の紛争解決小委員会若しくは世界貿易機関の上級委員会又は米国が当事者となっている他の貿易協定に基づく紛争解決小委員会の報告書の発表又は予想される回覧の前に、上院財政委員会及び下院の歳入委員会に通知し、協議するものとする。

⒠　定義

この条において、

⑴　WTO

「WTO」とは、世界貿易機関をいう。

⑵　WTO協定

「WTO協定」とは、ウルグアイラウンド協定法第2条⑼(19 U.S.C. 3501(9))に定義するものをいう。

⑶　WTO協定類

「WTO協定類」とは、WTO協定及びそれに附属する協定類をいう。

第2章　アンチダンピング法

第321条　1921年ダンピング防止法の改正

「1921年アンチダンピング法の改正規定」

第3章　相殺関税

第331条　1930年関税法第303条及び第516条の改正

⒜　「1930年関税法第303条の改正規定」

⒝　「1930年関税法第516条の改正規定」

⒞　「1930年関税法第515条⒟の改正規定」

⒟　「⒜及び⒞の改正規定発効日」

第4章　不公正な輸入慣行

第341条　1930年関税法第337条の改正規定

⒜　「1930年関税法第337条の改正規定」

⒝　「1930年関税法第332条⒢の改正規定」

⒞　「⒜及び⒝の改正規定発効日」

第4編　無差別待遇を受けていない諸国との通商関係

第１章　ある国との貿易関係

第401条　一定の諸国又は地域の産品の除外

この編に別段の定めのある場合を除き、大統領は、いずれかの国の産品が、この法律の制定の日において合衆国関税率表第１欄に規定された税率の適用を受ける資格がない場合、その国の産品に対し無差別待遇を引き続き拒否しなければならない。

第402条　東西通商における移民の自由

⒜　合衆国が基本的人権に対して引き続き寄与するため、他の法律の規定に係わらず、この法律の制定の日以後、非市場経済国からの産品は無差別待遇（通常貿易関係）を受ける資格を有せず、その国は、貸付、貸付保証又は投資保証を直接又は間接に供与する合衆国政府のいずれの計画にも加入できず、大統領は、その国が次に掲げる措置を取っていると決定する場合、その決定の日からその国がもはや⑴、⑵又は⑶の侵害をしていないと決定するまでの期間はその国といかなる通商協定も締結してはならない。

⑴　当該国が、その市民に対して、移民の権利又は機会を拒否していること、

⑵　その目的又は原因のいかんを問わず、移民に対して、又は移民に必要な査証若しくはその他の書類に対して名目的な税を越えて課税していること、

⑶　その国の市民が自己が選択する国への移民を希望した結果としてその市民に対して名目的な税、賦課金、罰金、手数料その他の課徴金を越えて賦課していること。

⒝　この法律の制定の日後、大統領が議会に対して非市場経済国が⒜⑴、⑵又は⑶に違反してないことについて報告書を提出した後に限り、(A)　当該国の産品は無差別待遇（通常貿易関係）を受けることができ、(B)　当該国は、貸付若しくは貸付保証又は投資保証を供与する合衆国政府の計画に参加することができ、及び(C)　大統領は、当該国と通商協定を締結することができる。当該国に関する報告書には、移民を希望する者に対して適用される移民法及び移民政策並びに移民制限又は移民差別の性質及び実施に関する情報を含めるものとする。このサブセクションに基づき必要とされる報告書は、最初はこの条に定めるところに従い、その後は当該待遇を受けているか、当該貸付若しくは保証が供与されているか、又は当該協定が有効であるかぎり、毎年６月30日及び12月31日までに、その時の情報とともにこれを提出しなければならない。

⒞⑴　大統領は、この法律の制定の日から起算して18ヵ月の間、議会に対し次の報告を行えば、いずれかの国に関して、⒜及び⒝の適用を行政命令により撤回する権限を有する。

(A)　大統領が、その撤回によりこの条の諸目的を実質的に促進すると決定したこと、

及び、

(B)　大統領が、当該国の移民慣行により今後この条の諸目的の達成が実質的に執行されるとの確信を得ていること。

⑵　⑴に規定する18ヵ月間に続く期間について、大統領はこのサブセクションによる撤回権限が、⒟に基づき継続して当該国に適用され、かつ、大統領が議会に対し次の内容の報告を行う場合、行政命令により当該国について、⒜及び⒝の適用を撤回することができる。

(A)　大統領が、その撤回によりこの条の諸目的を実質的に促進すると決定したこと、及び、

(B)　大統領が、当該国の移民慣行により今後この条の諸目的の達成が実質的にはかられるとの確信を得ていること。

⑶　いずれかの国に関し行った撤回は、⒟に基づきこのサブセクションによって与えられた撤回権限が、当該国について、その効力を停止した日の翌日に終了する。大統領は、いつでも行政命令によりこのサブセクションに基づく撤回を停止することができる。

⒟⑴　大統領は、⒞に基づく撤回権限を延長すれば、この条の諸目的を実質的に促進すると決定する場合、当該権限を更に引き続き12ヵ月間延長するよう勧告することができる。その勧告は、

(A)　その権限が終了する日の30日以上前に行われなければならず、

(B)　その権限の延長を勧告する理由を述べた文書を下院及び上院に提出することにより行われなければならず、及び

(C)　その勧告に⒞に基づく撤回の対象となっているそれぞれの国について、その国に対し継続して適用を撤回すれば、この条の諸目的を実質的に促進するとの決定及びその決定に対する大統領の理由を述べた報告を含めなければならない。

大統領が更にその権限の延長を勧告した場合、その権限は、いずれの国（このサブセクションに基づき、その権限が延長されない国を除く。）についても、12ヵ月の延長が終了した後更に12カ月間引き続き効力を有するものとする。ただし、第153条⒜に規定する合同決議が⑵により法律となる場合を除く。

⑵(A)　このパラグラフの条件が、合同決議が第153条に定める手続により法律となることによって合致し、かつ

⒤　撤回権限が失効（ただし、⑴の基づき延長される）日から60日の期間が終わる前に、議会が合同決議を採択し、大統領に送付し、

(ii)　大統領が合同決議を拒否した場合、⒤に基づく60日の期間の最終日、又は議会が大統領から拒否権のメッセージを受け取った日から15日の期間（第154条⒜に規定するいかなる日をも含む) の最終日のいずれか最も遅い日以前に、下院及び上院は当該拒否権を無効にする。

(B)　合同決議が、このパラグラフの規定により法律となる場合、その権限の延長を否認する合同決議に関係する国についての撤回権限は、合同決議の立法化の日から60日間の後の日に効力を失う。

(C)　このサブセクション及び第153条が適用される合同決議は、大統領が⑴(B)に規定する報告書を議会に送った日以後いつでも提出することができる。

⒠　この条は、この法律の効力発生の日にいずれかの国の産品に対して合衆国関税率表の第１欄に定めた税率が適用される場合、その国については適用しない。

第403条　南東アジアにおける戦闘で行方不明となっている合衆国の要員

⒜　他の法律の規定に係わらず、大統領が、非市場経済国が次のことについて合衆国に協力していないと判断する場合、

⑴　南東アジアでの戦闘で行方不明となっている合衆国のすべての軍人及び文民の者の完全な説明の求め

⑵　生存者の本国へ送還

⑶　死亡者の遺体の合衆国へ返還

その判断について決定をした日から、大統領がその国は合衆国に協力していると決定する日までの間、大統領は、次の措置をとることができる。

(A)　当該国の産品に対して無差別待遇を供与しないこと。

(B)　合衆国が行う貸付、貸付保証又は投資保証の計画に対して直接的にも間接的にも、当該国を参加させないこと。

(C)　この編に基づき、その国と合衆国との間で締結された通商協定を発効させないこと。

⒝　この条は、いずれかの国の産品に対して、この法律の制定の日に合衆国関税率表の第１欄に定めた税率が適用されている場合、その国に対しては、これを適用しない。

第404条　無差別待遇の適用

⒜　第405条⒞の規定に従い、大統領は布告により、第405条に規定する二国間通商協定を締結している外国の産品に対し無差別待遇を適用することができる。

⒝　無差別待遇の適用は、二国間通商協定に基づく合衆国の相手国に対する義務が有効な期間に限定される。更に、この編に基づき無差別待遇を受けている外国で、武器貸与法上の相互援助及び請求権の解決について合衆国と協定を締結している外国の場合、無差別待遇の適用は、当該国が当該協定に基づく義務を遅滞なく履行している期間に限定される。

⒞　大統領は、随時、⒜に基づきいずれかの国に適用した無差別待遇を停止又は撤回することができ、それにより当該国のすべての産品に対して合衆国関税率表の第2欄に規定された税率で有税品とすることができる。

第405条　通商協定の締結権限

⒜　⒝及び⒞の規定に従い、大統領は、これまで無差別待遇を拒否していた国と無差別待遇を供与する二国間通商協定を締結すれば、この法律の目的を促進し、かつ、国益に合致すると判断するときはいつでも、当該国の産品に無差別待遇を供与する二国間通商協定を締結することができる。

⒝　当該二国間通商協定はいずれも、

⑴　協定に規定された最初の期間（協定の発効後3年を越えてはならない。）に限定される。ただし、次のようであると大統領が決定する場合、期間を追加（いずれの場合も、3年を超えてはならない。）して更新することができる。

(A)　当該協定の有効期間中、通商上の譲許の均衡が十分計られ、かつ

(B)　多角的交渉の結果としての合衆国の通商上の関税及び非関税障壁の現実の又は予測されるの軽減が、二国間協定の相手国と十分互恵性がある

⑵　国家安全保障上の理由があれば、いつでもその協定を停止若しくは終了させること又はその協定の他の規定で自国の安全保障上の利益を保護するために何らかの措置をとる当事国の権利を制限しないことについての規定を設けなければならない。

⑶　(A)　現実の又は将来の輸入が、市場撹乱を引き起こし、若しくは引き起こすおそれがあり、又は市場撹乱に相当寄与している時は、いつでも早急に協議し、(B)　その市場撹乱を防止するのに適当な輸入制限を課すことができる旨のセーフガード条項を含まなければならない。

⑷　二国間協定の一方の当事国が、工業所有権の保護に関するパリ条約に加盟していない場合、合衆国国民に対し、当該国における特許及び商標に関してパリ条約に規定する権利と同等の権利を認めることを規定しなければならない。

⑸　二国間協定の一方の当事国が、万国著作権条約の加盟国でない場合、当該条約に規定された権利と同等の著作権上の権利をその国において合衆国国民に認めることを規定しなければならない。

⑹　この法律の制定の日後に締結又は更新された協定の場合、産業上の権利及び訴訟手続の保護を規定しなければならない。

⑺　取引上の意見の相違及び紛争を解決するための規定を設けなければならない。

⑻　この法律の効力発生日以後に締結又は更新された協定の場合、貿易の促進のための条項を規定しなければならない。それには、貿易及び観光促進事務所の設置又は拡　張、政府の通商担当官の活動の促進並びに貿易博覧会及び展示会への参加、通商代表団の派遣、通商代表の入国、設置及び旅行の促進を含めることができる。

⑼　協定の運用及び合衆国と他の当事国との間の関係のうちの関連する側面を再検討するための協議について規定しなければならない。

⑽　この法律の目的を促進する通商上の性格の条項を規定しなければならない。

⒞　⒜に規定する協定及び第404条⒜に規定する当該協定の実施に関する布告は、⒜に規定する協定を承認する第151条⒝⑶に規定する合同決議が法律になった場合にのみ効力を生ずるものとする。

第406条　市場撹乱

⒜⑴　国際貿易委員会（以下この条において「委員会」という。）は、第202条⒜に規定する者からの申請書の提出、大統領若しくは通商交渉特別代表の要請、下院歳入委員会若しくは上院財政委員会の決議又は自己の発意に基づき、共産主義国で生産された物品の輸入に関して、市場撹乱が国内産業の生産する物品について発生しているかいないかを決定するため速やかに調査を行わなければならない。

⑵　第202条⒜⑶、⒝⑷及び⒞⑷の規定は、⑴に基づいて委員会が行う調査に関して適用する。

⑶　委員会は、大統領に対し、⑴に基づく各調査についての委員会の決定及びその根拠を報告し、その報告書には、反対意見又は個別意見を含めなければならない。委員会は、その調査の結果として、市場撹乱が、国内産業の生産する物品について存在していると判断する場合、その市場撹乱を防止し、又は除去する上で必要な関税の引き上げ幅又はその他の輸入制限措置の導入を決定し、その決定を大統領への報告書に含めなければならない。委員会は、公聴会の記録及び各調査に関連して提出された報告書の謄本を大統領に提出しなければならない。

⑷　⑴に基づいて行った調査に関する委員会の決定の報告は、できるだけ早く、かつ、申請書が提出（又は要求若しくは決議が受理され、又は発意が採択）された日から3ヵ月以内にこれを行わなければならない。

委員会は、その報告を大統領に行ったとき、その報告を速やかに公開しなければならず（ただし、委員会が機密扱いにすることを決定した情報を除く。）、その要旨を連邦官報に公告しなければならない。

⒝　⒜に基づき委員会の肯定的決定に関して、

⑴　当該決定は、（1988年包括通商競争力法の制定の日前の日に有効である）この法の第201条⒝によって行われたとみなす。

⑵　1988年包括通商競争力法第1401条によって改正されたこの法の第2編第１部の規定ではなく、（1988年包括通商競争力法の制定の日前の日に有効である）この法の第202条及び第203条は、当該肯定的決定に応じて、大統領によって次回措置の採用に関して適用しなければならない。ただし、次の場合を除く。

(A)　大統領が、肯定的決定を下した物品の輸入で、その物品に係わる国からの輸入に関してのみ、第202条及び第203条に基づく措置をとる場合

(B)　その措置が市場秩序協定より構成される、又はそれを含む場合で、当該協定が輸入救済を決定した日から60日以内に効力を生ずる場合。

⒞　大統領は、共産主義国の生産する物品に関して、国内産業が生産する物品について市場撹乱が存在すると信ずる合理的理由があると判断するときはいつでも、委員会に対して⒜に基づく調査を開始するよう要請しなければならない。大統領が緊急措置を必要と判断するときは、⒜に基づき委員会の肯定的決定が行われたものとみなして、⒝に規定する第202条及び第203条に基づく措置をとることができる。前段の規定に基づいて大統領がとった措置は、⑴　当該物品の輸入に関して委員会が⒜に基づき否定的決定を行った場合には、委員会の当該決定に関する報告書が、大統領に提出された日に、又は、⑵　当該物品の輸入に関して委員会が⒜に基づき肯定的決定を行った場合には、当該決定に従って大統領がとる措置が効力を生ずる日に、その適用を中止するものとする。

⒟⑴　第202条⒜に規定する者は、大統領に対して、第405条に基づいて締結された協定のセーフガード条項による協議を、当該協定の他方の当事国の生産した物品の輸入について開始するように大統領に要請する申請書を提出することができる。

⑵　大統領は、当該物品の輸入に関して、国内産業で生産される物品について市場撹乱が存在していると判断する合理的根拠があると決定する場合、当該国とその輸入に関し協議を開始しなければならない。

⒠　この条の適用において、

⑴　「共産主義国」とは、共産主義により支配されているか又は管理されている国をいう。

⑵(A)　国内産業が生産する物品と同種又は直接競合する物品の同種又は直接競合する物品の輸入が、絶対的に又は相対的に急速に増大し、その国内産業に対し重大な被害又はそのおそれの重要な原因となっているときはいつでも、市場撹乱が国内産業に存在するものとする。

(B)　(A)の適用において

⒤　産品の輸入が、直近の期間に輸入において（国内産品に対して実際に又は相対的に）急速に増大している場合、急速に増大しているとみなされなければならない。

(ii)　「重要な原因」とは、国内産業の重大な被害の重要な原因をいい、他のいかなる原因と同等又は大きなものであることを要しない。

(C)　委員会は、市場撹乱撹乱の存在の決定する際には、次の要素を考慮に入れなければならない。

⒤　調査対象商品の輸入量

(ii)　同種又は直接競合する産品の合衆国における商品価額の輸入効果

(iii)　同種又は直接競合する産品の国内生産者の当該商品の輸入の衝撃

(iv)　破壊的な価格を付けた証拠、又は他の不公正に貿易形態を行っている行為

第407条　無差別待遇の適用についての議会の承認又は不承認の手続及び大統領の報告

⒜　大統領は、いずれかの外国の産品に対して無差別待遇を適用する布告を第404条に基づき発するときは、つねに、速やかに、下院及び上院に対して、その布告に関する文書及びその布告を実施する上での協定を、その理由とともに、送付しなければならない。

⒝　大統領は、非市場経済国に関して第402条⒝又は第409条⒝に基づき提出した最初の報告を含む文書を下院及び上院に対して、送付しなければならない。大統領は、毎年12月31日以前に、下院及び上院に対して、第402条⒝又は第409条⒝に基づき、12月31日以前に提出する必要のある報告を含む文書を送付しなければならない。

⒞⑴　⒜に規定する文書については、関係国の産品に対し無差別待遇の適用を承認する第151条⒝⑶に規定する合同決議が法律となった場合にのみ、当該文書中の布告及び協定は効力を生じる。

⑵　⒝に規定された文書で、非市場国に関して第402条⒝又は第409条⒝に基づき大統領が提出した報告を含む文書については、その文書が下院及び上院に送付された日から90日以内に、当該国に関し大統領が提出した報告の否認する第151条⒝⑶に規定する合同決議が法律となった場合、当該否認決議の成立の日から60日後の日から、(A)無差別待遇は、当該国の産品について効力を有しないことになり、当該国の産品は、合衆国関税率表の第2欄に規定された税率により課税されるものとし、(B)当該国は貸付若しくは貸付保証又は投資保証を適用する合衆国政府の計画に参加することができず、かつ、(C)その後は、この編に基づきいかなる通商協定も、当該国と締結することはできない。大統領が、当該合同決議を拒否した場合、当該90日の期間の最終日、又は議会が大統領から拒否のメッセージを受け取った日から15日の期間（第154条⒝に規定されたいかなる日をも除く）の最終日のどちらか遅い方の日までに下院及び上院が当該拒否権を無効としたときは、当該合同決議は、このサブセクションにより当該90日の期間の終わる前に制定された法律として扱われなければならない。

第408条　合衆国市民及び国民に対して負うチェコスロバキアの負債の支払い

⒜　合衆国市民及び国民のチェコスロバキア政府に対する請求権の処理に関する、1974年7月5日に署名された取極については、再交渉を行い、この編に基づきチェコスロバキアと締結する協定の一部として議会に提出しなければならない。

⒝　合衆国は、当該協定が議会で承認されるまでは、1946年１月24日のパリ賠償協定の規定に基づきチェコスロバキアに帰属し、合衆国により直接又は間接に管理される金を放出してはならない。

第409条　合衆国にいる近親者と同居するために移民する自由

⒜　合衆国が、その市民の基本的人権及び福祉に対し引き続き貢献するため、法律の他の規定に係わらず、この法律の制定の日以後、大統領が非市場経済国について、次のことを行っているとの決定を行う日から、当該国がもはや⑴、⑵及び⑶の侵害をしていないと決定する日までの期間、いかなる非市場経済国も、貸付、貸付保証又は投資保証を直接又は間接に行う合衆国政府の計画に参加してはならず、また合衆国大統領は、当該国といかなる通商協定も締結してはならない。

⑴　当該国がその市民に対して、移民により、合衆国の近親者（例えば配偶者、親子、兄弟姉妹）と永続的に同居する権利又は機会を拒否していること、

⑵　当該国が、⑴に規定する移民に必要な査証若しくはその他の書類に対し名目的な税以上の税を課していること

⑶　当該国が、⑴に規定する移民をその市民が希望する結果として、その市民に対し名目的な税、賦課金、罰金、手数料又はその他の課徴金を超えて賦課していること

⒝　この法律の制定の日後は、大統領が、いずれかの非市場経済国が⒜⑴、⑵又は⑶の侵害をしていないとの報告を議会に送付した後はじめて、(A)非市場経済国は、貸付、貸付保証又は、投資保証を適用する合衆国政府の計画に参加することができ、(B)大統領は、当該国と通商協定を締結することができる。当該国に関する当該報告書には、近親者と同居するため合衆国への移民を希望する者に対して適用される法律、政策並びに制限若しくは差別の性質及び実施に関する情報を含めるものとする。このサブセクションで必要とされる報告は、最初ここに規定されるところにより提出されるものとし、その後は、当該貸付又は保証が適用されているか、又は当該協定が有効である限り毎年６月30日及び12月31日までに最近の資料を添付して、これを提出しなければならない。

⒞　この条は、この法律の効力発生日に、合衆国関税率表の第１欄に規定された税率を適用される産品を生産する国に対しては適用しない。

⒟　第402条⒞に基づき非市場経済国に関し撤回が有効な間、⒜及び⒝の規定は、その国については適用しない。

第2章　産業に対する市場撹乱及び合衆国市場への貿易転換に対する救済

第421条　市場撹乱への行動

⒜　大統領の行動

中華人民共和国の産品がそれと同種又は直接に競合する産品を生産する国内産業に対し市場撹乱又はそのおそれを及ぼす増加量で合衆国に輸入されている場合、大統領はこの条の規定に従って、当該産品に対して、大統領が当該市場撹乱を防止又は救済するに必要と思量する程度及び期間で関税の増加又はその他の輸入制限を布告しなければならない。

⒝　調査の開始

⑴　1974年通商法第202条⒜(19 U.S.C. 2252⒜)に基づく申請、大統領若しくは合衆国通商代表（このサブタイトル[[7]](#footnote-7)において「通商代表」という。）の要請、下院歳入委員会若しくは上院財政委員会（このサブタイトル[[8]](#footnote-8)において「議会委員会[[9]](#footnote-9)」という。）の決議又は自らの発意により、合衆国国際貿易委員会（このサブタイトル[[10]](#footnote-10)において「委員会[[11]](#footnote-11)」という。）は、速やかに、中華人民共和国の産品ががそれと同種又は直接に競合する産品を生産する国内産業に対し市場撹乱又はそのおそれを及ぼす増加量で合衆国に輸入されているか否かを認定するための調査を行わなければならない

⑵　1974年通商法第202条⒣⑴(19 U.S.C. 2252⒣⑴)に規定する調査の期間制限は、この条に基づく調査に適用する。

⑶　秘密である営業上の情報の取扱いに関する1974年通商法第202条⒜⑻及び⒤(19 U.S.C. 2252⒜⑻ and ⒤)の規定は、この条に基づく調査に適用する。

⑷　このサブセクションに基づき、申請が受理され又は要請若しくは決議が受領された場合、委員会はその写しを大統領、通商代表、下院歳入委員会及び上院財政委員会に送付しなけらばならない。ただし営業上の秘密については、当該写しは、当該情報の秘密でない要約のみを含むものとする。

⑸　委員会はこのサブセクションに基づくあらゆる手続の開始について官報に公告し、合理的な期間内に委員会が利害関係者に出席の機会を与え、証拠を提出し、他の関係者の主張に反論する公聴会を開催し、その他の方法で聴聞をしなければならない。

⒞　市場撹乱

⑴　この条において、国内産業が生産する物品と同種又は直接競合する物品の同種又は直接競合する物品の輸入が、絶対的に又は相対的に急速に増大し、その国内産業に対し重大な被害又は重大な被害のおそれの重要な原因となっているときはいつでも、市場撹乱が存在するものとする。

⑵　⑴において、「重要な原因」とは、国内産業の重大な被害の重要な原因をいい、他のいかなる原因と同等又は大きなものであることを要しない。

⒟　決定の要因

市場撹乱があるかないかの決定において、委員会は、次を含む客観的要素を考慮しなければならない。

⑴　調査対象産品の輸入量

⑵　同種又は直接競合する産品の合衆国における商品価額への当該商品の輸入効果

⑶　同種又は直接競合する産品の国内生産者への当該商品の輸入効果

⑴、⑵又は⑶のいずれかの要素の存在又は不存在は市場撹乱がないことに必須なものではないものとする。

⒠　委員会の決定の時期

委員会は、できるだけ早くかつ、申請書が提出され、又は要求若しくは決議が受理され、又は発意が採択された日から60日（申請が⒤に基づく救済を要請している場合は90日）以内に⒝⑴に基づく決定を行い大統領及び通商代表に送付しなければならない。委員会の表決が当該決定に関して同数に分かれた場合、委員のいずれかのグループによる決定を、大統領及び通商代表により、委員会の決定とみ見なすことができる。

⒡　救済案についての委員会の勧告

委員会が、⒠に基づき肯定的決定を行い、又は⒠に基づき、大統領又は通商代表が決定を肯定的とみなせる場合、委員会は、市場撹乱を防止し、又は除去する上で必要な関税の引き上げ幅又はその他の輸入制限措置の導入についての提案を行わなければならない。⒝に基づく肯定的決定に賛成した委員会の委員のみが、市場撹乱を防止し、又は除去する提案する措置について票決することができる。肯定的決定に賛成しなかった委員は、⒢に基づき求められる報告書の中で、もしあれば、市場撹乱を防止し、又は除去する措置に関して独立の見解を提出することができる。

⒢　委員会による報告

⑴　⒝に基づく決定が行われてからから20日以内に委員会は、大統領及び通商代表に報告書を提出しなければならない。

⑵　委員会は、⑴に基づき求められる報告書に、次の項目を含めなければならない。

(A)　⒝に基づき行われた決定及びその決定の根拠の説明

(B)　⒝に基づく決定が肯定的であり、又は⒠に基づき、大統領又は通商代表が決定を肯定的とみなせる場合、⒡に基づく救済案についての委員会の勧告及び各勧告の根拠の説明。

(C)　(A)及び(B)に規定する決定及び勧告に関する委員会の委員による不賛成又は独立的見解。

(D)　次に関する記述

⒤　⒡に基づき勧告された措置を実施することが、提訴者である国内産業、他の国内産業及び消費者に対して与えるだろう短期的及び長期的効果

(ii)　勧告された措置をとらないことが、提訴者である国内産業、その労働者及び当該産業の生産設備が立地している地域社会、そしてその他の国内産業に与える短期的及び長期的効果

⑶　委員会は、⑴に基づき大統領に対して報告書を提出した後、速やかにその報告書を一般に公開し（ただし、秘密である営業上の情報を含まないものとする。）、その要約を官報に掲載しなければならない。

⒣　提案された措置及び大統領への勧告についての見解及び証拠の提出の機会

⑴　⒢に基づく委員会の報告書の受領から20日（⒤⑴(B)に基づく肯定的予備決定の場合は15日）以内に通商代表は連邦官報に通商代表により⒜に基づき取られる提案された措置及び要請があった場合の公聴会を含む、輸入者、輸出者及びその他の利害関係者に対して、提案された措置の妥当性及び公衆の利益になるかならないかについての見解及び証拠を提出する機会にについて公告しなければならない。

⑵　⒢に基づく報告書の受領から55日（⒤⑴(B)に基づく肯定的予備決定の場合は35日）以内に通商代表は、⑴に基づき受理した通商代表により取られる提案された措置についての見解及び証拠を勘案し、大統領に対し、市場撹乱を防止し、又は除去する措置についての勧告を行わなければならない。

⒤　危機的状況

⑴　⒝に基づき提出された申請が危機的状況の存在を申立て、かつ、当該申請が申請の対象の物品に関してこのサブセクションに規定する暫定救済を要請した場合、委員会は、当該要請を含む申請の提出から60日以内に、次のことを行わなければならない。

(A)　この条に基づく措置の遅延が、関係の国内産業の回復を困難とする損害をあたえるかあたえないかを決定する。

(B) (A)に基づく決定が肯定的な場合、調査の対象の産品の輸入が、市場撹乱を引起し又は引起すおそれとなっているかいないかの暫定決定を行う。

委員会の表決がこれらの決定のいずれかに関して同数に分かれた場合、委員のいずれかのグループによる決定を、大統領及び通商代表により、委員会の決定とみなすことができる。

⑵　委員会が⑴に基づく決定を行った日に、委員会は大統領及び通商代表に決定の理由を含む報告書を提出しなければならない。⑴に基づく決定が肯定的な場合又は⑴に基づき、大統領又は通商代表が決定を肯定的とみなせる場合、委員会は、報告書に市場撹乱を防止し、又は除去するために取られる暫定措置に提案に関する勧告を含めなければならない。⑴に基づく肯定的決定に賛成した委員会の委員のみが、市場撹乱を防止し、又は除去するために取られる暫定措置について票決することができる。肯定的決定に賛成しなかった委員は、報告書の中で、もしあれば、決定及びこのパラグラフに規定する暫定措置に関して反対又は独立の見解を提出することができる。

⑶　⑴に基づく決定が肯定的な場合又は⑴に基づき、大統領又は通商代表が決定を肯定的とみなせる場合、通商代表は、委員会の報告書を受理後10日以内に、市場撹乱を防止し、又は除去するために必要な暫定救済の量又は程度を決定し大統領に対し暫定措置についての勧告を行わなければならない。

⑷(A)　大統領は、通商代表の勧告後10日以内に、暫定救済を取るか取らないかを決定し、当該救済を布告しなければならない。

1. 暫定救済は次の形で行うことができる。

⒤　関税の引上げ又は賦課

(ii)　合衆国への産品の輸入に対する数量制限の修正又は賦課

(iii)　⒤及び(ii)に基づく措置の組合せ

(C) 危機的情況の決定に関して大統領によって布告された暫定救済は200日を越えることはできない。

(D) 大統領によって布告された暫定救済は、⒜に基づき布告された救済の効力発生の日、大統領に当該救済を行わない決定の日又は委員会による⒝に基づく否定的決定の日に終了する。

⒥　中華人民共和国との協定

⑴　通商代表は、市場撹乱を防止し、又は除去するために必要な措置を中華人民共和国が行うことについての協定の締結を授権され、当該協定を、中華人民共和国の世界貿易機関への加入議定書に規定する産品特定セーフガードに基づく60日の協議期間（通商代表が，⒠に基づく肯定的決定又は⒠に基づき、通商代表が決定を肯定的とみなせる決定を受領後5日以内に開始しなければならないの終了前に締結することを要請される。

⑵　⑴に基づく協議に会して中華人民共和国との協定が行われなかった場合、又は大統領が当該協議に基づく協定が市場撹乱を防止し、又は除去しないと決定した場合、大統領は⒜に基づき輸入救済を行わなければならない。

⒦　大統領の措置の基準

⑴　⒣に基づく市場撹乱を防止し、又は除去するために取る適当な行動についての通商代表からの勧告の受理後15日以内に、大統領は⒜に基づき当該産業に対する輸入救済を行わなければならない。ただし、大統領が当該輸入救済を行うことが、合衆国の国家経済利益とならない、又は特別な場合において、⒜に基づく措置を取ることが合衆国の国家安全保障に重大な危機をもたらすと決定した場合はこの限りでない。

⑵　大統領は⑴に基づき、輸入救済の利益に比して、当該措置が明らかに合衆国の国家経済利益に不利な影響を与えると認定した場合に限り、輸入救済を行うことが、合衆国の国家経済利益とならないと認定することができる。

⒧　決定及び報告書の公表

⑴　大統領の決定（その理由、範囲及び期間を含む。）は連邦官報で公表しなければならない。

⑵　委員会は、速やかに送付した報告書を委員会が秘密と決定した情報を除いて公表し、連邦官報に当該報告書を公告しなければならない。

⒨　救済の効力発生日

この条に基づく輸入救済は、当該救済を行う旨の大統領決定から15日以内に効力を発するものとする。

⒩　救済の変更

⑴　⒨に基づく救済の最初の効力発生の日から6ヶ月が経過したのち、大統領は随時、委員会に対して関係産業に与えられた救済の変更、緩和又は終了の予想される影響についての報告書の提出を求めることができる。委員会は当該報告書を大統領の要請から60日以内に提出しなければならない。

⑵　⑴に規定する委員会からの報告書の受領後、大統領は、問題の市場撹乱を防止し、又は除去を継続するために必要であると決定する救済の変更、緩和又は終了する措置を行うことができる。

⑶　⒦に基づき救済が与えられるとき、委員会は、⑴に基づく大統領からの要請に速やかに応じるために必要なデータを収集するものとする。

⒪　措置の延長

⑴　大統領の要請又は⒦に基づく救済の終了する日の6月以上9月前に委員会に提出された関係産業のための申請により、委員会は、この条に基づく措置の継続が市場撹乱を防止し、又は除去するために必要か否かを決定する調査を行わなければならない。

⑵　委員会は、連邦官報にこのサブセクションに基づく手続の開始を公告し、その後合理的な期間内に委員会が関係者及び消費者に意見を表明し、証拠を提出し及び、他の関係者及び消費者に反論の機会を与え、並びに、その他の聴聞を行う公聴会を行わなければならない。

⑶　委員会は、⒨に基づき措置の終了する60日前までに、調査の報告を大統領に提出し、このサブセクションに基づく決定を行わなければならない。

⑷　大統領は、⑶に基づく委員会からの肯定的決定の受領後、措置の措置の継続が市場撹乱を防止し、又は除去するために必要と決定する場合、この条に基づく措置の有効期間を延長することができる。

第422条　貿易転換に対する行動

⒜　関税庁による監視

合衆国以外の世界貿易機関の加盟国が、中華人民共和国の世界貿易機関への加入議定書に規定する産品特定セーフガードに基づく協議を世界貿易機関に要請した場合、通商代表は、中国原産の協議の要請の対象物品の合衆国への輸入を監視するように、関税庁に対し通報するものとする。当該監視のデータは、委員会の要請により速やかに委員会が利用可能とする。

⒝　調査の開始

⑴　1974年通商法第202条⒜に基づく申請、大統領若しくは合衆国通商代表の要請、議会委員会 のいずれかの決議又は自らの発意により、委員会は、速やかに、⒞に規定する措置が合衆国の国内市場への重大な貿易転換を引起し又はそのおそれを引起しているか否かを認定するための調査を行わなければならない

⑵　委員会はこのサブセクションに基づくあらゆる手続の開始について官報に公告し、合理的な期間内に委員会が利害関係者に出席の機会を与え、証拠を提出し、他の関係者の主張に反論する公聴会を開催し、その他の方法で聴聞をしなければならない。

⑶　秘密である営業上の情報の取扱いに関する1974年通商法第202条⒜⑻及び⒤(19 U.S.C. 2252⒜⑻ and ⒤)の規定は、この条に基づく調査に適用する。

⒞　規定する措置

このサブセクションに規定する措置とは次のものをいう。

⑴　中華人民共和国による合衆国以外の世界貿易機関の加盟国の市場撹乱を防止し、又は除去するための措置。

⑵　合衆国以外の世界貿易機関の加盟国が、市場撹乱を防止し、又は除去するためにとった、世界貿易機関協定に基づく譲許を撤回し、又はその他の輸入を制限する措置。

⑶　合衆国以外の世界貿易機関の加盟国が、中華人民共和国の世界貿易機関への加入議定書の産品特定セーフガードの規定にいう暫定セーフガードを適用するための措置。

⑷　⑴から⑶に規定する措置の組合せ。

⒟　重大な貿易転換の決定の基礎

⑴　この条について重大な貿易転換又はそのおそれがあるかないかの決定において、委員会は、合理的に得られる範囲で次を証拠を考慮しなければならない。

(A)　⒜に基づき行われた監視

(B)　中華人民共和国からの当該輸入の合衆国市場における比率の現実又は差し迫った増加

(C)　合衆国への当該輸入量の現実又は差し迫った増加

(D)　関係する世界貿易機関加盟国により取られ又は提案された措置の性質及び程度

(E)　当該世界貿易機関加盟国及び合衆国への中華人民共和国からの輸出の程度

(F)　当該世界貿易機関加盟国により取られ又は提案された措置による輸出の現実又は差し迫った変化

(G)　中華人民共和国から合衆国以外の国への現実又は差し迫った輸出の転換

(H)　問題となっている産品の合衆国への輸入量の周期的又は季節的変動

(I)　問題となっている産品の合衆国市場への需要及び供給の状態

(A)から(I)に掲げるいずれかの要素の存在又は不存在は重大な貿易転換又はそのおそれがないことに必須なものではないものとする。

⑵　決定を行うために、委員会は、当該世界貿易機関加盟国が⒜に規定する協議を求めるための調査を表明したときからの中華人民共和国から合衆国への輸入の変化を考慮しなければならない。

⑶　特定の産品に対する世界貿易機関加盟国による１を超える措置が、⒝に基づく提訴、要請若しくは決議又は調査の過程で特定された場合、委員会は、重大な貿易転換又はそのおそれが存在するかの決定において、当該措置の現実又は差し迫った効果を累積的に評価することができる。

⒠　委員会の決定：協定権限

⑴　委員会は、できるだけ早くかつ、申請書が提出され、又は要求若しくは決議が受理され、又は発意が採択された日から45日以内に⒝に基づく決定を行い大統領及び通商代表に送付しなければならない。委員会の表決が当該決定に関して同数に分かれた場合、委員のいずれかのグループによる決定を、大統領及び通商代表により、委員会の決定とみ見なすことができる。

⑵　通商代表は、合衆国の国内市場への重大な貿易転換又はそのおそれを防止し、又は除去するために必要な措置を中華人民共和国又は他の世界貿易機関加盟国が行うことについての協定の締結を授権され、当該協定を、中華人民共和国の世界貿易機関への加入議定書に規定する産品特定セーフガードに基づく60日の協議期間（通商代表が，⑴に基づく肯定的決定又は⑴に基づき、通商代表が決定を肯定的とみなせる決定を受領後5日以内に開始しなければならないの終了前に締結することを要請される。

⑶　委員会による報告

(A) ⒝に基づく決定が行われてからから10日以内に委員会は、大統領及び通商代表に報告書を提出しなければならない。

(B) 委員会は、(A)に基づき求められる報告書に、次の項目を含めなければならない。

⒤　⒝に基づき行われた決定及びその決定の根拠の説明

(ii) ⒝に基づく決定が肯定的であり、又は⒠⑴に基づき、大統領又は通商代表が決定を肯定的とみなせる場合、重大な貿易転換又はそのおそれを防止し、又は除去するために導入される関税の引き上げ幅又はその他の輸入制限措置についての委員会の勧告及び各勧告の根拠の説明。⒝に基づく肯定的決定に賛成した委員会の委員のみが、重大な貿易転換又はそのおそれを防止し、又は除去するため提案する措置について票決することができる。

(iii) ⒤及び(ii)に規定する決定及び勧告に関する委員会の委員による不賛成又は独立的見解。

(iv) 次に関する記述

(I) (ii)に基づき勧告された措置を実施することが、提訴者である国内産業、他の国内産業及び消費者に対して与えるだろう短期的及び長期的効果

(II) 勧告された措置をとらないことが、提訴者である国内産業、その労働者及び当該産業の生産設備が立地している地域社会、そしてその他の国内産業に与える短期的及び長期的効果

(C)　委員会は、(A)に基づき大統領に対して報告書を提出した後、速やかに（秘密である営業上の情報を除き）その報告書を一般に公開し、その要約を官報に掲載しなければならない。

⒡　公衆の意見

協議が、60日以内に中華人民共和国又は関係する当該世界貿易機関加盟国との協定締結にとならなかった場合、通商代表は重大な貿易転換又はそのおそれを防止し、又は除去するため提案された措置について連邦官報に公告し、及び利害関係者に対して、提案された措置が公衆の利益になるかならないかについての見解及び証拠を提出する機会を与えなければならない。

⒢　大統領への勧告

⒠に規定する協議の終了から20日以内に通商代表は、大統領に対し、重大な貿易転換又はそのおそれを防止し、又は除去するための措置についての勧告を行わなければならない。

⒣　大統領の措置

通商代表からの勧告の受理後20日以内に、大統領は重大な貿易転換又はそのおそれを防止し、又は除去するための措置を決定しなければならない。

⒤　措置の存続期間

⒣に基づき取られた措置は、当該世界貿易機関加盟国が中華人民共和国からの輸入にたいしてとった措置の終了後30日以内に終了しなければならない。

⒥　事情の見直し

⑴　⒜に規定する協議に基づき中華人民共和国に対して世界貿易機関加盟国が取った措置についての変更を世界貿易機関加盟国が世界貿易機関セーフガード委員会へ通報する必要が生じた場合、委員会は、⒣に基づき取られた措置の存続の必要性を見直さなければならない。委員会は、当該通報後60日以内に、重大な貿易転換が存続しているか決定し、その決定を大統領に通報しなければならない。大統領は委員会の通報を受領後15日以内に⒣に基づき取られた措置を変更、撤回又は維持するかを決定しなければならない。

第423条　規則；規定の終了

⒜　制限の執行及び監視

大統領は、このサブタイトルに基づき布告された制限に関する効率的かつ公正な行政及び第422条⒜に基づく輸入の効果的監視を、規則によって定めなければならない。

⒝　協定の執行

第422条⒜又は第422条⒠⑵に基づく協議に基づき締結された協定の執行のため、大統領は、当該協定の対象となっている産品の申告又は保税倉庫からの倉出しを管理する規則を制定することができる。

⒞　終了期日

このサブタイトル及びこのサブタイトルに基づく規則は、中華人民共和国の世界貿易機関への加入議定書が効力を発してから12年後に効力を失う。

第5編　一般特恵関税制度

第501条　特恵供与権限

大統領は、この編の規定に基づき受益対象開発途上国からの特恵対象品目に関税の無税待遇を供与することができる。当該措置を行うに当たっては、大統領は、次のことについて適切な考慮を払わなければならない。

⑴　当該措置が、開発途上国の輸出拡大を通じる開発途上国の経済開発の発展に与える効果

⑵　他の主要先進国が、開発途上国の産品の輸入に関して一般特恵関税を供与することにより開発途上国を援助するために行っている同種の努力の程度

⑶　同種又は直接競合する物品の合衆国の生産者に対して予想される当該措置の与える影響

⑷　対象品目に関する受益対象開発途上国の競争力の程度

第502条　受益対象開発途上国の指定

⒜　国の指定権限

⑴　受益対象開発途上国

大統領は、この編の目的のために受益対象開発途上国を指定することができる。

⑵　後発受益対象開発途上国

大統領は、この編の目的のために第501条及びこの条の⒞に規定する考慮に基づき後発受益対象開発途上国を指定することができる。

⒝　指定不適格国

⑴　特定国

次の各国は、この編の目的のために受益対象開発途上国として指定してはならない。

(A)　オーストラリア

(B)　カナダ

(C)　欧州連合の加盟国

(D)　アイスランド

(E)　日本

(F)　モナコ

(G)　ニュージーランド

(H)　ノルウェー

(I)　スイス

⑵　その他の不適格の基礎

大統領は、次に該当する場合、この編の目的のために受益対象開発途上国として指定してはならない。

(A)　当該国が共産主義国である場合。ただし、次に掲げる場合を除く。

⒤　当該国の産品が非差別的待遇を受けており、

(ii)　当該国が、（ウルグアイラウンド協定法第2条⑽(19.U.S.C.3501⑽) に規定する）世界貿易機関の加盟国及び国際通貨基金の加盟国であり、かつ

(iii)　国際共産主義によって統治又は支配されていない場合

(B)　当該国が次の効果を有する国の取極の加入国であり、かつ、取極に従う行動に参加している場合

⒤　重要な商品資源の供給を国際貿易に対して抑制し又はそのような商品の価格を非合理的な程度にまで上昇させ、かつ、

(ii)　世界経済に重大な混乱を生じさせることになる

(C)　当該国が、合衆国以外の先進国の産品に対して特恵待遇を供与しており、それが合衆国の通商に対し重大な悪影響を有し、又はそのおそれがある場合

(D)⒤　当該国が、次のいずれかである場合。ただし、(ii)が適用される場合はこの限りではない。

(I)　合衆国民又はその資本の50％以上を合衆国民が所有している企業、組合若しくは社団が所有する特許権、商標権又は著作権を含む財産の所有権又は支配を国有化、収用又は他の方法で押収する場合

(II)　合衆国民又はその資本の50％以上を合衆国民が所有している企業、組合若しくは社団との間の既存の契約又は協定を、合衆国民又は上記の企業等が所有する特許権、商標権又は著作権を含む財産の所有権又は支配を国有化、収用若しくは他の方法で押収することになる効果を有する措置により、否認又は無効化する場合、又は

(III)　合衆国民又は上記企業等が所有する特許権、商標権又は著作権を含む財産に関して、当該財産の所有権又は支配を国有化、収用又はその他の方法で押収することになる効果を有する措置により、税その他の取立、制限的な維持若しくは操業条件又はその他の措置を課し、又は実施する場合

(ii)　このクローズは、大統領が次のいずれかであると決定し、上院及び下院に対して当該決定の写しを速やかに提出する場合に適用する。

(I)　迅速及び適切で、かつ、効果的な補償が⒤に規定する国民、企業、組合又は社団に対し行われたか又は行われつつある場合

(II)　当該国民、企業、組合又は社団に関して、国際法の適用条項の下で迅速及び適切で、かつ、効果的な補償を行う誠実な交渉が進行中であるか又は⒤に規定する国が他の方法で、国際法における義務を履行する措置を行いつつある場合

(III)　当該押収に関する補償についての当該国民、企業、組合又は社団が関与する紛争が、投資紛争の解決に関する条約に基づく仲裁又はその他の相互に合意した機関の仲裁に付託された場合

(E)　それぞれの場合において指名された仲裁人又は当事者達が当該紛争を付託した恒久的な仲裁機関により出された、合衆国民又はその資本の50％以上を合衆国民が所有している企業、組合若しくは社団に有利な仲裁結果を、当該国が拘束力のあるものとして受諾し又は実施することを誠意をもって行うことを怠る場合

(F)　当該国が、国際テロリズムの行為を犯した個人又はグループに対して、起訴から逃れる聖域を与えることにより幇助若しくは煽動する場合若しくは国務長官が当該国について1979年輸出管理法第６条⒥⑴(A)に基づく認定を行なった場合又は当該国が合衆国がテロリズムと戦う努力を支援するための方法を取らない場合

(G)　当該国が、国内（その国の中の指定された地域を含む。）の労働者に対して、国際的に承認された労働者の権利を与える措置を行っていない又は行わない場合

(H)　当該国が、最悪の形態の児童労働の除去の約束を実施していない場合

 (D)、(E)、(F)、(G)及び(H)は、大統領が、ある国の受益対象開発途上国としての指定が合衆国の国民経済の利益に適すると決定し、当該決定を理由とともに議会に報告する場合、当該国のこの編における受益対象開発途上国としての指定を妨げない。

⒞　指定に影響する要件

ある国を受益対象開発途上国として指定するか否かを決定する際、大統領は、次の事項を考慮しなければならない。

⑴　当該国の指定希望表明

⑵　１人当たりの国民総生産、国民生活基準及び大統領が適当とみなすその他の経済指標を含む当該国の経済開発の程度

⑶　合衆国以外の主要先進国が一般特恵関税待遇を当該国に供与しているか否か

⑷　当該国が、合衆国に対して、当該国の市場及び当該国の基礎的商品資源の公正で合理的な利用を供与することを保証している程度並びに当該国が不合理な輸出慣行に従事することを差し控えることを合衆国に保証している程度

⑸　当該国が、知的財産権について、適切で効果的な保護を供与している程度

⑹　当該国が、次の事項に関して行っている措置の程度

(A)　投資慣行及び政策（輸出実行要件を含む。）を歪曲する貿易の減少

(B)　サービス貿易に対する障害の減少又は排除

⑺　当該国が、当該国内（その国の中の指定された地域を含む。）の労働者に対して、国際的に承認された労働者の権利を供与する措置を取っているか又は取りつつあるかどうか。

⒟　指定の撤回、停止又は制限

⑴　総則

大統領は、この編に基づく関税無税待遇の適用を、いかなる国についても撤回し、停止し又は制限することができる。このサブセクションに基づく措置を行うに当たっては、大統領は、第501条及びこの条の⒞に規定する要因を考慮しなければならない。

⑵　状況の変化

ある国を受益対象開発途上国として指定した後に、状況の変化の結果として当該指定国を⒝⑵に基づく、受益対象開発途上国としての指定から除外することを大統領が決定する場合、大統領は、⒡⑵の要件に応じた後、当該国の受益対象開発途上国としての指定を撤回又は停止しなければならない。当該国は、この編に基づく大統領の指定を無効にする大統領行政命令又は大統領布告の公布の日に、受益対象開発途上国でなくなる。

⑶　議会への助言

大統領は、必要に応じて、第501条及びこの条の⒞の適用並びにこの条の⒞に規定された措置を適切に執行することを怠った国に関して大統領が関税無税待遇の適用を撤回し、停止又は制限するために行った措置について議会に助言を行うものとする。

⒠　受益対象開発途上国の必須卒業

ある受益対象開発途上国が、国際復興開発銀行の公式統計に基づき「高所得」国になったと大統領が決定した場合、大統領は、この編のための当該国の受益対象開発途上国としての指定を、当該決定が行なわれた年の後2年目の年の１月１日に終了させなければならない。

⒡　議会への通報

⑴　指定の通報

(A)　総則

大統領は、この編の目的のために受益対象開発途上国を指定する前に、議会に、当該指定を行う大統領の意図を当該決定に至る理由とともに通知しなければならない。

(B)　後発受益対象開発途上国の指定

大統領は、後発受益対象開発途上国を指定する少なくとも60日前に、議会に当該指定を行う大統領の意図を通知しなければならない。

⑵　終了の通報

大統領がこの編に基づき受益対象開発途上国を指定した場合、大統領は、当該指定を終了させる少なくとも60日前に、議会及び当該受益対象開発途上国に、当該指定を終了する大統領の意図を当該決定に至る理由とともに通知しない限り、当該指定を終了してはならない。

第503条　対象品目の指定

⒜　対象品目

⑴　指定

(A)　総則

⒝に規定するほか、大統領は、⒠に規定する国際貿易委員会の助言を受領した後、大統領行政命令又は大統領布告により、この編の目的のためにすべての受益対象開発途上国からの対象産品を指定することができる。

(B)　後発受益対象開発途上国

⒝⑴の(A)、(B)及び(E)並びに⒝の⑵及び⑶に規定する物品を除き、大統領は、⒠に規定する国際貿易委員会の助言を受領後、ある物品が後発受益対象開発途上国からの輸入が輸入センシティヴの状況にないと決定した場合、第502条⒟⑴及びこの条の⒞⑴に従って、第502条⒜⑵により指定した後発受益対象開発途上国のみの対象産品を指定することができる。

(C)　3年間規則

⒠に規定する国際貿易委員会の助言を受領した後、この編に基づく対象産品としての指定をすでに公式に検討し、当該指定を否定した産品は、当該否定後3年間は、当該指定を再検討してはならない。

⑵　原産地規則

(A)　総則

この編に規定する関税無税待遇は、次の場合に受益対象開発途上国の栽培品、産品又は製品である特恵対象品目に適用する。

⒤　当該物品が受益対象開発途上国から合衆国の関税領域に直接輸入され、かつ、

(ii)　次の合計が、当該物品の輸入申告時における評価価格の35％以上である場合

(I)　受益対象開発途上国又は第507条⑵に基づき一つの国とみなされる国家連合の構成国である2以上の国において生産された原材料の価格又は価値

(II)　当該受益対象開発途上国又は当該構成国で行われた加工工程の直接費用

(B)　除外

次の作業しか行っていない場合、当該物品は、受益対象開発途上国の栽培品、産品又は製品とはしない。

⒤　単なる組立て又は包装作業

(ii)　実質的に物品の特徴を変えない単なる水又は他の物質による希釈

⑶　規則

財務長官は、合衆国通商代表と協議の後、⑵を執行するのに必要な規則を制定しなければならない。当該規則は、この編に基づく関税無税待遇を受けるために物品は次のいずれかでなければならないということを含むが、それに限らない。

(A)　受益対象開発途上国の完全な栽培品、産品若しくは製品、又は

(B)　受益対象開発途上国で栽培、産出若しくは製造した新規若しくは異なった商品

⒝　対象産品として指定できない産品

⑴　輸入センシティブ物品

大統領は、ある物品が輸入センシティブな物品である次の種類の一つに含まれる場合、当該物品を⒜に基づく対象品目として指定してはならない。

(A)　1994年１月１日にこの編が効力を有していたとした場合に、この編の目的のために対象産品とされない繊維及び衣類

(B)　時計（1989年６月30日以降に輸入されるもので、大統領が合衆国又は合衆国に属する島々における時計、時計バンド、革ひも又はブレスレット製造業及び組立業に重大な損害を与えないということを、公聴会に付託した後に、個別的に決定するものを除く。）

(C)　輸入センシティブな電子製品

(D)　輸入センシティブな鉄鋼製品

(E)　履物、ハンドブック、旅行カバン、平底の婦人靴、作業用手袋及び革製の衣類で、1995年１月１日にこの編が効力を有していたとした場合に、この編の目的のために対象産品とされない物品

(F)　輸入センシティブなガラスの半製品及び製品

(G)　一般特恵関税制度において輸入センシティブであると大統領が決定するその他の物品

⑵　他の措置の対象である物品

ある物品がこの法律の第203条又は1962年通商拡大法第232条若しくは第351条に基づき布告された措置の対象物品である期間中は、当該物品は、この編における特恵対象品目にはならない。

⑶　農産品

関税割当の対象である農産品で割当数量を超える数量は、この編に基づき関税無税待遇の対象とならない。

⒞　関税無税待遇の撤回、停止又は制限；競争上の必要による制限

⑴　総則

大統領は、この編に基づく関税無税待遇の適用を、いかなる品目に関しても撤回し、停止し又は制限することができる。ただし、このサブセクションを適用するいかなる品目に関しても、この編がないとした場合に適用される税率以外のいかなる税率も設定してはならない。このサブセクションに基づく措置を行うに当たっては、大統領は、第501条及び第502条⒞に規定する要因を考慮しなければならない。

⑵　競争上の必要による制限

(A)　関税無税待遇の撤回の基礎

⒤　総則

(ii)に規定する場合を除き、かつ、⒟に従って、1995年12月31日以後の各暦年において、受益対象開発途上国が次のいずれかの額を（直接又は間接に）合衆国に輸出したと大統領が決定する場合、大統領は、翌暦年の11月1日までに当該国からの当該品目に関して関税無税待遇を終了させなければならない。

(I)　ある特恵対象品目（単数）について、当該暦年における適用可能額を超える額

(II)　ある特恵対象品目（単数）について、当該暦年における当該品目の合衆国への全輸入額の50％以上に相当する額

(ii)　適用可能額の年次調整

⒤の適用において、適用可能額とは次のものをいう。

(I)　1996年においては、75,000,000ドル

(II)　その後の各暦年においては、前暦年の適用可能額に5,000,000 ドルを加算した額

(B)　国の定義

このパラグラフの適用において、「国」には、第507条⑵に基づき一つの国として待遇される国家連合は含まず、当該連合加盟国である国を含む。

(C)　再指定

(A)の理由により、ある品目についてもはや受益対象開発途上国として扱われなくなった国は、第501条及び第502条に規定する検討に従い、当該国からの当該品目の輸入がその後の暦年において(A)の制限を超えない場合、当該品目について受益対象開発途上国として再指定することができる。

(D)　後発受益対象開発途上国及び受益サブサハラアフリカ諸国

(A)の規定は、後発受益対象開発途上国又は受益サブサハラアフリカ諸国には適用しない。

(E)　合衆国で生産されない品目の除外

(A)⒤(II)の規定は、過去3年間において同種又は直接競合する物品が合衆国内で生産されていない特恵対象品目については、適用しない。

(F)　僅少なものの免除

⒤　総則

受益対象開発途上国からのある特恵対象品目（単数）について、前暦年における合衆国への当該品目の全輸入額が当該暦年の適用可能額を超えない場合、大統領は、当該品目に関して(A)⒤(II)の規定を無視することができる。

(ii)　適用可能額の年次調整

⒤の適用において、適用可能額とは次のものをいう。

(I)　1996年においては、13,000,000ドル

(II)　その後の各暦年においては、前暦年の適用可能額に500,000 ドルを加算した額

⒟　競争上の必要による制限の免除

⑴　総則

ある対象品目に関して⒞⑵(A)に規定する決定がなされた暦年の後に始まる暦年の11月1日より前に大統領が次の事項を行う場合、大統領は、受益対象開発途上国の当該対象品目に関し、⒞⑵の適用を免除することができる。

(A)　合衆国内の産業が当該免除によって悪影響を被る可能性があるかないかについての、1930年関税法第332条に基づく国際貿易委員会の助言を受理し、

(B)　第501条及び第502条⒞に規定する検討及び(A)に規定する助言に基づき、当該免除が合衆国の国民経済利益に適していることを決定し、かつ、

(C)　(B)に規定する決定を連邦官報において公表する場合

⑵　大統領による考慮

⑴に基づき決定を行うにあたり、大統領は、次の事項に十分な考慮を払わなければならない。

(A)　当該受益対象開発途上国が、合衆国に対して、当該国の市場及び基礎的商品資源の公正で合理的な利用を供与することを保証している程度

(B)　当該国が、知的財産権について、適切で効果的な保護を供与している程度

⑶　免除についてのその他の根拠

ある受益対象開発途上国に関して⒞⑵に規定する決定がなされた暦年の後に始まる暦年の11月1日より前に大統領が次のことを決定し、連邦官報において公表する場合、大統領は、⒞⑵の適用を免除することができる。

(A)　合衆国と当該国との間に歴史的な特恵通商関係が存在し、

(B)　当該国と合衆国との間の経済関係を対象とする有効な条約又は通商協定が存在し、かつ、

(C)　当該国が合衆国商業に対して差別せず、又は不公正若しくは不合理な障壁を課していない。

⑷　免除の限度

(A)　総則

大統領は、1995年以後に始まる一暦年に輸入される対象品目のうち、前暦年にこの編に基づき関税無税で輸入された全品目の総額の30％以上の額の数量については、このサブセクションに規定する免除権限を行使することができない。

(B)　その他の免除制限

⒤　大統領は、1995年以後に始まる一暦年に輸入される対象品目のうち、前暦年にこの編に基づき、次にいずれかに該当する受益対象開発途上国から関税無税で輸入された全品目の総額の15％の額を超える数量については、このサブセクションに規定する免除権限を行使することができない。

(I)　前暦年において、（国際復興開発銀行の情報を含む利用可能な最善の情報をもとに算出された）１人当たりの国民総生産が5,000 ドル以上である国

(II)　前暦年において、この編に基づく関税無税で輸入された全品目の合計輸入額の10％を越える額の数量を、この編に基づく関税無税で、（直接又は間接に）合衆国に輸出した国

(ii）毎年11月1日までに、前の暦年中に受益対象開発途上国、次のいずれかように米国に（直接または間接的に）輸出した場合、大統領はその後5年以上にわたってその品目に対して効力を生じた免除を取り消すさなければならない。

(I）その暦年について⒞⑵(A)(ii)に規定された額の1.5倍を超える額を有すること。

(II)その暦年中に米国へのその物品の輸入総額の75％を超える額。

(C)　制限の算定

一暦年において、(A)及び(B)に基づく制限については、特恵対象品目のうち次に該当するものの数量のみを計算する。

⒤　当該暦年において、この編に基づき関税無税で輸入された数量、及び

(ii)　⒞⑵(A)に基づく制限が適用される場合、当該暦年の間に関税無税で輸入されたであろう当該品目の数量を超過する数量

⑸　免除が効力を有する期間

このサブセクションに基づく免除は、大統領が状況の変化により当該免除がもはや正当な根拠を有しないと決定するまで有効とする。

⒠　国際貿易委員会の助言

⒜⑴に基づき対象産品として物品を指定する前に、大統領は、この編の目的のために特恵対象品目の指定のために考慮する品目のリストを公表し、国際貿易委員会に提供しなければならない。第131条、第132条、第133条及び第134条の規定は、第501条及びこの条に基づく措置が、第123条に基づき締結された貿易協定を実施するための第123条に基づく措置とみなして、準用する。

⒡　プエルトリコに関する特別規則

この編に基づくいかなる措置も、1930年関税法第319条に基づくプエルトリコの法律によりプエルトリコに輸入されるコーヒーに課される関税に影響を与えるものではない。

第504条　見直し及び議会への報告

大統領は、各受益対象開発途上国における国際的に認められた労働者の権利の地位（労働長官の受益国の最悪の形態の児童労働の除去の国際約束の実施についての認定を含む。）に関する年次報告書を議会に提出しなければならない。

第505条　終了期日

この編に基づく関税無税待遇は、2020年12月31日後は効力を失う。

第506条　受益対象開発途上国の農水産品の輸出

合衆国の適当な機関は、受益対象開発途上国が当該国経済の農業部門が自国民のための食料品の生産に損害を与えるよう輸出指向とならないことを確保することを意図した措置を策定し実施することを支援しなければならない。

第506A条　一定の受益についてのサブサハラアフリカ諸国の指定

⒜　指定権限

⑴　総則

他の法律の規定にかかわらず、大統領は、次の場合に、アフリカ成長及び機会法第107条に規定する国を⒝に規定する便益を受けることができる受益サブサハラアフリカ諸国に指定することを授権される。

(A)　大統領が同法制定の日に効力を有する同法第104条に規定する受益の要件を満たしていると認定すること

(B)　第502条⒜、⒟及び⒠に基づく大統領への授権により、当該国が第502条に定める指定基準を満たしていること

⑵　一定の国の観察及び見直し

大統領は、アフリカ成長及び機会法第107条に規定する国がこの条に定める受益サブサハラアフリカ諸国に指定の各国の現在又は潜在的な的確性を決定するための⑴に規定する要件を満たしているかの進展について監視し、見直しをし、及び議会へ年次報告を行わなければならない。⑴(A)に規定する的確要件の特別な検討についての大統領の決定及び決定の説明は、アフリカ成長及び機会法第106条に規定する年次報告に含めるものとする。

⑶　継続的遵守

大統領が、受益サブサハラアフリカ国が⑴に規定する要件を満たしていることについて継続的な進捗にないと決定する場合、大統領は当該国のこの条に規定する受益サブサハラアフリカ国としての指定を当該決定をした翌年の1月1日から終了させなければならない。

⒝　一定の物品に対する関税優遇

⑴　総則

大統領は、第503条⒟に規定する国際貿易委員会の助言を受領後、受益サブサハラアフリカ国からの輸入については輸入センシティブでないと決定する場合、輸入⒜に規定する受益サブサハラアフリカ国で生育し、又は生産された第503条⒝⑴の(B)から(G)に規定する産品について無税待遇を与えることができる。

⑵　原産地規則

⑴に基づき与えられた無税待遇は、第503条⒜⑵の要件を満たす⑴に規定する産品に適用する。ただし、次のものを除く。

(A)　合衆国で生産された原材料の価格又は価値が当該産品に含まれている場合、合衆国の価格又は価値は、輸入時点当該物品の価値の15%を超えない量を、第503条⒜⑵(A)に規定する割合の決定について適用する。

(B)　当該産品に含まれている１以上の受益サブサハラアフリカ諸国又は旧受益サブサハラアフリカ諸国の原材料の価格又は価値は、当該割合の決定に適用する。

⒞　受益サブサハラアフリカ諸国等

この編において、

⑴　「受益サブサハラアフリカ国」及び「受益サブサハラアフリカ諸国」とは、アフリカ成長及び機会法第107条に規定され, 大統領がこの条の⒝に基づき適格であると決定する国又は諸国をいう。

⑵　「旧受益サブサハラアフリカ国」とは、過去にアフリカ成長及び機会法に基づき受益サブサハラアフリカ国に指定され、合衆国との自由貿易協定が発効したため指定を取り消された国をいう。

第506B条　サブサハラアフリカ諸国の便益の終了

第506A条に規定する受益サブサハラアフリカ諸国の場合、この編に基づく関税無税待遇は、2015年９月30日まで効力を有する。

第507条　定義

この編の適用において、

⑴　受益対象開発途上国

「受益対象開発途上国」とは、この編の目的のために効力を有する受益対象開発途上国を指定する大統領行政命令又は大統領布告にいう国をいう。

⑵　国

「国」とは、外国、外国の海外における領域若しくは属領又は太平洋の信託統治領をいう。自由貿易地域若しくは関税同盟である国家連合又は関税軽減を含む（それに限らない）適当な手段を通じて構成国間の包括的経済統合に貢献する国家連合の場合においては、大統領は、大統領行政命令又は大統領布告により、第502条⒝に基づき、指定から除外される構成国以外の当該国家連合のすべての構成国をこの編の目的に沿う一つの国としてみなすことを規定することができる。

⑶　輸入

「輸入」とは、合衆国の関税領域内に、入れる又は消費のために引き取ることをいう。

⑷　国際的に認められた労働者の権利

「国際的に認められた労働者の権利」には、次の事項を含む。

(A)　結社の権利

(B)　組織化し、団体で交渉する権利

(C)　すべての態様の強いられた労働又は強制労働の利用の禁止

(D)　子供の雇用に関する最小年齢及び⑹に規定する最悪の形態の児童労働の禁止

(E)　最低賃金、労働時間並びに職業上の安全及び健康に関して許容し得る労働条件

⑸　後発受益対処開発途上国

「後発受益対象開発途上国」とは、第502条⒜⑵に基づき後発受益対象開発途上国として指定された受益対象開発途上国をいう。

⑹　最悪の形態の児童労働

「最悪の形態の児童労働」は、次のものから成る。

(A)　児童の売買及び取引、負債による奴隷及び農奴、強制労働（武力紛争において使用するための児童の強制的な徴集を含む。）等のあらゆる形態の奴隷制度又はこれに類する慣行。

(B)　売春、ポルノの製造又はわいせつな演技のために児童を使用し、あっせんし、又は提供すること。

(C)　不正な活動、特に薬物の生産及び取引のために児童を使用し、あっせんし、又は提供すること。

(D)　児童の健康、安全若しくは道徳を害するおそれのある性質を有する業務又はそのようなおそれのある状況下で行われる業務

(D)に規定する業務の種類作業は、関係の受益開発途上国の国内法令又は権限のある当局によって決定されるものとする。

第６編　一般規定

第601条　定義

この法律の適用において、

⑴　「関税」には、いかなる輸入税の率及び形態を含む（関税割当を含むがこれに限らない。）。

⑵　「その他の輸入制限」には、輸入に対し、又は輸入を規制するために課される関税以外の制限、禁止、賦課又は強制徴収を含む。これには、いかなる市場秩序協定も含まれない。

⑶　「従価率」には、従価換算率を含む。通商協定に基づき引下げ、又は引上げられる関税率の幅に対する制限が従価率で表示されている場合は、当該制限を適用する上で考慮する従価率の幅は最も近い代表的期間における関係物品の輸入額を基礎として大統領により決定される。

⑷　「従価換算率」とは、従量税の従価に相当する率又は従量税率を含む税率の組合せの場合には従量税の従価換算率と従価税率を合計したものをいう。従価換算率は、最も近い代表的期間における関係物品の輸入額を基礎として大統領によって決定される。大統領は、輸入額を決定するにあたり、その代表的期間において関係物品に適用される（1979年通商協定法第2編による改正の効力発生の日前に効力を有する) 1930年関税法第402条若しくは第402a条又は（第2編による改正の効力発生の日に効力を有する) 1930年関税法に規定する評価基準を最大限利用しなければならない。

⑸　ある物品の輸入が、その物品の国内生産者に対して、その国内物品と同一の加工段階にある物品の輸入の影響に類似する経済的影響を与える場合、その輸入物品は、その前後の加工段階で、その国内物品と「直接に競合」するものとし、又はその国内物品は、その前後の加工段階でその輸入物品と「直接に競合」するものとする。このパラグラフの適用において、未加工品は、加工の前段階にあるものとする。

⑹　関税又はその他の輸入制限に適用する場合の「修正」には、関税又はその他の輸入制限の撤廃を含む。

⑺　「既存の」とは、(A)日付を明示せず、この法律に基づく通商協定又はその他の措置の締結又は実施に関する事項について使用する場合、当該通商協定が締結された日又はその他の措置がとられた日現在をいい、(B)関税率に関して使用する場合、明示されている日又は（日付が明示されていない場合は）(A)に規定する日における合衆国関税率表の第１類から第97類の第１欄に定められた非特恵税率（その設定の方法いかんをとわず、又は議会の立法その他により一時的に停止されていても）をいう。

⑻　ある国又は地域の産品とは、その国又は地域において栽培、生産又は製造されたものをいう。

⑼　「無差別待遇」とは通常貿易関係をもととする貿易待遇（国際法において最恵国待遇として知られているもの）をいう。

⑽　「通商」には国際貿易に関係するサービスを含む。

第602条　他の法律との関係

⒜　「1934年に承認された「1930年関税法を改正する法律」第2条⒜の改正規定」

⒝　「1962年通商拡大法第242条の改正規定」

⒞　「1962年通商拡大法第351条⒞⑴(B)の改正規定」

⒟　「1962年通商拡大法第202条等の廃止規定」

⒠　「1962年通商拡大法第301条等の廃止規定」

⒡　この法の発効後、効力を有する法律（この法律、1962年通商拡大法及び1951年通商協定延長法を除く。）の規定であって、1930年関税法第350条及び修正された同条、1934年６月12日に承認された「1930年関税法を改正する法律」及び修正された同法又は1962年通商拡大法又はこれらのいずれかの条項に基づいて締結された協定若しくは発布された布告又はとられた措置を引用した規定は、前後の文脈上明らかに排除されない限り、この法律又はこの法律に基づいて締結された協定又は発布された布告若しくは命令を引用したものとみなす。

第603条　国際貿易委員会

⒜　国際貿易委員会は、この法律に基づくその職務の遂行を促進するため、予備的調査を行い、その手続の範囲及び方法を決定し、かつ係属する手続を併合することができる。

⒝　委員会はこの法律に基づくその職務を遂行するにあたり、他の法律に基づき委員会に付与されたいかなる権限も行使することができる。

⒞　委員会は、通商協定計画に基づいて締結された通商協定に含まれる関税又はその他の輸入制限に関する規定の運用及び効果に関し、常に情報を得ていなければならない。

第604条　関税率表の変更

大統領は、関税率又はその他の輸入制限の修正、据置き又は新設を含むこの法律及び他の法律に基づく輸入上の待遇又は措置に影響を及ぼすその法律の関連規定の内容を、随時必要に応じ合衆国関税率表に編入しなければならない。

第605条　可分条項

この法律のある規定、又はある状況若しくは人に対する規定の適用が無効とされるときは、この法律の他の部分及び他の状況若しくは人に対する当該規定の適用は、それによって影響されない。

第606条　国際的麻薬の取締り

大統領は、合衆国へ不法に持込むため、麻薬及びその他の取締物質（1970年包括麻薬濫用防止及び取締法第202条（21 U.S.C. 81）に掲げるもの。）を生産、加工又は輸送する外国名を列挙した報告書を少なくとも１年に１回議会に送付しなければならない。当該報告書には、当該国がその生産、加工又は輸送を防止するためにとっている措置についての説明を含まなければならない。

第607条　合衆国への鉄鋼の輸出に対する自主的制限

いかなる者も、次の場合、合衆国への鉄鋼及びその製品の輸出に対する自主的制限を規定する取極又はその取極の修正若しくは更新を交渉、締結、参加又は実施したため、連邦取引委員会法（15 U.S.C. 41-77)若しくは反トラスト法（連邦取引委員会法第4条（15U.S.C. 44 ）に規定するもの。）又は類似の州法に基づき損害賠償、罰則又はその他の制裁を課されることはない。

⑴　その取極又は修正若しくは更新が国務長官又はその代理人の要請で、この法律の発効前に行われ、かつ、

⑵　その取極又は修正若しくは更新がが1975年１月１日以前に効力を終了した場合。

第608条　輸入、輸出及び生産に関する統一的統計資料

⒜　「1930年関税法第484条⒠の改正規定」

⒝　1930年関税法第484条⒠及び他の適当な法律に基づく規定を執行する際、商務長官及び合衆国国際貿易委員会は、共同で合衆国の輸入、生産及び輸出データを比較するものである物品一覧表の編成及び展開を行う適当な原則及び概念を特定するために既存の商品分類システムの調査を行わなければならない。長官及び合衆国国際貿易委員会は、1975年８月１日までに当該研究に関して議会の両院及び大統領に報告書を提出しなければならない。

⒞　⒜及び⒝に基づく義務に更に関連して、合衆国国際貿易委員会は、1930年関税法第332条⒢に基づく次のことの基礎となる調査を行ない、及びその責任を執行する際、委員会は、適当であると考えるとき、議会の両院及び大統領に報告しなければならない。

⑴　近代化関税分類の目的並びに国家間及び国際貿易取引の記録、処理及び報告に適応できる国際商品コードの方式化の基礎にある適当な概念及び原則に関する報告書で、当該コードがどのように合衆国及び他の国の利益を表す正確な関税及び貿易報告課題の必要性を満たすかを考慮いたもの。当該報告書は、できる限り速やかに、遅くとも、1975年１月１日までに実行できるように議会の両院及び大統領に提出するものとする。

⑵　商品の特定、明確化及び現代の製造方法並びに貿易慣行の正確な原則を表す統一コードの開発における合衆国経済界の必要性を認識して、関税協力理事会の統一システム委員会の技術作業に対して合衆国が貢献する合衆国国際貿易委員会による完全及び早急に参加する。

⒟　大統領は、⒜、⒝及び⒞に基づく義務を執行する際、商務長官及び合衆国国際貿易委員会と完全に協力する適当な機関を管理するよう要求される。

⒠　⒜による改正は、輸出申告に関しては、1976年１月１日に効力を発する。

第609条　輸入及び輸出に関する統計資料の提出

⒜　「合衆国法典第13編第301条の改正規定」

⒝　⒜による改正は、1975年１月１日に効力を発する。

第610条　属領島嶼から送付される贈与

⒜　「1930年関税法第321条⒜⑵(A)の改正規定」

⒝　⒜の改正規定は、この法律の制定の日後に国内消費のために申告又は保税倉庫から倉出しされる物品に関して適用する。

第611条　輸入課徴金問題に対する意義申立ての審査

1930年関税法第515条⒜ (19 U.S.C. 1515⒜) の規定にかかわらず、1971年８月17日付大統領布告第4074号に基づく補助的関税としての輸入課徴金の賦課に係る同法第514条に基づく異議申立ての場合、その異議申立ての審査及び受諾又は棄却の期限は同法第514条に基づき異議申立てが提起された日から5年間は消滅しない。

第612条　北アメリカ諸国との通商関係

⒜　合衆国が合衆国とカナダの経済安定を引続き保証するカナダとの通商協定を締結することが、議会の意思である。大統領は、その経済的安定を促進するため合衆国及びカナダを対象とする通商協定をカナダと締結する交渉を開始することができる。この条のいかなる規定も、当該通商協定を実施するのに必要な法律を事前に承認するものと解してはならない。

⒝　大統領は、合衆国と北アメリカ諸国との経済成長及び市場アクセスの相互拡張を促進するために、西半球の北部の国と通商協定を締結することの必要性を研究し、下院歳入委員会及び上院財政委員会に対して、1979年通商協定法の制定の日の後2年以内に、その認定及び結論を報告しなければならない。この研究は、農業、エネルギーその他適宜の部門における上記諸国と合衆国との間の競争の機会及び競争条件を検討することを含まなければならない。

第８編　非協力的主要薬物生産国及び薬物通過国に対する産品の関税措置及びその他の制裁

第801条　略称

この編は、「薬物管理貿易法」として引用することができる。

第802条　非協力的主要薬物生産国及び薬物通過国の産品の関税措置

⒜　大統領により求められる行為

⒝の規定に従い、すべての主要薬物生産国及び薬物通過国について、大統領は、1987年3月１日及びその後の各年の3月１日以後にこの編の目的を達成するために次のことの必要を考慮しなければならない。

⑴　これらの国の産品の一部又は全部について、一般特恵関税制度、カリブ海経済復興法その他の関税優遇を規定した法の規定に基づく、関税措置を拒否する。

⑵　これらの国の有税の産品の一部又は全部について、従価50％又はこれと同等の従量税を超えない付加関税を課す。

⑶　これらの国の一以上の無税の産品について、従価50％を超えない関税を課す。

⑷　⒟⑴又は⒟⑵に規定する手段をとり、合衆国と当該国との航空輸送を削減する。

⑸　合衆国と当該国との間の事前税関検査に関する当該国との取極についての合衆国の人的及び物資的協力を撤回する。

⑹　⑴から⑸までに規定する措置を組み合わせてとる。

⒝⑴(A)　⑶の規定に定める他、⒜は、1961年外国援助法（22 U.S.C. 2291⒣)第489条により求められる報告の提出の時点で、大統領が次に該当すると決定し、議会へ証明した国に関しては適用しない。

⒤　前年において、当該国が次のことについて合衆国と十分に協力し、又は自らそれに相応しい手段をとっている。

(I)　適当な（(B)に規定する）合衆国との二国間麻薬協定又は他国間麻薬協定で合意された目標の履行

(II)　麻薬、抗精神薬及びその他の規制物質の当該国における生産及び加工、当該国を経由する通過、当該国の管轄区域内における合衆国民若しくはその代理人への不法販売又は直接若しくは間接の合衆国への輸送（全体的又は部分的な）の防止

(III)　当該国における薬物関連利益及び薬物関連金銭の洗浄の防止及び処罰

(IV)　麻薬、抗精神薬及びその他の規制物質の不法な生産、加工又は船積みを容易にし、当該法律の執行及び起訴を妨害する、贈収賄その他の形態による公の腐敗の防止

(ii)　⒤に基づく証明が当該国に対して適当ではないに係わらず、合衆国の重大な国家利害が当該国に対して⒜を適用しないことを要請している。

(B)　(A)⒤(I)に規定する二国間麻薬協定とは、合衆国との外国との協定であって、必要な場合に次の事項に努力する特別な活動をとることを約束したものをいう。

⒤　その領域における不法栽培の撲滅及び栽培代替を含む、薬物生産、薬物消費及び薬物輸送の減少

(ii)　薬物禁止及び執行の向上

(iii)　薬物教育及び取扱計画の向上

(iv)　不法薬物製造所の特定及び排除の向上

⒱　不法薬物製造の用に供する必須前駆化学物質の取引の特定及び排除の向上

(vi)　合衆国の薬物執行職員との協力の向上

(vii)　適当な場合、引渡条約、資金洗浄、証拠の共有及びその他の薬物執行協力に向けた提唱を規定する多国間法的協力への参加の向上

(C)　前年において主要薬物生産国又は薬物通過国と指定された国は、(B)の目標を達成する合衆国の二国間協定又は他国間協定の当事国である場合を除き、(A)⒤に基づく十分な協力を行っていると認定してはならない。

(D)　大統領が、(A)(ii)に基づく国に関して認定をする場合、次の認定を含まなければならない。

⒤　当該国に関して、⒜に基づく措置を取った場合に、重大な国家利害が危険にさらされることの完全な記述

(ii)　⒤に規定する危険と当該国が合衆国の麻薬との戦いへの完全な協力又は自ら麻薬と戦うための同等の手段をとることの不履行との重みについての声明

(E)　大統領は、同時に合法あへん生産国である主要薬物生産国又は薬物通過国に関しては、大統領が当該国がその合法栽培及び生産の不法市場への重大な流出を防止し、合法市場の需要に見合った水準を超えないように生産及び在庫を維持し、不法栽培及び生産を防止する手段を取っていると認定した場合に限り、(A)⒤に基づく認定を行うことができる。

⑵　ある国に関して⑴により求められる認定を行うか否かを決定するにあたり、大統領は次の事項を考慮しなければならない。

(A)　当該国政府の行為が1961年外国援助法第481条⒠⑷に規定する達成可能を決定する不法薬物の生産の最大限の削減となっているか。主要薬物生産国の場合、大統領は、⑴により求められる認定を行うか否かを決定するにあたり、その政府が当該縮減となる行為をしているか否かに第一の考慮を置かなければならない。

(B)　当該政府が、その領域において、可能な最大限度、麻薬、抗精神薬及びその他の規制物質の不法栽培を排除し、並びに不法製造及び輸送を抑圧する（当該薬物及び物質並びに不法製造所の差押並びに合衆国に重要な影響を与える当該薬物及び物質の輸送に関係する違反者の逮捕及び起訴により立証される）法執行措置をとっているか。

(C)　当該政府が、可能な最大限度、薬物関連利益及び薬物関連金銭の当該国における資金洗浄を削減するに必要な法執行手段をとっているか、これは次により立証されるものとする。

⒤　当該行為を禁止する法を政府が制定し、施行している

(ii)　当該政府が、合衆国との間の金銭洗浄（ただしこれに限らない）について規定する相互法協力協定に加入し、これに基づき協力している

(iii)　当該政府が合衆国の法執行当局と反金銭洗浄の努力における他の協力の度合

(D)　当該政府が、可能な最大限度、麻薬、抗精神薬及びその他の規制物質の不法な生産、加工又は船積みを容易にし、当該法律の執行及び起訴を妨害する、贈収賄その他の形態による公の腐敗を削減するに必要な法執行手段をとっているか、これは、当該行為を禁止する法の設定及び執行により立証されるものとする。

(E)　当該政府が、政府の政策問題として、不法麻薬、抗精神薬及びその他の規制物質の生産又は流通を奨励又は容易にしているか。

(F)　当該政府の上級の職員が、不法麻薬、抗精神薬及びその他の規制物質の生産又は流通を奨励又は容易にしているか。

(G)　麻薬取締活動に従事する合衆国政府機関の要員が1985年１月１日以後に当該国又はその地方の法執行職員又はその他の職員により、又は共犯となって行われた暴力行為又は脅迫の犠牲となった全ての事案において積極的に調査し、当該侵害の加害者を法廷に送るために精力的に捜査したか。

(H)　合衆国政府から要請された合衆国職員の合法的活動に合理的協力を与えることを怠ったか。これには、合衆国への航空密輸の禁止に従事する当該職員への要請された国の領空で疑わしい航空密輸人を合理的間隔で追求する許可の拒否を含む。

(I)　当該政府が、法執行職員が麻薬輸送者に対して更に効果的に行動することを可能にするために、新謀議法及び新資産没収法のような必要な法規の改正を行ったか。

(J)　当該政府が、麻薬輸送に関係する合衆国の本国送還要求に迅速に手続きを行ったか。

(K)　当該政府が、知名度のある麻薬輸送者に対して保護又は避難所を与えることを拒否し、他の国によって行われた麻薬輸送に関係する本国送還要求に迅速に手続きを行ったか。

⑶　⑴に基づく証明を受領した後、同一会期において45日以内に、当該認定を含む大統領の決定を否認する合同決議を議会が制定した場合、⒜は、⑴にかかわらず適用しなければならない。

⑷　大統領が⒜に基づく措置をとる場合、当該措置は次のいずれかのときまで効力を有する。

(A)　大統領が、⑴に基づく認定を行い、同一会期における45日が経過し、かつ、当該期間内に議会が否認の合同決議を制定しなかったとき。

(B)　大統領が、別のときに当該国について、⑴に規定する事項の認定を送付し、同一会期における45日が経過し、かつ、当該期間内に議会が当該認定を含む決定を否認する否認の合同決議を制定しなかったとき。

⑸　⑶及び⑷に基づく審議及び制定を迅速にするため、

(A)　下院歳入委員会による報告の後、当該合同決議の審議を開始する動議は、下院において高度の特典が与えられる。

(B)　上院財政委員会による報告の後、当該合同決議の審議を開始する動議は、上院において高度の特典が与えられる。

⒞　措置の期間

大統領により、⒜⑴、⑵又は⑶に基づきとられた措置は、当該措置が効力を有する間、消費のために申告又は保税倉庫から倉出しされた外国産品に適用する。

⒟　大統領の航空に関係する措置

⑴(A)　大統領は、ある国の政府に対し、合衆国との外国航空運送についての当該国の政府又は国民が所有又は管理する航空会社の免許の停止を⒜⑷に規定する制裁として課する意図を通知することができる。

(B)　(A)に基づく通知から10日以内に、いかなる航空業務に関する協定にかかわらず、運輸長官は、合衆国との外国航空運送についての当該国の政府又は国民が直接又は間接に所有又は管理する航空会社の免許を可能な限り早い日に停止するために必要なすべての手段をとらなければならない。

(C)　大統領は、運輸長官に対し、合衆国と当該国との外国航空運送についての免許をいかなる航空会社であっても停止するための手段をとることを指示することができる。

⑵(A)　大統領は、国務長官に対し、合衆国と⒜⑷に規定する制裁の対象国との航空協定を協定の規定に従って終了することを指示できる。

(B)　このパラグラフに基づく協定の終了後、運輸長官は、合衆国との外国航空運送についての当該国の政府又は国民が直接又は間接に所有又は管理する航空会社の権利を可能な限り早い日に無効にするために必要な当該手段をとらなければならない。

(C)　このパラグラフに基づく協定の終了後、運輸長官は、合衆国と当該国との外国航空運送についての免許をいかなる航空会社であっても無効にするための手段をとることができる。

⑶　運輸長官は、航空機、乗務員又は乗客の安全についての緊急に必要と認める場合、⑴及び⑵の例外を規定することができる。

⑷　このサブセクションにおいて「航空輸送」、「航空会社」、「外国航空会社」、　「外国航空輸送」とは、1958年連邦航空法第101条（48 U.S.C. App. 1301)に、規定するところによる。

⒠　薬物輸送国の認定の基準

各暦年において、国務長官は議会の適当な委員会と協議した後、第805条⑶(A)及び(B)にに基づく主要薬物輸送国と認められるべき国を認定するための数値基準及び指針を策定しなければならない。

第803条　砂糖割当

法律の他の規定にかかわらず、大統領は、不法麻薬の取引に関与し、又は第802条⒝に規定する麻薬執行活動において合衆国との協力を怠っていると認定した政府の国に対しては砂糖数量割当を配分してはならない。

第804条　進捗報告

大統領は、1961年外国援助法第489条の規定により求められる年次報告の一部に、各主要薬物生産国及び主要薬物輸送国が報告期間内において行った第802条⒝に規定する目標を達成の進捗の評価を含まなければならない。

第805条　定義

この編の適用において、

⑴　議会の同一会期は、議会の無期限の休会によってのみ中断され、いずれかの院が、一定の間で3日以上休会している日数を除外して計算する。

⑵　「主要薬物生産国」とは、ある会計年度において、5トン以上のアヘン若しくはアヘン誘導体、500トン以上のコカ又は500トン以上の大麻の不法生産国をいう。

⑶　「主要薬物輸送国」とは、次のいずれかに該当する国をいう。

(A)　合衆国に重大な影響を与える不法麻薬、抗精神薬及びその他の規制物質の直接の仕出し国。

(B)　当該薬物又は物質が通過する国

(C)　政府の黙認又は共謀のもとで重大な額の薬物関連利益又は金銭の洗浄される国

⑷　「麻薬、抗精神薬及びその他の規制物質」とは、国際麻薬取締協定又は関係国の国内法と同一の意味を有する。

第９編　農業災害のための援助の補足

第901条　略称

⒜　定義

この条の適用において、

⑴　実生産履歴歩留

「実生産履歴利回り」とは、保険適用商品又は保険適用外商品ごとに、連邦作物保険法(7 U.S.C.第1501条以下。)又は保険適用外作物災害援助計画に基づいてそれぞれ算定される実際の生産履歴の加重平均をいう。

⑵　農場における実際の生産量

「農場の実際の生産量」とは、 ⒝⑹(B)に基づいて決定された農場で生産された全作物の価額の合計をいう。

⑶　調整済実際生産履歴歩留

「調整後実生産履歴利回り」とは、次のものをいう。

(A) 連邦作物保険法第508条⒢⑷(B)(7 U.S.C.第1508条⒢⑷(B))の規定によるもの以外で設立された保険商品の実生産履歴利回りが4年以上である農場の適格生産者の場合には、同条の規定に基づいて設立された利回りに関係なく当該適格生産者の実生産履歴

(B) 同法第508条⒢⑷(B)(7U.S.C.第1508条⒢⑷(B)に従って1以上が設立された保険商品の実際の生産履歴利回りが4年未満の農場の適格生産者の場合は、同法第508条⒢⑷(Bに従って設立された利回りのうち最低のものを含めずに計算した当該適格生産者の実際の生産履歴

(C) その他の場合はすべて、農場の適格生産者の実際の生産履歴。

⑷　調整された非保険作物災害援助プログラム収量

「調整無保険穀物災害支援プログラム利回り」とは、次のものをいう。

(A)　保険外作物災害援助計画に基づく生産履歴が４年以上あり、かつ、取替収穫量でない対象生産者の場合には、保険外作物災害援助計画の生産量は、取替収穫量にかかわらず;

(B) 代替収量ではない非保険作物災害援助計画に基づく４年未満の生産履歴を有する農場の適格生産者の場合には、最低の代替収量を含めずに計算した非保険作物災害援助計画の収量

(C) その他のすべての場合においては、保険の対象となっていない作物災害援助プログラムの対象となる農場の生産者の生産履歴。

⑸　反循環的プログラム支払利回り

「反循環的プログラム支払利回り」とは、次のいずれかの規定に基づいて設定される加重平均支払利回りをいう。

(i) 2002年農業安全保障・農村投資第1102条若しくは第1302条(7 U.S.C. 7912, 7952)

(ii) 2008年食料保存エネルギー法第1102条若しくは第1301条⑹(7 U.S.C. 7912, 7952)

(iii) これらの後継規定。

⑹　経済的に重要な作物

「経済的に重要な作物」という用語は、⒝⑴(B) 及び⒢⑹の適用上、長官がさだめるとういつ定義による。

⑺　災害地

(A) 一般

「災害地」とは、適格な自然災害宣言の対象となる地理的区域に含まれる郡をいう。

(B) 「災害地」には、次のものを含まむ。

(i) (A)に記載される郡に隣接する郡

(ii) ２暦年の間、農場での実際の生産が農場での通常の生産の50%未満である農場。

⑻　農場の適格生産者

(A) 一般

「農場の適格生産者」とは、長官が定めるところにより、作物又は家畜の農業生産に伴う生産及び市場のリスクを引き受ける (B) に規定する個人又は団体をいう。

(B) 説明

(A) に規定する個人又は団体は、次のものとする。

(i) 米国市民;

(ii) 居住外国人;

(iii) 米国市民のパートナーシップ

(iv) 州法に基づいて組織された法人、有限責任法人その他の農業組織。

⑼　農場

(A) 一般

「農場」とは、農場の適格生産者に関して、適格生産者が販売用又は農場内家畜飼養(干し草を目的とした原生草原を含む)のために作付けし、又は作付けしようとしているすべての郡におけるすべての耕作面積の合計をいう。

(B) 養殖業

養殖の場合には、「農場」とは、農場における適格な生産者に関しては、すべての国において生産されているすべての魚であって、当該適格な生産者が販売のために収穫することを意図しているものをいう。

(C) 蜂蜜

蜂蜜の場合、「農場」とは、農場の適格な生産者に関して、適格な生産者によって販売のために蜂蜜作物のために収穫されることが意図されているすべての郡のすべての蜜蜂及び蜂の巣を意味する。

⑽　養殖魚

「養殖魚」とは、管理された環境において繁殖され、かつ、飼育される水生の種をいう。

⑾　保険商品

「保険商品」とは、農業生産者が連邦作物保険法(7 U.S.C. 1501 et seq.)に基づく保険に加入することができる農産物(家畜を除く)をいう。

⑿　家畜

「家畜」には次のものを含む。

(A) 牛(乳牛を含む)

(B) バイソン

(C) 家禽

(D) 羊

(E) 豚

(F) 馬

(G) 長官が決定するその他の家畜。

⒀ 保険外商品

「保険外商品」とは、農場の有資格生産者が無保険の作物援助計画に基づく援助を受ける資格を有する作物をいう。

⒁　無保険の作物支援プログラム

「無保険作物援助計画」とは、1996年連邦農業改革法第196条 (7 U.S.C. 7333)に基づいて実施される計画をいう。

⒂　農場における通常の生産

「農場における通常の生産」とは、⒝⑹(A)に基づいて決定される農場の全作物についての予想収入の合計をいう。

⒃　認定自然災害宣言

「認定自然災害宣言」とは、長官が統合農業・農村開発法321条⒜(7 U.S.C. 1961⒜)に基づいて生産損失について宣言した自然災害をいう。

⒄　長官

「長官」とは、農務長官をいう。

⒅　社会的に不利な農業者又は牧場主

「社会的に不利な農業者又は牧場主」とは、1990年食糧農業保存貿易法第2501条⒠(7 U.S.C.2279⒠)において定義するものをいう。

⒆ 州

「州」とは、次のものをいう。

(A) 州

(B) コロンビア特別区

(C) プエルトリコ

(D) 合衆国の他の領土。

⒇ 信託基金

「信託基金」とは、第902条の規定に基づいて設立される農業災害救済信託基金をいう。

(21) 合衆国

「合衆国」とは、地理的意味で用いる場合には、すべての州をいう。

⒝　補助的な歳入補助金

⑴　支払

(A) 一般

長官は、当該作物年度中に作物生産の損失若しくは作物品質の損失又はその両方を被った災害地内の農場の適格生産者に作物災害援助支払を行うために信託基金から必要な金額を使用する。

(B) 作物損失

このサブセクションに基づく作物損失援助の対象となるためには、災害、悪天候又は災害関連条件により、経済的に重要な少なくとも1作物の農場における実際の生産量が少なくとも10%減少しなければならない。

⑵　金額

(A)　一般

長官は、(B)の規定に従うことを条件として、次の(i)と(ii)の差額の60%に相当する額の穀物災害援助の支払金をこの条の規定に基づいて農場の有資格生産者に支払わなければならない。

(i) ⑶の災害援助計画の保証

(ii)　⑷に規定する農場の総収入。

(B)　制限

(A)(i)の規定に基づく農場への支払額の算定に使用される作物に対する災害援助計画の保証は、農業上の各作物につき長官が決定する⑸に規定する期待収益の合計額の90%を超えてはならない。

(C) 後作作物の排除

⑶の規定に基づく災害援助計画の保証及び⑷の規定に基づく農業収入の総額の算定に当たっては、長官は次の作物の価額を考慮してはならない。

(i) 連邦作物保険法(7 U.S.C.1501以降。)に基づく保険の方針若しくは計画又は非保険作物援助プログラムに基づく援助の資格がない土地で生産される作物

(ii) 長官が、二毛作が通常の慣行であると決定する地域をを除き、このサブセクションに基づいて災害援助が提供される作物と同じ作物年に同じ土地にその後植えられる作物

⑶　補足収益援助プログラム保証

(A) 一般

このパラグラフに別段の定めがある場合を除き、補助的援助計画の保証は、次のものを加えた額とする。

(i) 農場の保険商品ごとに、次の式を乗じて得た製品の115%

(I) 適格生産者によって選ばれた商品の価格選択と等しい商品の支払い率;

(II) 商品のための支払い面積で、その商品に植えられた、または植えられないようにされた面積の数に等しいもの;

(III) 次のうちいずれか高い方に等しい商品の利回り

(aa) 調整後の実生産履歴利回り

(bb) 各作物の反循環的プログラム支払利回り

(ii) 農場の保険対象外商品ごとに、次の式を乗じて得た商品の120%

(I) 商品のために設定された非保険作物支援プログラム価格の100%に等しい商品のための支払い率

(II) 商品のための支払い面積で、その商品に植えられた、または植えられないようにされた面積の数に等しいもの

(III) 次のうちいずれか高い方の50%に等しい商品の利回り

(aa) 調整された非保険作物支援プログラムの収量

(bb) それぞれの作物の反循環的プログラム支払収率

(B) 調整保険保証

(A)の規定にかかわらず、予防植栽の場合のように、保険が保証の調整を定めている保険商品の場合には、調整された保険保証が保険商品の災害援助計画保証を決定する基礎となる。

(C) 調整された援助水準

(A)の規定にかかわらず、保険に加入していない作物援助計画が援助水準の調整を規定する保険に加入していない産品の場合 (例えば収穫されていない作物の場合) には、調整された援助水準が、保険に加入していない産品に対する災害援助計画の保証を決定するための基礎となる。

(D) 利回りに基づかない政策の公正な扱い

長官は、調整総収入ライト保険プログラムのような非利回りベースの保険契約及び保険プランに対する衡平な待遇を確立しなければならない。

⑷ 農業収入

(A) 一般

このサブセクションの適用上、農場の総農業収入は、次のものを加算して得られる合計額と等しいものとする。

(i) 一の農場において生産される各作物につき、当該作物に乗じて得た生産物を用いて推定した実績値

(I) 連邦作物保険法(7 U.S.C.第1501条以下。)または保険に入っていない作物援助プログラムの下での損失を決定する目的のための農場での実際の作物生産

(II) (B)及び(C)の規定に従うことを条件として、実行可能な範囲内で、長官が決定する販売年度の国内平均市場価格

(ii) 2008年食料保存エネルギー法第1103条及び第1303条に基づいて生産者に対して行われた直接支払又は後継条項の額の15%

(iii) 2008年食料保存エネルギー法第1104条及び第1304条若しくはその後継条項に基づいて生産者に対して行われた景気循環相殺的支払額又は同法第1105条に基づいて生産者に対して行われた平均作物収入選択支払の総額

(iv) 2008年食料保存エネルギー法サブタイトルB及びC又はそれに続くサブタイトルに基づき生産者に対してされた貸付不足額支払、販売促進貸付利益及び販売促進証明書利益の総額

(v) 作付けをしないために支払う金額

(vi) 農家の適格生産者が農家の作物ごとに受け取る作物保険の補償額;

(vii) 農家の適格生産者が無保険の作物援助プログラムに基づき農家の各作物ごとに受け取る支払額

(viii) 農業上の対象生産者が援助を求めている損失と同一の損失について、当該対象生産者が農業上の対象生産物ごとに連邦政府が当該対象生産者に支払うその他の自然災害援助の価額。

(B) 調整

長官は、農場の適格生産者が受け取る平均市場価格を次のように調整するものとする。

 (i) 農業サービス機関の国家事務所が毎年決定するように、悪天候に起因する生産の固有の特性の低下により、穀物または機械的に収穫された飼料の現地または地域の市場価格に適用される平均的な品質割引を反映する;

(ii) 災害によって水分が過剰になって価値が低下した作物を生産する;および

(iii) 国務長官が適当と認めるときは、連邦作物保険法(7 U.S.C.第1501条以下。)に基づく連邦作物保険計画及び無保険の作物援助計画の運用と両立するように地域的な変動を反映させること。

(C) ある作物の最大量

農場の有資格生産者が無保険作物援助計画に基づく援助を受ける作物については、販売年度における国内平均市場価格は、無保険作物援助計画に基づいて設定された作物価格の100%以下とする。

⑸　期待収益

農場における各作物の予想収益は、次のものと等しいものとする。

(A) 一の保険商品ごとに、次の額を乗じたもの

(i) つぎのいずれか大きい方

(I) 農場における適格生産者の調整済実際生産履歴歩留

(II) 反循環的プログラム支払利回り

(ii) 各作物のために植えられた、または植えられないようにされた面積

(iii) 補償が発動された場合に適用される保険契約の補償を計算するために使用される商品の価格選択の100%

(B) 保険に加入していない作物ごとに次の額を乗じたもの

(i) 調整された非保険作物支援プログラムの収量の100%

(ii) 各作物のために植えられた、または植えられないようにされた面積

(iii) 農家の各作物の無保険作物支援プログラム価格の100%

⑹　農場での生産

(A) 農場における通常の生産

農場における通常の生産量は、⑸に基づいて決定される農場における各作物の予想収入の合計に等しいものとする。

(B) 農場における実際の生産量

農場における実際の生産量は、次に加えることによって得られる合計量と等しいものとする。

(i) 農場の保険商品ごとに、次の額を乗じたもの

(I) 補償が発動された場合に適用される保険契約の補償を計算するために使用される商品の価格選択の100%

(II) 品質損失で調整された、農場で生産される商品の量

(ii) 農場の保険対象外商品ごとに、次の式を乗じて得た商品

(I) 保険に入っていない作物支援プログラムの商品の設定価格の100%

(II) 品質損失のために調整された、農場で生産される商品の量

⒞　家畜補償金

⑴　支払

長官は、ハリケーン、洪水、暴風雪、疾病、山火事、猛暑及び極端な寒さによる損失を含め、暦年中の悪天候による通常の死亡率を超えて家畜死亡損失を被った農場の適格生産者に家畜補償金を支払うために信託基金から必要な金額を使用しなければならない。

⑵ 支払レート

⑴に基づく農場の適格生産者に対する補償金の支払は、長官が定めるところにより、家畜の死亡日の前日における当該家畜の市場価格の75%の率で行われる。

⒟　家畜飼料災害プログラム

⑴　定義

このサブセクションの適用において、

(A) 対象家畜

(i) 一般

「対象家畜」とは、資格のある家畜生産者の家畜であって、長官の定めるところにより、資格のある干ばつ又は火災の発生の日の前60日間に次のいずれかの条件を満たしたものをいう。

(I) 所有していた

(II) リースしていた

(III) 購入済みであった

(IV) 購入する契約をしていた

(V) 契約生育者であった

(VI) 次のいずれかの期間中に干ばつ条件を満たしたために売却または処分された

(aa) 現生産年度

(bb) ⑶(B)(ii)に従うことを条件として、現行の生産年度の直前の二の生産年度のうちの一の生産年度又は二の生産年度の双方。

(ii) 除外

「対象家畜」という用語は、長官が決定する適格畜産業者の通常の事業運営の一部として、適格な干ばつ又は火災条件の開始日にフィードロットにいた又はいたであろう家畜を含まない。

(B) 干ばつ監視

「干ばつ監視」とは、長官が定義する異常に乾燥した干ばつから異常な干ばつまでの範囲に従って干ばつの程度を分類する制度をいう。

(C) 適格畜産業者

(i) 一般

「適格畜産業者」とは、次の要件を満たす農場の有資格生産者をいう。

(I) 家畜のために放牧地又は放牧地 (現金で賃借した放牧地又は放牧地を含む。) を提供する対象家畜の所有者、現金若しくは区分賃借人又は契約生育者である

(II) 干ばつの影響を受ける郡内に物理的に位置する、現金でリースされた牧草地や放牧地を含む、対象家畜のための放牧地や放牧地を提供している

(III) 放牧損失を証明する

(IV) このサブセクションに基づいて定められた他のすべての適格要件を満たす。

(ii) 除外

「適格畜産業者」には、他人の所有する放牧地又は放牧地を収益率に基づいて賃借し又は賃借する家畜の所有者、現金若しくは区分賃借人又は契約生育者を含まない。

(D) 通常の飼養能力

「通常の飼養能力」とは、ある郡における放牧地又は牧草地の種類ごとに、⑶(D)(i)に基づいて決定される通常の収容力であって、放牧地又は放牧地の生産を減少させるような干ばつ又は火災がない場合に通常の放牧期間中に放牧地又は家畜の放牧地から期待されるものをいう。

(E) 正常放牧期間

「正常放牧期間」とは、⑶(D)(i)に基づいて決定される当該郡の暦年における通常の放牧期間をいう。

⑵　プログラム

長官は、次のことによる対象家畜の放牧損失による適格家畜生産者の損失を補償するために信託基金から必要な金額を使用しなければならない。

(A) ⑶のに規定する干ばつ

(B) ⑷に規定する火災。

⑶　干ばつによる損失への支援

(A) 適格損失

適格な畜産業者は、次のいずれかの条件を満たす土地で発生する対象家畜の放牧損失に対してのみ、このサブセクションに基づく支援を受けることができる。

(i) 永久的な植生がある、自生または改良された牧草地

(ii) 対象家畜に放牧を提供するために特別に植えられた作物が植えられている

(B) 月毎の支給率

(i) 一般

(ii)に規定する場合を除くほか、このパラグラフに基づく1箇月の援助に対する支払率は、干ばつの場合には、次のいずれか低い方の60%とする。

(I) ⒞の規定に基づいて決定される適格な畜産業者が所有し又は賃貸するすべての対象家畜の毎月の飼料費

(II) 適格畜産業者の適格放牧地の通常の飼養能力を用いて算定した月間飼料費。

(ii) 部分補償

長官が定めるところにより、現生産年度の直前の2生産年度の1年又は2年のいずれか又は両方において干ばつの状況により、対象家畜を販売し、又は処分した適格畜産業者の場合には、支払率は、(i)の規定に従って計算した支払率の80%とする。

(C) 月間飼料費

(i) 一般

月間飼料費は、次の式を乗じて得た額とする。

(I) 30日分;

(II) (ii) に基づいて決定される飼料穀物相当量に等しい支払数量

(III) (iii) に基づいて決定されるポンド当たりのトウモロコシ価格に等しい支払率。

(ii) 飼料穀物換算

(i)(I)の適用において、飼料穀物等量は次のとおりとする。

(I) 成牛の場合、1日15.7ポンドのトウモロコシ;または

(II) その他の種類の家畜の重量については、長官が定める額であって、家畜に飼料を与えるために必要な一日当たりのトウモロコシの平均重量ポンドを表すもの。

(iii) トウモロコシのポンド当たり価格

(i)(II)の適用上、 1ポンド当たりのトウモロコシ価格は、次の(I)を(II)で除した値と等しいものとする。

(I) 次のいずれか高い方

(aa) 災害救助が算定された年の3月1日の直前の12箇月のブッシェル当たりの全国平均トウモロコシ価格;または

(bb) 3月1日直前の24カ月間のブッシェル当たり全国平均トウモロコシ価格;によって

(II) 56

(D) 通常の放牧期間と干ばつ監視強度

(i) 金融郡委員会の決定

(I) 一般

長官は、適用される委員会が所轄する郡内の放牧地又は牧草地の種類ごとに、通常の環境収容力及び通常の放牧期間を決定する。

(II) 変更

(I)に基づいて郡のために設定された通常の環境収容力又は通常の放牧期間の変更は、その変更が該当する州及び郡の農業委員会によって要求されない限り、行われない。

(ii) 干ばつ強度

(I) D2

合衆国干ばつ監視によりD 2 (ひどい干ばつ)の強度を有すると評価された郡内に物理的に位置する放牧地又は放牧地を所有し又は賃借する適格な家畜生産者は、郡の通常の放牧期間中に少なくとも連続8週間カウンティ内のいずれかの地域において、長官が定めるところにより、 (B)に基づいて決定される月々の支払率を使用して1か月に等しい額の援助を受ける資格がある。

(II) D3

合衆国干ばつ監視員が、その郡の通常の放牧期間中のいつでも、その郡のいずれかの地域において、少なくともD 3 (極端な干ばつ)の集約度を有すると評価する郡内に物理的に位置する放牧地又は放牧地を所有し又は賃貸する適格な畜産生産者は、長官が定めるところにより、次のこのサブセクションに基づく援助を受ける資格がある。

(aa) (B) の規定に基づいて決定される月例支払率を用いて二月例支払額に等しい額

(bb) その郡が、その郡の通常の放牧期間中に少なくとも4週間にわたってその郡のいずれかの地域においてD 3 (極端な干ばつ)強度を有すると格付けされた場合、又はその郡のいずれかの地域において通常の放牧期間中のいずれかの時点において、 (B) に基づいて決定された月払い率を使用して3月払いに等しい額でD 4 (異例の干ばつ)強度を有すると格付けされた場合。

⑷　公共用管理用地の火災による損失に対する支援

(A) 一般

適格畜産業者は、次の場合に限り、このパラグラフの規定に基づく支援を受けることができる。

(i) 放牧による損失は連邦政府機関によって管理されている放牧地で生じている

(ii) 適格畜産業者は、火災のために管理放牧地で通常許可されている家畜を放牧することを連邦政府機関によって禁止されている。

(B) 支払レート

このパラグラフの規定に基づく援助のための支払率は、⑶(C)の規定に基づいて決定される適格な畜産生産者の連邦政府の賃貸借の対象となる家畜の総数に対する毎月の飼料費の50%に等しいものとする。

(C) 支払期間

(i) 一般

(ii)の規定に従うことを条件として、適格な畜産生産者は、次の期間、この4の規定に基づく援助を受ける資格を有する。

(I) 連邦政府機関が適格畜産業者を管理放牧地の利用から除外する日から始まる

(II) 適格畜産業者の連邦リースの最終日に終了する。

(ii) 制限

適格な畜産生産者は、年間180日を超えない期間に発生する損失に対してのみ、このパラグラフに基づく支援を受けることができる。

⑸　最低リスク管理購入要件

(A) 一般

このパラグラフに別段の定めがある場合を除き、畜産業者は、次の場合に限り、このパラグラフに基づく支援を受けることができる。

(i) 援助の求めに係る損失を受けている放牧地について連邦作物保険法(7 U.S.C.第1501条以下。)による保険の保険証券又は保険証券を取得している。

(ii) 補助を要請されている損失を被っている放牧地のための非保険作物援助計画について、必要な書類を提出し、該当する国の申請期限までに行政手数料を支払ったいる。

(B) 社会的に不利な立場にある者、限られた資源、または新規の農業者や牧場主に対する権利放棄

長官が定める社会的に不利な立場にある農業者若しくは牧場経営者又は限られた資源若しくは最初の農業者若しくは牧場経営者である適格な畜産生産者の場合には、長官は、次のことを行うことができる。

(i) (A)を適用しない

(ii) 長官が衡平かつ適切であると判断する水準において、のパラグラフに基づく災害援助を提供する。

(C) 2008暦年の権利放棄

長官は、2008暦年中に放牧地で損失を被ったが(A)の要件を満たさない適格畜産業者の場合において、当該適格畜産業者が、(A)に基づいて要求される適用可能な非保険作物援助計画手数料又は破局的危険保護計画手数料に等しい額の手数料を、この章の制定の日から90日以内に長官に支払うときは、(A)の規定の適用をしないものとする。3

(D) 衡平法上の救済

(i) 一般

長官は、長官が決定するように、個別に損失が生じている放牧地について、(A)の要件を満たしていないか又は(A)の要件を満たしていない適格畜産業者に対し、衡平な救済を与えることができる。

(ii) 2008暦年

長官は、2008暦年の間に放牧地について損失を被った適格畜産生産者の場合には、連邦作物保険法(7 U.S.C.第1501条以下。)及び無保険作物支援プログラムに基づく作物保険の販売期間の終了日後に、適格畜産生産者がこのサブチャプターの制定により(A)の要件を満たさなくなった場合に、衡平な救済を提供するために特別の考慮を払わなければならない。

⑹　重複支払い禁止

(A) 一般

適格な畜産生産者は、⑶に規定する干ばつ条件又は⑷に規定する火災による放牧又は牧草飼料の損失について、長官が決定する同一の損失については、その双方についての援助を受けることを選択することができる。

(B) 補助的収益援助との関係

このパラグラフに基づいて援助を受ける適格畜産業者は、⒝に基づいて同一の意図された用途を有する同一の土地の作物に対する損失についても援助を受けることができない。

⒠ 家畜、ミツバチ、養殖魚への緊急支援

⑴ 一般

長官は、⒝ 、⒞又は⒟に規定されていない疾病、悪天候又はその他の状況 (長官が決定するもの) による損失の軽減を援助するために、適格な家畜、ミツバチ及び養殖魚の生産者に緊急救済を提供するために、信託基金から年間5000万ドルまでを使用する。

⑵　資金使途

この⒝の規定に基づいて利用可能とされる資金は、食糧又は水不足、疾病その他長官が決定する要因に起因する損失を軽減するために使用される。

⑶　資金の利用可能性

このパラグラフに基づいて利用可能とされた資金は、支出されるまで利用可能なものとする。

⒡ 樹木支援プログラム

⑴　定義

このサブセクションの適用において、

(A) 適格な果樹栽培者

「適格な果樹栽培者」とは、商業上の目的で樹木から毎年の収穫を生産する者をいう。

(B) 自然災害

「自然災害」とは、植物病害、昆虫の寄生、干ばつ、火災、凍結、洪水、地震、落雷又は長官が決定するその他の災害をいう。

(C) 苗木生産者

「苗木栽培者」とは、長官が定めるところにより、商業販売のために苗木、装飾木、果実、木の実又はクリスマスツリーを生産する者をいう。

(D) 木

「木」には、樹木、灌木、蔓等を含む。

⑵ 資格

(A) 損失

(B)の規定に従うことを条件として、長官は、次への救済を行うために信託基金から必要な金額を支出しなければならない。

(i) ⑶に基づき、大臣が定めるところにより、商業目的で樹木を植えたが、天災の結果、樹木を失った適格な果樹栽培者及び苗木栽培者

(ii) ⑶(B)に基づき、大臣が定めるところにより、植林木又は既存の樹木に商業目的で生産履歴を有する適格な果樹栽培者及び苗木栽培者であって、自然災害の結果当該樹木を失ったもの。

(B) 制限

適格な果樹栽培者又は苗木栽培者は、天候又はこれに関連する条件を害する結果として、適格な果樹栽培者又は苗木栽培者の樹木の枯死率が15% (正常枯死率で調整される)を超える場合にのみ、救済を受ける。

⑶　援助

⑷の規定に従うことを条件として、 ⑵に規定する損失のために適格な果樹栽培者及び苗木栽培者に対して長官が提供する援助は、次のものから成る。

(A)(i) 長官が定めるところにより、により失われた樹木の植え替えに要する費用（枯死率が15% (正常枯死率で調整される)を超える部分に対するもの）の70%の償還、

(ii) 長官の選択により、林を再建するのに十分な苗

(B) 適格な果樹栽培者又は苗木栽培者が既存の樹木を救うために、又は樹木の枯死の場合には自然災害による損傷又は樹木の枯死の結果として樹木を植えるための土地を準備するために要した剪定、除去及びその他の費用の50%の償還であって、損傷又は枯死の割合が15%を超えるもの(正常な樹木の損傷と枯死率に対して調整される)に対するもの。

⑷　援助の制限

(A) 法人及び人の定義

このサブセクションにおいて、 「法人」及び「人」とは、 1985年食料安全保障法第1001条⒜ (7 U.S.C.1308⒜) (2008年食料・保存・エネルギー法第1603条により改正されたもの) において定義するものをいう。

(B) 金額

このサブセクションに基づいて個人又は法人(合同会社及び合名会社を除く)が直接又は間接に受領する支払の総額は、何れの収穫年度においても10万ドル、又は樹木実生における相当額を超えてはならない。

(C) 面積

個人又は法人がこのサブセクションに基づいて支払を受ける権利を有する樹木又は樹木の苗に植えられる面積の総量は、500エーカーを超えてはならない。

⒢ リスク管理購買要件

⑴　一般

次の場合には、この条に別段の定めがある場合を除くほか、農場の適格生産者は、この条(⒞及び⒟を除く。)の規定による援助)を受けることができない。

(A) 当該農場の適格生産者の各保険商品の場合　放牧地を除き、連邦作物保険法(7 U.S.C.第1501条以下。)に基づく保険の保険証券またはプランを取得していなかった(同法に基づく作物保険パイロット事業を除く)

(B) 農場の適格生産者のそれぞれの非保険商品の場合　非保険作物援助プログラムのために必要な書類を提出せず、適用される州の提出期限までに行政手数料を支払わなかった。

⑵　最小値

農場の適格生産者は、⑴(A) の保険に加入しているものとされるためには、農場全体で収穫のために作付けされ、又は作付けされることが予定されている作物ごとに、保険価額の55%の利回りが50%以上の保険証券又は保険証券を取得していなければならない。

⑶　社会的に不利な立場にある者、限られた資源、または新規の農業者や牧場主に対する適用除外

社会的に不利な立場にある農業者若しくは牧場経営者又は限られた資源若しくは最初の農業者若しくは牧場経営者である適格生産者については、長官は、次のことを行うことができる。

(A) ⑴の規定を適用しない

(B) 長官が衡平かつ適切であると判断する水準において、この節の規定に基づく災害援助を提供する。

⑷　特定の作物年度の権利放棄

(A) 2008年作物年度

長官は、2008作物年度中に保険商品又は保険外商品に損失を被ったが、⑴の要件を満たさない適格生産者の場合において、当該適格生産者が、⑴の規定に基づいて長官に要求される適用可能な非保険作物援助計画手数料又は破局的危険保護計画手数料に等しい額の手数料を、この編の制定の日の後90日以内に納付するときは、⑴の規定を免除する。

(B) 2009年作物年度

長官は、2009作物年度に係る保険商品又は保険外商品であって⑴の要件を満たさないもののうち、当該作物保険計画の売却完了日又は保険外作物援助計画手数料の納付日が2008年8月14日前であったものについては、当該保険商品又は保険外商品の適格生産者が、2008年10月13日から90日以内に、長官に対し、⑴の規定に基づいて要求される適用可能な保険外作物援助計画手数料又は壊滅的危険保護計画手数料に相当する額の手数料を納付した場合には、⑴の規定を免除する。

⑸　衡平上の救済

(A) 一般

長官は、長官が決定するところに従い、その他の点で不適格であるか又は (1) の要件を意図せずに満たしていない農場の適格生産者に対し、個々の場合に応じて公平な救済を与えることができる。

(B) 2008年作物年度

長官は、2008年作物年度において保険商品又は保険外商品に損失を被った農場の受給資格のある生産者の場合には、連邦作物保険法(7 U.S.C.第1501条以下。)及び無保険作物支援計画に基づく作物保険の売渡し期間の終了日後にこの編の制定により受給資格のある生産者が⑴の要件を満たさなくなった場合に、衡平な救済を提供するために特別の考慮を払う。

⑹　僅少例外

(A) 一般

 ⒝に基づく援助の適用において、長官は、農場の適格格生産者の選択により、次のものについて⑴の適用を免除する。

(i) 適格生産者の農場の総作付面積のうち当該農場において経済的意義を有しない部分については、長官が定めるところによる。

(ii) 保険に加入していない作物災害援助補償を購入するために必要な行政手数料が当該補償の価額の10%を超える作物の場合。

(B) 土地の処理

長官は、⒜に基づいて免除される作物の価額については、 ⒝⑶に基づく補助的歳入補助プログラム保証及び⒝⑷に基づく農業収入の合計を計算する際に考慮してはならない。

⑺ 2008年移行支援

(A) 一般

⑷(A)に規定する適切な手数料を適時に納付しなかった農場の適格生産者は、次の場合には、(B)の規定に従って本条の規定に基づく援助を受ける資格を有する。

(i) 2009年2月17日後90日以内に⑷(A)に記載されている該当する手数料を納付すること

(ii)(I) 当該農場における適格生産者の各保険商品(7 U.S.C.第1501条以下。) (同法に基づく作物保険パイロット事業を除く)であって、放牧地を除くものについて、当該農場の適格生産者が、予想市場価格の100%で補償される記録済みの若しくは評価済みの平均収穫量の70%以上に相当する補償率で穀物保険に加入することができる次の保険年度の連邦作物保険法による保険契約若しくは保険計画又はこれらに相当する補償率を取得することを合意すること。

(II) 農場の適格生産者の各保険対象外商品の場合、保険が利用可能な翌年の保険対象外作物援助プログラムのために、必要な書類を提出し、適用される州提出期限までに行政手数料を支払うことに合意する。

(B) 扶助額

(A)の要件を満たす農場の適格生産者は、当該農場の適格生産者と同様に、この条の規定に基づく援助を受ける資格を有する。

(i) 農場の適格生産者の保険商品ごとに、予想市場価格の100%で補償される記録済みまたは評価済みの平均収量の70%以上を超えない補償範囲レベルで、2008作物年度の保険証券または保険計画を取得していること、または同等の補償範囲;および

(ii) 農場の適格生産者の各保険外商品の場合は、適用される州の提出期限までに、2008作物年度の保険外作物援助プログラムのために必要な書類を提出し、管理費を支払った。ただし、補償のレベルを決定する際に、長官は適用される収量の70%を使用しなければならない。

(C) 衡平上の救済

(D)に規定する場合を除き、⑷(A)に規定する期限前に⑴の要件を満たし、かつ、受給資格を有する農場の受給資格のある生産者であって、2008作物年度中の生産損失について本条に基づく災害援助支払を受ける資格を有するものは、次のいずれか大きい方の額に等しい額を受給する資格を有する。

(i) 当該農場の適格生産者が(B)の規定に基づく適当な手数料を納付していたとしたならば(B)の規定に基づいて算定された額は

(ii) 次のようにして、⒝⑶(A)に基づいて計算した額

(I) 当該パラグラフ (i) 中「120%」を「115%」に読み替える

(II) (ii) 中「125」を「120%」に読み替える。

(D) 制限

このパラグラフの規定に基づいて利用可能とされた額については、長官は、いかなる生産者も、2009年2月17日前に同等以上の水準の作物保険を購入した同様の状況にある生産者が受けた援助の額を超える額について、このパラグラフの規定に基づく支払を受けないことを確保するために必要な調整を行うことができる。

(E) 長官の権限

長官は、その決定するところに従い、2008年の作物年度において生産損失を受け、複数年にわたる生産損失を生じた農場の有資格生産者に衡平な待遇を与えるため、長官が適当と認める追加的な援助を提供することができる。

(F) アクセスの欠如

この条の他のいかなる規定にもかかわらず、長官は、次の条件を満たす農場の有資格生産者に対して本条に基づく援助(複数年にわたる支援を含む)を提供することができる。

(i) 2008年の収穫年の間に自然の原因による生産損失または複数年の生産損失を被った

(ii) 長官の決定によると次のいずれでもある。

(I)(aa) (bb) に規定する場合を除くほか、サブタイトルAに規定する保険に加入することができないこと。

(bb) 長官が優良農業慣行であると決定した1つ又はそれ以上の農場における適格生産者の営農方法が、合衆国の他の地域における同一作物の生産者によって使用される営農方法と著しく異なるため、書面による合意の資格を有しない;および

(II) 1996年連邦農業改善改革法第196条の規定によ基づく無保険の穀物災害援助計画の対象とはならない。

⒣ 支払制限

⑴ 法人及び人の定義

このサブセクションにおいて、 「法人」及び「人」とは、 1985年食料安全保障法（2008年食料・保存・エネルギー法第1603条により改正されたもの)第1001条⒜において規定するものをいう。

⑵ 金額

本条(⒡に基づいて受領した支払金を除く)に基づいて個人又は法人(合弁会社及び合名会社を除く)が直接又は間接に受領する災害援助支払の総額は、いかなる作物年度においても10万ドルを超えてはならない。

⑶ AGIの制限

1985年食料安全保障法第1001D条又はこれを承継する規定が、本条に基づいて提供される援助に関して適用される。

⑷ 直接帰属

直接の帰属に関する1985年食料安全保障法第1001条⒠及び⒡又はその後継規定は、この条に基づいて提供される援助に関して適用される。

⑸ 経過規則

2007年9月30日に施行された1985年食料安全保障法第1001条、第1001A条、第1001B条及び第1001D条は、2008作物について引き続き適用される。

⒤ 有効期間

この条は、長官が決定する、 2011年9月30日以前に発生した災害、悪天候又はその他の環境条件の結果として生じた損失についてのみ効力を有する。

⒥ 重複支払い禁止

災害援助支払(連邦穀物保険法(7 U.S.C.1501以降。)に基づいて行われる補償を除く。)及び1996年連邦農業改善改革法第196条を行うその他のプログラムを実施する場合、長官は、ある者が⒝ 、⒞、⒟ 、⒠又は⒡に基づく支払を受けるのと同一の損失について、重複した支払を行わないものとする。

第902条　農業災害救済信託基金

⒜ 信託基金の創設

この条に定めるところにより当該信託基金に繰り入れ又は繰り入れることができる額から成る「農業災害救済信託基金」を合衆国財務省に設置する。

⒝ 信託基金への振替

⑴ 一般

農業災害救済信託基金に、2008年度から2011年度までの間に米国財務省の一般財源から米国の統一関税率表に基づいて消費のために輸入又は蔵出した物品に課される関税の3.08%に相当する金額を、充当する。

⑵ 見積金額

この条に基づいて予算に計上された金額は、少なくとも毎月、合衆国財務長官が行った見積りに基づいて、合衆国財務省の一般基金から農業災害救済信託基金に移転される。事後的に移転された金額については、事前の見積りが移転に必要な金額を超過していたか又はそれ未満であった場合に限り、適切な調整を行うものとする。

⑶　農業災害救済信託への拠出の制限

農業災害救助信託基金から支出した金額でこの条の規定により認められないものは、その支出の日以後は、農業災害救助信託基金に繰り入れてはならない。支出が許可されているか否かの決定は、次の事項を考慮することなく行う。

(A) この編又は歳入法に含まれていない又は言及されていない法律の規定であるか

(B) 当該法律の規定がその後に制定された規定であるか否か、又は直接若しくは間接にこのパラグラフの適用を除外しようとするものであるか。

⒞　管理

⑴　報告

財務長官は、農業災害救済信託基金の受託者となり、当該信託基金の前年度における財政状態及び業務の実績並びに当該年度以降の四会計年度におけるその予想される状況及び業務について、毎年、議会に年次報告書を提出する。当該報告書は、当該報告書が作成される議会の下院文書として印刷される。

⑵ 出資

(A) 一般

財務長官は、農業災害救済信託基金のうち、その時点での引き出しを満たすために必要と判断されない部分を投資する。このような投資は、米国の利子負担債務においてのみ行うことができる。そのような目的のために、次のような義務を取得することができる。

(i) 発行価額で当初の発行価額

(ii) 市場価格での未払い債務の購入によって。

(B) 債務の売却

農業災害救済信託基金が取得した債務は、財務長官が市場価格で売却することができる。

(C) 一定額の利息

農業災害救済信託基金に属する債務の利子及びその売却又は償還金は、農業災害救済信託基金に繰り入れられ、その一部となる。

⒟　信託基金の支出

農業災害救済信託基金の額は、第901条又は合衆国法典第7編第1531条(2008年の食料・保存・エネルギー法の制定日に施行されているもの)に基づいて生じた合衆国の義務を履行するための支出に充てるために使用することができる。

⒠　借入権限

⑴ 一般

農業災害救済信託基金の目的を達成するために必要な金額を前受金として農業災害救済信託基金に充当することが認められている。

⑵ 前受金の返還

(A) 一般

農業災害救済信託基金への立替金は、長官が当該信託基金において資金を利用することができると決定したときは、国庫の一般基金に払い戻され、かつ、当該立替金の利息が支払われる。

(B) 利率

このパラグラフに従って行われる前受金の利息は、以下の通りとする。

(i) 満期までの残存期間が予想される期に対応する米国の市場性ある債務の現在の平均市場利回りと等しくなるように財務長官(繰り上げが行われる月の前の暦月の終わりの時点で)が決定した利率

(ii) 毎年複利計算される。

第903条　管轄

合衆国上院において第901条又は第903条を改正する法律案は、上院財政委員会に付託される。

1. 2020年7月までの改正を盛り込みずみ。 [↑](#footnote-ref-1)
2. 訳注：⒟は、1988年包括通商競争力法第1601条⒝により追加された条文であるが、⒟⑶の(A)から(C)までに引用されている条文は、いずれも1930年関税法の条文である。従って本来は、1930年関税法第７編のようにするべきものであるが、かえって(D)は、1974年通商法第３編としている。起案者が、1974年通商法ではなく、1930年関税法と錯覚した気もするが、原文どおり訳しておく。 [↑](#footnote-ref-2)
3. 訳注：合衆国の下院には各州から選出される議員の他、代表(Delegate)（ワシントンDC、バージン諸島、グアム、サモアから各１名選出）、属領代表(Resident Commissioner)（プエルトリコから１名選出）、と呼ばれる議員がおり、憲法上の正規の議員ではないため本会議における表決権こそないが、議案の提出、委員会における表決等を含め、正規の下院議員とほとんど同じ権利を有している。 [↑](#footnote-ref-3)
4. 訳注：この条は、施行されなかった。1988年包括通商競争力法第1430条⒞参照。 [↑](#footnote-ref-4)
5. 訳注：この条は、適用されない。第285条⒞、1988年包括通商競争法第1430条⒝及び1990年８月23日付け決定第90-34号連邦官報第55巻34889ページを参照。） [↑](#footnote-ref-5)
6. 訳注：(ii)中、(B)⒤(iv)とあるのは、(B)⒤(III)の誤りと思われる。 [↑](#footnote-ref-6)
7. 訳注：原文どおりだが、本来は「この章において」とすべきもの。 [↑](#footnote-ref-7)
8. 訳注：原文どおりだが、本来は「この章において」とすべきもの。 [↑](#footnote-ref-8)
9. 訳注：原文は、「Committees」。次のＩＴＣとの区別のため、「議会委員会」とした。 [↑](#footnote-ref-9)
10. 訳注：原文どおりだが、本来は「この章において」とすべきもの。 [↑](#footnote-ref-10)
11. 訳注：原文は、「Commission」。 [↑](#footnote-ref-11)